

大田区基本計画

大田区持続可能な自治体経営実践戦略

〔 2025 — 2032 〕



令和7年3月

誰もが住み続けたい大田区へ

区は、令和6年3月に策定した新たな基本構想で、将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げました。これを実現するための道筋となるのが、この基本計画で、より具体的なビジョンを掲げています。

めざすビジョンは3つ、「心豊かに日々の生活を送れるまち」「機能的な都市づくりが進むまち」「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」です。区民の皆様の生活を支えるソフト施策の充実や、将来を見据えたハード整備に加え、今や我々の生活に欠くことのできないデジタルの視点から、めざすまちの姿を描きました。区民の皆様と力を合わせながら、このビジョンを実現し、こども・若者から高齢の方まで、皆様から「住み続けたい」と思っただけの大田区をつくってまいります。

ビジョンに加え、課題にもしっかりと向きあっています。「少子化」「つながりの希薄化」「担い手不足」、これらを分野横断的かつ中長期的に取り組むべき共通課題として明確化することで、地に足の着いた計画といたしました。また、区を取り巻く国内外の情勢がめまぐるしく変化する中においても、計画の実効性を高めるための仕組みも導入しています。基本計画と一体で策定し、個々の事業を定めた実施計画は、状況の変化や検証評価を踏まえ、毎年度、更新することとしました。スピード感と柔軟性を持って計画を進めてまいります。

計画を着実に推進するためには、区が有する限られた経営資源を最大限、有効に活用する必要があります。このため、自治体としての区を運営するに当たっての考え方等をまとめた、持続可能な自治体経営実践戦略を、基本計画と合わせて策定しました。新たに定めた経営理念のもと、人材育成、業務の効率化、多様な主体との連携・協働、情報発信、強靱な財政基盤の構築、公共施設マネジメントなど、幅広い取組を実践してまいります。

結びに、計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。



令和7年3月
大田区長

鈴木 晶 雅

■大田区基本計画

003 第1章 計画の基本的な考え方

- 004 1 計画の目的
- 004 2 計画の期間
- 005 3 計画の位置付け
- 005 4 計画の進行管理

007 第2章 計画策定の背景

- 008 1 大田区の現状
- (1) 位置、場所、面積、地域区分 (6) 財政見通し
- (2) 大田区の特徴 (7) 職員数見通し
- (3) これまでの総合計画とまちづくりの進展 (8) 公共施設マネジメント
- (4) 人口の現状と将来推計 (9) 公民連携の取組
- (5) 都市構造 (10) S D G s の推進
- 033 2 踏まえるべき社会動向
- (1) こども・若者を取り巻く状況 (7) 産業経済を取り巻く状況
- (2) 高齢者を取り巻く状況 (8) 自然環境の変化
- (3) 多様性を尊重する社会の推進 (9) 大規模自然災害の発生
- (4) 地域コミュニティの変化 (10) 都市づくりの動向
- (5) 人生100年時代の到来 (11) デジタル技術の進展
- (6) 地域共生社会の実現に向けた動き

041 第3章 8年後の大田区

045 第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題(共通課題)

049 第5章 施策

- 050 1 施策の体系
- 052 2 各施策

基本目標1 未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

- 056 施策1－1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり
- 060 施策1－2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
- 064 施策1－3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
- 068 施策1－4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

- 074 施策2－1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備
- 078 施策2－2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進
- 082 施策2－3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実
- 084 施策2－4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
- 088 施策2－5 人々の相互理解と交流の促進
- 092 施策2－6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実
- 096 施策2－7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備
- 098 施策2－8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承
- 100 施策2－9 生涯にわたる学びの支援

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

- 106 施策3－1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
- 110 施策3－2 持続可能な循環型社会の構築
- 112 施策3－3 区内企業の自己変革の促進
- 114 施策3－4 ものづくりの次世代への承継と立地支援
- 118 施策3－5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
- 120 施策3－6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

- 126 施策4－1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現
- 130 施策4－2 地域力を活かした防災対策の推進
- 134 施策4－3 治安がよい美しいまちの実現
- 138 施策4－4 地域の魅力を活かした拠点づくり
- 142 施策4－5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
- 146 施策4－6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
- 150 施策4－7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
- 152 施策4－8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり
- 154 施策4－9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

157 第6章 資料編

158 1 基本計画策定の経過

- (1) 大田区基本計画懇談会の概要 (2) 区民参画の概要

162 2 大田区基本構想

- (1) 基本理念(基本構想全体を貫く考え方) (3) 基本目標(将来像を実現するためのまちの姿)
- (2) 将来像 (4) 基本構想を実現するために

166 3 個別計画一覧

173 4 指標一覧

188 5 施策の方向性とS D G s ゴールとの関係

- (1) S D G s 17の目標 (2) 関係性対応表

■大田区持続可能な自治体経営実践戦略

204 第1章 策定の背景と目的

205 第2章 経営理念

206 第3章 取組の柱

- 1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化
- 2 多様な主体との連携・協働の推進と戦略的な情報発信
- 3 強靱な財政基盤の構築と公共施設マネジメントの推進

大田区 基本計画

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の進行管理



計画の基本的な考え方

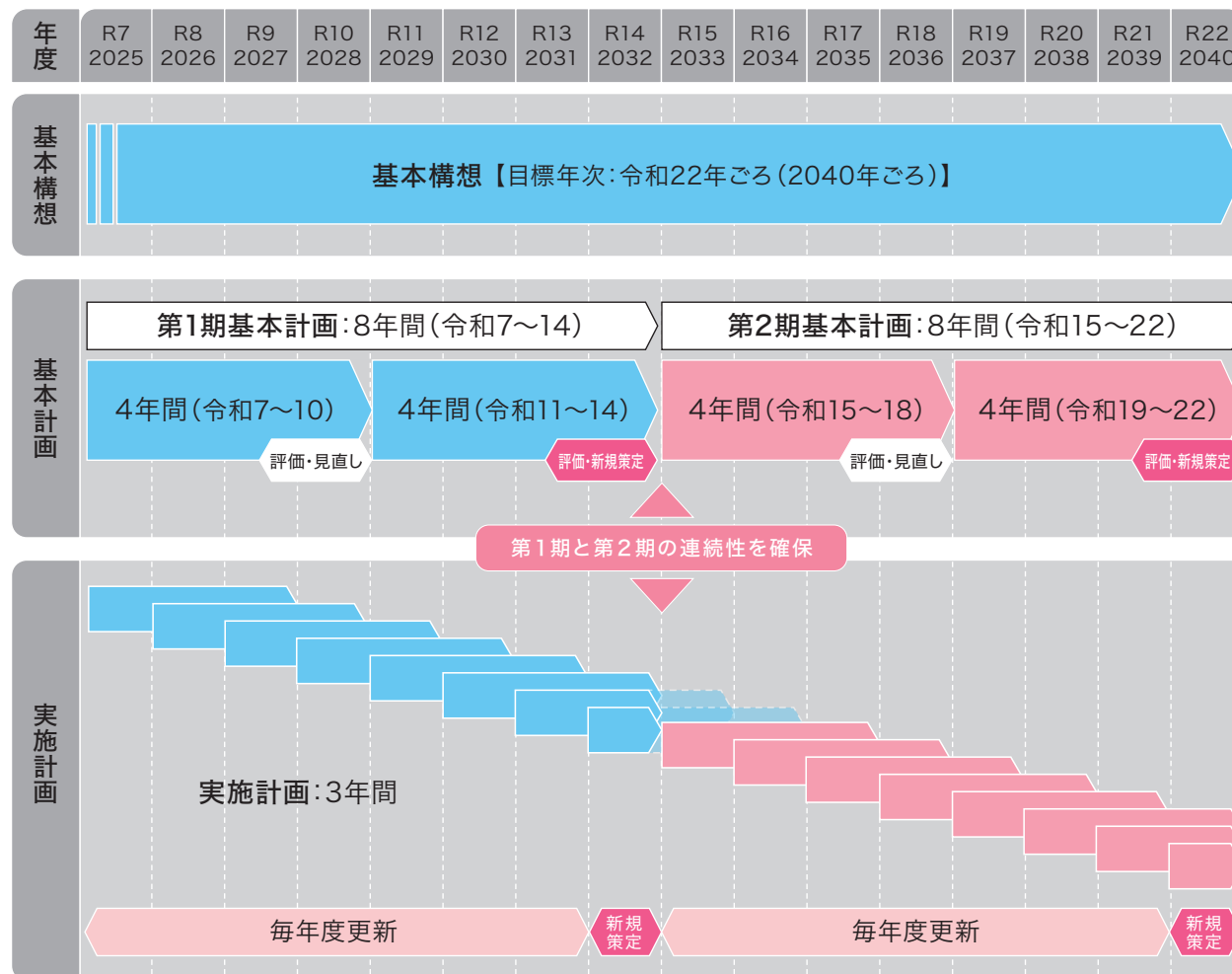
1 計画の目的

基本計画は、区の施策を総合的かつ体系的に示すことにより、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現することを目的としています。

2 計画の期間

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次としています。

基本計画の計画期間は、令和7年度から令和14年度（2032年度）までの8年間を第1期、令和15年度（2033年度）から令和22年度（2040年度）までの8年間を第2期とし、今回策定したのは第1期です。それぞれ4年目に中間見直しを行い、それまでの評価や区を取り巻く状況の変化を踏まえた見直しを行います。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度、更新します。

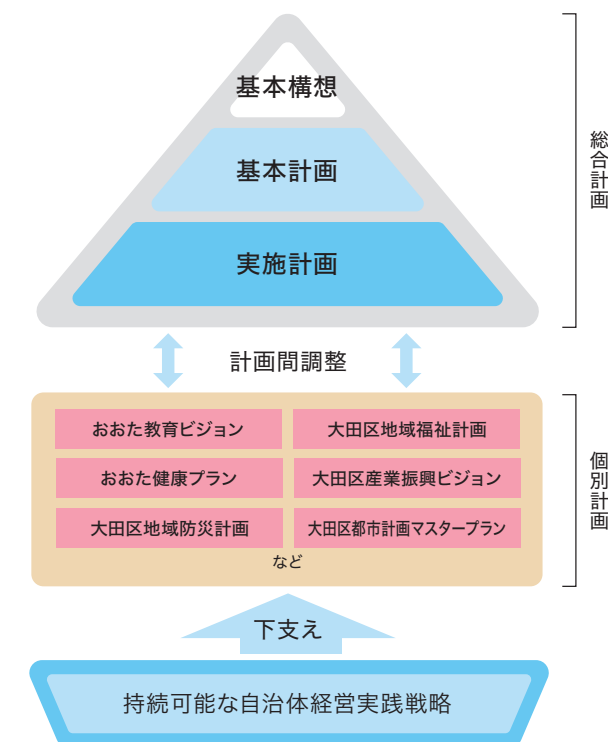


3 計画の位置付け

基本構想、基本計画、実施計画を合わせて、総合計画と位置付け、総合計画と個別計画は、計画間調整を図ります。

総合計画及び個別計画を下支えするものとして、区の経営資源*を最適化し、最大限に活用することで、持続可能性を確保する「持続可能な自治体経営*実践戦略」を位置付けます。

基本構想：令和22年ごろ（2040年ごろ）の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにした、区の最上位の指針
基本計画：基本構想で掲げた将来像を実現するための施策等をまとめたもの
実施計画：基本計画の施策等を推進するための具体的な事業及びその年度別計画をまとめたもの



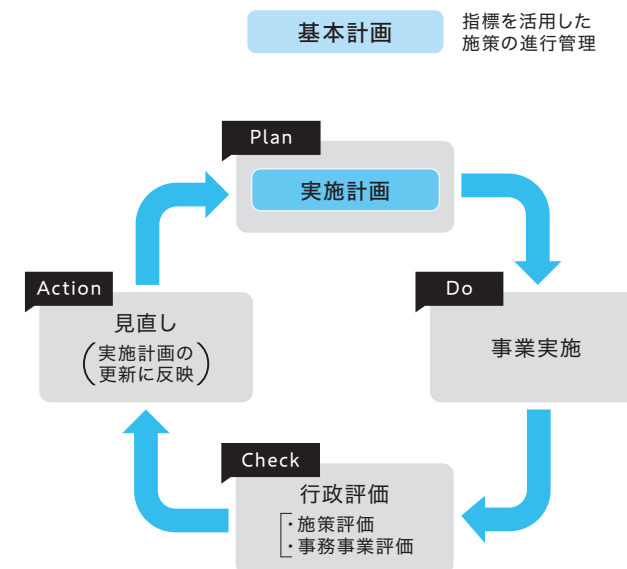
※総合計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の目的や内容を備えていることから、「大田区デジタル田園都市国家構想総合戦略」として位置付けます。

4 計画の進捗管理

基本計画では、施策ごとに指標（数値目標）を設定しています。進捗管理に当たっては、この指標を活用した施策評価を行います。

また、実施計画の更新に当たっては、施策評価及び事務事業評価の結果を反映します。評価結果は公表し、区の説明責任を果たすとともに、透明性や事業の質の向上につなげます。

基本計画で定める指標は、必要に応じて追加、削除及び修正を行います。



第2章

計画策定の背景

- 1 大田区の現状
- 2 踏まえるべき社会動向



第2章 計画策定の背景

1 大田区の現状

(1) 位置、場所、面積、地域区分

大田区は東京23区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。また、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。

総面積は61.86km²で、23区で最も面積が大きい区です。

区西部の多摩川沿いに位置し、水とみどり*に恵まれ、自然との調和がとれた、閑静な住宅街が広がる地域で、湧水や池、小川なども多く、自然に親しみくつろげるエリア

海苔づくりの歴史に触れることができる海岸沿いの地域から、大森貝塚や馬込文士村など、歴史と文化の香りを感じることができる内陸地域まで、様々な顔を持つエリア



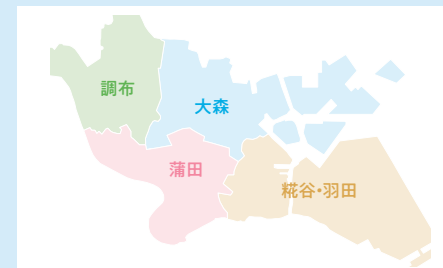
多摩川に面し豊かな自然が残る一方、多くの人でにぎわう蒲田駅があるほか、大小様々な事業所、ものづくりの工場、住宅地が混在するエリア

東側に羽田空港があり、国際都市おおた*の玄関口である一方、みどり豊かな多摩川に面しており、河口付近ではたくさんの珍しい生き物が生息し、自然との調和がとれたエリア

(2) 大田区の特徴

面積

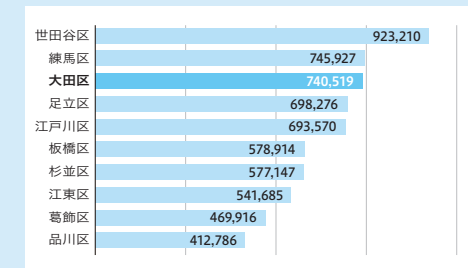
61.86km² 23区で1位



資料：全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）
（令和6年10月1日時点）

人口

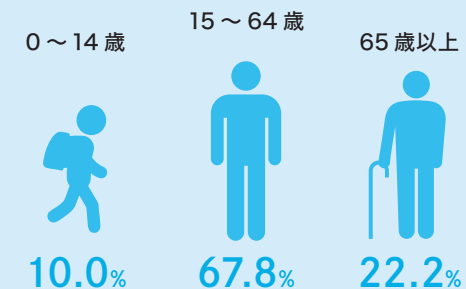
総人口は23区で3位



資料：住民基本台帳による世帯と人口：毎月（東京都）を基に作成
（令和7年1月1日時点）

年齢

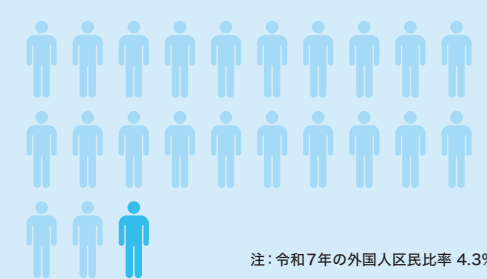
年齢構成



資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

外国人

区民のおよそ23人に1人が外国人

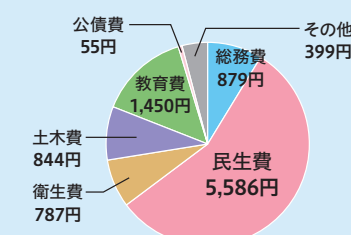


注：令和7年の外国人区民比率 4.3%

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

財政

区の歳出を1万円とすると…



最も大きい歳出は民生費、5,586円

資料：OTAシティ・マネジメントレポート(令和5年度決算版)を基に作成

空港

世界とつながる日本の玄関口、羽田空港



ものづくり

製造業事業所数は都内最多！



商業

商店街数は都内最多！



新産業創造・発信拠点

イノベーション*拠点
「羽田イノベーションシティ*」



銭湯

銭湯数は都内最多！
「黒湯」が有名



SDGs

令和5年度、「SDGs未来都市*」・
「自治体SDGsモデル事業*」にW選定！



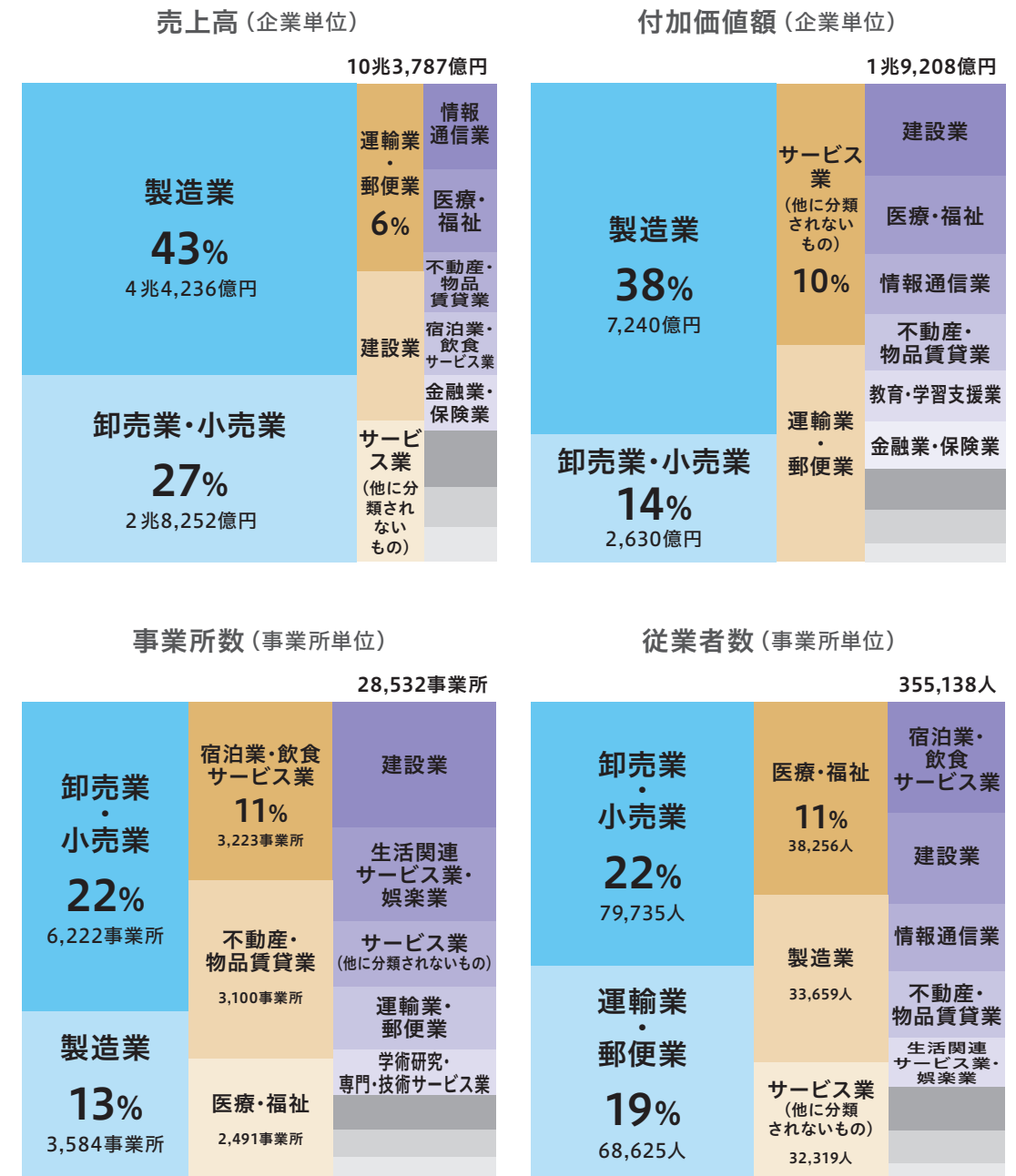
大田区公式PRキャラクター

大田区の特徴である
羽田空港、桜、銭湯をPR



産業構造

企業単位の売上高、付加価値額では製造業が最多、
事業所単位の事業所数、従業者数では卸売業・小売業が最多



注：表示単位未満を切捨て
資料：令和3年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）を基に作成

(3) これまでの総合計画とまちづくりの進展

ア 「大田区基本構想」(昭和57年度～)・

「大田区長期基本計画」(昭和58年度～平成12年度)

昭和57年に、21世紀をめざしたまちづくりのため、「安全で快適な、活力と思いやりのある、文化・福祉都市」を将来像として掲げた、大田区では初となる基本構想を策定しました。

大田区は、東京南部の工業地帯と住宅地の中核として発展していましたが、着実に進む高齢化や、産業構造の変化への対応、公害などによる居住環境の悪化などが解決すべき課題となっていました。

この時期以降、バブル経済の崩壊などの社会状況の変化がありましたが、区は、高齢化に対応した福祉サービスの充実や産業振興拠点の整備、生活環境及び都市基盤の整備などを進めました。

イ 「大田区長期基本計画 おおたプラン2015」(平成13年度～平成20年度)

前計画の目標年次となる平成13年度を迎える頃の社会は、ICT*技術の進展がグローバル化を後押しした時代でした。この頃は高齢化だけでなく、少子化についても社会課題としての認識が強まっていました。また、平成12年に都区制度改革が実施された結果、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、区民に身近な事務が東京都から区に移管されました。

計画策定以降の社会を取り巻く状況は、ライフスタイルの多様化、国際競争の激化など大きく変化しました。区では、子ども家庭支援センターの開設などの子育て支援体制の充実や産業集積*の維持・発展に向けた支援、京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業などを推進しました。



子ども家庭支援センター大森(キッズな大森)



京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業

ウ 「大田区基本構想」(平成20年度～)・

「大田区10か年基本計画 おおた未来プラン10年」(平成21年度～平成30年度)

平成20年に基本構想を策定し、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を将来像に掲げ、「地域力」「国際都市」を区政のキーワードにしました。

この10年間は、世界同時不況による長期的な経済停滞や少子高齢化の更なる進行、羽田空港の国際化、東日本大震災による防災意識の高まり、保育園待機児童の増加など、大きな社会状況の変化がありました。

区は、地域力の土台となる地域の担い手づくりや地域活動拠点の整備、地域力応援基金の創設による活動助成などによって、地域との連携・協力を強化することで、防災・防犯、福祉、子育て、教育など、様々な分野の地域課題解決に取り組み、「地域力」を活かしたまちづくりを推進しました。「国際都市」の実現に向けては、外国人区民も暮らしやすい生活環境整備や国際理解・国際交流などを推進しました。



国際交流の推進

エ 「おおた重点プログラム」(令和元年度～令和2年度)・

「新おおた重点プログラム」(令和2年度～令和6年度)

令和元年の台風19号の影響により、区内で大規模な被害が発生し、防災・減災を重視したまちづくりが、より強く求められるようになりました。

翌、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。区は、全事務事業の見直し・再構築を行うことで経営資源*を再配分し、区民生活及び区内経済を支える緊急対応等を迅速に実施しました。また、ポストコロナ*を見据えた、デジタル技術の活用による地域活動支援やICT教育の推進、公民連携や働き方改革等による新たな自治体経営*へのシフトなどを進めました。

令和4年6月、新空港線*の整備に関する都区負担割合を含む事項について、東京都と合意に至りました。同年10月には、第一期整備の整備主体となる第三セクター「羽田エアポートライン株式会社*」を設立するなど、新空港線を昭和57年の基本構想に位置付けて以来、実現に向けた大きな一歩を踏み出しました。令和5年11月には、新産業創造・発信拠点である「羽田イノベーションシティ*」がグランドオープンし、「先端」と「文化」の2つの産業を柱に、地域経済の活性化、国際競争力の強化を推進しています。



羽田イノベーションシティ

用語解説

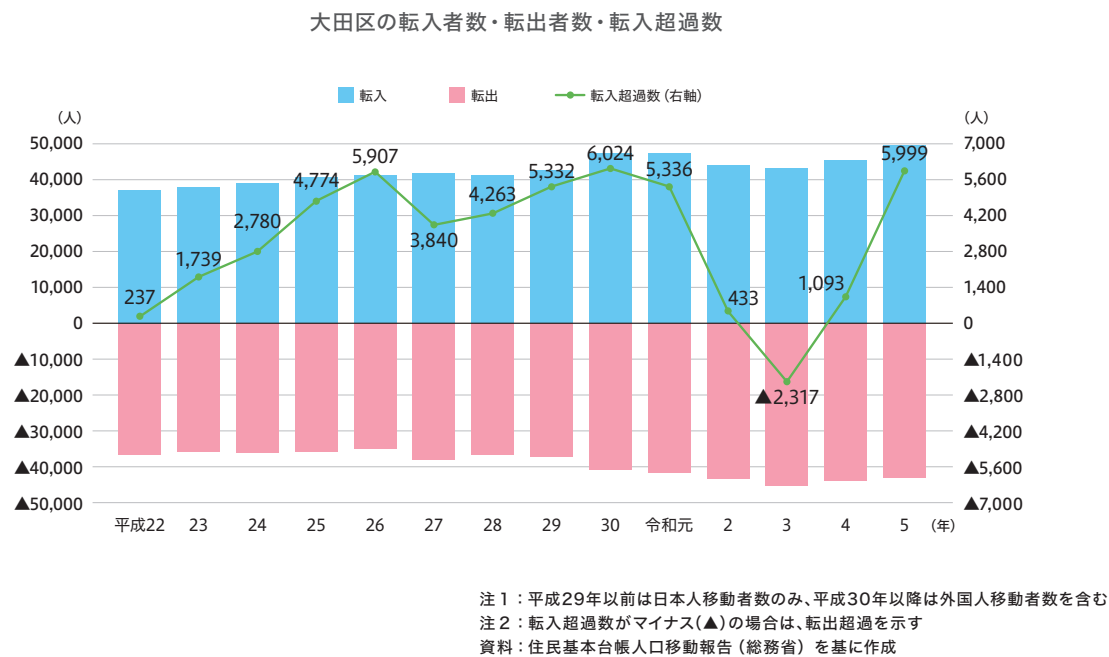
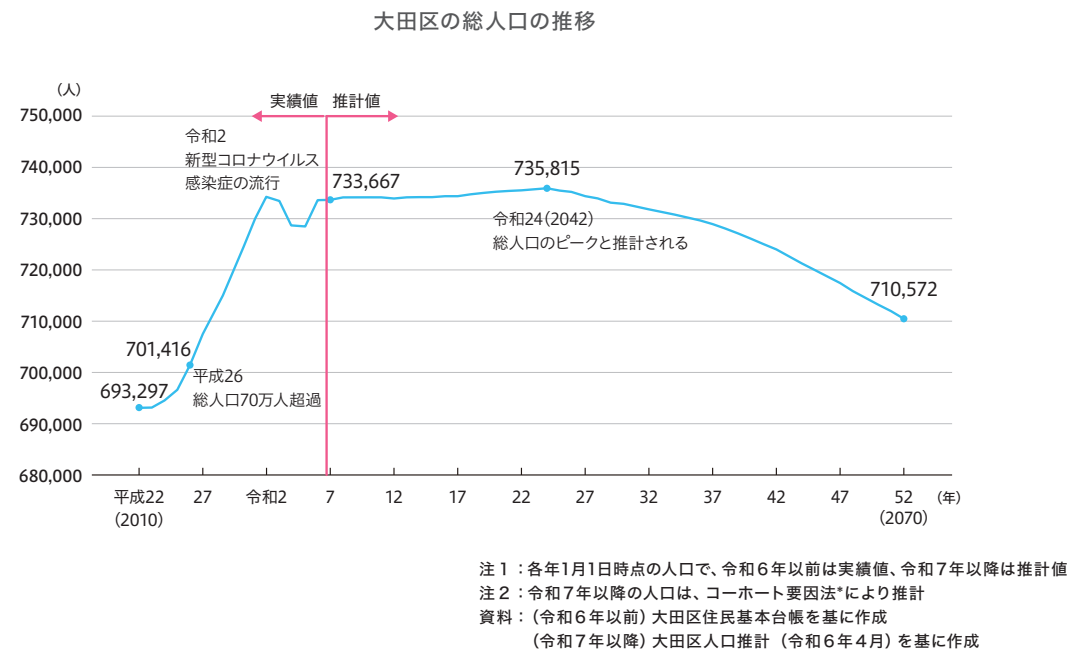
- ICT…P223 ●産業集積…P214 ●経営資源…P212 ●ポストコロナ…P221
- 自治体経営…P215 ●新空港線…P217 ●羽田エアポートライン株式会社…P220
- 羽田イノベーションシティ…P220

(4) 人口の現状と将来推計

ア 総人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成26年には70万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年は転入超過数が大幅に減少し、令和3年には2,000人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和5年に約6,000人の転入超過となったため、令和6年は前年比で総人口が増加しました。

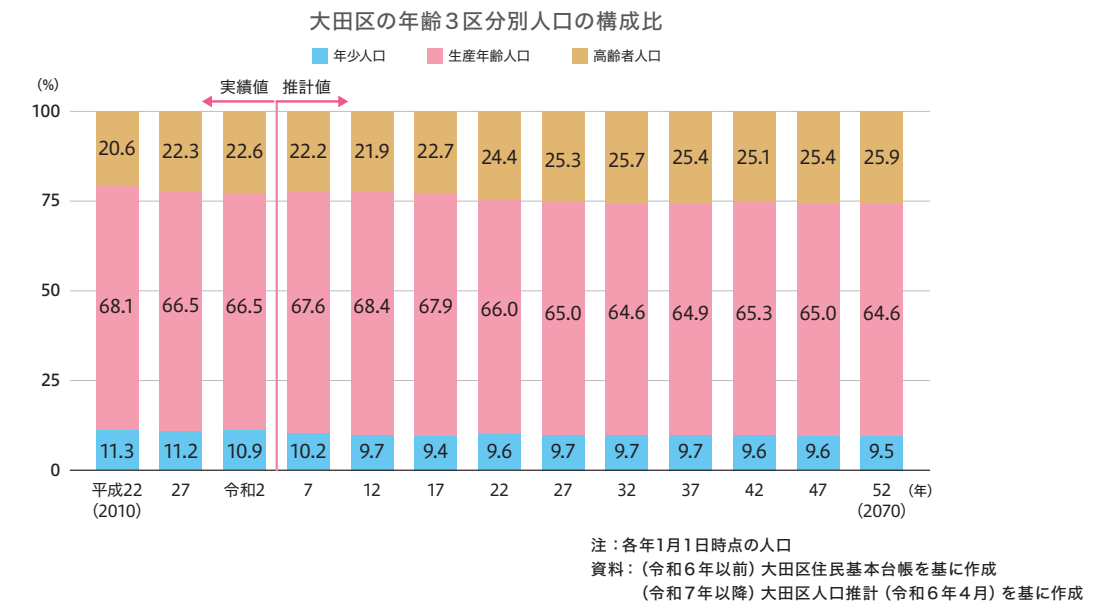
令和7年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和24年ごろ（2042年ごろ）をピークに減少傾向に転じる見込みです。



イ 年齢3区分別人口の構成比

近年、大田区における年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）の比率が減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上人口）の比率が増加傾向にありました。

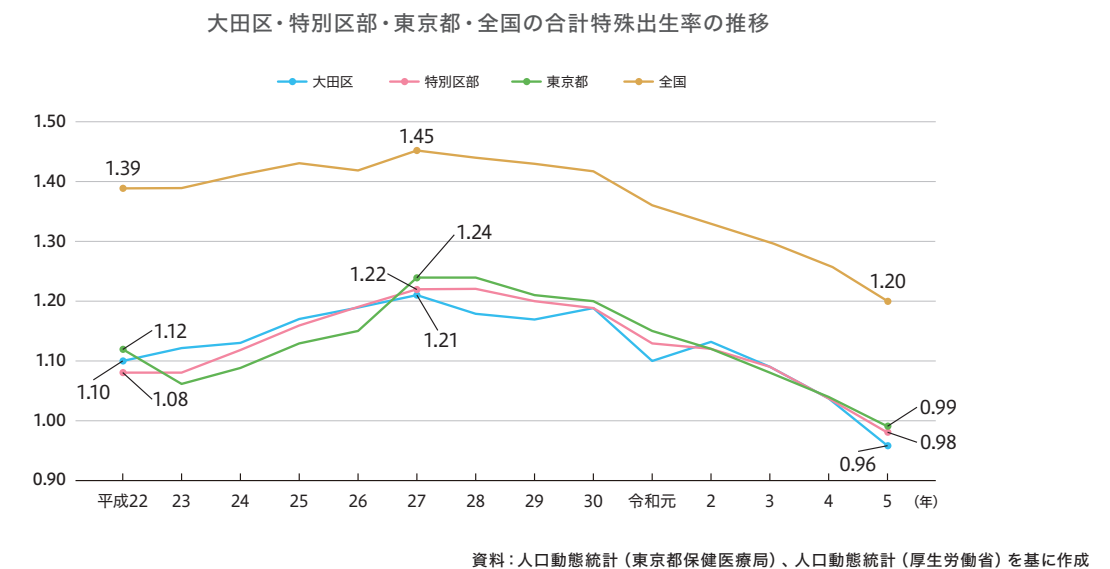
今後の推計としては令和22年（2040年）までの間に、年少人口の比率の減少が進む見込みです。中長期的には、生産年齢人口の比率の減少、高齢者人口の比率の増加が見込まれます。令和27年ごろ（2045年ごろ）には、大田区の総人口のうち約4人に1人が高齢者になると推計されています。



ウ 合計特殊出生率*の推移

大田区の近年の合計特殊出生率は、平成27年まで増加傾向にあり、その後はおおむね減少傾向で推移しています。

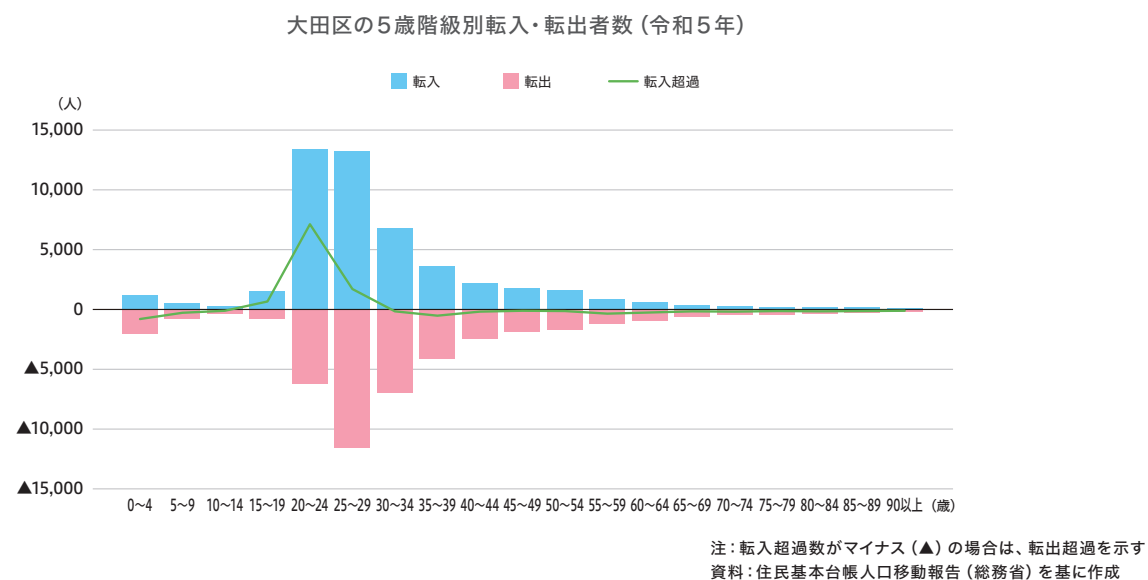
全国の合計特殊出生率と比較すると、大田区の合計特殊出生率はいずれの年においても全国を下回っています。特別区部及び東京都の合計特殊出生率と比較すると、平成26年までは特別区部及び東京都の合計特殊出生率を上回る年が多かったものの、平成27年以降は、特別区部及び東京都の合計特殊出生率を下回る年が多くなっています。令和5年には1を下回り、0.96になりました。



エ 年齢別転入・転出者数

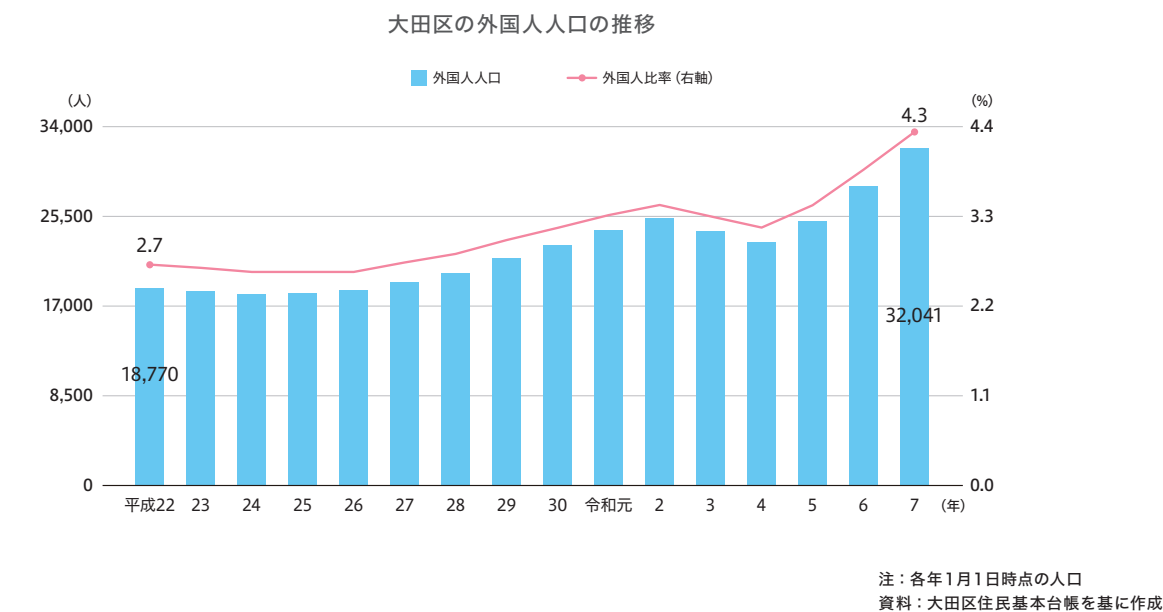
大田区の令和5年の5歳階級別の転入者数は、20～24歳が最も多く、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。5歳階級別の転出者数は25～29歳が最も多く、同様に年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。

5歳階級別の人口動態が転入超過となっている年代は、15～19歳、20～24歳、25～29歳のみですが、大田区全体では約6,000人の転入超過となっています。一方で、0～4歳及び35～39歳は転出超過の人数が他の年代と比べて多く、子育て世帯の流出が示唆されています。



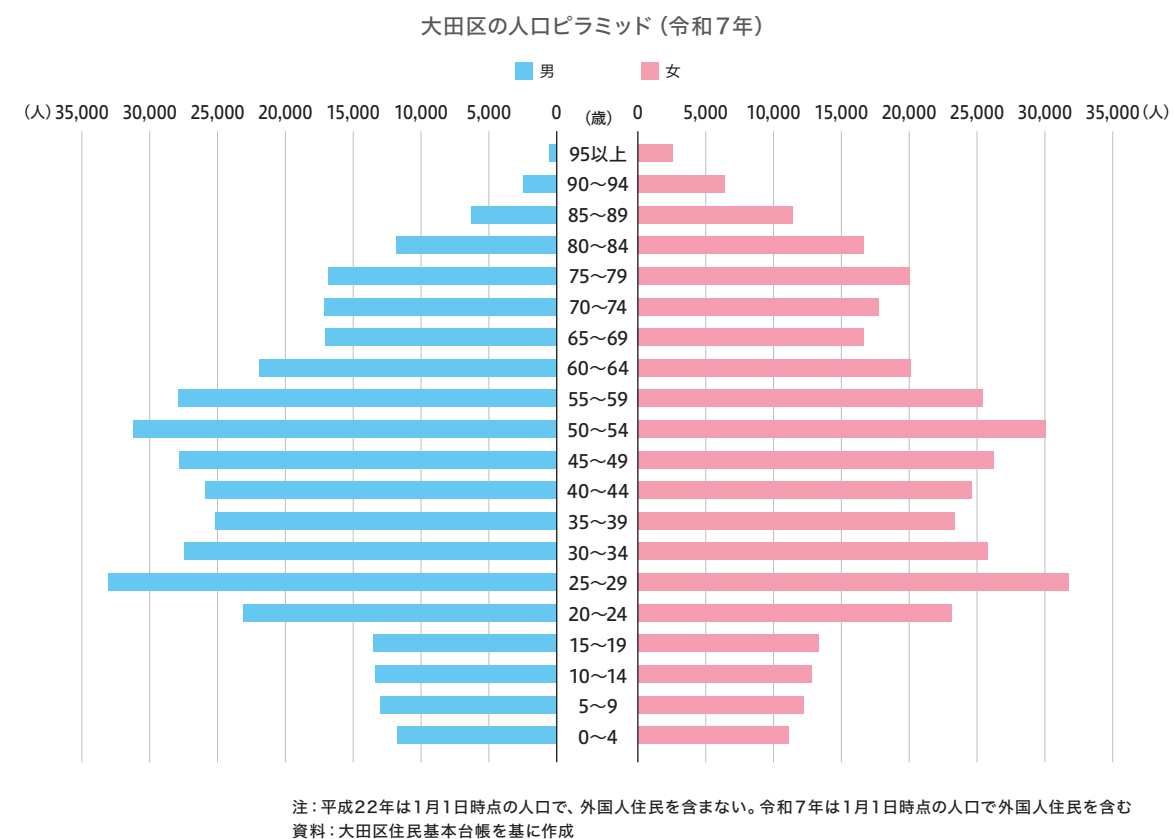
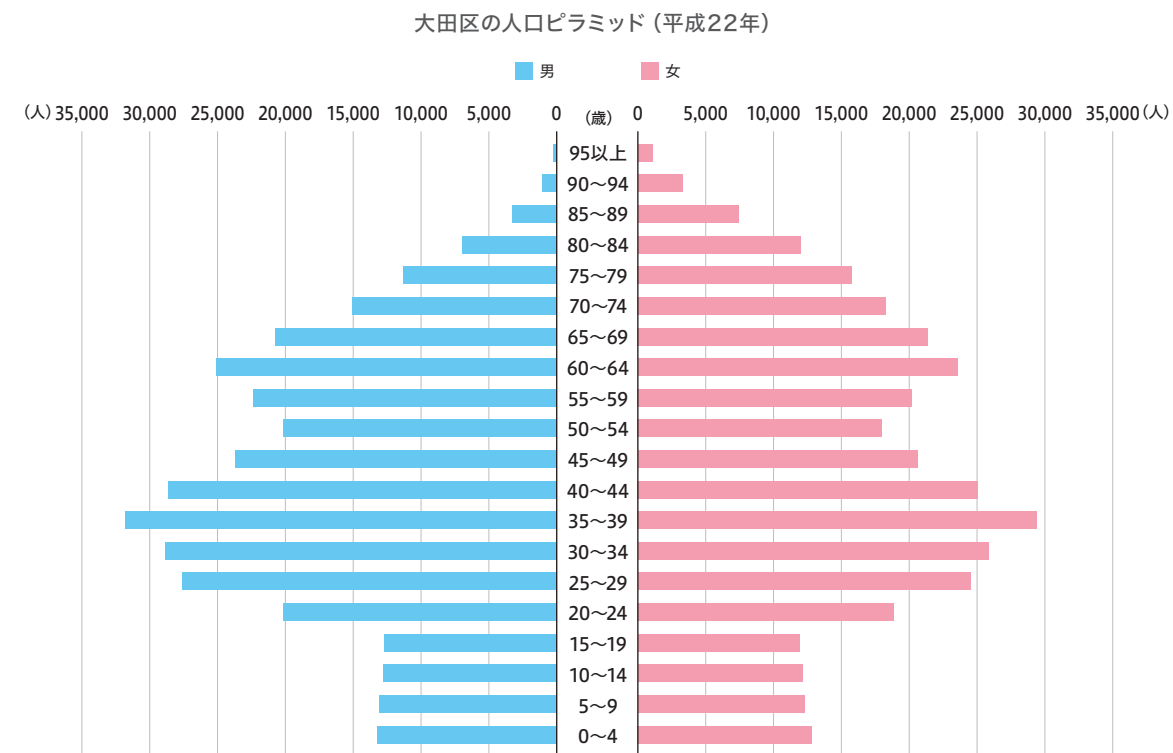
オ 外国人人口

大田区の外国人人口は、近年、おおむね増加傾向で推移しており、令和7年の外国人人口は、平成22年比で約1.7倍となっています。総人口に占める外国人人口の割合も増加傾向にあります。コロナ禍*の令和3年、令和4年は外国人人口が減少しましたが、それ以降は再び増加傾向に転じています。



カ 人口ピラミッド*

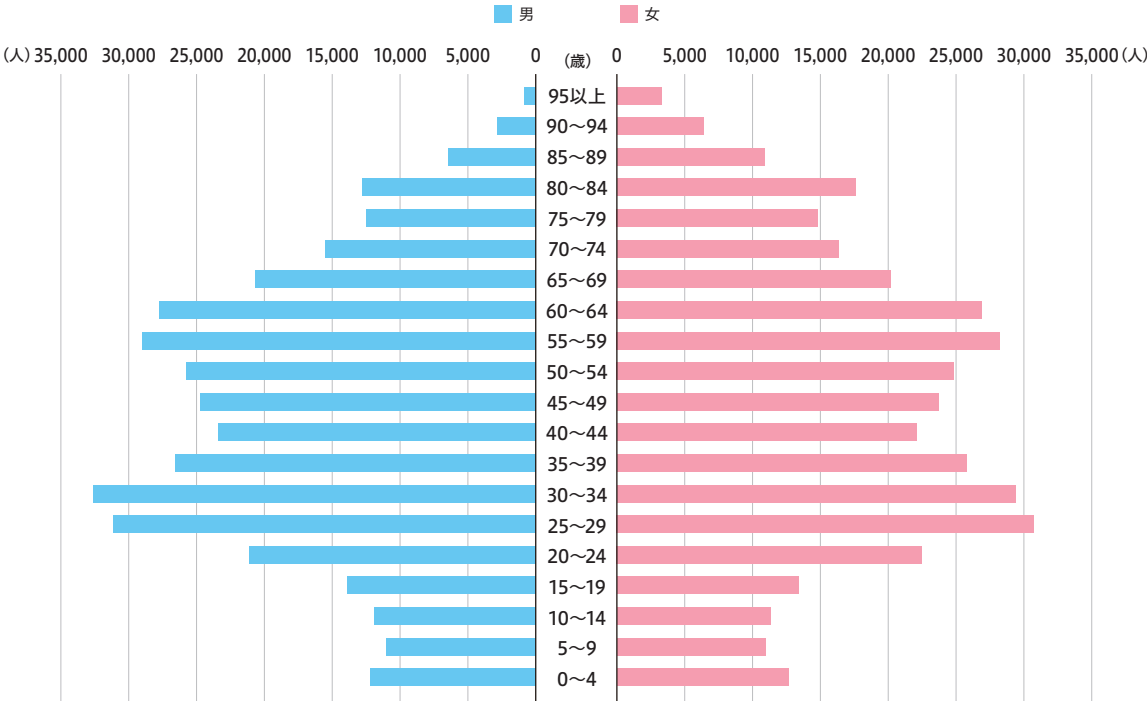
下図は大田区の人口ピラミッドで、男女別・年齢別の人口構成を示しています。平成22年の大田区では、男女いずれも35～39歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口が多くなっていました。一方で、令和7年の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで50～54歳人口が多くなっています。



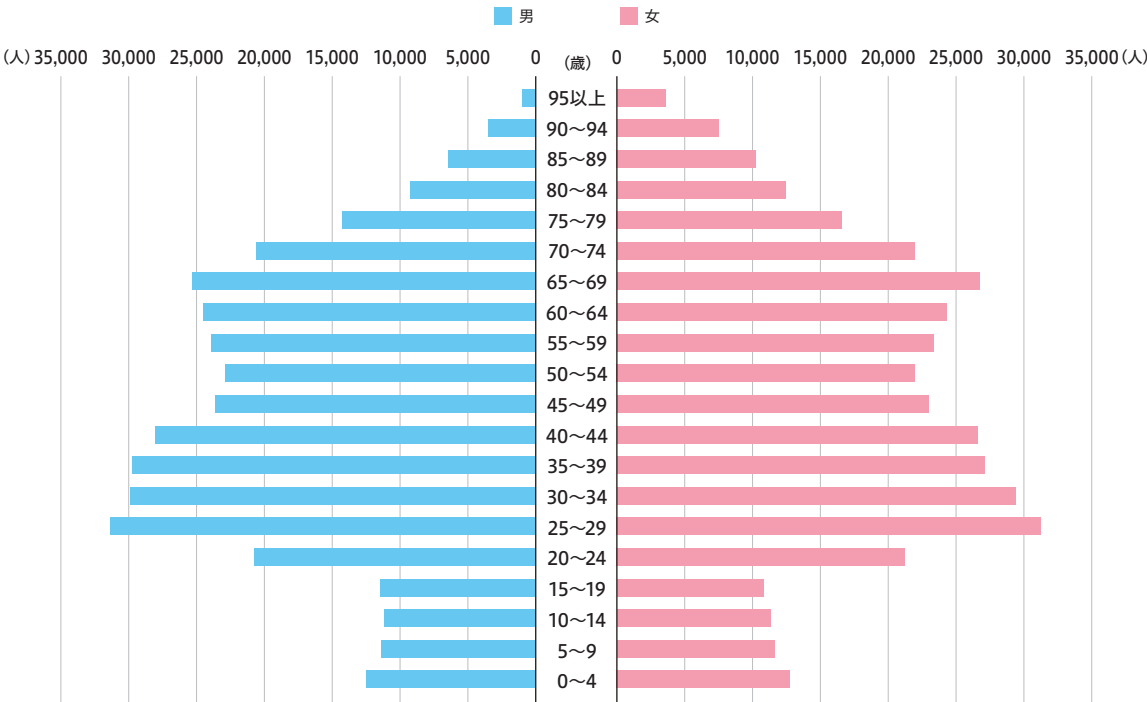
下図は令和14年（2032年）及び令和22年（2040年）の人口を推計し、その結果を人口ピラミッド*で示したものです。令和14年（2032年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口、30～34歳人口、55～59歳人口が特に多いと推計されています。

令和22年（2040年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口、35～39歳人口が多いと推計されています。

大田区の人口ピラミッド（令和14年（2032年））



大田区の人口ピラミッド（令和22年（2040年））



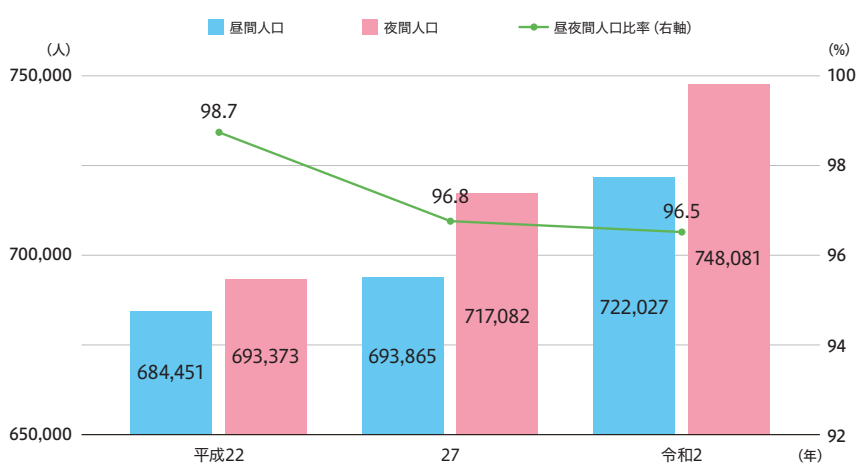
資料：大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

キ 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、昼間人口（従業地・通学地による人口）を夜間人口（常住地による人口）で除した値です。昼夜間人口比率が100%を下回っている場合、大田区へ他市区町村から通勤・通学する人口よりも、大田区から他市区町村へ通勤・通学する人口の方が多い状態（流出超過）であることを意味します。

大田区の近年の昼夜間人口比率は低下傾向で推移しています。また、いずれの調査年においても100%を下回っており、流出超過の状態が続いています。

大田区の昼間人口・夜間人口・昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査（総務省）を基に作成

(5) 都市構造

ア 地形特性

(ア) 区の北西部（台地部）

国分寺崖線及び南北崖線を境とした、武蔵野台地の東端にあたり、谷と丘が入り組んだ起伏のある地形です。関東大震災後住宅化が進み、田園調布、雪谷、久が原、馬込など、みどり*の多い住宅地となっています。

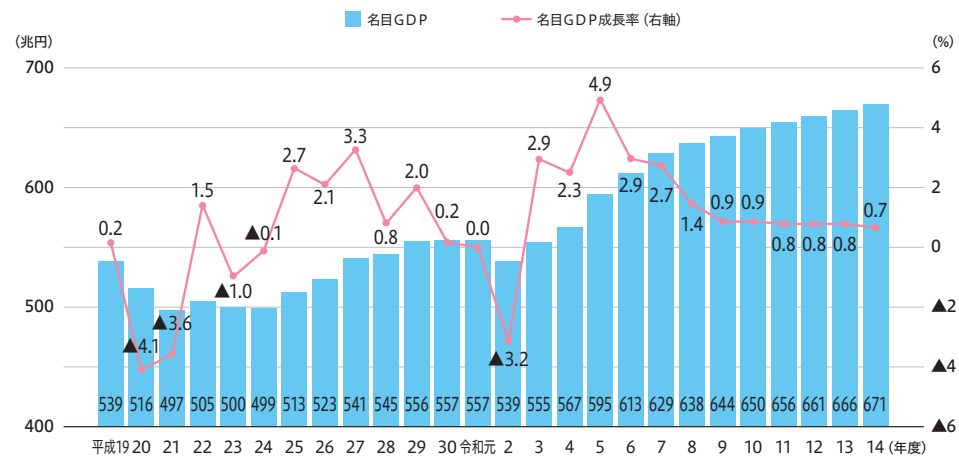
(イ) 区の中央部（低地部）

多摩川、呑川、内川が運んできた土砂が堆積した、比較的平坦な地形です。東海道の街道筋だった地域では、交通の要所となり、古くから人の往来が多く、大正期以降、中小工場が進出し、住宅や工場が近接する地域や商業地を形成しています。

(ウ) 区の東部（空港・臨海部）

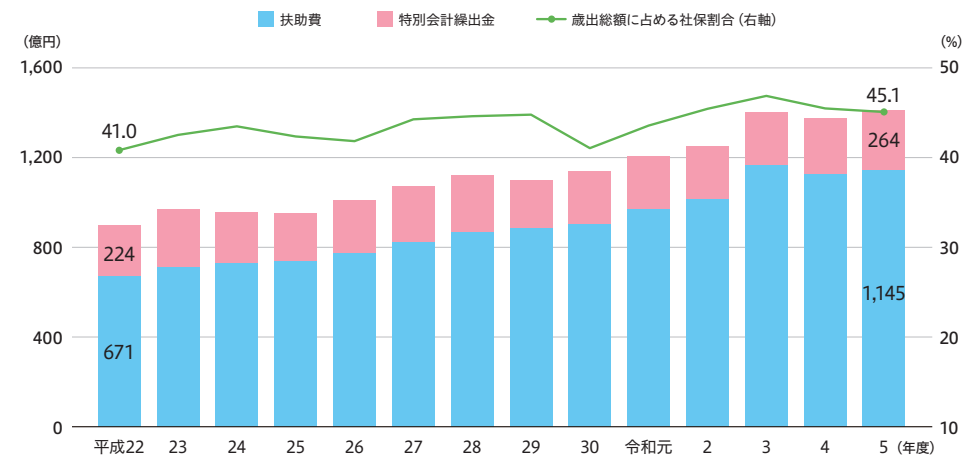
昭和の中頃から開始された埋立地からなる、平坦な地形です。空港をはじめトラックターミナルやコンテナふ頭、市場など物流施設のほか、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

名目 GDP と成長率の推移・見通し（過去投影ケース）



資料：中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）（内閣府）を基に作成

社会保障関係経費の推移（普通会計決算）



注：令和2年度の歳出総額は特別定額給付金を除く
資料：所管課実績を基に作成

(イ) 区財政の現状

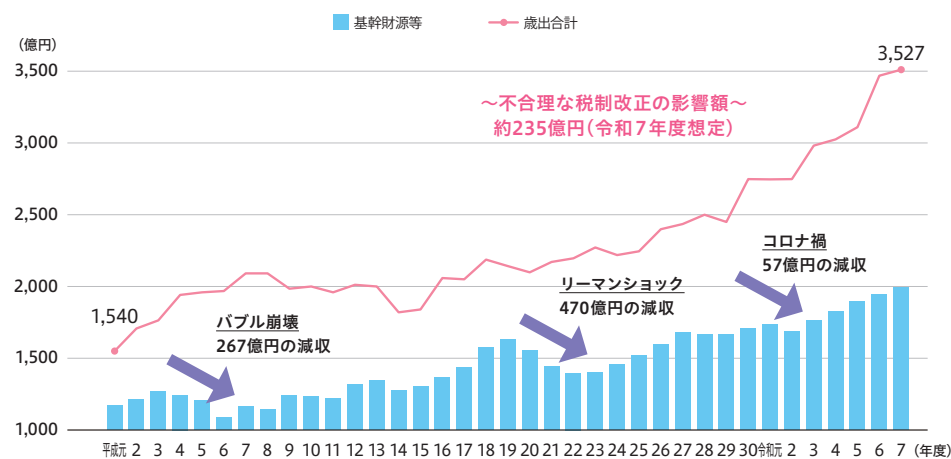
① 歳出総額と一般財源の推移

歳出総額と区が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和7年度当初予算で1,500億円を超えており、行政ニーズの多様化などにより、歳出総額と基幹財源等*のギャップは年々上昇傾向にあります。

歳出においては、少子高齢化に伴う扶助費*や特別会計繰出金*といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

歳入においては、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の影響を大きく受けることや景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造であることに十分留意し、区政が直面する課題解決に必要な積極的な施策展開と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を行う必要があります。

歳出総額と基幹財源等の推移

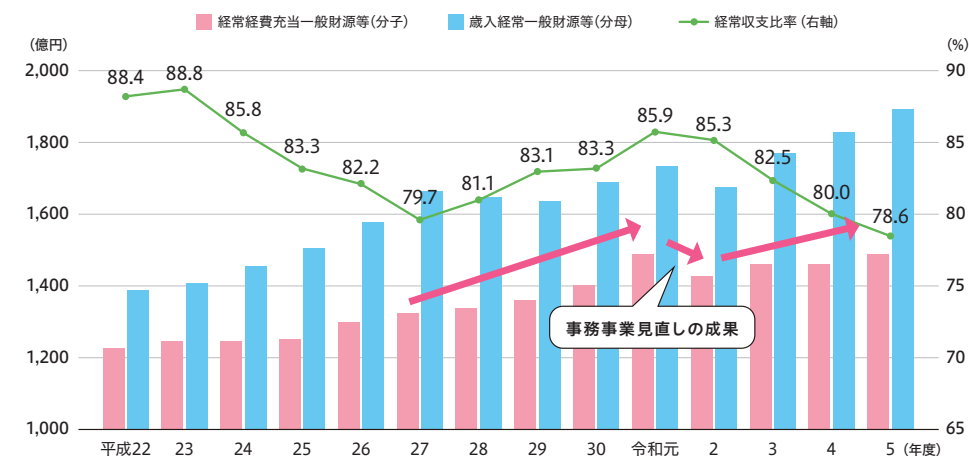


② 経常収支比率*の推移

歳出構造の見直し・再構築により、令和元年度以降、経常収支比率は改善傾向にあります。ただし、近年の改善は、歳入である基幹財源等（歳入経常一般財源等）の増収の寄与が大きく、歳出である経常経費に充当する一般財源等は増加傾向にあることに留意が必要です。

減収局面を迎えた際、経常収支比率の急激な悪化を防ぐためには経常経費の抑制が必要となります。

経常収支比率等の推移



資料：所管課実績を基に作成

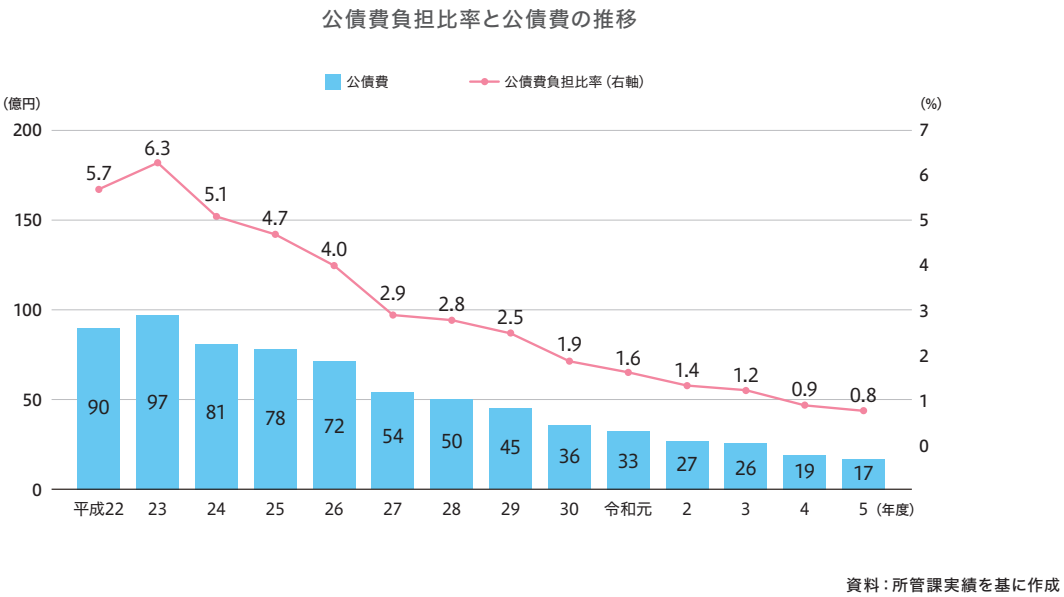
用語解説

- 基幹財源等…P211
- 扶助費…P221
- 特別会計繰出金…P219
- 経常収支比率…P212

③ 公債費負担比率*の推移

公債費負担比率は、これまで特別区債*の発行抑制や償還を進めてきたため、近年は減少傾向にあります。

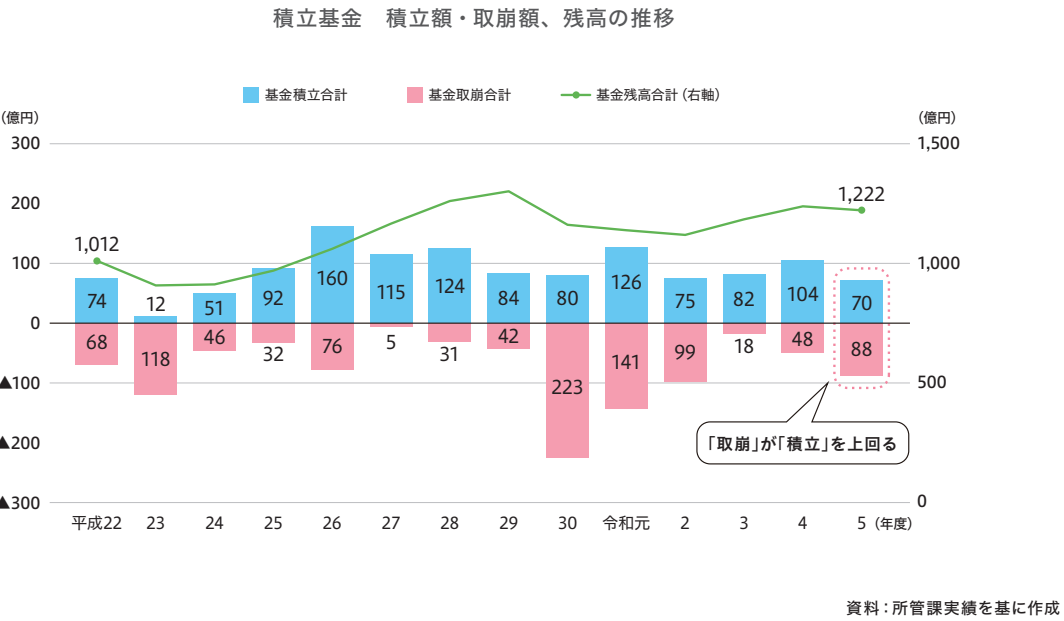
今後、公共施設等の老朽化に伴う投資的経費は高水準で推移することが見込まれます。公債費負担が急激に増加することがないよう、特別区債を戦略的に活用する必要があります。



④ 基金*残高の推移

区はこれまで、リーマンショック*など経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。

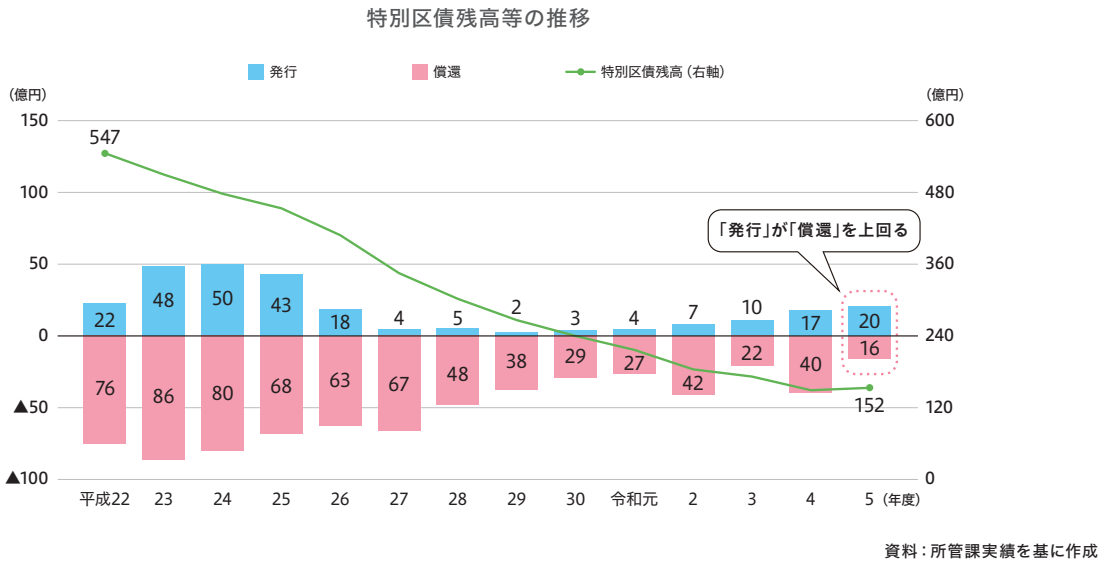
これらのほか自然災害などにも十分備えるため、今後も計画的に基金残高を確保する必要があります。



⑤ 特別区債残高の推移

区はこれまで、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和5年度末残高は152億円と、ピーク時の残高と比較して約9割減少しています。

今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に活用する必要があります。



ウ 財政見通し

(ア) 財政見通し

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 見通し	令和11年度 見通し	令和12年度 見通し	令和13年度 見通し	令和14年度 見通し
歳入合計 (A)	352,710	358,426	367,086	357,798	360,760	363,898	368,441	376,786
特別区税	84,965	85,644	86,542	87,134	87,696	88,236	88,745	89,250
地方譲与税等	29,382	30,950	30,260	30,450	30,634	29,767	31,030	32,933
特別区交付金	85,823	91,175	94,621	96,319	98,526	100,731	102,962	105,220
国都支出金	95,689	96,937	98,918	100,830	100,980	102,115	104,040	106,140
特別区債	10,500	11,100	11,800	11,300	10,800	10,800	9,900	10,200
繰入金	22,870	19,076	21,315	8,047	8,311	8,334	7,734	8,924
その他の歳入	23,480	23,544	23,630	23,717	23,814	23,915	24,030	24,119
歳出合計 (B)	352,710	358,426	367,086	371,390	372,714	378,366	381,330	393,784
義務的経費	157,311	161,787	163,222	169,247	171,376	177,612	179,656	184,763
人件費	46,216	47,929	46,190	48,544	46,928	49,260	47,253	48,864
扶助費	109,289	110,749	112,870	115,125	117,536	120,187	123,144	125,684
公債費	1,806	3,109	4,163	5,579	6,912	8,165	9,260	10,215
投資的経費	50,218	52,202	54,032	50,307	49,842	48,554	47,090	53,792
特別会計繰出金	24,791	24,937	25,005	25,046	25,038	24,933	24,911	24,729
その他の歳出	120,388	119,500	124,827	126,790	126,459	127,267	129,672	130,499
財源不足額 (C) = (A) - (B)	-	-	-	▲13,593	▲11,954	▲14,468	▲12,889	▲16,998

注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある
注2：財政計画は令和7年度から9年度、財政見通しは令和10年度から14年度とする
注3：財政基金繰入金は、令和7年度から9年度において計上した

① 歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金*は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月）」などを基に、令和6年12月時点の税制をベースに推計しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて推計しました。

特別区債は、投資的経費の歳出見通しに応じて推計しました。

用語解説

- 公債費負担比率…P213
- 特別区債…P219
- 基金…P211
- リーマンショック…P222
- 特別区交付金…P219

② 歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に推計しました。

扶助費*・特別会計繰出金*は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計（令和6年4月）」における各対象年齢の人口推計等を基に推計しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式*で推計しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し推計しました。

（イ）財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率*を適正水準に維持するとともに、計画的な基金*残高の確保や特別区債*の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

① 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度は78.6%となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80%台を目標とします。

② 財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和5年度末残高は約490億円と、標準財政規模の26%以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400億円程度（標準財政規模の20%程度）を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

③ 公債費負担比率*

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和5年度0.8%となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてきました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないよう、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、3～5%程度を目標とします。

（7）職員数見通し

ア 職員定数基本計画等に基づく職員定数の縮減と執行体制の強化

職員数については「大田区職員定数条例」により職員定数を定め、これを上限として定数管理を行っています。適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。

一方で、職員定数を縮減するだけでなく、こどもまんなか社会*の推進や重層的支援体制整備事業*の推進、新型コロナウイルス感染症対応、水防体制の強化など新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

計画名等	期 間	職員定数の縮減実績	職員定数の増加実績	備 考
平成6年4月1日現在の職員定数		6,264人		
事務事業等適正化計画 おおた改革推進プラン21	平成7～15年度	▲1,055人	419人	職員定数増加は平成12年度の 清掃事務移管に伴うもの
大田区職員定数基本計画	平成16～22年度	▲1,076人		
大田区職員定数基本計画	平成23～25年度	▲248人		
大田区職員定数基本計画	平成26～28年度	▲169人		フルタイム再任用職員の任用 開始（平成26年度～）
大田区職員定数基本計画	平成29～令和3年度	±0人		
大田区職員定数基本計画	令和4～6年度			定年年齢の引上げ（令和5年度～）
職員定数増減合計		▲2,548人	419人	
令和6年4月1日現在の職員定数		4,135人		

イ 職員数の現状と今後の動向

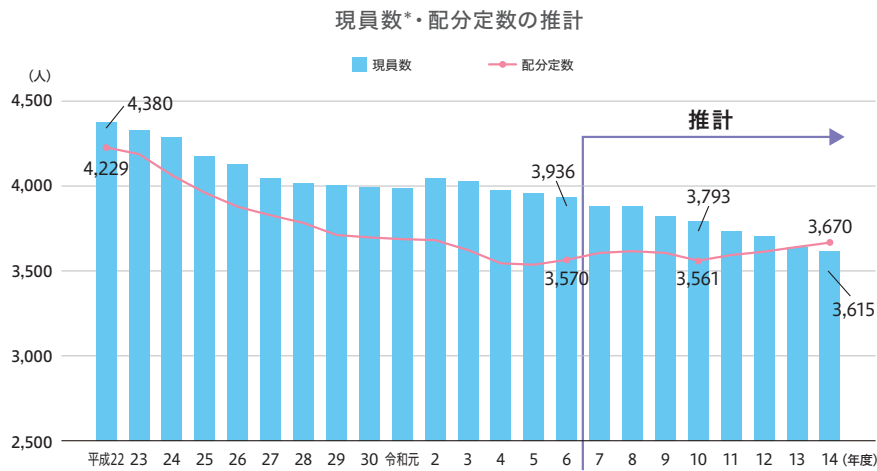
近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向や民間企業における魅力ある職場づくりなどを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勸奨退職をする職員も増加しています。

また、職員の年齢構成や働き方の変化に伴う育児休業取得者の増加や高度化・複雑化する行政需要の変化などによる病気休職者の増加も見られ、今後も同水準で推移することが想定されます。

ウ 職員数と配分定数*の推計

これまでは業務の見直しに加えて、保育園の民営化や技能系*職種の退職不補充*などを進めたことにより、業務量とともに職員数は減少してきました。しかしながら、民間委託などを一定程度推進してきたことから、今後はこれまで以上に業務量を削減することは困難となります。加えて、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加は引き続き見込まれます。

一方で、実際に働く職員数については近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれます。



資料：所管課実績を基に作成

今後の推計を踏まえると、これまでのように新たな行政需要に対応するため、職員数を増やし続けることは困難であり、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。引き続き、大田区職員定数基本計画に基づき、適正な定数管理を行っていきます。

用語解説

- 扶助費…P221
- 特別会計繰出金…P219
- 定時償還方式…P219
- 経常収支比率…P212
- 基金…P211
- 特別区債…P219
- 公債費負担比率…P213
- こどもまんなか社会…P214
- 重層的支援体制整備事業…P216
- 配分定数…P220
- 技能系…P211
- 退職不補充…P218
- 現員数…P212

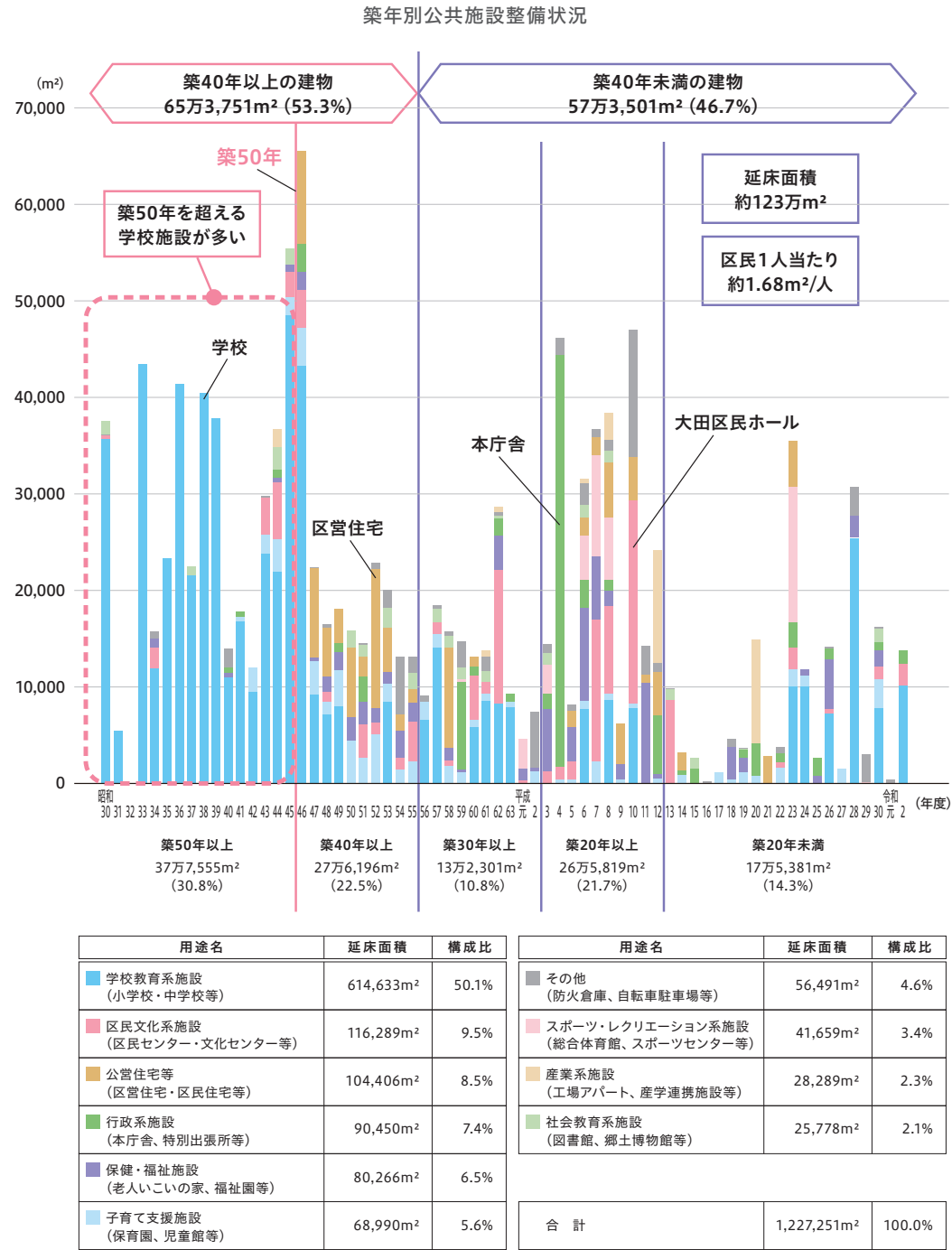
(8) 公共施設マネジメント*

ア 区の公共施設等を取り巻く現状

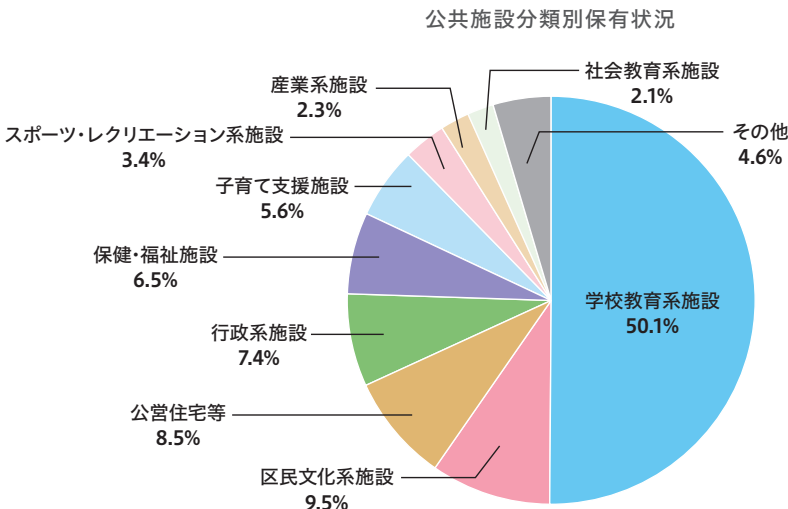
区では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、昭和30年代から50年代を中心に、多くの公共施設等（公共施設・インフラ施設）の整備を進めてきました。

現在、区が保有する公共施設を施設分類別にみると、学校教育系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の50.1%を占めています。

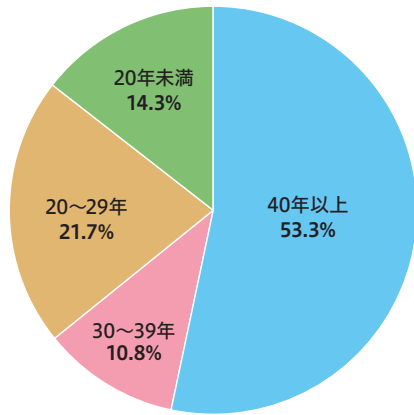
また、延床面積の約半数が築40年以上を経過しており、今後、これらの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることになります。



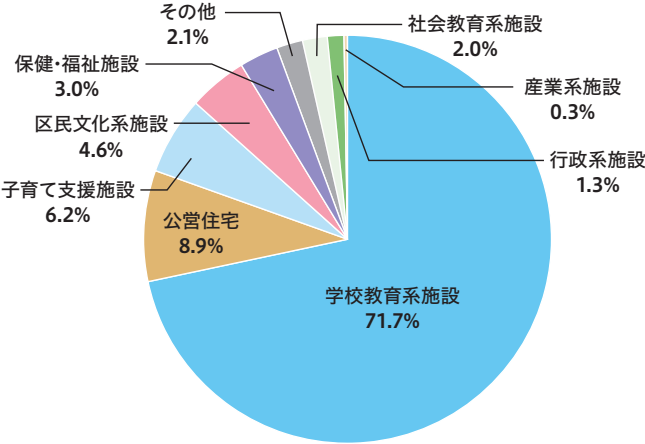
資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成



公共施設築年数別割合（面積）

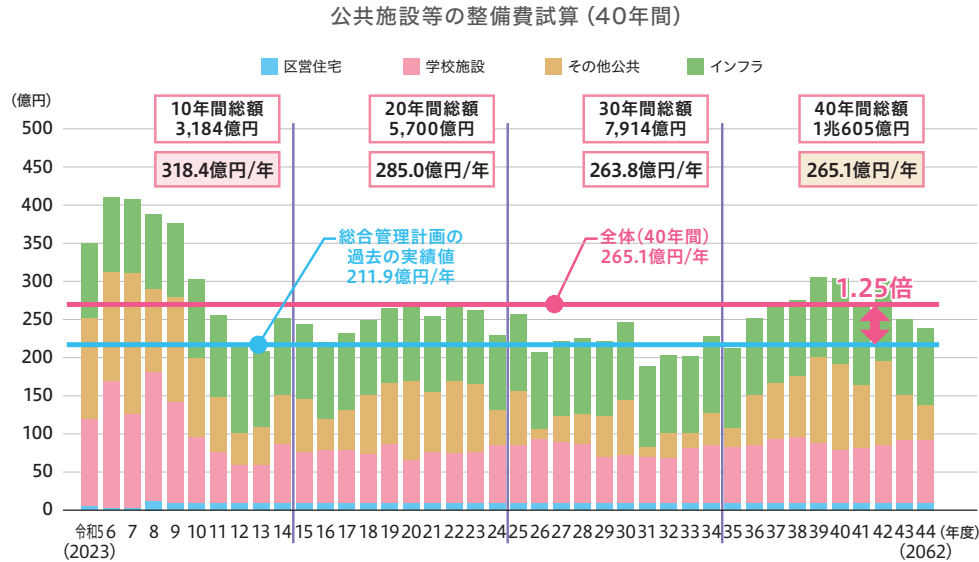


築40年以上の施設種別割合（面積）



資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

さらに、今後も、学校の必要諸室の確保や施設のバリアフリー*化等により、延床面積の増加が予測され、施設の維持管理費や更新費用の大幅な増加が見込まれます。



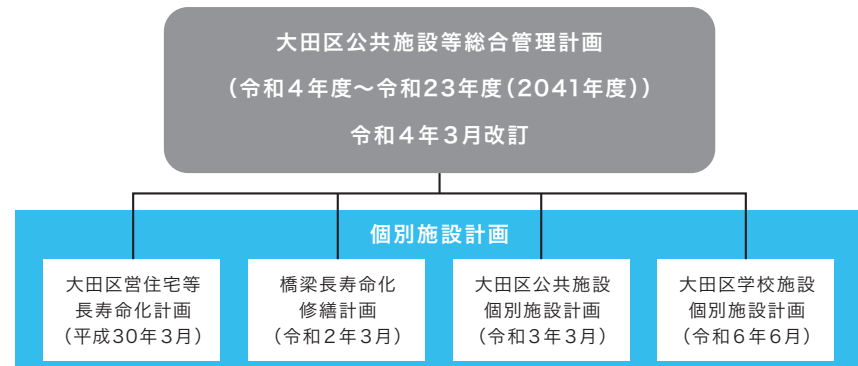
資料：大田区公共施設改築・改修等中期プランを基に作成

イ 「大田区公共施設等総合管理計画」等に基づく公共施設マネジメント*の推進

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総括的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定、令和4年3月改訂）（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・更新等の具体の対応方針を定めた、個別の長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な施設整備やライフサイクルコスト*の削減に努めています。

【大田区公共施設等総合管理計画の体系図】



注：「長寿命化計画」「個別施設計画」とともに、総合管理計画に基づく個別の長寿命化計画

ウ 持続可能な公共施設マネジメントの推進

これまで、総合管理計画等に基づき、公共施設等の維持・更新、長寿命化、既存施設の有効活用、機能向上を目的とした複合化・多機能化等を進めてきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測されます。

引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成27年（2015年）と比べて令和42年（2060年）までに、おおむね1割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

(9) 公民連携の取組

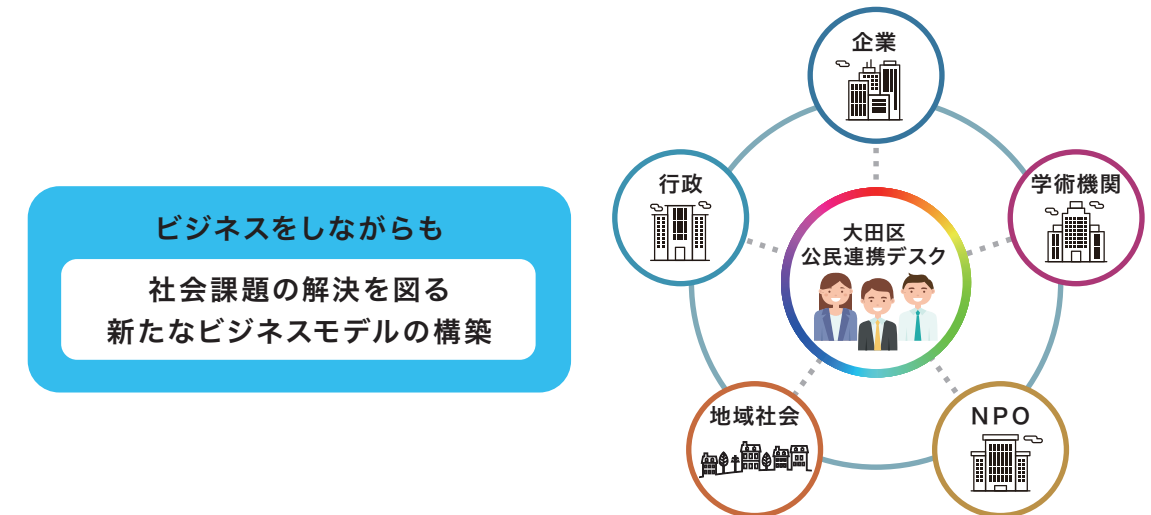
ア 公民連携とは

行政と民間企業等が協働*で、それぞれの強みを活かした公共サービスの提供などを行うことをいいます。複雑化・多様化する社会課題やSDGsの目標達成のために、公と民のそれぞれが持つ強みを活かし、未来を切り拓いていく手法です。



イ 大田区公民連携基本指針

区が行う公民連携に通じる基本的な考え方を示したものであり、区と連携パートナーとなる民間企業等とが共有する羅針盤としての役割を果たします。近年の民間企業等の社会課題の解決に向けた連携機運の高まりを踏まえ、区と民間企業等との連携について、より具体的に定め、各種団体や学術機関等を含む地域の様々な主体による連携・協働を一層推進し、地域力の更なる強化をめざすものです。



ウ 大田区公民連携SDGsプラットフォーム

大田区では、様々な業種や分野のステークホルダー*とパートナーシップを深め、公民連携の取組を活性化させていくための意見交換を行う場として、「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を設置しています。民間企業等と行政が抱える地域課題とのマッチングや民間企業同士をつなぐハブ役を担うなど、大田区をフィールドに地域課題の解決に向けた取組を活発化させていきます。



エ 大田区公民連携デスク

大田区公民連携デスクは、区内における公民連携の旗振り役として、民間企業等からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口です。民間企業等の提案と庁内事業部局をマッチングし、双方の強みが十分に発揮され区民・民間企業等・行政の「三方良し」が実現する取組のストーリーを、ともに考え、伴走する役目を担います。

用語解説

- 公共施設マネジメント…P213
- ライフサイクルコスト…P222
- 協働…P211
- ステークホルダー…P217

(10) SDGsの推進

ア SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030アジェンダ」の中核となる、令和12年(2030年)までに達成すべき国際目標です。

SDGsは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標・169のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー*が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

イ 大田区におけるSDGsの推進

区は令和4年3月に策定した「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」の下、SDGsに関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へSDGsを反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進しています。

また、令和4年4月には、大田区SDGs推進会議を設置し、区の現状や課題の整理、令和12年(2030年)にめざすべき姿、優先的にめざすべきゴール・ターゲットの検討、重点施策の方向性などについて、有識者を交え議論を重ねました。

そして、令和5年5月、区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市*」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業*」にも選定され、いわゆるダブル選定都市となりました。



大田区オリジナルSDGsロゴマーク

2 踏まえるべき社会動向

(1) こども・若者を取り巻く状況

日本の総人口に対する年少人口(0～14歳人口)の割合は年々低下しており、少子化が進行しています。日本の総人口に対する年少人口の割合は、令和5年時点で11.4%ですが、令和22年(2040年)には10.1%になると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所)。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出・接触制限による活動機会の喪失、黙食・オンライン授業等によるコミュニケーションの減少、保護者のテレワーク増加による家庭生活の変化など、こども・若者の生活に大きな影響を及ぼしました。

こども・若者の現状に係る調査結果によると、令和4年度児童虐待*相談対応件数は214,843件(厚生労働省「福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の概況」)、令和4年度小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)となり、いずれも過去最多を更新しました。

また、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、令和3年時点で11.5%となっており、特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています(厚生労働省「国民生活基礎調査」)。さらに、SNS*に起因する犯罪の被害に遭ったこどもの数は、令和5年時点で1,665人となっており、近年高い水準で推移しています(警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」)。

このような状況の中、令和5年4月1日に、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、年齢によって必要な支援が途切れないようこども政策を総合的に推進する、こども基本法が施行されました。また、国は、常にこどもの最善の利益*を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会*」の実現に向け、こども政策を強力に進めるための司令塔となる行政組織としてこども家庭庁を設置しました。



こどもや若者を権利の主体として認識し、当事者の視点で、取り巻く環境を視野に入れ、権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要であるとともに、こどもを産み、育てたいと考えるその誰もが希望を叶えられるよう、若い世代が将来の展望を描ける環境の整備が求められています。

用語解説

- ステークホルダー…P217
- SDGs未来都市…P224
- 自治体SDGsモデル事業…P215
- 児童虐待…P215
- SNS…P224
- こどもの最善の利益…P214
- こどもまんなか社会…P214

(2) 高齢者を取り巻く状況

日本は欧米諸国に比べ、圧倒的な速さで高齢化が進行しています。令和7年には、団塊の世代（昭和22～24年に生まれた世代）すべてが75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要や、認知症高齢者の増加が懸念されています。また、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代*（昭和46～49年に生まれた世代）すべてが65歳以上となり、日本の総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合は約35%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

さらに、高齢者人口に占めるひとり暮らしの人の割合も、一貫して増加することが見込まれています。令和22年（2040年）には男性24.2%、女性28.3%になると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所）、住まいや、地域での暮らしに課題を抱える高齢者の一層の増加も懸念されます。介護職員の必要数は今後も増加していきますが、これに対し、人手不足を感じる事業所が増えてきており、人材確保のための取組が求められています。



こうした状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちが実現できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*に関する取組が重要です。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが求められています。分野を越えて関係機関や事業者等と連携しながら推進していくことが必要となっており、地域共生社会*の実現に向けた動きが進んでいます。

(3) 多様性を尊重する社会の推進

平成26年に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利に関する条約が発効しました。この条約締結を受け、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されました。例えば、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和6年4月1日から、事業者による障がい者への合理的配慮*の提供が義務化されています。この他にも、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、希望する就労へ結び付くための支援がより求められています。

また、年齢や障がいの有無だけではなく、人種や国籍、性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現が求められています。しかし、例えば性別による役割や思い込みを少しでも感じている人の割合が7割を超える（内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査結果」）など、多様性を受容する環境が必ずしも十分であるとは言えません。この他、令和6年6月末の在留外国人数は359万人近くとなり過去最高を更新するなど、日本全体の外国人住民及びその割合も増加していくことが見込まれています。これらを踏まえ、家庭や職場、地域社会における男女共同参画*、多文化共生*の推進をはじめとする、多様性への理解促進の取組を進めることが重要です。



(4) 地域コミュニティ*の変化

コロナ禍*によって加速したライフスタイルの多様化やデジタル化の進展など、様々な要因が重なり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。それに伴い、自治会・町会*の加入率の低下や加入者の高齢化、地域活動の担い手不足等の課題が生じています。地域課題の解決には、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」が不可欠であり、多様な主体の連携・協働*などによる、地域コミュニティ活性化に向けた対応が求められています。

(5) 人生100年時代の到来

日本の健康寿命は世界有数であり、今後の更なる健康寿命の延伸も期待され、「人生100年時代」が到来すると言われています。人生100年時代には、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

近年では、心身が健康であることだけでなく、社会的な面も含め満たされた状態であるウェルビーイング*についても注目が高まっています。ウェルビーイングの向上は、健康状態だけでなく、社会とのつながり、スポーツ・文化・学びを通じた生活の楽しさ・生きがい等、様々な要因が絡みあうため、「健康」をより広い概念として捉えた取組が必要です。



(6) 地域共生社会の実現に向けた動き

上記（1）～（5）のように、現在の日本では、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、個人を取り巻く生活課題は複雑かつ多様なものとなっています。例えば、8050問題*、生活困窮者の増加、社会的孤立、ひきこもり・ヤングケアラー*への支援などの課題が挙げられます。

また、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が求められています。支援ニーズを有する地域住民を中心とし、制度・分野の縦割りを越えて、地域全体に開かれた形で連携する支援体制の重要度が増しています。

こうした中、平成29年5月に改正された社会福祉法では、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が自治体に求められることとなりました。こうした考え方を具現化するため、令和2年6月の社会福祉法の改正により、属性を問わない「包括的相談支援*」、多様な社会参加に向けた「参加支援*」及び「地域づくり支援*」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*が創設されています。

多様な人々がともに助けあいながら、すべての人が自分らしく生きがいを持って心豊かに暮らすことのできる地域共生社会を、地域全体で実現するための取組を推進していく必要があります。

用語解説

- 団塊ジュニア世代…P218
- 地域包括ケアシステム…P218
- 地域共生社会…P218
- 合理的配慮…P213
- 男女共同参画…P218
- 多文化共生…P218
- 地域コミュニティ…P218
- コロナ禍…P214
- 自治会・町会…P215
- 協働…P211
- ウェルビーイング…P210
- 8050問題…P220
- ヤングケアラー…P222
- 包括的相談支援…P221
- 参加支援…P214
- 地域づくり支援…P218
- 重層的支援体制整備事業…P216

(7) 産業経済を取り巻く状況



欧米をはじめとした諸外国同様、日本経済においても新型コロナウイルス感染症の流行による打撃から回復傾向にあります。

しかし、世界情勢の不確実性の高まりに起因した原材料・エネルギー価格の高騰やサプライチェーン*の再構築など、経済を取り巻く環境は刻一刻かつ大きく変化しており、少子高齢化に伴う影響と併せ、個々の企業等が抱えるビジネス環境は厳しいものとなっています。

一方で、コロナ禍*においてデジタル化や国内回帰等の機運が高まり、これが企業の生産性向

上に向けた取組を後押しし、新たな付加価値・ビジネスが創出される機会が生まれています。また、商業・観光産業の側面においては、日本へのインバウンド*が大幅に回復したことに加え、日本人の旅行・観光消費も顕著に伸びており、更なる増加が期待されます。

こうした状況を踏まえ、産業の活性化を通じ、雇用やにぎわいを創出すべく、産業経済の更なる成長を後押ししていくことが求められています。

(8) 自然環境の変化

地球温暖化などに伴う気候変動や自然災害リスクの増大、化学物質やマイクロプラスチック*等による水・大気・土壌等の環境汚染や生態系破壊など、環境問題は今や危機的状況になっています。

こうした状況の中、国は令和2年10月に、2050年脱炭素*社会の実現を目標として掲げ、令和3年4月には、令和12年度（2030年度）において温室効果ガス*を平成25年度比で46%削減をめざすこと及び50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。令和5年3月には「生物多様性*国家戦略2023-2030」を策定し、令和12年（2030年）までの「ネイチャーポジティブ*（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）」の実現を掲げました。

また、東京都は、令和12年度（2030年度）までに、温室効果ガス排出量を平成12年度比で50%削減することを目標に、再生可能エネルギー*利用の標準化や水素エネルギーの普及拡大等、エネルギーの脱炭素化を進めるほか、自然分野や都市環境分野等、各分野の環境問題を包括的に解決することによって、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」をめざしています。

持続可能な社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化を進め、ごみの減量や資源循環に取り組むとともに、自然共生社会*の実現に向け、生物の生息空間を守り、地域の魅力を高める自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

地域社会のすべての主体が、環境への理解と関心を深め、主体的に環境に配慮した行動に取り組んでいくことが求められています。



(9) 大規模自然災害の発生

令和6年能登半島地震、平成28年熊本地震、平成23年東日本大震災など、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じており、今後も、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念されています。東京都が令和4年に公表した首都直下地震の被害想定では、冬の夕方に都心南部直下地震が発生した場合、区内の死者数726人、負傷者数7,815人と算出され、大田区では避難所避難者数を208,667人と想定しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成20年の16.2℃から令和4年の16.9℃へと上昇し、1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年東日本台風や西日本で発生した平成30年7月豪雨では、記録的な降雨の影響により、日本各地で甚大な被害をもたらしました。

大規模な地震や風水害などの自然災害や、新たな感染症の蔓延などのリスクへも対応するため、強靱かつ迅速な復興が可能となる都市インフラやオープンスペース*の整備、地域防災力の向上などが求められています。



(10) 都市づくりの動向

東京都は、令和3年4月に「臨海副都心」と「中央防波堤エリア」を舞台として、50年・100年先の未来の都市像を描いた「東京ベイeSGプロジェクト*」を策定し、ゼロエミッション*の実現や、水とみどり*あふれる都市づくりなどを推進しています。

大田区に近接する品川・田町周辺では、高輪ゲートウェイ駅直結の大規模開発をはじめ、令和16年（2034年）以降のリニア中央新幹線の品川ターミナル駅開業を契機として、品川駅周辺における広域拠点性の更なる向上が進むと考えられます。また、羽田空港アクセス線のうち、「東山手ルート」及び「アクセス新線」については、令和13年度の開業をめざし、令和5年6月から本格的な工事が始まり



多摩川スカイブリッジ

ました。川崎市では、新産業創出をめざす「殿町国際戦略拠点」が形成されるとともに、令和4年3月の多摩川スカイブリッジの開通により、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携が強化され、多摩川両岸の国際競争力の強化及び成長戦略拠点の形成が期待されます。

大田区は、これらの広域的な都市機能立地や広域交通ネットワーク形成の要の位置にあることから、周辺区市とともに更なる活力向上を図っていく必要があります。

用語解説

- サプライチェーン…P214 ●コロナ禍…P214 ●インバウンド…P210
- マイクロプラスチック…P221 ●脱炭素…P218 ●温室効果ガス…P210
- 生物多様性…P217 ●ネイチャーポジティブ…P220 ●再生可能エネルギー…P214
- 自然共生社会…P214 ●オープンスペース…P210
- 東京ベイeSGプロジェクト…P219 ●ゼロエミッション…P218 ●みどり…P221

(11) デジタル技術の進展

国は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX*を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一举につくり上げることをめざして、令和3年9月にデジタル庁を設置しました。以降、日々進展するデジタル技術の活用に向け、様々な取組を進めています。

国内におけるデジタル技術の進展はめざましく、特にAI*や仮想空間*は各分野において実用化が進んでいます。

AIについては、AI技術を発展させた「生成AI*」が急速に普及し、業務の効率化や住民サービスの向上などに寄与することが見込まれます。モビリティ分野においてもAIをはじめとしたデジタル技術が活用されており、令和5年4月の道路交通法の一部改正により、特定条件下での完全自動運転、いわゆるレベル4での稼働が可能となりました。

仮想空間については、仮想空間上で購入した商品が後日自宅に届くサービスが試験的に実施されています。また、ビジネスの世界でも仮想的なワークスペースとして利用されるなど、様々なシーンでの活用が期待されています。

ただし、AIや仮想空間の技術の進展とともに、プライバシーの保護や倫理的な課題が浮上しているため、このような技術の利用に伴うデータ管理やセキュリティ対策を強化していく必要があります。

こうしたデジタル技術の動向を的確に捉えながら、更なる活用を進めるとともに、急速なデジタル社会の進展に当たり、誰一人取り残されることのないよう、デジタルデバイド*解消などの支援を併せて行っていくことも求められています。



第 3 章

8年後の大田区



第3章 8年後の大田区

基本構想は、令和22年ごろ（2040年ごろ）を目標年次とし、大田区の将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を掲げています。

基本計画は、これを実現するための施策等をまとめたもので、第1期の期間は8年間です。

令和22年（2040年）以降、大田区では人口減少が見込まれています。人口規模が縮小するという大きな時代の転換期を目前に控える中において、今の時代の社会動向を踏まえた上で、8年後（令和14年（2032年））に実現すべき具体的なまちの姿を掲げます。これにより、すべての施策でめざすべき方向性を合わせ、施策を総合的に推進する効果を高めます。

基本計画を構成する施策は、区民の生活を支えるソフト面の施策と、中長期的な視点で都市づくりを行うハード面の施策に大きく分けられます。また、双方に共通して、デジタル技術を活用する取組について、各施策に幅広く位置付けています。

これら3つの視点から、8年後（令和14年（2032年））のまちの姿を掲げ、実現することで、こども・若者から高齢の方まで、多くの人が住み続けたいと思える大田区をつくります。



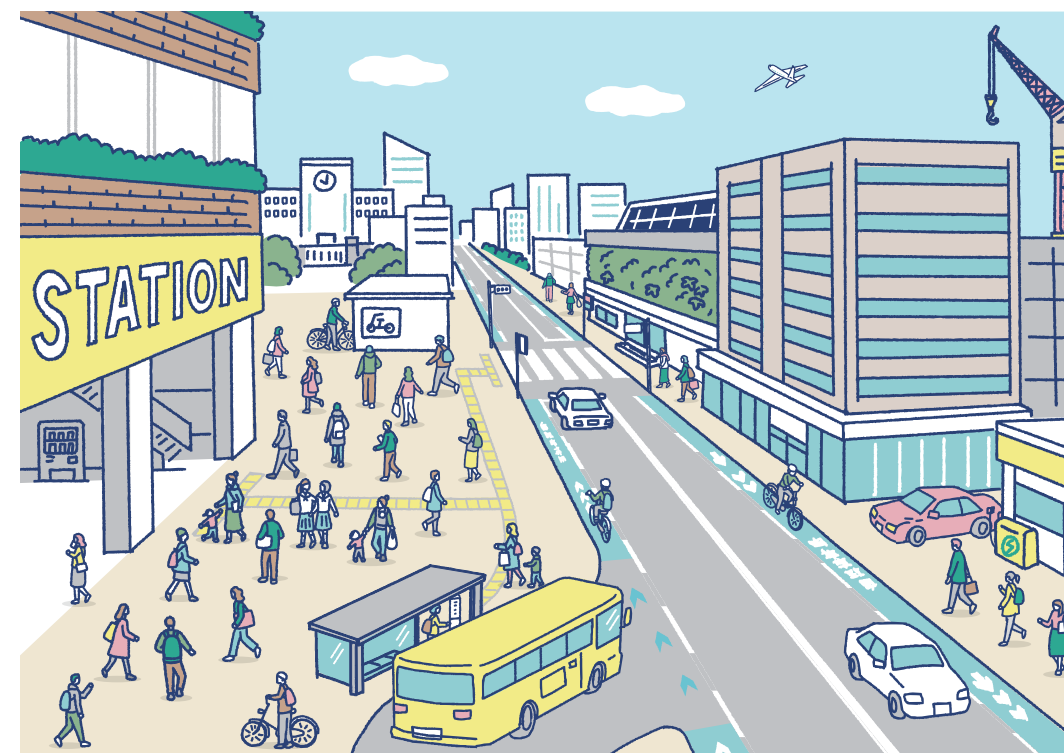
心豊かに日々の生活を送れるまち

子育てのしやすさや、地域とのつながり、保健・福祉サービスの充実などを実感できるとともに、文化やスポーツ、学びなど、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて自由に活動ができる多様な選択肢があることで、心豊かに生活を送ることができるまちになっています。



機能的な都市づくりが進むまち

駅周辺や公共施設、道路や公園、学校等の更新や民間活力による都市開発が続いています。新しさに加え、誰にとっても使いやすく、強靱で、環境にも配慮された、機能的な都市づくりが計画的に進んでいます。



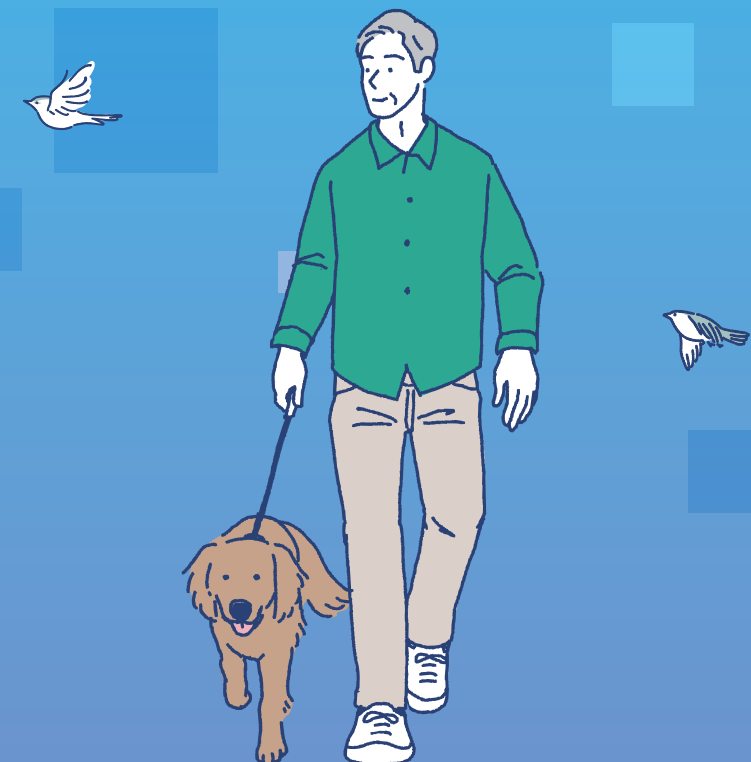
デジタル技術を活用した利便性の高いまち

デジタル技術は、地域社会の生産性や区民の利便性を飛躍的に高めます。日々進展するデジタル技術をまちづくりに取り込んでいくことは、まちの未来を大きく左右します。行政手続をはじめ、あらゆる分野において、デジタル技術を最大限に活用することで、利便性の高いまちになっています。



第 4 章

計画実現のために共有すべき大田区の課題 (共通課題)



第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）

前章の「8年後の大田区」の実現に向けた取組を進めるためには、多くの課題があります。その中でも特に、令和22年（2040年）以降に想定される人口減少社会を見据え、地域の活力を維持し、発展していくために区が意識すべき課題を、基本計画において「共通課題」と定義します。

共通課題は、分野横断的かつ中長期的な視点から取り組む必要性が高く、地域社会全体にも共通するものです。

また、計画実現のために、区だけでなく、大田区に関わるすべての人々の間で共有すべきものでもあります。

共通課題に関連する取組は、実施計画で示します。現時点から必要な対策を講じることで、基本計画を着実に推進していきます。

● 共通課題1 少子化



平成27年、大田区の合計特殊出生率*は1.21、出生数は5,897人でしたが、これをピークに減少傾向にあり、令和5年には、0.96、4,548人にまで減少しています。また、区の年少人口（0～14歳人口）は、3,000人を超える転出超過が4年以上続いています。

区の人口推計では、令和14年（2032年）の年少人口は69,882人と、令和6年の75,472人から約5,600人減少する見込みです。

この状況を踏まえ、区は、こども・子育て施策や教育施策にとどまることなく、区の総力を挙げて、国が示す「こどもまんなか社会*」の考え方を踏まえた取組や、住まい方を含む、子育て世帯の定住促進につながる子育て環境の充実などを一層推進することが求められています。

● 共通課題2 つながりの希薄化



都市部におけるつながりの希薄化は、これまでも危惧されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による、他者との直接的なコミュニケーションの大幅な制限は、孤独・孤立の問題を一層顕在化、深刻化させました。

区においても、区民のおよそ4人に1人が、普段社会からの孤立を感じることもあるという調査結果が示されており、このほか、高齢単身世帯（ひとり暮らしの高齢者）も今後ますます増加していくと見込まれています。

他者とのつながりの重要性を強く認識し、人と人との交流が豊かな地域づくりや、居心地のよい場所の充実が求められています。

● 共通課題3 担い手不足



日本の生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成7年の約8,700万人をピークに減少し、令和5年には約7,400万人となりました。この傾向は今後も続くことが見込まれています。また、女性や高齢者の労働参加が進んだことなどにより、いわゆる働き手の予備軍も大きく減少しています。

区においても、福祉分野における介護人材不足や、ものづくりや商業分野における後継者不足等のほか、地域における自治会・町会*や地域活動団体での担い手不足が課題となっています。

新たな担い手の確保に加え、生産性の向上や、将来の地域を担う人材の育成に向けた取組を進めることが求められています。

第5章

施策

- 1 施策の体系
- 2 各施策



将来像

心やすらぎ

未来へはばたく

笑顔のまち

大田区

基本目標 1
未来を創り出す子どもたちが
夢と希望をもって健やかに育つまち

施策	1-1	こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり
	1-2	こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり
	1-3	豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成
	1-4	一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

基本目標 2
文化を伝え育み
誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策	2-1	高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備
	2-2	本人の意思に寄り添う権利擁護の推進
	2-3	障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実
	2-4	人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり
	2-5	人々の相互理解と交流の促進
	2-6	地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実
	2-7	スポーツの楽しさが広がる環境の整備
	2-8	心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承
	2-9	生涯にわたる学びの支援

基本目標 3
豊かな環境と産業の活力で
持続的に発展するまち

施策	3-1	脱炭素化の推進と豊かな自然の継承
	3-2	持続可能な循環型社会の構築
	3-3	区内企業の自己変革の促進
	3-4	ものづくりの次世代への承継と立地支援
	3-5	新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出
	3-6	活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

基本目標 4
安全・安心で活気と
やすらぎのある快適なまち

施策	4-1	災害に強く回復しやすい減災都市の実現
	4-2	地域力を活かした防災対策の推進
	4-3	治安がよい美しいまちの実現
	4-4	地域の魅力を活かした拠点づくり
	4-5	誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成
	4-6	誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備
	4-7	世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり
	4-8	多彩で魅力ある公園・緑地づくり
	4-9	水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり

2 各施策

「施策」の見方

基本目標

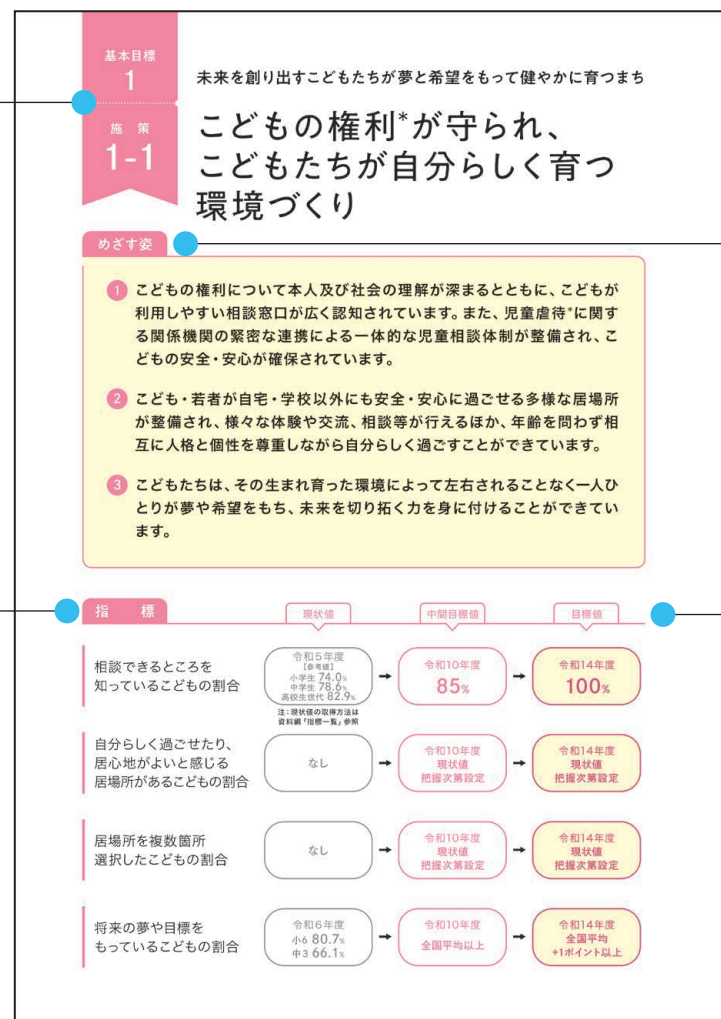
基本構想で掲げた将来像を実現するためのまちの姿として定めたものです。

施策

基本目標を実現するために、具体的にどのような取組を行うかを示しています。

めざす姿

第1期基本計画の目標年次である令和14年度（2032年度）に実現したい状態を示しています。



指標

現状からめざす姿にどの程度近づいたかを測るモノサシで、それぞれの施策を推進するための目安になるものです。

現状値、目標値

現状値は、原則令和7年1月時点までに取得できた数値とし、取得年度を併せて記載しています。目標値は、原則中間（令和10年度）と最終（令和14年度）の2つを定めており、目標年次を併せて記載しています。また、指標の取得方法等により目標値が設定できない場合は「－」と記載しています。

現状と課題

これまでの大田区の取組や社会情勢の変化、法制度の変更など、施策を取り巻く現状について整理しています。現状を踏まえ、計画の目標年次を見据えた課題についてまとめています。

施策の方向性

めざす姿を実現するための具体的な内容を、施策の方向性として定めています。また、各施策の方向性に関連するSDGsゴールを示しています。※SDGsマークの説明は、資料編に記載しています。



関連する個別計画

施策の推進に関連する主な区の個別計画等を記載しています。また、略称がある個別計画は【 】で示しています。

用語解説

アスタリスク（*）付きの用語については、巻末に用語解説をまとめています。見開きページごとに、該当のページ番号を記載しています。

未来を創り出すこどもたちが 夢と希望をもって健やかに育つまち

こどもたちが、よりよい未来を創り出す力をもち、
笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。
また、こどもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、
まちは思いやりと活気に満ちあふれます。
明るく活力のある社会を築くためにも、
こどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

施策1-1

こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

施策1-2

こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

施策1-3

豊かな人間性と確かな学力を身に付け、
グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

施策1-4

一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備



未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

こどもの権利*が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり

めざす姿

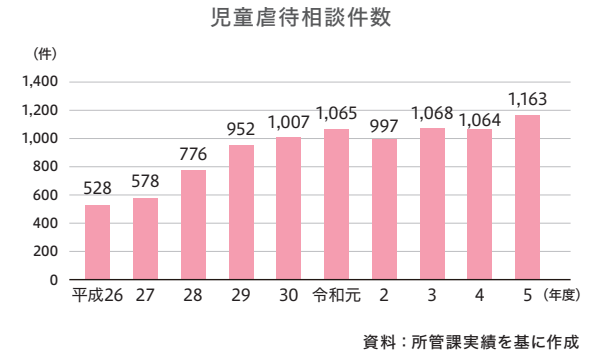
- 1 こどもの権利について本人及び社会の理解が深まるとともに、こどもが利用しやすい相談窓口が広く認知されています。また、児童虐待*に関する関係機関の緊密な連携による一体的な児童相談体制が整備され、こどもの安全・安心が確保されています。
- 2 こども・若者が自宅・学校以外にも安全・安心に過ごせる多様な居場所が整備され、様々な体験や交流、相談等が行えるほか、年齢を問わず相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく過ごすことができます。
- 3 こどもたちは、その生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望をもち、未来を切り拓く力を身に付けることができます。

指標



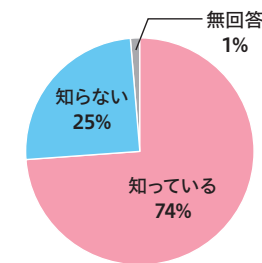
現状と課題

① 核家族化*の進行や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・育児に関する不安を感じる方が一定数います。児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、ここ数年は年間1,000件以上で高止まりしています。これらの現状を踏まえ、子ども家庭支援センターが児童相談所*をはじめとする関係機関等との連携を更に深め、児童虐待の予防の強化に努める必要があります。



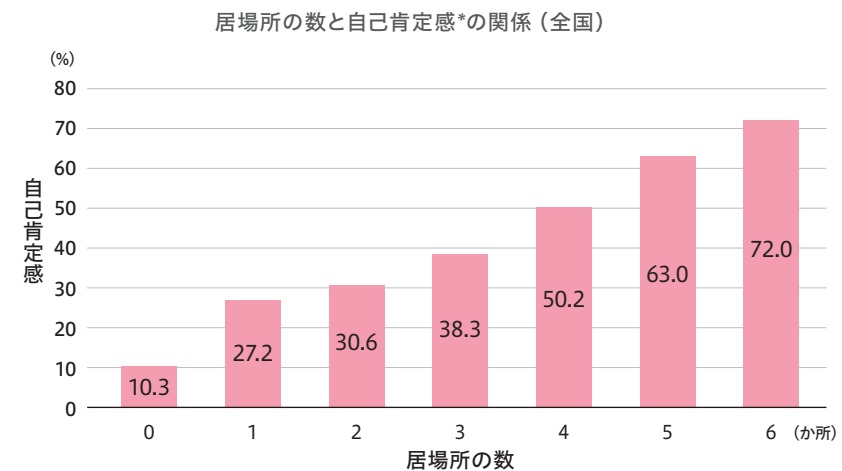
② 子ども家庭支援センターにこども自身から相談を寄せられることは少ないものの、こどもの置かれている状況は、保護者の困りごとや養育上の悩みの相談、関係機関からの連絡・相談によって把握しています。こどもの人権・権利についての理解や意識の向上を図るとともに、相談先の周知等、こども自身が悩みや困りごとを相談しやすい環境を整える必要があります。

「子ども家庭支援センター」等いずれかの相談する所を知っていると回答した小学生の割合



③ 少子化や地域のつながりの希薄化等により、こども・若者が地域コミュニティ*の中で育つことが困難になっています。また、一人ひとりが望む居場所は価値観とともに多様化しており、取り巻く課題も複雑かつ複合化しています。こども・若者にとっての居場所の多さと自己

認識の前向きさはおおむね相関関係にあることから、取り巻く環境や多様化するニーズを的確に捉えながら、自宅・学校以外にも育ちにつながる安全・安心な居場所づくりが求められています。



用語解説

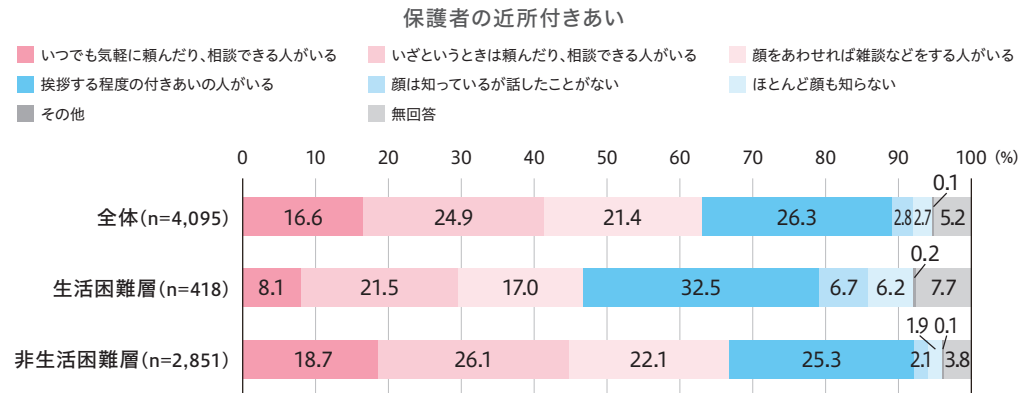
- こどもの権利…P213
- 児童虐待…P215
- 核家族化…P211
- 児童相談所…P215
- 地域コミュニティ…P218
- 自己肯定感…P214

▶ 施策1-1 | こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり

現状と課題

④ 小学校第5学年のひとり親の保護者への近所付き合いに関するアンケートについて「相談できる人がある」と回答した割合が全体では41.5%に対し、生活困難層は29.6%と、相対的に近所付き合いが希薄な傾向にあります。その

ため支援を要する子どもやひとり親の保護者がやすらげる居場所づくりや、身近な人に相談できる包括的な支援体制の整備が求められています。



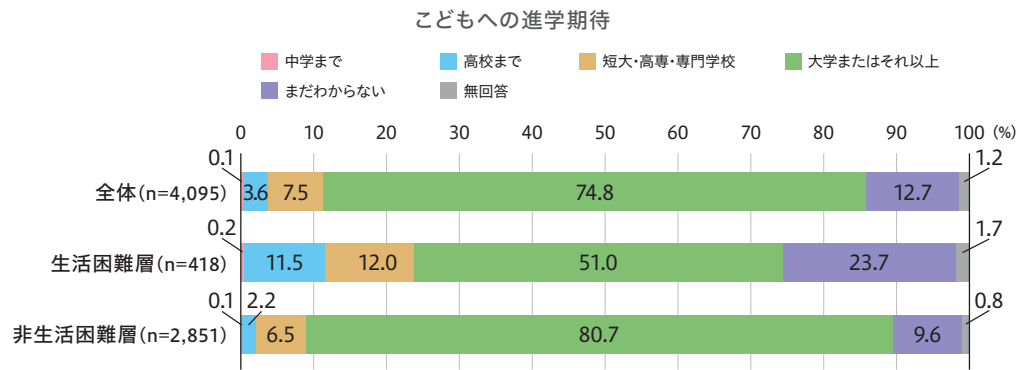
資料：大田区令和2年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査を基に作成

⑤ 離婚後における養育費の受取状況について、ひとり親家庭の内、約7割が養育費を受け取れておらず、そのうち、7割近くが養育費に関する取決めを行っていませんでした（大田区令和2年度ひとり親家庭の生活実態に関する

調査）。養育費受給の有無は、こどもの健やかな成長に格差が生じる要因となります。離婚前後における生活や養育費に関する相談体制、養育費の受給確保を支援し、こどもが健やかに成長するための取組が求められています。

⑥ 小学校第5学年の保護者に、こどもにどの段階まで教育を受けさせたいかを尋ねたアンケートでは、「大学またはそれ以上」と回答した割合は、全体で74.8%、生活困難層では51.0%となり、こどもの進学に対する期待に

差が見られます。家庭における経済的な理由がこどもの進学・就学の妨げとならないよう、すべてのこどもの教育機会均等を図る取組が求められています。



資料：大田区令和2年度ひとり親家庭の生活実態に関する調査を基に作成

施策の方向性

1 こども・若者の意見を尊重する取組の推進



こども・若者の最善の利益*を第一に考えながら、ともに社会をつくるパートナーとして、その年齢や発達に応じて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保し、こども施策*に反映させる取組を推進します。

2 こどもの命と安全を守る 児童相談支援体制の構築



こどもたちの生きる権利や育つ権利等を守り、支える拠点としての「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。児童相談所*機能と、区のこども家庭支援機能を一体的に配置するメリットを活かし、こども・子育て家庭に寄り添う力の向上を図りながら虐待の予防から専門支援までを一貫して提供することで、更に区の児童相談支援体制を強化します。
あわせて、こどもの権利*について広く普及啓発を図ります。

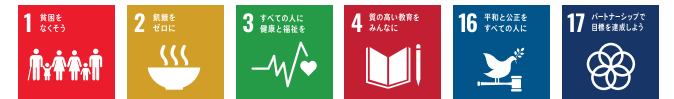
3 こども・若者が安全・安心に過ごせる 多様な居場所づくり



すべてのこども・若者が、身近に安全・安心に過ごすことができ、気軽に相談できる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動、交流等に接することができる機会を通じて自己肯定感*等を高め、健やかな子育て*に資することができるよう、多様な居場所づくりを推進します。



4 「貧困の連鎖を断ち切る」 相談支援体制の充実



ひとり親家庭等を対象に相談事業などを継続的に実施し、生活の安定を図れるよう支援を行います。また、育つ環境や世帯の所得に関わりなく、学びの意欲を将来の夢につなげられるよう、進学及び就学支援の充実を図ります。

関連する個別計画

①大田区子ども・若者計画 ②大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた 子どもの生活応援プラン】
③第5期大田区次世代育成支援行動計画、第3期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区こども未来計画】 ④第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

用語解説

- こども・若者の最善の利益…P214 ●こども施策…P213 ●児童相談所…P215
- こどもの権利…P213 ●自己肯定感…P214 ●子育て…P213

基本目標
1

施策
1-2

未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

めざす姿

- 1 妊娠期から切れ目なくサポートが受けられるようになり、すべての子育て家庭が孤独や孤立を感じることなく安心してこどもを産み、喜びややりがいを感じて子育てをしています。
- 2 地域住民、地域団体、学校などが相互の連携・協働*によって子どもたちと子育て家庭をあたたく見守り、地域社会全体で子育て・子育てを支えています。

指 標

子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合



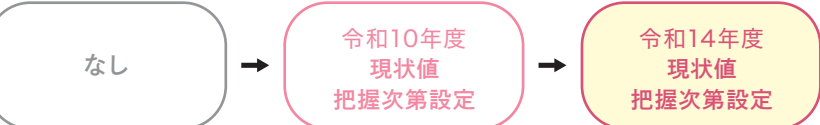
妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合



子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合



地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合

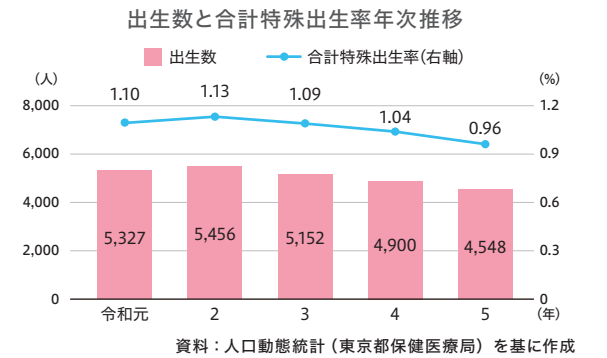


住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じる区民の割合



現状と課題

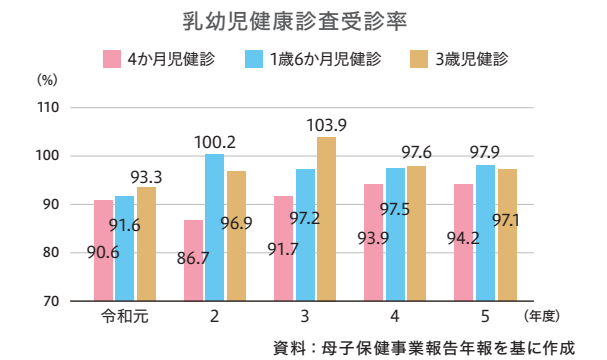
① 大田区においても出生数は減少傾向にあり、令和4年に5,000人を下回りました。また、大田区の合計特殊出生率*は、令和元年の1.10から令和5年は0.96になり、少子化が更に進行しています。大田区の合計特殊出生率は、全国の平均値よりも低く、東京都全体及び特別区の平均と比べてもやや低い水準であり、安心して出産できる環境づくりを推進する必要があります。



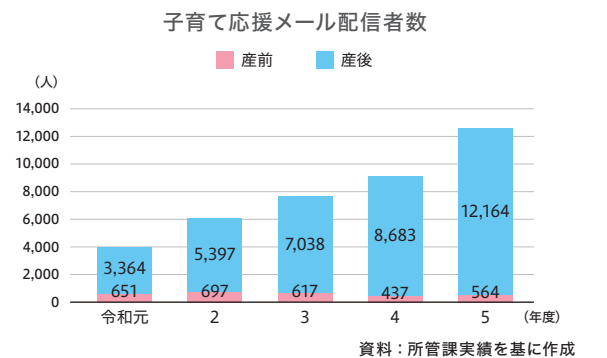
② 親族などのサポートが希薄であったり、精神疾患等の既往歴があったりなど支援を要する妊婦が増えています。また、産後も身近な子育ての相談相手や支援者が少なく、育児不安が強い方が増えています。妊婦の状況を把握

し、子育てが困難にならないよう予防的に支援する体制が必要です。さらに、出産後に安定した育児を行うため、定期的に母子の心身の状況を確認し、必要な支援を継続的に実施する必要があります。

③ 乳幼児健康診査を実施し、必要な医療等へつないでいます。健診未受診の子どもについては、関係機関と協力し、状況把握に努めています。各乳幼児健康診査の受診率を更に高めて、すべての乳幼児の発達状況を把握し、必要な医療等へ早期につなぐほか、きめ細やかに支援できる体制づくりが必要です。



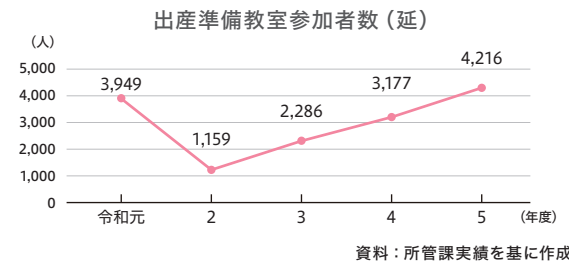
④ 妊娠・出産・子育てに係る多くの情報を区ホームページや子育てハンドブックに掲載しているほか、子育て応援メールで胎児やこどもの年齢に合わせた情報を定期的に配信しています。今後更に発信方法や内容を整理し、すべての家庭が状況に応じた子育て支援情報を得られる環境づくりが必要です。



▶ 施策1-2 | こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり

現状と課題

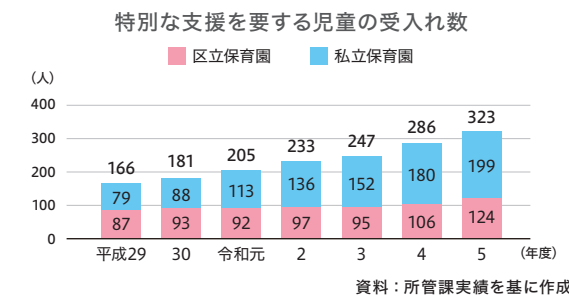
5 出産後も就業を継続している女性が増えています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、家事や育児の負担は女性側が高い傾向です。両親ともに仕事と家庭を両立しながら協力して子育てできるように、父親の主体的な子育てを更に推進するための支援が必要です。



6 核家族化*の進行や地域のつながりの希薄化等により、児童虐待*の一つの要因となる孤独・孤立を感じながら子育てを行っている家庭が一

定数存在しています。育児不安の解消や地域で子育てをサポートしやすい環境づくりなど、孤独・孤立を防止する対策の強化が必要です。

7 保育所の整備によって量の拡大が進んだ一方、障がいなど特別な支援が必要な児童の増加などに対応することが求められています。保育の質の向上への取組に加えて、障がいなどがある児童に対する支援を強化するなど、すべてのこどもに対する支援体制の整備が急務となっています。



8 こども・若者を取り巻く環境には、健やかな成長を阻むような有害な情報などがあふれており、実際にトラブルに巻き込まれてしまう危険性があります。人格形成の途上にあるこどもたちが犯罪等により被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きく、心身の不調等の精神的被害や経済的被害、インターネット

等を通じた誹謗中傷を含め、二次的被害に苦しむこともあります。こどもたちが犯罪等に巻き込まれないよう、地域における見守り活動や環境浄化運動等に取り組むとともに、こどもの心のケアにおいては、その悩みや不安を受け止めて相談にあたることや、関係機関が連携して必要な支援を行っていくことが求められています。

9 新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、生活におけるデジタル化の推進が加速する一方で、こどもたちが社会性や協調性を育むことのできる地域活動への参加や多世代交流、こどもたちが主体的に関わることのできる活動の場や

機会が減少しています。地域で活動する団体のスキルアップを図るとともに、地域での体験を通じ成長したこどもたちが次の活動の担い手となるなど、こども・若者を主体とした地域活動が継続して循環していく仕組みが必要とされています。

10 地域のつながりや支えあいの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育が困難な現状が指摘されています。また、急激な社会の変化に伴い、こどもたちや学校が抱える課題は、ますます複雑化・困難化しています。そ

のような状況の中、学校・家庭・地域が総がかりでこどもたちを取り巻く課題への対応や学びの充実に取り組み、こどもたちを育てていくことが求められています。

施策の方向性

1 妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実



妊娠・出産・子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、保健と福祉の両面から親子に寄り添い、妊娠期から段階に応じた相談支援や子育てサービスを切れ目なく提供します。

また、身近な場所で相談を受けられる体制を整備するとともに、こどもや子育て家庭に必要な情報が必要な時期に届けられるよう、ICT*を活用した発信を強化します。

2 こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実



乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、適切な治療や療育へつなぐため、出産後から就学前まで切れ目のない健康診査を実施します。また、円滑な支援や就学につなぐため、健康診査事業を更に充実させ、関係機関と連携して支援します。

3 仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現



積極的に子育てをする男性の割合を高め、家事・育児を男女の区別なく同様に行う意識の醸成に向けた取組を推進します。

また、乳幼児期から学童期における多様な保育の場を確保し、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ることで、仕事と子育てを両立しやすい環境を整備します。

4 こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり



こども・若者の健やかな成長を地域で支えるため、こどもの健全育成に寄与する活動や地域コミュニティ*の核としての学校づくり、子育て家庭を支援する新たな担い手の発掘・養成等を進め、地域社会全体でこどもや子育て家庭を支援します。

また、こども・若者にとって安全・安心な地域環境の整備を進めます。

関連する個別計画

①大田区子ども・若者計画 ②大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた 子どもの生活応援プラン】
③おおた健康プラン（第三次）④第5期大田区次世代育成支援行動計画、第3期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区こども未来計画】⑤第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

めざす姿

- こどもたちが社会の様々な課題について主体的に考え、周りの人々と協働する学習*を通して、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力が育まれています。また、情報社会に主体的に参画し、情報技術を適切かつ効果的に活用していく力が育まれています。
- 英語での実践的なコミュニケーション能力、我が国や郷土の伝統・文化を尊重する心、異なる文化や価値観を理解しともに生きる態度などを備えた、世界とつながる国際都市おおた*を担う人財が育っています。
- 主体的な学習*や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習を通して、こどもたちはウェルビーイング*を実感しながら自分らしく成長しています。

指標

現状値

中間目標値

目標値

5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合

令和6年度
小6 79.3%
中3 81.4%

令和10年度
全国平均以上

令和14年度
全国平均
+1.5ポイント以上

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合

令和6年度
小6 78.1%
中3 73.9%

令和10年度
全国平均以上

令和14年度
全国平均
+2ポイント以上

自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合

なし

令和10年度
現状値
把握次第設定

令和14年度
現状値
把握次第設定

学級の児童（生徒）との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている児童・生徒の割合

令和6年度
小6 83.0%
中3 84.6%

令和10年度
全国平均以上

令和14年度
全国平均
+1ポイント以上

自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合

令和6年度
小6 83.4%
中3 83.8%

令和10年度
全国平均以上

令和14年度
全国平均
+2ポイント以上

全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率

令和6年度
小6 71%
中3 59%

令和10年度
東京都平均以上

令和14年度
東京都平均
+1ポイント以上

全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率

令和6年度
小6 68%
中3 54%

令和10年度
東京都平均以上

令和14年度
東京都平均
+1ポイント以上

現状と課題

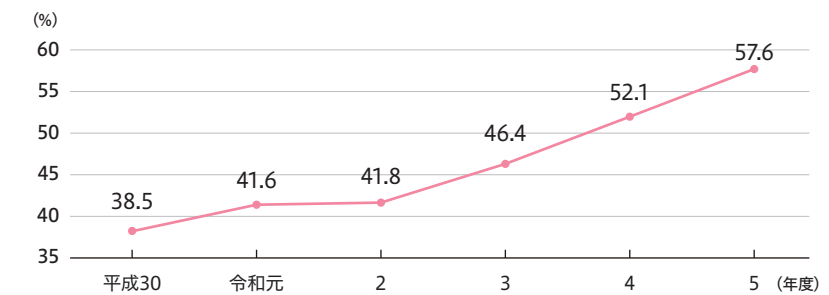
① 総合的な学習の時間など、様々な学習の機会を捉えて地域・社会で活躍する人と関わり、地域課題について学び、考える授業を展開しています。予測困難な未来社会を生きるこどもた

ちが、よりよい社会を築いていくためには、課題を発見・解決する力や新たな価値を創造する力の育成が求められています。

② 児童・生徒に1人1台のタブレット端末が配備され、ICT*を活用した授業が定着しています。情報技術が社会の中で果たす役割が増して

いく中、情報社会に主体的に参画していくための情報活用能力の育成が求められています。

「コンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集して自分の考えをまとめたり、発表したりすることができる」と答えた児童の割合（小学校第6学年）



資料：大田区教育委員会調査を基に作成

用語解説

- 協働的な学習（協働する学習）…P212
- 国際都市おおた…P213
- 主体的な学習…P216
- ウェルビーイング…P210
- ICT…P223

▶ 施策1-3 | 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成

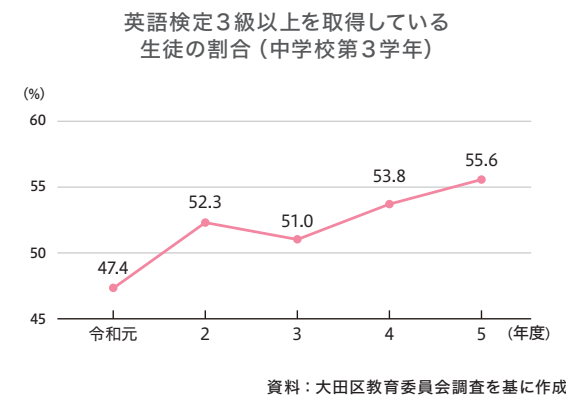
現状と課題

3 英語教育では、外国語教育指導員*の活用等により、英語に慣れ親しみながら会話をする機会を増やし、「聞く」「話す」「読む」「書く」の英語4技能を総合的に向上させています。グローバル化が進化した社会において活躍するためには、英語での実践的なコミュニケーション能力を育成するとともに、異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚を醸成することが求められています。

4 学校では、豊かな心や確かな学力、健やかな体の調和のとれたこどもを育てるため、豊かな情操*や道德心の涵養、基礎学力の定着、体力向上や食育*の推進などに取り組んでいます。今後の学校教育では、主体的な学習*や話しあいによりお互いの考えを深める協働的な学習*を通して、学びの質を高めていくことが求められています。また、こどもたちが幸福感や自己肯定感*など自分自身のウェルビーイング*を実感しながら、社会の形成者として地域や社会全体の幸福を追求する心を育む学びが求められています。

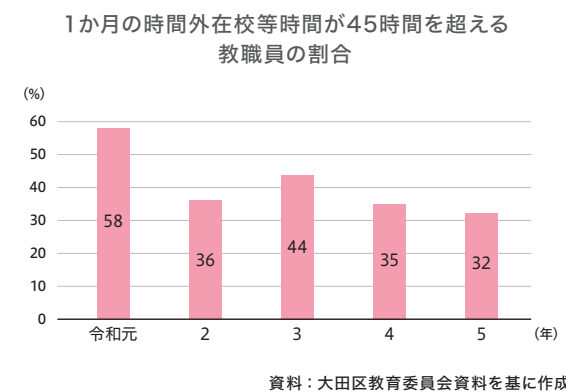
5 教師は、ICT*環境の効果的な活用やグローバル化への対応、特別支援教育の充実、いじめや不登校等の生活指導上の課題への対応など、時代とともに変化する教育ニーズにも応えながら指導を行っています。教育は人なりと言われるように、こどもたちの成長には教師の

6 教師の長時間勤務が社会問題化する中、「大田区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革の取組を推進しています。しかし、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合は依然として32%にのぼります。教師が心身の健康を損なうことなく働けるよう、勤務環境を整える必要があります。



協働的な学習

役割が大変重要です。教師は、学校教育を取り巻く環境の変化に対応し、新しい知識・技能を学び続けるとともに、こどもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出していけるよう、教師力を向上させていくことが求められています。



施策の方向性

1 予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成

社会の様々な課題を自分ごととして捉え、主体的に考え、他者と協働*し、課題解決していく意欲や、予測困難な未来社会を切り拓いていくために重要な創造力や課題解決力、情報活用能力を育成します。



2 世界とつながる国際都市おおた*を担う人財の育成

英語での実践的なコミュニケーション能力を着実に高めるとともに、我が国や郷土の伝統や文化に触れ、尊重する心や、異なる文化や価値観を持つ相手と積極的にコミュニケーションをとりながら、相手の考え方を理解し、互いに認めあった上で合意形成を図ったり、協力していく態度を育成します。

また、国際社会・地域社会に関心を持ち、持続可能な社会を形成していく態度を育成します。



国際交流活動

3 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

こどもたちのウェルビーイングを高めながら、確かな学力や意欲を持って自ら学ぼうとする資質・能力を育てます。

また、読書習慣の定着や道德教育、命の教育などにより豊かな情操や道德心を培い、自立した人間としてよりよく生きるための豊かな心を育みます。さらに、運動習慣の確立や食育の推進などにより生涯にわたって健康の維持増進を図る態度を育みます。



4 こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上

こどもたちの未来を創り出す力を育成するため、こどもたち一人ひとりの最適な学びを実現する授業改善を推進します。また、学校における働き方改革を推進し、教師がこどもたちに向きあう時間を確保するとともに、研修の充実等により教師が備えるべき資質・能力を高め、教師の指導力を一層向上させます。

さらに、質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、地域と連携しながら学校の組織的な運営力を向上させます。



関連する個別計画

①第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

用語解説

●外国語教育指導員…P211 ●情操…P216 ●食育…P216 ●主体的な学習…P216
●協働的な学習（協働する学習）…P212 ●自己肯定感…P214 ●ウェルビーイング…P210
●ICT…P223 ●協働…P211 ●国際都市おおた…P213

未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

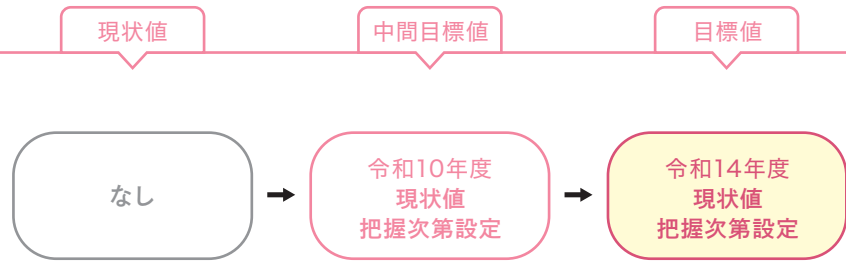
一人ひとりが自分らしく学べ、 個性と能力を伸ばす 教育環境の整備

めざす姿

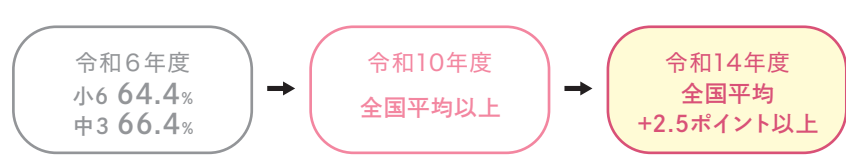
- 1 いじめ、不登校などの様々な困難や悩みのある子どもや、障がいの有無にかかわらず多様な個性と能力のある子どもの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境が整えられています。また、子どもが問題や悩みを相談しやすい環境が整備され、すべての子どもが自分らしくいきいきと成長しています。
- 2 安全・安心で快適に過ごせる魅力ある学校施設のもと、多様な学習活動に対応した柔軟で創造的な学習空間が整備され、すべての子どもの可能性が最大限に引き出されています。

指標

障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思う児童・生徒の割合



困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合



築年数が80年を超えない学校が整備されている割合（くたい躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く）

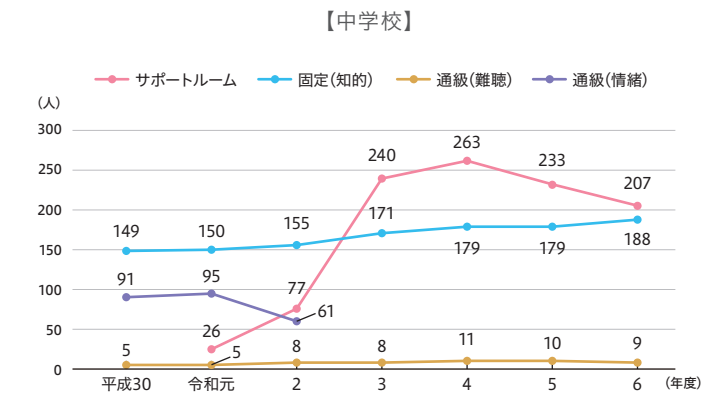
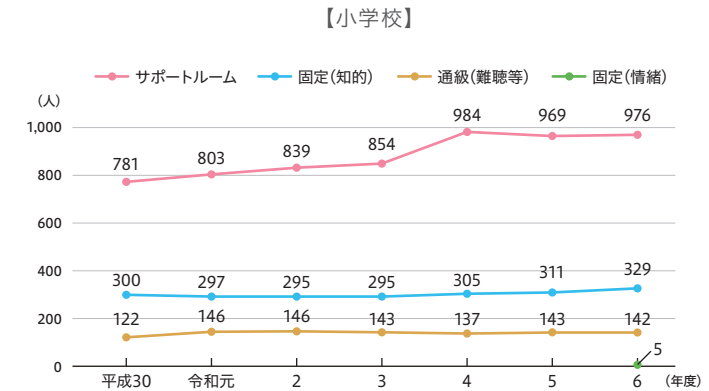


現状と課題

① 学校は、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室（サポートルーム）等を設置し、個々に応じたきめ細かな指導を行っています。すべての教

職員が障がいや特別支援教育に係る理解を深めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備していくことが求められています。

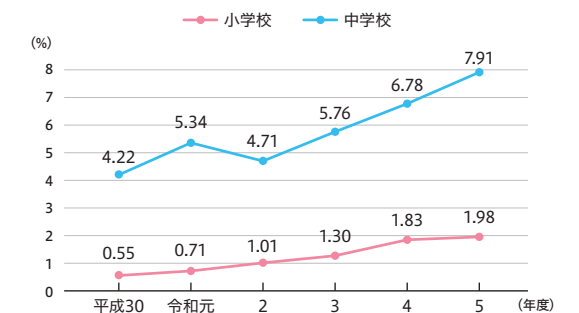
特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム） 児童・生徒数



資料：大田区教育委員会資料を基に作成

② 大田区いじめ防止対策推進条例により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組を総合的かつ効果的に推進しています。また、増加傾向にある不登校の未然防止や早期支援を行っています。引き続きいじめ対策を徹底し、すべての子どもが安心して学校生活を送るようになる必要があります。また、不登校の子どもに対しては、安心して過ごせる居場所づくりや学習機会の確保が求められます。

小中学校における不登校の出現率



資料：大田区教育委員会資料を基に作成

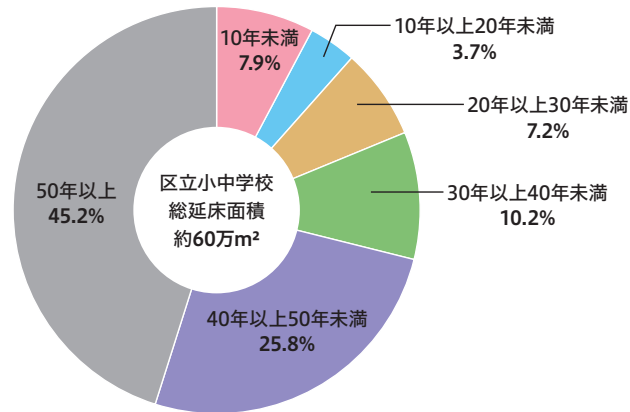
▶ 施策1-4 | 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備

現状と課題

③ 学校施設については、施設数や整備状況、建物の健全度などを踏まえた計画的な老朽化対策を進めています。今後大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応し、工期短縮

などを図りながら改築等をペースアップしていく必要があります。また、災害時の避難所機能や環境に配慮した学校づくりが求められます。

区立小中学校の築年別延床面積の割合（令和5年度末時点）

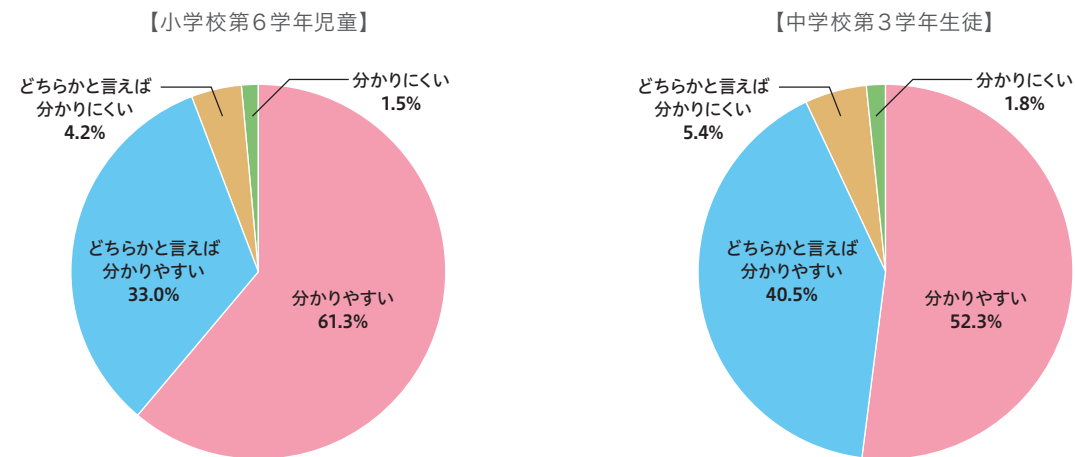


資料：大田区教育委員会資料を基に作成

④ 児童・生徒や教師へのタブレット端末の配備や各教室への電子黒板の配備など、様々な学習の場面においてICT*を活用できる環境が整備されています。児童・生徒の可能性を引

き出す学びの充実に向け、ICT環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境の整備が求められています。

「タブレットや電子黒板などを使った授業は、分かりやすいですか」に対する児童・生徒の回答



資料：新おおた教育ビジョン策定に向けた児童・生徒及び保護者アンケート（令和4年度）を基に作成

施策の方向性

1 自分らしくいきいきと
生きるための学びの支援

いじめ対応や不登校のこどもへの支援を徹底するとともに、障がいのあるこどもの将来の自立と社会参加をめざした特別支援教育を充実させるなど、こども一人ひとりの状況に合わせて切れ目なく対応、支援する教育環境を整えます。

また、多様化するこどもの問題や悩みに対する相談機能を充実させ、こどもがより相談しやすい環境をつくれます。



みらい学園中等部（学びの多様化学校）授業風景

2 柔軟で創造的な学習空間と
安全・安心な教育環境づくり

学校施設について、時代の変化に対応した教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、防災機能の強化と環境負荷低減を図ります。

また、ICT環境はもとより、多様な学びの姿に対応した学習環境を充実させるとともに、こどもの安全・安心を向上させるための教育を推進します。



メディアセンター＜読書・学習・情報活用（ICTを含む）の機能を併せ持つ特別教室＞（イメージ図）

関連する個別計画

① 第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】

文化を伝え育み
誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

施策2-1

高齢者一人ひとりが充実した
暮らしを送るための環境の整備

施策2-2 ●

本人の意思に寄り添う
権利擁護の推進

施策2-3 ●

障がいの有無等にかかわらず、
安心して暮らせる支援の充実

施策2-4

人や地域とのつながりで
お互いに支えあう体制づくり

施策2-5 ●

人々の相互理解と交流の促進

施策2-6 ●

地域全体での健康づくりの推進と
地域医療の充実

施策2-7 ●

スポーツの楽しさが広がる
環境の整備

施策2-8 ●

心ときめく豊かな地域をつくる
文化資源の創造と継承

施策2-9

生涯にわたる学びの支援

心と体どちらも健康でいることは、

いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、

元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

こどもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、

生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。



高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

めざす姿

- 1 地域の見守り活動等を通じて、高齢者が孤立化することなく、日常生活における様々なトラブルに対しても、十分に守られながら安心して暮らせるよう、必要なサービスが地域の多様な主体により、適切かつ円滑に提供される体制が整っています。
- 2 互いに助けあい、尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けて、社会参加や介護予防など、様々な活動を支援することで、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って輝けるまちが実現しています。
- 3 支援や介護が必要となった場合でも、高齢者が自分らしい暮らし方を実現できるよう、効果的かつ効率的にサービスが提供される体制が確保されています。

指 標

現状値

中間目標値

目標値

地域とのつながりを実感している高齢者の割合

令和6年度

46.7%

令和10年度

50%

令和14年度

55%

要介護・要支援認定*を受けていない高齢者（75歳以上85歳未満）の割合

令和5年度

82.6%

令和10年度

82.8%

令和14年度

83.0%

社会参加の状況

令和4年度

スポーツ関係 22.7%
趣味関係 27.0%
収入のある仕事 32.3%

令和10年度

スポーツ関係 24%
趣味関係 28%
収入のある仕事 35%

令和13年度

スポーツ関係 25%
趣味関係 30%
収入のある仕事 40%

地域密着型サービスの整備状況

令和5年度
認知症高齢者グループホーム* 43拠点・844人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5拠点
(看護)小規模多機能型居宅介護 8拠点

令和10年度
認知症高齢者グループホーム 45拠点・880人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8拠点
(看護)小規模多機能型居宅介護 10拠点

令和14年度

-

介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）

令和4年度

16.3%

令和10年度

全国値を下回る

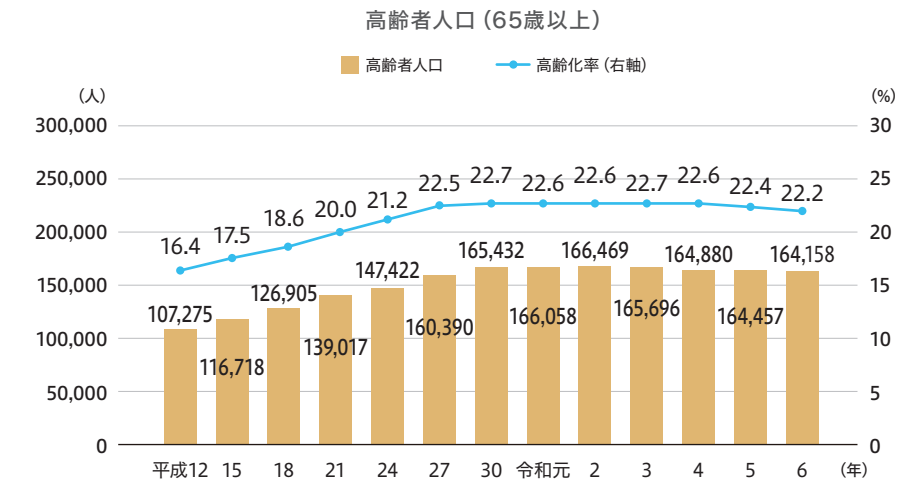
令和14年度

全国値を下回る

現状と課題

① 大田区の高齢者人口及び高齢化率について、ここ数年は横ばいで推移しており、令和6年10月1日時点の高齢者人口は164,158人、高齢化率は22.2%となっています。令和22年には団塊ジュニア世代*が65歳となり、高齢者

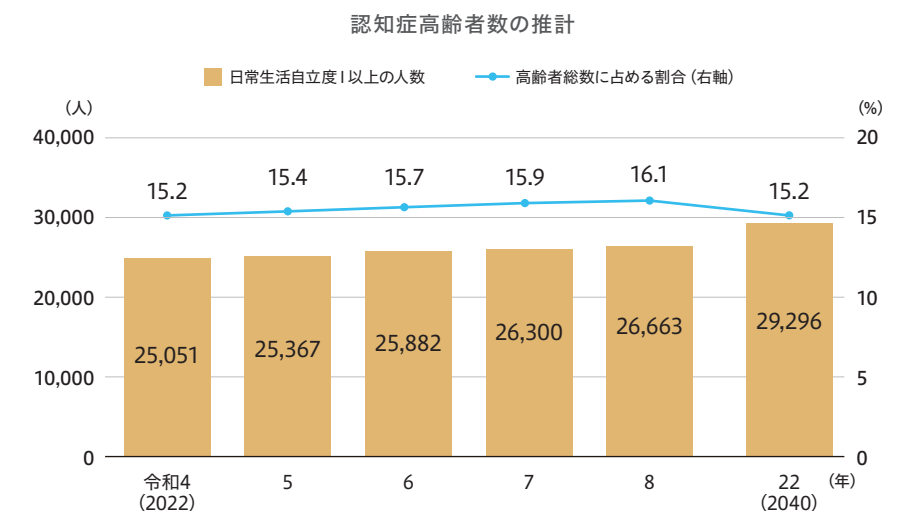
人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少することから、高齢者がともに支えあう地域づくりや見守り体制の強化を進めていくことが求められています。



資料：大田区住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基に作成

② 日常生活自立度Ⅰ以上の「何らかの認知症を有する」と判定される方は、区内の高齢者の15～16%程度と推計しており、今後増加していくことが見込まれます。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

は、予防に向けた取組の強化や、早期に医療へつながる体制づくり、また、成年後見制度*の利用促進や老いじたくを推進して権利擁護を図ることが必要です。



資料：大田区による推計値を基に作成

用語解説

- 要介護・要支援認定…P222
- 認知症高齢者グループホーム…P220
- 団塊ジュニア世代…P218
- 成年後見制度…P217

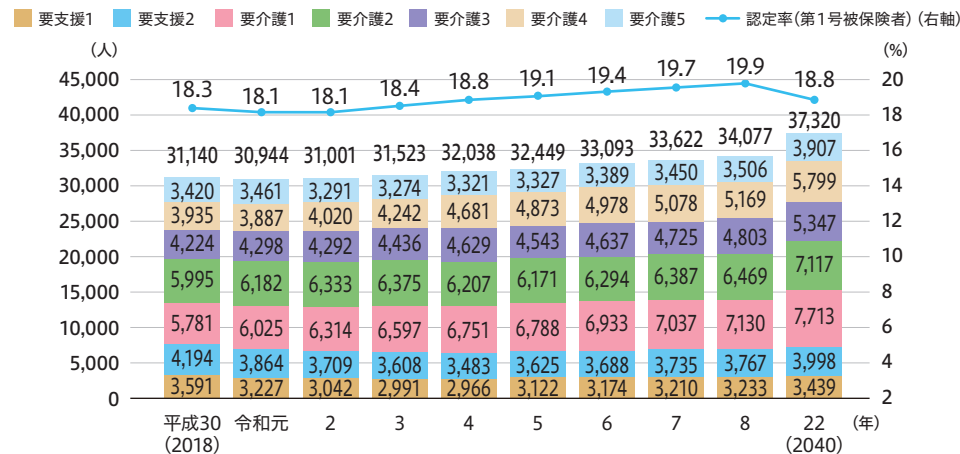
▶ 施策2-1 | 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備

現状と課題

③ 大田区内の要介護・要支援認定*者数は、令和5年度時点で32,449人となっており、年によって増減が見られるものの、増加傾向にあることがうかがえます。いずれの要介護度におい

ても増加が見込まれる中、特に要介護3以上の比較的重度の認定者の増加が予想されており、地域で支える体制の整備や、介護予防・重度化防止に取り組む必要があります。

要介護・要支援認定者数の推移と将来推計

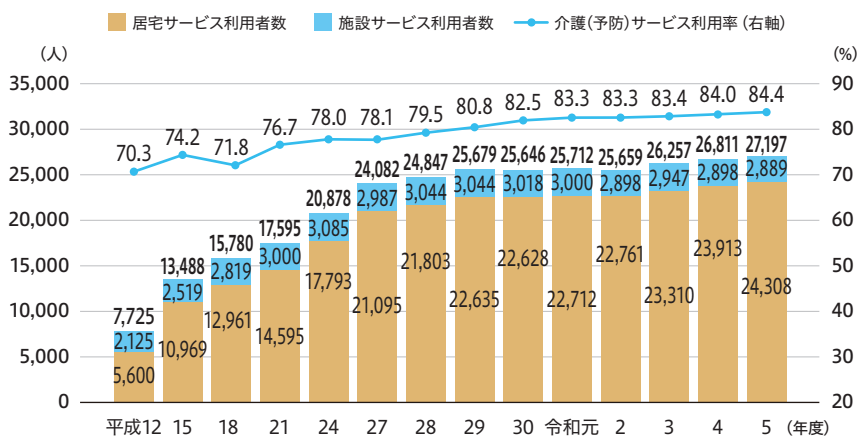


資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）（厚生労働省）を基に作成、令和6年以降は大田区による推計結果を記載

④ 要介護・要支援認定者のうち、何らかの介護（予防）サービスを利用する人の割合は、平成29年度から80％を超えており、介護（予防）サービスの利用者数は、2.5～2.7万人程度で推移しています。認知症高齢者や要介護

者等が環境変化の影響を受けやすいことに留意し、自宅を中心とする住み慣れた地域で生活を継続するためには、様々なサービスの提供を一層充実させていくことが求められます。

介護保険サービスの利用状況



資料：介護給付実績分析システム（東京都国民健康保険団体連合会）を基に作成

施策の方向性

1 高齢者の見守り体制の強化・推進

日々の高齢者の暮らしと接点のある新たな見守り推進事業者の参入を積極的に進めながら、民生委員*、自治会・町会*、事業所等の連携を強化し、きめ細かに、緩やかな見守りを続けられる体制の拡充に取り組みます。

また、地域で孤立した高齢者や身寄りのない高齢者など、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中、重層的支援体制整備事業*を推進していくために、身近な相談窓口として地域包括支援センター*を核とした見守り事業の充実を図っていきます。

2 共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援

認知症の人が尊厳と希望をもち、同じ社会でともに生きる地域共生社会*の実現に向けて、各種講座や研修等を開催することで、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をあたたく見守ることができる地域づくりに取り組みます。

また、認知症の予防に向けた取組として、運動や社会参加等による生活習慣を改善するための環境整備を進めていきます。

3 高齢者の就労・地域活動の支援

大田区 いきいき しごと ステーション（高齢者等就労・社会参加支援センター）、シルバー人材センター*、シニアステーション*荏谷、シニアクラブ*など、就労や社会参加を支援する多様な機関の連携強化を進め、新たな職業スキルの習得や、生きがいとしての社会活動を通じて、多くの高齢者が地域の貴重な支え手として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。

また、高齢者が継続して元気維持・介護予防に向けた取組を行えるように、体操教室等の介護予防事業を実施します。

4 介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実

地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携による、地域包括ケアシステム*の深化・推進に向け、多様な介護サービスの基盤整備支援や、ICT*を活用した業務の効率化・外国人材を含む多様な介護人材の確保・育成・定着に向けた取組を進めます。

関連する個別計画

①大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画【おおた高齢者施策推進プラン】

用語解説

- 要介護・要支援認定…P222
- 民生委員…P222
- 自治会・町会…P215
- 重層的支援体制整備事業…P216
- 地域包括支援センター…P218
- 地域共生社会…P218
- シルバー人材センター…P217
- シニアステーション…P215
- シニアクラブ…P215
- 地域包括ケアシステム…P218
- ICT…P223

本人の意思に寄り添う 権利擁護の推進

めざす姿

- 1 本人意思の尊重と自己決定支援の重要性の理解があらゆる世代に深まっています。支援者の拡充と地域連携ネットワーク*の強化が進み、誰もが住み慣れた地域の中で孤立せず、成年後見制度*等の必要な支援を受けられ、元気なうちから将来に備えて前向きに安心した生活を送ることができています。
- 2 自己決定の阻害要因となりうる配偶者暴力（DV*）の防止等に向けた相談体制の強化が行われ、被害者が早期に適切な支援につながり、安全が確保されています。

指標

現状値

中間目標値

目標値

成年後見制度の
理解度

令和6年度
32.8%

令和10年度
40%

令和14年度
45%

成年後見制度の
利用者数

令和5年度
1,293件

令和10年度
1,350件

令和14年度
1,400件

大田区
DV相談ダイヤルの
認知度

令和6年度
30.0%

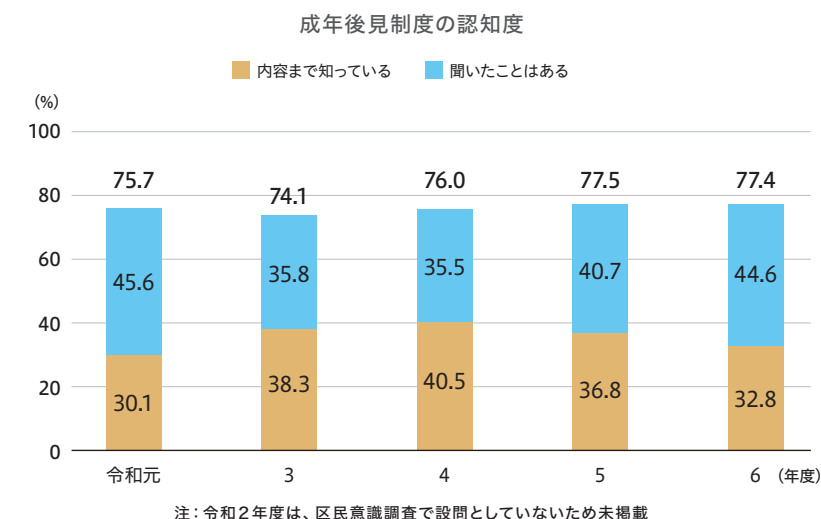
令和10年度
34%

令和14年度
38%

現状と課題

① 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査によると、成年後見制度について内容まで知っている人は30％程度となっており、区民の権利擁護に関する理解度は十分とは言えませ

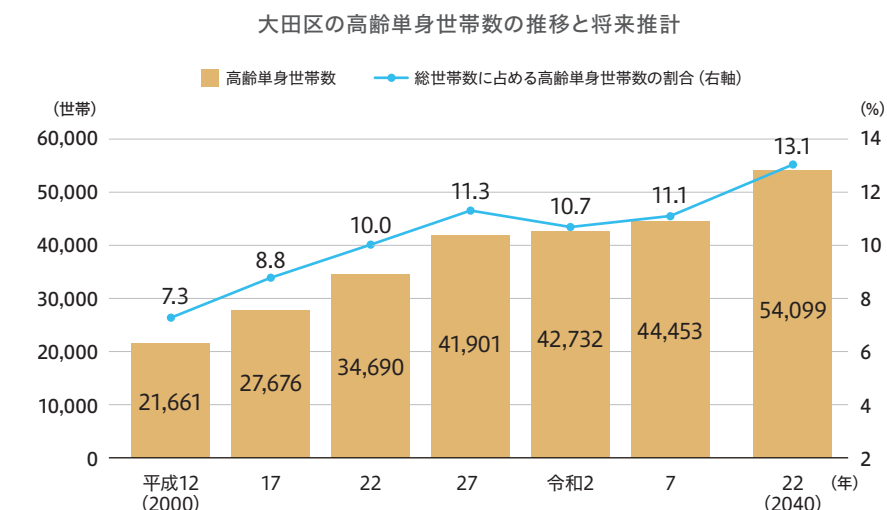
ん。権利擁護に関する理解の不足や支援の拒否等によって権利侵害につながるおそれがあることから、権利擁護に関して分かりやすく正確な周知・啓発が求められています。



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

② 頼れる親族がいない高齢者や障がい者の単身世帯が増加する傾向にあります。本人に必要な医療・介護・福祉サービス等が届いていない、また、適切な金銭管理が難しくなっているなど、周囲に気付かれないなど、地域生活の継続のために権利擁護が必要となる世帯が増えて

います。家族機能の低下や地域のつながりが希薄化する中でも、支援等を必要とする方が適切な意思決定支援を受け、身寄りのない方も安心して地域生活を送ることができる権利擁護支援の仕組みづくりが必要です。



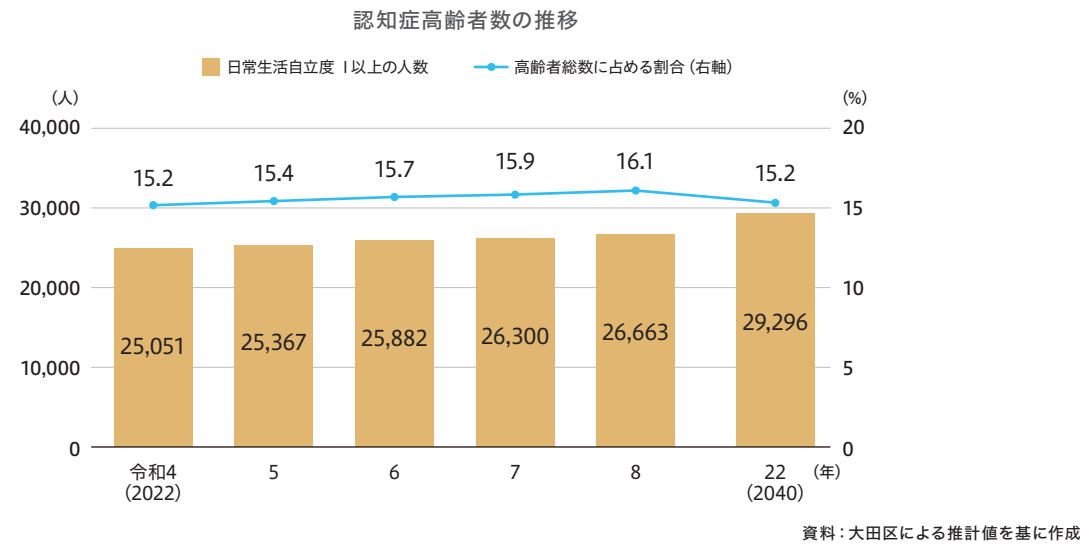
資料：国勢調査（各年10月1日現在）（総務省）を基に作成、令和7年以降は大田区による推計結果を記載

▶ 施策2-2 | 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進

現状と課題

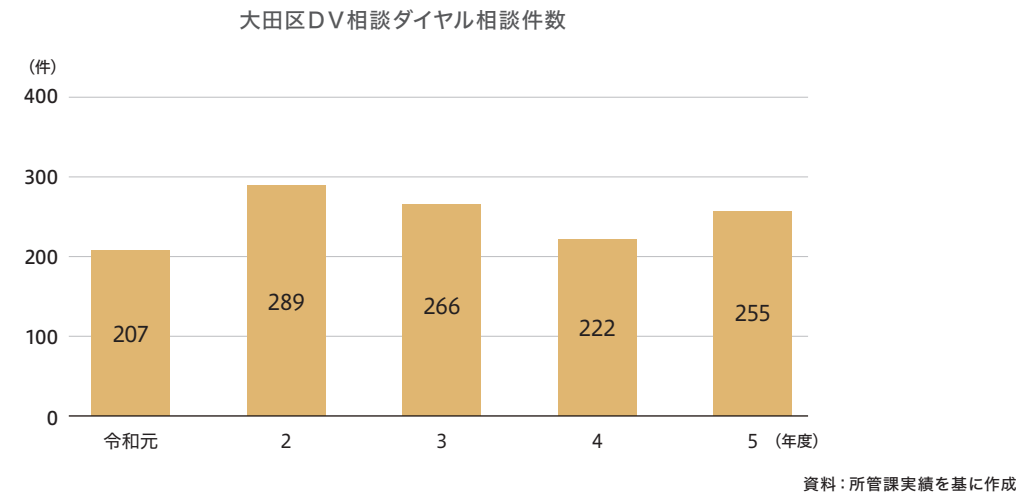
③ 単身世帯や認知症高齢者の増加により、終末期医療*や死後のことについて備えていないために、本人の意向が分からず意思を尊重した対応が困難な事例が増えています。人生100

年時代と言われる今日において誰もが生涯を健やかに安心していきいきと暮らすことができるよう、本人の意思を尊重して、その実現を支援できる体制を構築する必要があります。



④ 人権に関する意識調査によると、一人ひとりの人権を尊重すべきであるとする区民の割合は86.0%である一方、区民からのDV*相談ダイヤルの相談件数は令和元年度以降毎年200件を超えています。特に家庭内でのDVは外から見えにくいため、被害者の孤独・孤立に

つながりやすい傾向があります。DV被害経験者のうち、相談したことのある人は少ない状況です。暴力の未然防止に向けて更なる意識啓発を行うとともに、早期発見や支援につなげるため、相談先の周知を進める必要があります。



施策の方向性

1 権利擁護の正しい理解と周知啓発

成年後見制度*や老いじたく等の適切な利用が進むことで、本人の意思の尊重が重視され、また、配偶者暴力（DV）防止に向けた意識啓発や相談先の周知によって自己決定の阻害要因が取り除かれるよう取り組みます。区民の権利擁護に関する理解を深めるために、自ら備えることも含めた広報と啓発の仕組みをつくっていきます。



2 地域の担い手の育成と相談体制の拡充

福祉関係従事者の権利擁護に関する知識と相談スキルの向上を図りながら、まちや地域における支援の担い手のすそ野を広げられるよう、人材の確保と育成に取り組みます。

身近な地域で、困りごとを気軽に相談できる体制や専門的な相談にも対応できる体制を拡充していくとともに、区民の方が支援を受ける受援力（人に助けを求めたり、受け取る力や意欲）を高められるよう支援していきます。



3 地域連携ネットワーク*の強化

専門職団体や福祉関係機関、地域団体、医療機関、金融機関等と連携することで、地域での見守りの機能を強化し、認知症高齢者や障がい者など権利擁護支援が必要な方を早期発見し、早期支援につなげていく仕組みを構築します。

地域連携ネットワークの支援機能を一層充実するとともに、複合的課題を抱える世帯については、重層的支援会議*や権利擁護支援検討会議*等と連携して、支援チームによる包括的な支援体制を強化します。



関連する個別計画

- ①大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画 ②第8期大田区男女共同参画推進プラン ③大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画【おおた高齢者施策推進プラン】 ④大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画【おおた障がい施策推進プラン】

用語解説

- 終末期医療…P216
- DV…P223
- 成年後見制度…P217
- 地域連携ネットワーク…P219
- 重層的支援会議…P216
- 権利擁護支援検討会議…P212

基本目標
2

施策
2-3

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実

めざす姿

- 1 生活上の困りごとを抱えており、支援を必要とする誰もが住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを活かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らしています。
- 2 誰一人取り残さない社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）*の視点から、福祉教育*や啓発などを通じて、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを理解し認めあいながら、ともに生きる社会が実現しています。

指 標

現状値

中間目標値

目標値

障害福祉サービス等
利用者の満足度

令和4年度
75%

令和10年度
85%

令和13年度
90%

障害者差別解消法の
理解度

令和6年度
20.3%

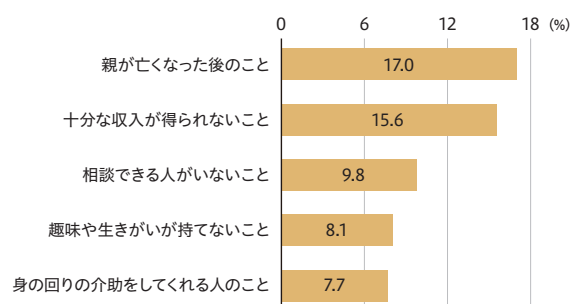
令和10年度
28%

令和14年度
36%

現状と課題

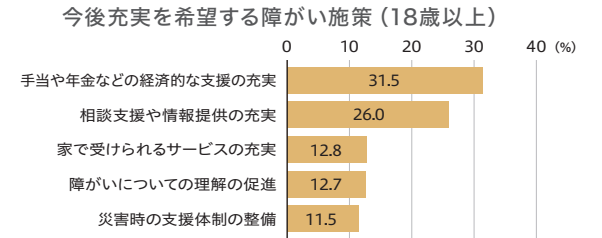
- 1 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果によると、生活における不安や困っていることとして「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっています。障がい者本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、介護者が不在の際や緊急時にも、安心して頼れる場所を確保していくことが必要です。

日常生活での困りごと（18歳以上）



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成

- 2 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果によると、今後充実を希望する障がい施策として「相談支援や情報提供の充実」と回答した割合は26%となっています。親亡き後の不安、生活困窮、高齢化、障がい者と要介護者の親の同居世帯への支援等、様々な課題に対して、包括的な相談支援体制の充実が求められています。



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成

- 3 令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査によると、障害者差別解消法について、「知らない」又は「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答した割合が

78.7%となっています。障害者差別解消法の内容及び合理的配慮*について認知度が向上するよう、一層の普及啓発が必要です。

- 4 令和4年度大田区障がい者実態調査の結果によると、意思の伝達を図る際に道具や用具が必要であるにもかかわらず「使うことができない」方が一定数います。障がい特性に応じ

た意思疎通手段の利用を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず等しく情報取得が可能となるよう情報発信することが求められています。

施策の方向性

1 相談支援体制の充実・強化

障がい者や生活困窮者等、困りごとを抱える方が必要なサービスを利用しながら、自らの個性や強みを活かし、自らの意思で選択・決定をし、自分らしく地域で暮らし続けられるよう、関係機関が相互に積極的に連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

2 障がい者等の地域生活の支援

障がい者一人ひとりの意思を尊重し自分らしく生きることができるよう、社会参加や社会活動を充実させるとともに、障がいの重度化や、本人や介護者の高齢化、本人や家族が抱えている親亡き後の不安等を踏まえ、安心して頼れる場所を確保するなど、地域での暮らしを支えるための支援体制の充実を図ります。

3 障がいへの理解の推進

障がいを理由とする差別の解消、意思疎通支援や情報保障の促進、地域との交流の促進等、障がいのある人もない人も地域の中でつながり、支えあう共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

関連する個別計画

- ①大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画 ②大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画【おおた障がい施策推進プラン】

用語解説

- 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）…P215
- 福祉教育…P220
- 合理的配慮…P213

人や地域とのつながりで お互いに支えあう体制づくり

めざす姿

- 多くの区民や多様な主体が地域活動に参加し、自治会・町会*をはじめとした地域団体、行政、関係機関等が連携・協力し、地域課題の解決に向け、継続的に活動しています。
- 共生や社会的包摂*の理念が広がり、区民、地域団体、企業等の誰もが、お互いを尊重し、「支え手」「受け手」の関係を越えて、地域の支えあいのための活動に参加し、誰一人取り残されことなく、つながりを感じる地域となっています。
- 悩みや困りごとが複数あったとしても、どこかの相談窓口につながれば、そこから課題に応じて必要な支援サービスの提案を受けることができ、適した支援者のチーム一丸でのサポートにより、安心して生活ができています。

指 標

現状値

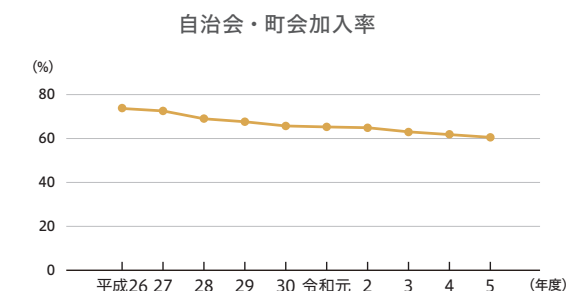
中間目標値

目標値

自治会・町会への
加入世帯数令和5年度
244,470世帯令和10年度
244,000世帯令和14年度
244,000世帯自治会・町会が連携・
協働*した地域の企業、
団体、NPO*等の団体数令和5年度
1,951団体令和10年度
2,125団体令和14年度
2,300団体現在住んでいるまちで
何らかの地域活動に参加
したいと思う区民の割合令和5年度
47.9%令和10年度
50%令和14年度
55%ユニバーサルデザイン*の
理解度令和6年度
67.6%令和10年度
70%令和14年度
85%普段の生活について、
孤立感や孤独感がないと
感じる区民の割合令和6年度
66.6%令和10年度
70%令和14年度
72%

現状と課題

① 価値観の多様化や単身世帯の増加など、社会構造の変化により「地域のつながり」が希薄化し、自治会・町会の加入率が年々減少しています。高齢者等の見守りや災害時の共助を推進するため、区民の自治会・町会活動への理解を深め、加入促進を図る必要があります。

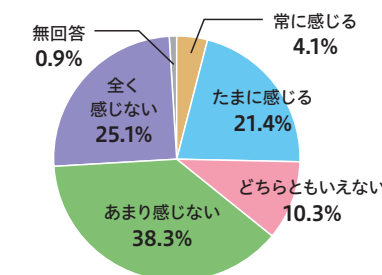


② 自治会・町会の担い手不足により、活動の停滞等のリスクが高まっている一方で、普段の生活の中で近隣の住民同士が支えあうため、「日頃から声をかける」や「地域活動に参加する」など「できることがある」と答えた区民の割合は80%もあり、助けあいの基盤があることがうかがえます（令和4年度大田区地域福

祉計画実態調査）。自治会・町会をはじめとした地域活動団体の困りごととして、担い手不足が課題となっている一方で、単発・短時間での参加など特徴次第では参加したいと答えた方が80%を超えており、地域活動への参加方法の工夫が必要となっています。

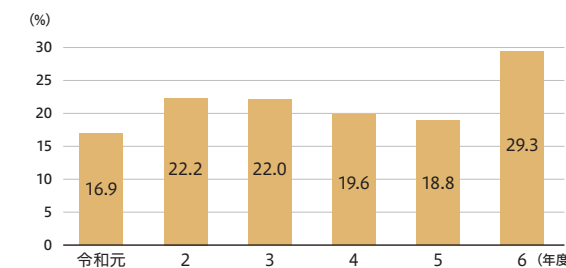
③ 単身世帯の割合が上昇し続けている中で、社会からの孤立を感じている方が約25%もいます。そうした方の中には誰にも相談できずに必要な支援につながっていない方がいます。地域や社会から孤立している方をサポートし、地域社会資源等につなげる支援が必要です。そのためには、人と人がつながる、孤立を生まない・多様性を認めあう地域づくりが必要です。

普段、どの程度社会からの孤立を感じるか



④ 「ユニバーサルデザイン」の認知度は令和元年度と比較して高くなっていますが、定義までよく理解している区民は約30%にとどまっています。区民を対象とした普及啓発事業に多くの区民が参加できるよう工夫を重ね、ユニバーサルデザインへの理解が広まるよう取り組む必要があります。

ユニバーサルデザインの認知度



用語解説

●自治会・町会…P215 ●社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）…P215
●協働…P211 ●NPO…P223 ●ユニバーサルデザイン…P222

▶ 施策2-4 | 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり

現状と課題

5 区民が抱える困りごとを、世帯全体に及ぶ課題を含めて、年齢や分野などによる切れ目なく受け止める相談支援体制が求められています。各相談窓口・支援機関が、本人に寄り添

い、相談内容を丁寧に聞き取り、必要に応じて他の専門機関につなぐなど、包括的な相談体制を強化していく必要があります。

今後福祉分野について区が特に力を入れて取り組むべきこと

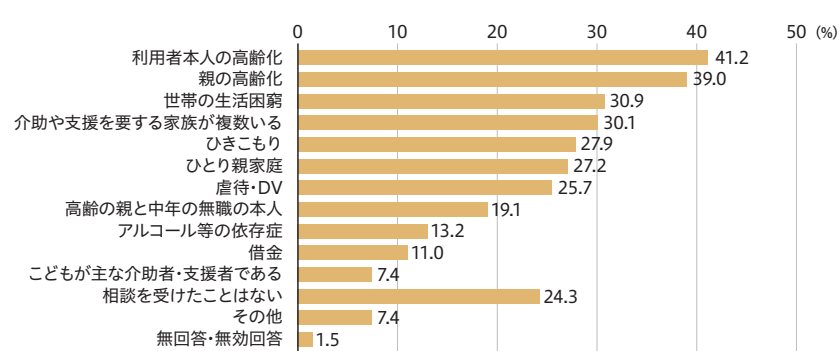
		どの世代にも応じた支援体制の充実	区民が地域に関わるきっかけづくりの充実	福祉の専門的な人材の育成	ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を踏まえた環境づくり	複数の課題を抱えた人や世帯に対する相談体制の充実	福祉の関係機関や区内事業所等との区の連携強化	地域で活動する人と人の交流の促進	世代や文化、個人の価値観等の多様性を認めあう意識の醸成	地域住民同士で支えあう(助けあう)意識の醸成	区民や団体が地域で新たに福祉活動始めるための支援
全体(n=1,192)		50.9	28.9	27.3	27.1	25.1	21.7	18.8	18.2	16.8	15.2
年代別	18～39歳(n=240)	56.7	19.2	25.0	36.3	22.5	21.7	17.5	24.6	10.8	9.6
	40～64歳(n=536)	49.8	29.5	26.3	28.5	25.7	23.9	17.4	18.1	15.5	13.2
	65～74歳(n=186)	50.5	38.2	31.7	19.4	27.4	20.4	18.3	15.1	20.4	20.4
	75歳以上(n=160)	46.3	30.6	28.7	17.5	24.4	15.6	26.3	12.5	26.3	23.8

資料：大田区地域福祉計画実態調査報告書（令和5年3月）を基に作成

6 生活困窮やひきこもり状態、虐待など、福祉サービスを必要としている方の地域生活課題が、多様化・複雑化しています。複合的な課

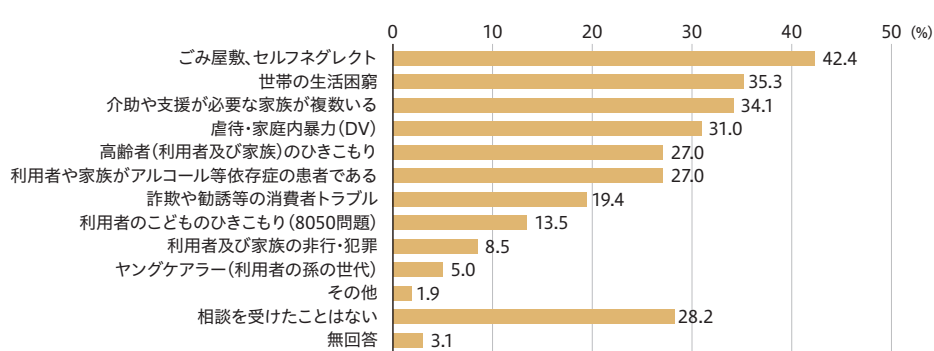
題を抱える世帯に対して、支援分野を越えた多機関・多職種のチームにより支援する体制を整備していく必要があります。

複合的な課題に関する利用者や家族からの相談状況（サービス提供事業所）



資料：令和4年度大田区障がい者実態調査を基に作成

複合的な課題を抱えた困難事例等に関する相談の有無



資料：令和4年度大田区高齢者等実態調査を基に作成

施策の方向性

1 多様な主体が参加する
支えあいのネットワークの構築



区民や地域団体、企業などの多様な主体が地域活動に参加するきっかけを創出するとともに、これらの主体が集い交流する拠点づくりや、主体と主体、拠点と拠点をつなぐ機能を強化します。

また、地域の居場所やコミュニティの場を増やし、そうした場が区民にとっての身近な相談の入口となり、区の関係機関と連携して、必要な支援につなげることで、支えあいのネットワークの構築を図っていきます。

2 自治会・町会*との連携・協働*の
更なる推進



地域のつながりを強化することが、暮らしの活力の創出、こどもや高齢者の見守り、防犯・防災対策などの課題解決につながります。

持続可能な地域コミュニティ*の形成に向け、自治会・町会との連携・協働を更に推進していきます。

3 ユニバーサルデザイン*の
まちづくりの推進



障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、すべての区民がお互いを尊重し、支えあいながら安心して暮らせるよう、福祉教育*にも取り組み、心のバリアフリー*の理念の普及啓発と、区民の声を活かしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

4 分野横断の包括的な
支援体制の強化



誰もが必要な支援を受けられるようにするため、各相談窓口や支援機関において、孤立や生活困窮など様々な困りごとを、分野にかかわらず包括的に受け止め、必要に応じて、関係機関が連携して支援できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業*を推進します。

また、福祉人材育成・交流センター等の研修を通じて、区内福祉従事者が、包括的な支援の視点を身に付けるための人材育成を進めると同時に、連携強化に向けた関係性の構築を図ります。

関連する個別計画

①大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画 ②大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画【おおた高齢者施策推進プラン】 ③大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画【おおた障がい施策推進プラン】 ④大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 ⑤大田区公共施設等総合管理計画

用語解説

- 自治会・町会…P215 ●協働…P211 ●地域コミュニティ…P218
- ユニバーサルデザイン…P222 ●福祉教育…P220 ●心のバリアフリー…P213
- 重層的支援体制整備事業…P216

人々の相互理解と 交流の促進

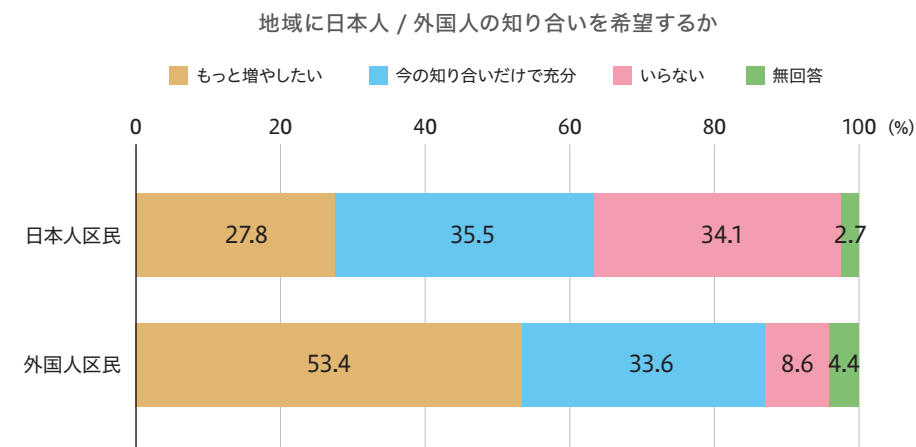
めざす姿

- 1 国際交流事業の実施や、海外都市との交流、グローバル人材*の育成などが日常的に行われ国際理解が深まっており、日本人区民と外国人区民の相互理解のもと、多様性を活かした誰もが住みやすいまちになっています。
- 2 情報提供の多言語化など、「伝える情報」から「伝わる情報」への転換が図られるとともに、日本語及び日本の生活習慣について、外国人区民の理解が進んでいます。また、多様な団体と連携し、個々のケースに対応したきめ細かな支援が行われ、外国人区民も地域の中で一層安心して暮らせるようになっています。
- 3 男女共同参画*社会についての理解が進み、あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。また、性別だけでなく、年齢や出身、障がいの有無などの違いにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認めあい、自分らしく生きられる社会が実現しています。

現状と課題

① 地域の日本人の知り合いを「もっと増やしたい」と思う外国人区民が50%以上であるのに対し、外国人の知り合いを「もっと増やしたい」と思う日本人区民は30%以下と低くなっています。多文化共生*のまちづくりに対する認識

にも、日本人区民と外国人区民に違いが認められるなど、それぞれの多文化共生意識の違いを示しており、相互理解に向けての更なる意識醸成が求められています。



資料：令和4年度大田区多文化共生実態調査を基に作成

② 外国人区民が日常生活で困っていることとして、税金等の仕組みや日本語の理解についてが上位となっており、制度や言語の壁に直面していることが分かります。情報や事業が、適切

かつ迅速に届くよう、様々な媒体を活用して幅広く提供していくことが求められます。また、多岐にわたる課題に的確に対応するために、多様性・包摂性のある取組が必要です。

指標

現状値

中間目標値

目標値

日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合

令和6年度
日本人 57.5%
令和4年度
外国人 79.8%

令和10年度
日本人 60.5%
外国人 84.8%

令和14年度
日本人 63.5%
外国人 88.8%

現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合

令和4年度
85.0%

令和10年度
88.5%

令和14年度
91.3%

家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合

令和5年度
46.1%

令和10年度
50%

令和14年度
55%

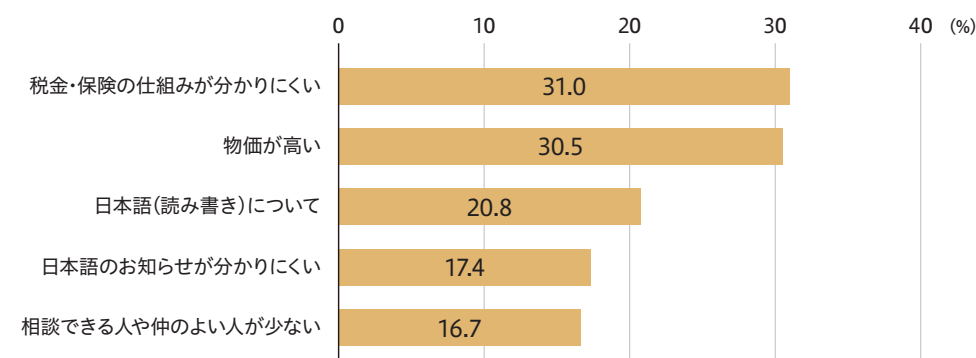
今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合

令和6年度
66.5%

令和10年度
68.5%

令和14年度
70.5%

日常の暮らしの中で不便を感じていることや困っていること（上位5項目）



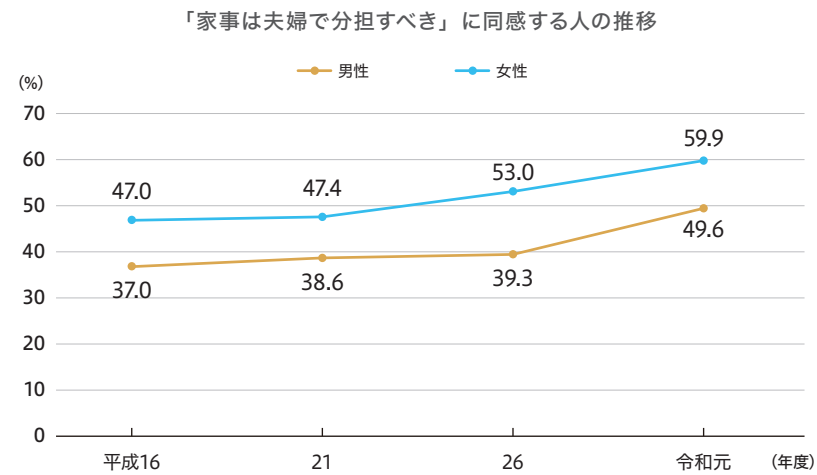
資料：令和4年度大田区多文化共生実態調査を基に作成

▶ 施策2-5 | 人々の相互理解と交流の促進

現状と課題

③ 男女共同参画*に関する意識調査や大田区政に関する世論調査の結果から、区民の男女平等に関する意識は、決して高くない状況となっています。引き続き、「エセナおおた」にて

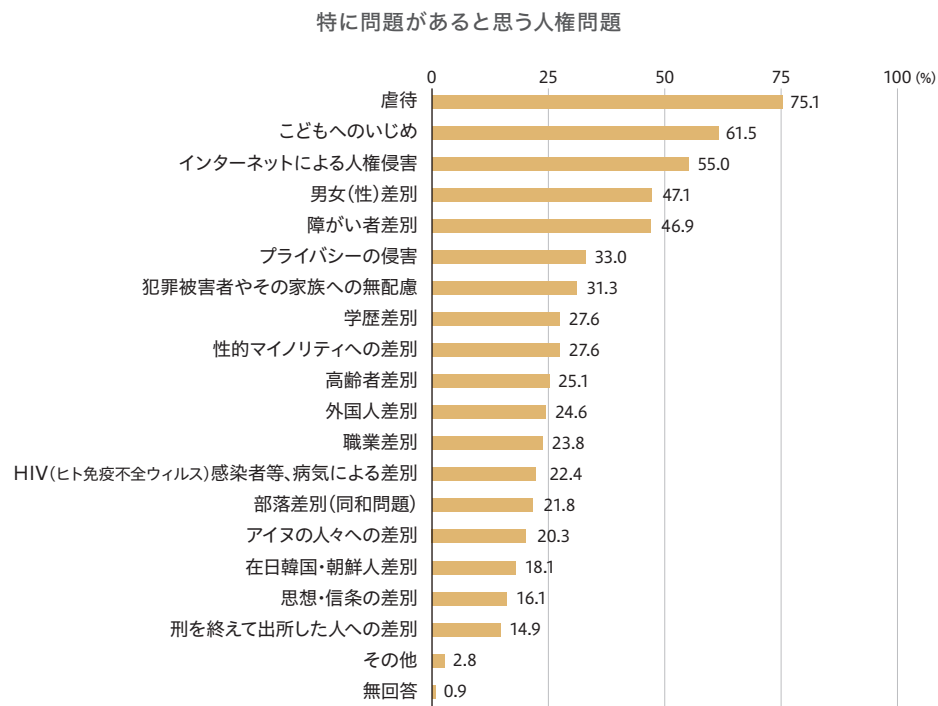
男女共同参画を目的とした講座を実施するとともに、情報誌や区報等を活用して広く男女共同参画について周知し、区民の意識啓発につなげていく必要があります。



資料：男女共同参画に関する意識調査を基に作成

④ 一人ひとりの人権を尊重すべきであると回答した区民の割合は86.0%でした。その一方で、特に問題があると思う人権問題については、様々な課題が選ばれています。これまでの

人権問題に加え、近年ではインターネット上での人権侵害が深刻化するなど、新たな課題が表面化しています。多様な個性を認めあう人権意識の向上が求められています。



資料：令和5年度大田区人権に関する意識調査を基に作成

施策の方向性

1 国際理解・国際交流の推進

日本人区民と外国人区民が相互に理解しあい、顔の見える関係となるよう、地域の特色を活かした事業を通して交流を支援するとともに、多くの外国人区民が地域で活躍できる環境を整えます。

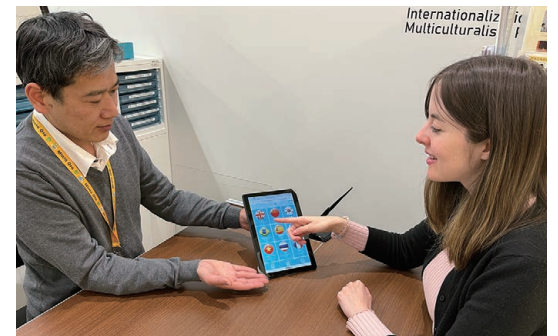
また、海外諸都市との多彩な交流を行い、グローバル人材*の育成を推進しながら、様々な国際理解の機会を提供します。

2 コミュニケーション支援及び外国人区民も暮らしやすい生活環境整備

情報の多言語化を通して、外国人区民のライフステージ・ライフシーン別の行政情報を効果的に発信し、生活や暮らしに密着した情報を分かりやすく提供します。

また、外国人区民の日本語習得の学習機会を増やすなど、大田区での生活を円滑に送るための取組を進めます。

日常生活での困りごとを気軽に相談できる多言語対応の相談窓口を運営するほか、様々な団体とのネットワークを活かし、多文化共生*施策を効果的に推進します。



タブレット端末を介した通訳サービス

3 人権と多様性を尊重する意識の醸成

あらゆる人の人権が尊重され、年齢や性別、出身、障がいの有無などの違いにかかわらず多様性を認めあい、差別やハラスメントのない社会づくりのための施策を進めます。パネル展や講演会などの催しをはじめ、ホームページや啓発冊子などの媒体を通して、継続的に啓発事業を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センター「エセナおおた」で実施する講座やセミナーのほか、情報誌や区報等を通して男女共同参画についての理解啓発に取り組みます。



関連する個別計画

①「国際都市おおた」多文化共生推進プラン ②第8期大田区男女共同参画推進プラン

地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

めざす姿

- 効果的な啓発などにより誰もが健康に関心を持ち、学校、職場、地域などのつながりの中で一人ひとりが自分の価値観やライフスタイルに基づいた健康づくりに取り組み、次のライフステージも見据えた生活習慣等を改善することで、生涯を通じて心身の健康が維持され充実した日々を送っています。
- 住み慣れた地域で日常から適切な医療を受けられ、新たな感染症の発生などの健康危機発生時においても、迅速に必要な医療を受けることができます。

指標

現状値

中間目標値

目標値

65歳健康寿命*
(要介護2)

令和4年
男性 82.35歳
女性 85.75歳

令和10年度
延伸
(65歳平均余命*の
延伸分を上回る)

令和14年度
延伸
(65歳平均余命の
延伸分を上回る)

特定健診*受診率
(国民健康保険被保険者)

令和5年度
38.8%

令和10年度
39.8%

令和11年度
40.0%

主観的健康感*

令和6年度
64.5%

令和10年度
増やす

令和14年度
増やす

かかりつけ医*、歯科医、
薬局いずれもある
区民の割合

令和6年度
29.5%

令和10年度
31%

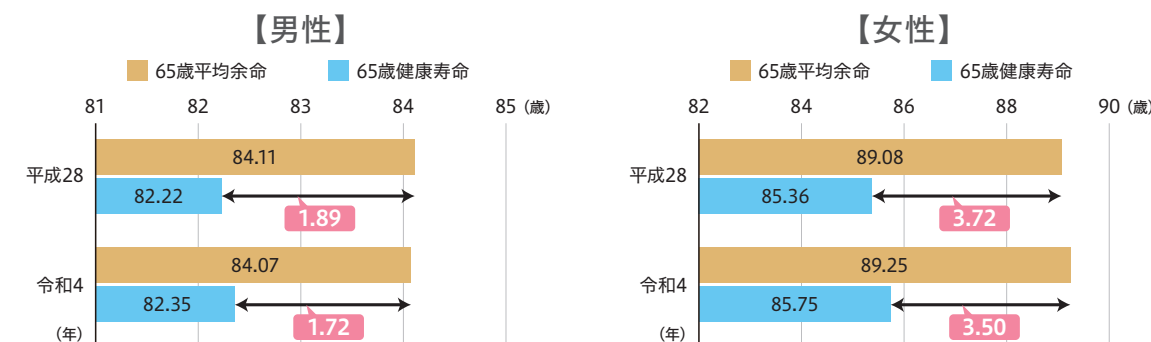
令和14年度
32.5%

現状と課題

① 平成28年と令和4年の65歳健康寿命（要介護2）と65歳平均余命の差を比較すると、男性では0.17歳、女性では0.22歳縮小しています。若いうちから次のライフステージを見据

えて生活習慣の維持・改善、生活習慣病*の発病予防等に取り組むことで、健康寿命の延伸を図り、不健康な期間（平均余命と健康寿命の差）を短縮する必要があります。

65歳平均余命と65歳健康寿命（要介護2）の推移

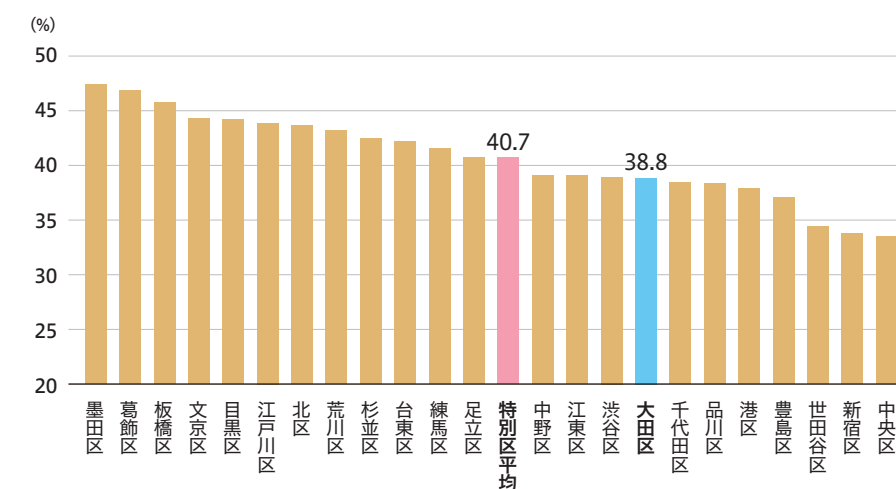


資料：都内各区市町村の65歳健康寿命（東京都保健医療局）を基に作成
注：65歳平均余命と65歳健康寿命（要介護2以上）の推移を比較しやすくするため、65歳平均余命は、実際の数値に65を加算した数値を用いて作図

② 国民健康保険被保険者における特定健診受診率は令和5年度では38.8%となっていますが、特別区平均の40.7%より低く16番目に位置しており、近年は下位層で推移しています。自身の健康状態を把握し適切な予防や医

療につなげていくために、科学的根拠やAI*等を活用した効果的な健康啓発・勧奨などを継続することで、健康への関心を高めていくことが必要です。

特定健診受診率の特別区比較



資料：大田区国民健康保険 第2期データヘルス計画最終評価を基に作成

用語解説

- 65歳健康寿命…P222
- 65歳平均余命…P222
- 特定健診…P219
- 主観的健康感…P216
- かかりつけ医…P211
- 生活習慣病…P217
- AI…P223

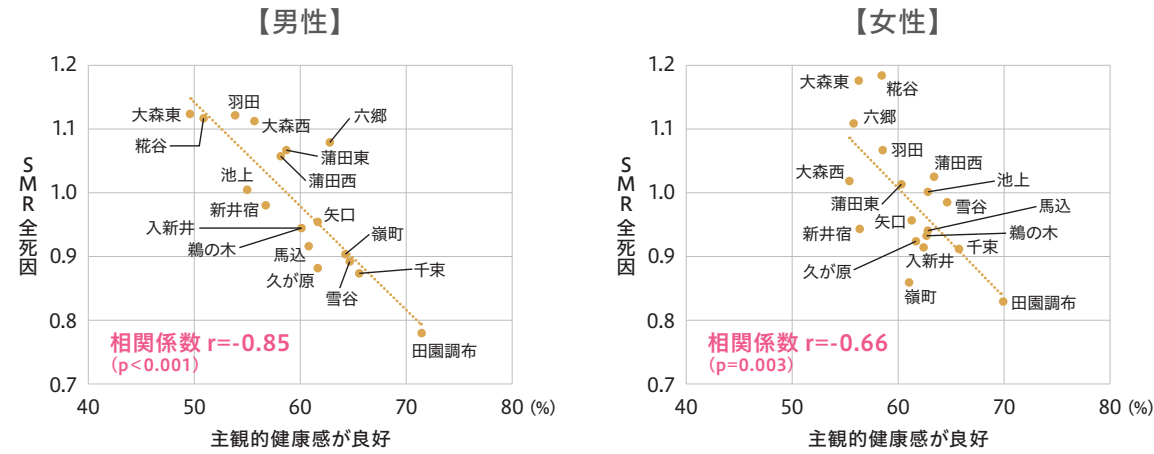
▶ 施策2-6 | 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実

現状と課題

3 令和3年度実施の健康に関する質問票調査の結果等から、男女ともに、主観的健康感*が高い区内地区では、標準化死亡比*（SMR）が低い傾向が見えました。地域や事業者等と連

携し、心身の健康づくりだけでなく、生きがいや社会とのつながりなど、様々な側面から「自分は健康だ」と感じられる健康づくりの視点が求められています。

18 地区における主観的健康感と標準化死亡比（SMR）の相関関係



資料：令和4年度人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト事業業務委託報告書を基に作成

4 令和5年度実施の新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート結果によると、今の大田区に対して、「健康に暮らせるまち」では「あてはまる」「ややあてはまる」が62.2%の回答に対し、「新たな感染症など、あらゆる脅威に強いまち」では32.0%となってい

ます。日常から誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、関係機関等と連携した医療体制を提供するとともに、新たな感染症の発生等においても迅速に対応できる体制を整える必要があります。

今の大田区はどんなまちだと思うか（高校生を含む大人）

項目	「あてはまる」「ややあてはまる」の合計
健康に暮らせるまち	62.2
新たな感染症など、あらゆる脅威に強いまち	32.0

資料：新たな大田区基本構想の策定に向けた区民アンケート結果（令和5年度）を基に作成

施策の方向性

1 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

若い世代から生涯を通じて切れ目なく健康意識を高め、バランスの取れた食生活、定期的な運動、適切な休養・睡眠、歯と口腔の健康、こころの健康などによる疾病のリスクを低減し、生活習慣病*などの発病を予防します。

また、区民の健康づくりの継続のため、地域や事業者等と連携して取り組み、心身ともにいきいきと暮らせる健康まちづくりにつなげていきます。

2 科学的根拠に基づく健康啓発の展開

健康づくりは、区民の健康状態や地域の特徴を調査分析した上で、適切に評価しながら効果的に実施する必要があります。

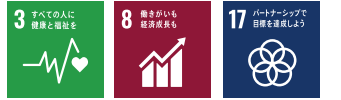
このため、各種健診・検診データなどの科学的根拠に基づき、勧奨や健康啓発、健康教育などを展開します。

3 健康に関する安全・安心の確保

平常時から関係機関等と連携することで、地域医療体制の充実や食、生活環境などの安全・安心を確保するとともに、新たな感染症などの健康危機に対しても安全・安心の体制を整備していきます。

関連する個別計画

①おおた健康プラン（第三次）②大田区国民健康保険 第3期データヘルス計画 ③大田区感染症予防計画



文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

スポーツの楽しさが広がる 環境の整備

めざす姿

- 1 スポーツのイベントや施設を利用して、多くの区民がスポーツに取り組んでおり、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しみ、豊かな生活を送ることができています。
- 2 スポーツが区民の生活に根差し、健康的な生活を送ることができるよう、誰もが気軽に身近な場所で、ウォーキングやランニングなどのスポーツに取り組む環境が整備されています。

指 標

現状値

中間目標値

目標値

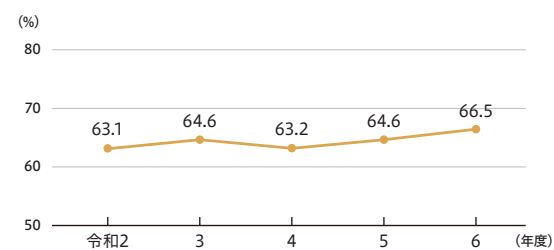
区民スポーツ実施率

令和6年度
66.5%令和10年度
70%令和14年度
72%区のスポーツ環境に
対する満足度令和6年度
22.5%令和10年度
26%令和14年度
30%

現状と課題

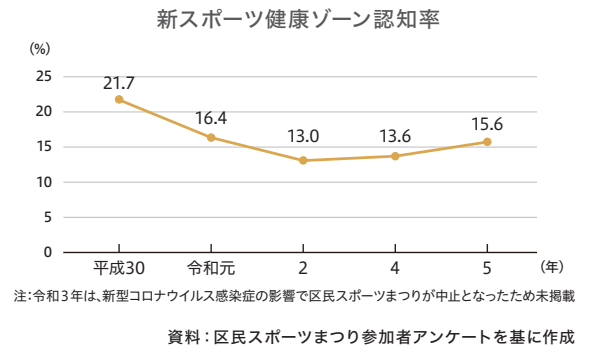
1 区民がスポーツを実施するきっかけづくりとして、スポーツ推進委員*や大田区スポーツ協会等と連携し、区民スポーツまつり等の各種スポーツ事業を行っていますが、区民のスポーツ実施率は近年横ばいで推移しています。スポーツ実施のきっかけとなる事業の情報を、スポーツに興味がない方に対して、どのように伝えるかが課題となっています。

18歳以上区民スポーツ実施率



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

2 大森ふるさとの浜辺公園を中心とする「新スポーツ健康ゾーン」において、スポーツ健康都市*のシンボルゾーンとして利活用を図る取組を行っていますが、区民の認知度は低くなっています。ゾーンの範囲が広く、一帯での事業展開が難しい状況です。スポーツ機能の集積地にもかかわらず、区民がスポーツを目的に回遊できるエリアとはなっていません。



3 区内のスポーツ施設では、週末や夜間は多くの方が利用し、予約が取りづらい状況である一方で、平日日中の利用率が低い状況です。利用者ニーズや地域バランスなどを踏まえ、ス

ポーツ施設の多目的な利用方法やあり方を検討する必要があります。また、働く世代の利用が少ない時間帯については、ターゲットを絞った教室を開催するなど、具体的な検討も必要です。

施策の方向性

1 誰もがスポーツを 楽しめる機会づくり

誰もが健康でいきいき暮らせるよう、スポーツに親しみ、楽しめる機会を創出します。

こどもには体を動かす楽しさに触れるきっかけづくり、働き盛り世代・子育て世代には、気軽にスポーツに親しめるきっかけづくり等、ライフステージに応じた取組を地域のスポーツ活動団体等とも連携して行い、継続的なスポーツの実施を推進します。

2 ニーズに即した スポーツ環境の整備

多様化している区民のスポーツに関するニーズを把握し、適切に対応するとともに、将来的な状況変化にも柔軟に対応できるよう、体育館や公園内のスポーツ施設など、施設のあり方を検討していきます。

地域間のバランスや需要を踏まえ、施設整備の検討を進めるとともに、利用率の低い時間帯の多目的利用を推進するなど、スポーツ施設の有効活用を図ります。

関連する個別計画

①大田区スポーツ推進計画（令和7～令和11年度版）

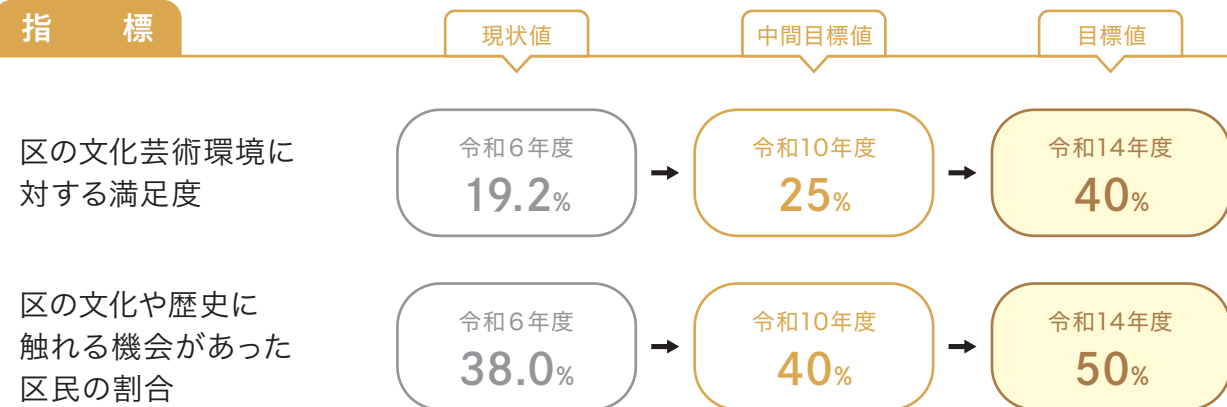
文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承

めざす姿

- 1 誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えることで、年齢やライフスタイルにかかわらず、文化に触れあいながら自分らしく誇りを持って暮らしを楽しんでいます。
- 2 区の貴重な歴史・文化資源の調査研究成果が展示等により公開されることで、区民が地域の歴史や文化を深く理解しており、地元に愛着を持ちながら文化資源を守り継承しています。

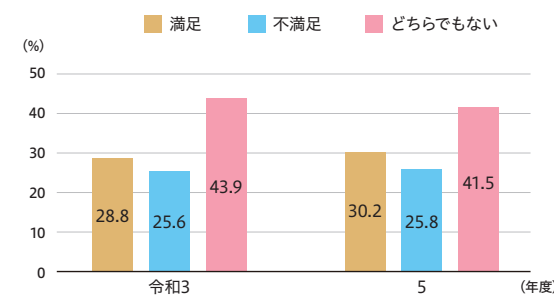
指 標



現状と課題

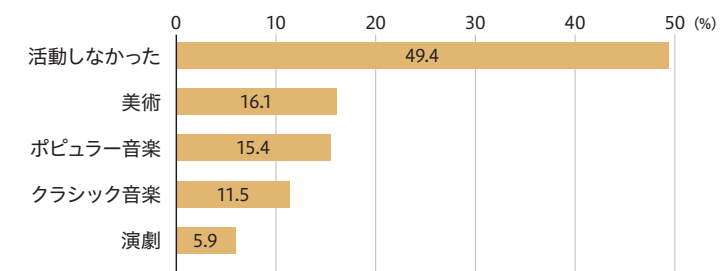
①（公財）大田区文化振興協会と連携し、幅広い世代に対して芸術の鑑賞機会や伝統文化等に親しむ機会を提供してきましたが、区民は区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境に必ずしも満足しておらず、区民自身による文化芸術活動もあまり活発ではありません。区の文化芸術資源の活用環境や活用手法を多様化することなどにより、鑑賞・体験機会の創出を強化し、文化芸術が区民の身近にある環境を整えることや、区民・団体の自主的な文化活動を支援することが重要です。

区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境に満足しているか



資料：大田区政に関する世論調査を基に作成

この1年間、文化芸術活動を行ったか（上位5項目）



資料：令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

② 歴史的資源を調査・研究し、区民へ展示等を通して還元するなど、文化を身近に感じてもらう環境を提供していますが、文化財の公開に当たっては、その調査・研究に多くの時間を要

します。限られた人材・環境で調査研究を続けていくため、人材育成や資料等のデジタル化などの環境整備にも力を入れていく必要があります。

施策の方向性

1 文化芸術に親しむ機会の創出



区民が暮らしの中で身近に文化芸術に触れ、体験する機会を増やし、区民の心が潤い豊かな感性が育まれた心ときめくまちづくりを進めます。

区内に点在する文化施設での多彩な公演や豊富な区所蔵美術品の更なる活用、教育・福祉・観光など他分野と連携したアウトリーチ*事業等を推進します。また、文化の発信者となる人の支援・育成を通じ、区民のウェルビーイング*を高めていきます。

2 地域の文化資源の保存・活用の推進



区の貴重な財産である文化資源の掘り起こし、収集、記録、保存とともに、資料同士の有機的な結び付きに目を向け、歴史的事実の復原及び新たな事実の解明にも努めます。

区民が地域の文化に誇りを持ち次世代へ継承できるよう、文化資源を積極的に公開し、高齢者や子どもなど誰もが自由に文化を享受できる機会の充実に努めます。

関連する個別計画

①大田区文化振興プラン

文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

生涯にわたる
学びの支援

めざす姿

- 1 生涯にわたる多様な学習機会が確保され、学びあいを通じたつながりを育む場が充実し、それらを支える環境が整っています。あわせて、これにより新たなコミュニティ形成を促す好循環を生み出し、区民一人ひとりがいきいきと暮らしています。
- 2 区立図書館が区民の知と読書活動の拠点として区民から親しまれているとともに、資料を仲立ちとして、人と人を出会わせ、結び付け、地域活動へと誘う、居場所、憩いの場としての機能が充実しています。

指標

現状値

中間目標値

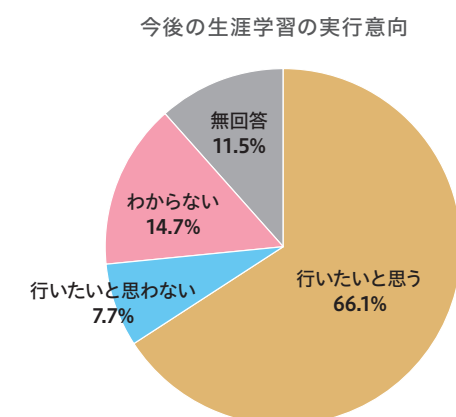
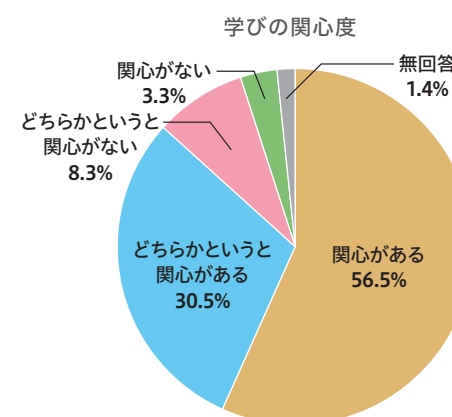
目標値

最近1年間に
生涯学習を行った
区民の割合令和6年度
40.5%令和10年度
45%令和14年度
50%年1回以上
図書館を利用する
区民の割合令和6年度
48.6%令和10年度
55%令和14年度
60%

現状と課題

① 不透明・不確実な時代において、社会の急速な変化に対応し、豊かに暮らしていくために、社会人の学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。学びへの意欲は高いものの、時間・情報の不足や様々な障

壁により、意欲があっても実行できていない区民がいます。多様なニーズに応じた学習機会の提案により、学び始めの支援を拡充する必要があります。

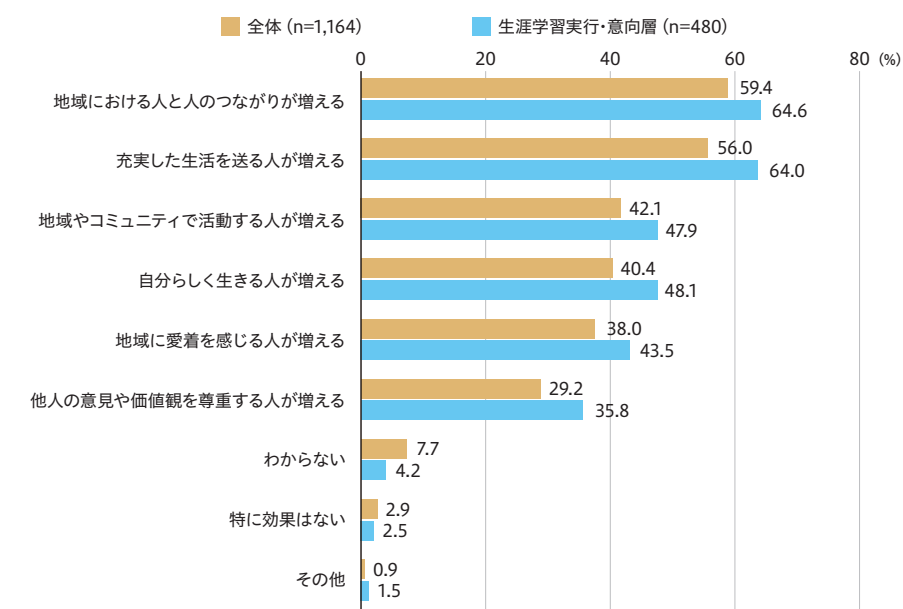


資料：令和3年度生涯学習区民アンケート調査を基に作成

② 世帯構成やライフスタイルの変化に伴い、地域社会を支える地縁・血縁等のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化しています。区が生涯学習を推進することにより「地域におけるつながりが増える」ことが期待され

ています。区民が学びあい、交流することは、学びを通じたつながりや支えあう地域コミュニティ*の形成の要因となることから、より多くの区民が主体的に参加・交流する機会や場をつくる必要があります。

区が生涯学習を推進することによるまちへの効果



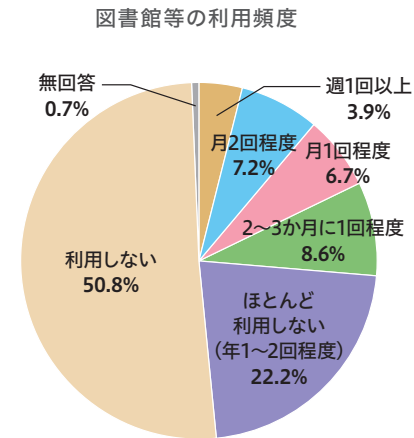
資料：令和3年度生涯学習区民アンケート調査を基に作成

▶ 施策2-9 | 生涯にわたる学びの支援

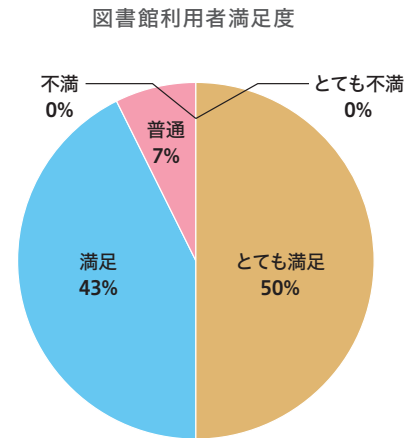
現状と課題

③ 窓口や24時間対応のネット予約により、希望する図書館で本の受取ができ、いつでもどこでも利用できる図書館サービスに努めています。また丁寧な窓口対応やレファレンス*により利用者満足度は高い状況にあります。一方で、

継続利用者の満足度は高いものの、図書貸出数は伸び悩んでいるため、新たな利用者確保に向け、ニーズに対応した取組が必要です。また、区民が気軽に利用できる身近な図書館づくりが求められています。



資料：令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成



資料：令和5年度大田区立図書館利用者アンケートを基に作成

③ 地域の学びを支える環境整備

区内では、多様な主体が特色ある区の資源を活用しながら学習機会を提供しています。それらの資源を最大限活かし、区民の学びを支援するため、多様な主体と連携し、学習・活動環境を整備します。

また、各主体別に提供している様々な学習情報を体系化し、区民が学びたいことと学びの機会をつなげる情報発信を行い、地域の学びを支えます。

④ 図書館機能の充実

いつでも、どこでも、誰でも利用しやすい図書館サービスの提供を実現し、知の拠点、人と人を結び生涯学習などへつなげる地域の特色を活かした交流拠点としての機能整備や、気軽に利用できる身近な図書館づくりに取り組みます。

また、ポストコロナ*の価値観の変化や、学びのスタイルの変化を踏まえ、中央図書館*を含む区立図書館の今後のあり方について検討を行います。



池上図書館

施策の方向性

① 個人の学びの充実

区民が社会の構造的な変容に対応し、一人ひとりが豊かに暮らし、地域社会全体のウェルビーイング*を実現するため、生涯を通じた多様なニーズに応える主体的な学びの機会充実に取り組みます。

また、様々な理由により学びの場に参加できていない区民も含む、誰一人取り残すことのない学びの条件整備を進めます。



② 学びを通じたつながり・活用の場の創出

学んだことを発表する機会や学びを通じて交流する機会を創出することで、個人の学びを深めるとともに、学びを通じたつながりを育み、地域の課題解決や活性化につなげます。

区施設等を活用し、区民の学びあいを通じた地域コミュニティ*形成を促します。

関連する個別計画

①おた生涯学習推進プラン ②第4期大田区教育振興基本計画【おた教育ビジョン】

用語解説

●レファレンス…P222 ●ウェルビーイング…P210 ●地域コミュニティ…P218
●ポストコロナ…P221 ●中央図書館…P219

豊かな環境と産業の活力で 持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。
地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をとるに起こし、
将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。
そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、
産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくにつながります。
一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、
多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

施策3-1

脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

施策3-2

持続可能な循環型社会の構築

施策3-3

区内企業の自己変革の促進

施策3-4

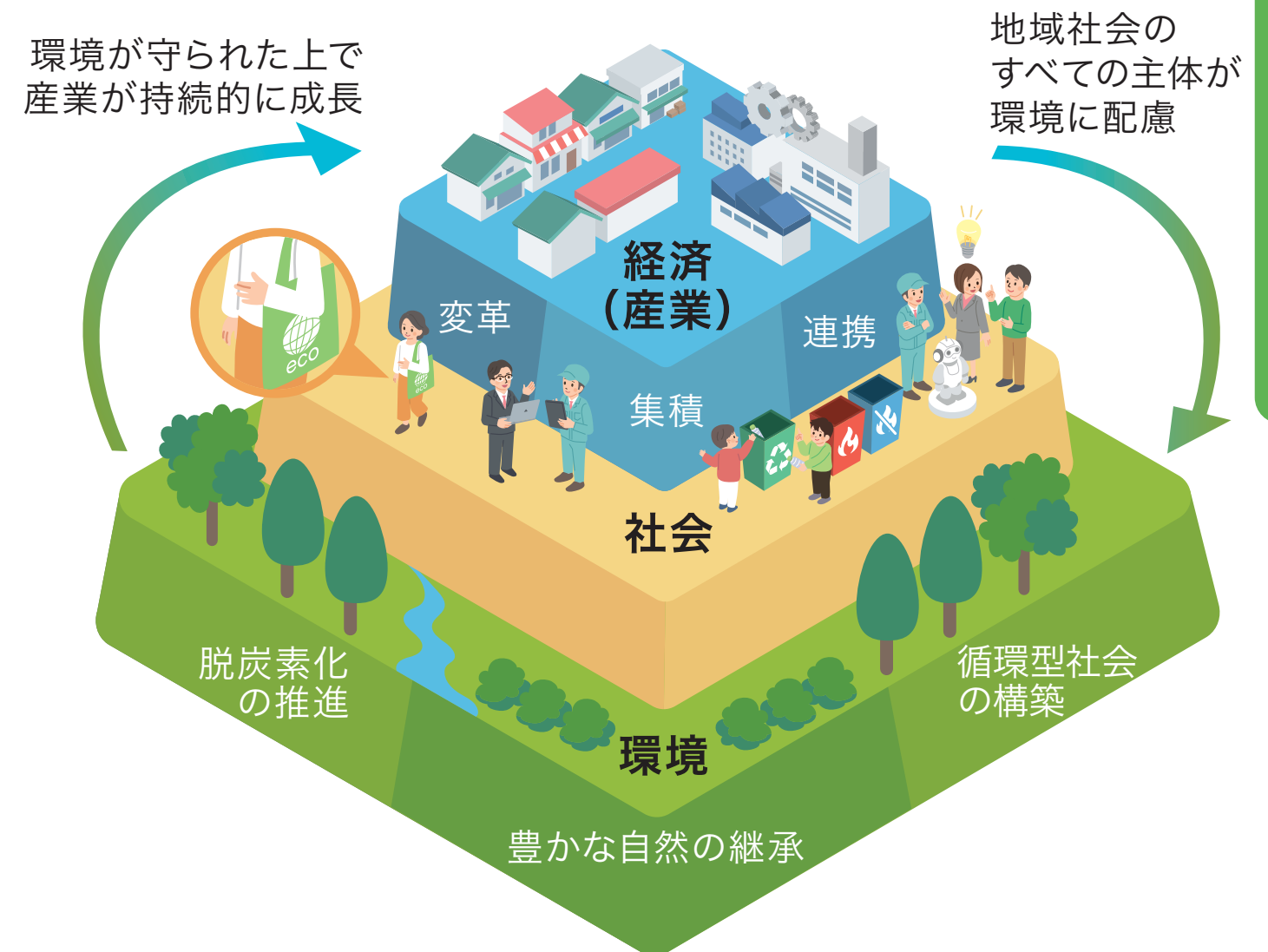
ものづくりの次世代への承継と立地支援

施策3-5

新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出

施策3-6

活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信



豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

脱炭素*化の推進と 豊かな自然の継承

めざす姿

- 1 省エネ*・創エネ*・蓄エネ*を通じたカーボンハーフ*の取組の進捗とともに、次世代クリーンエネルギー*や新技術の社会実装が始まる中、「2050年までの脱炭素社会の実現」に向けて、区民・事業者・区が一体となって温室効果ガス*排出量の削減に取り組んでいます。
- 2 誰もが自然に配慮しながら人間活動を営んでおり、自然と共生する生活空間や職場環境が実現しています。生物多様性*の恵みにより、区民の生活がより豊かとなり持続可能な環境負荷の低い経済活動が成立しています。

指標

大田区における
温室効果ガス
排出量の削減率

令和3年度
▲13.9%

令和10年度
▲44%

令和14年度
▲55%

大田区役所の
温室効果ガス
排出量の削減率

令和5年度
▲31.5%

令和10年度
▲45%

令和14年度
▲56%

「生き物の豊かさ」の
満足度

令和5年度
27.2%

令和10年度
-

令和12年度
40%

みどり率*

平成30年度
25.3%

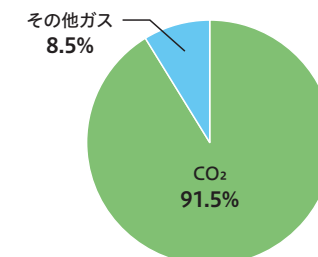
令和10年度
27%

令和12年度
28%

現状と課題

① 令和3年度の大田区内における温室効果ガス排出量のうち、CO₂が91.5%を占めています。残り8.5%の「その他ガス」は、ほとんどがエアコンの冷媒などに使用される代替フロンガスです。日常生活や経済活動の中で排出する温室効果ガスの多くを占めるCO₂を削減するため、区民・事業者・区が一体となって、再生可能エネルギー*の導入拡大や省エネ機器*・設備の導入、省エネ行動による削減を進める必要があります。

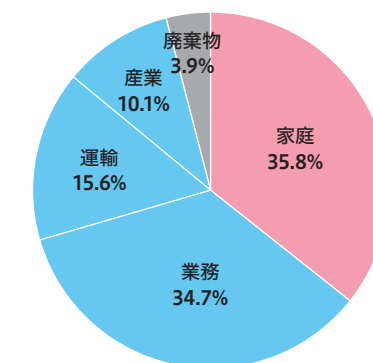
令和3年度温室効果ガス排出量のうち、CO₂が占める割合



資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京62市区町村共同事業）による算定結果を基に作成

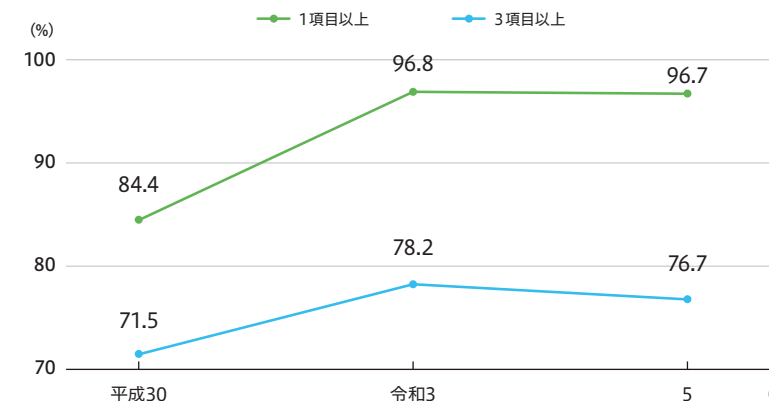
② 令和3年度の部門別CO₂排出量のうち、家庭部門は30%を超え、大きな割合を占める排出部門です。また、区民の大部分が何らかの省エネ行動を取っていますが、その取組内容に広がりが見られません。家庭においては省エネ機器や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、区民一人ひとりが自分ごととして、日常生活の中で環境に配慮した省エネ行動を実践し、持続可能な生活様式へ転換していくことが重要です。

令和3年度CO₂排出量（部門別割合）



資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京62市区町村共同事業）による算定結果を基に作成

省エネ行動に取り組む区民の割合の推移
（環境配慮行動の取組数別）



資料：大田区政に関する世論調査（環境配慮行動の取組数別人数割合）を基に作成

用語解説

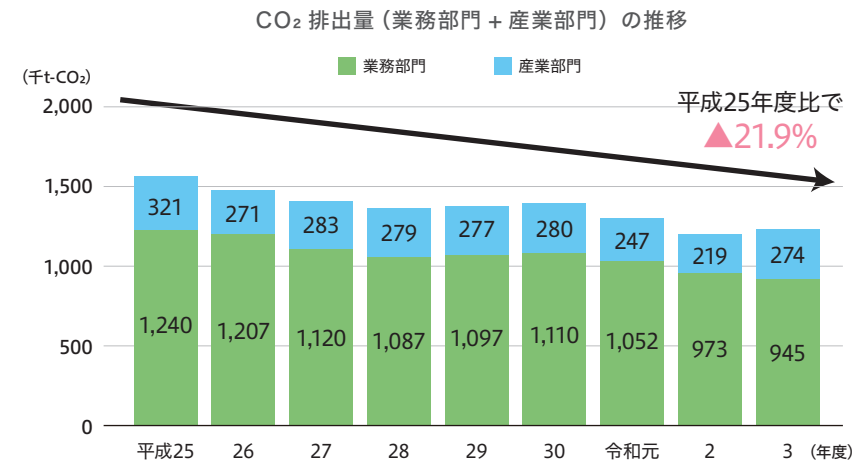
- 脱炭素…P218
- 省エネ…P216
- 創エネ…P218
- 蓄エネ…P219
- カーボンハーフ…P210
- 次世代クリーンエネルギー…P214
- 温室効果ガス…P210
- 生物多様性…P217
- みどり率…P222
- 再生可能エネルギー…P214
- 省エネ機器…P216

▶ 施策3-1 | 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承

現状と課題

③ 令和3年度のCO₂排出量において、業務部門（事業所ビルや飲食店等のサービス関連産業及び公共機関）は、基準年度の平成25年度以降減少傾向にあります。部門別では34.7%と2番目に多く、産業部門（主に製造業）を合わせると約半分近くを占めています。

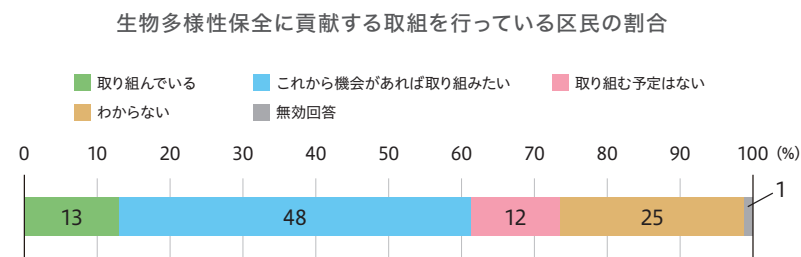
環境と産業の好循環を生むために、区のCO₂排出量の多くを占める業務・産業部門の脱炭素*化は欠かせない課題です。各事業者は未来を見据えて自ら行動変容を起こし、脱炭素化に向かう世界から選ばれる存在となる必要があります。



資料：みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京62市区町村共同事業）による算定結果を基に作成

④ 大田区は東京の東南部に位置しており、多摩川、東京湾沿いの干潟、砂浜、魅力ある公園など多様な自然があります。東京にはヒト・モノ・カネが集中することから、人間活動による環境負荷、温暖化などの環境変化、外来種による影響などの諸課題を抱えています。地球規

模の気候変動、ヒートアイランド現象*などに対応するため、生物多様性*に配慮する必要があります。区民・事業者・区あらゆる主体が自然と共生する豊かな社会をめざすことが求められます。



資料：大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査を基に作成

施策の方向性

1 脱炭素ライフスタイルへの転換



地球温暖化を「自分ごと」として、日常生活や経済活動の中で環境配慮行動を実践し、温室効果ガス*の排出を最小限に抑える持続可能な生活様式「脱炭素ライフスタイル」への転換を推進していきます。

取組成果の「見える化」と実践のサイクルを通じて、更なる取組強化を促すとともに、区民・事業者・区あらゆる主体が互いに「つながる」ことによって、「脱炭素ライフスタイル」への行動変容の輪を広げていきます。

また、豊かな地球環境を継承していくため、未来を創り出すこどもたちの環境意識を高め、持続可能な未来をつくる行動変容を促します。

2 脱炭素まちづくりの推進



区有施設の再生可能エネルギー*導入や省エネルギー・省資源対策の徹底等、区自らが率先して行動し、区役所の業務に起因するエネルギー消費量及びCO₂排出量を削減していきます。

あわせて、国や東京都の脱炭素施策の動きと連動し、区内全域への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入や省エネ機器*・設備の導入を促進するとともに、次世代クリーンエネルギー*や新技術の社会実装を見据えた先駆的な取組を進め、区が牽引役となって区内の建築物及び移動手段の脱炭素化を推進していきます。

区民・事業者・区が一体となって環境と産業の好循環を生む持続的な発展によって、にぎわいのある脱炭素まちづくりをめざします。

3 豊かな自然の継承



大田区の豊かな自然を後世に継承するため、誰もが生物多様性の価値を認識し地球環境に配慮した社会づくりを進めます。区民・事業者・区あらゆる主体による協働*を推進し、自然環境分野における環境教育を普及していきます。

関連する個別計画

- ①第2次大田区環境基本計画 ②大田区脱炭素戦略 ③大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）
④大田区産業振興ビジョン ⑤大田区 SDGs 未来都市計画 ⑥大田区緑の基本計画グリーンプラン
おおた

用語解説

- 脱炭素…P218
- ヒートアイランド現象…P220
- 生物多様性…P217
- 温室効果ガス…P210
- 再生可能エネルギー…P214
- 省エネ機器…P216
- 次世代クリーンエネルギー…P214
- 協働…P211

基本目標
3

施策
3-2

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

持続可能な 循環型社会*の構築

めざす姿

- 1 区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。

指標

区民1人1日当たりのごみと資源の総量

現状値

中間目標値

目標値

令和5年度
585g

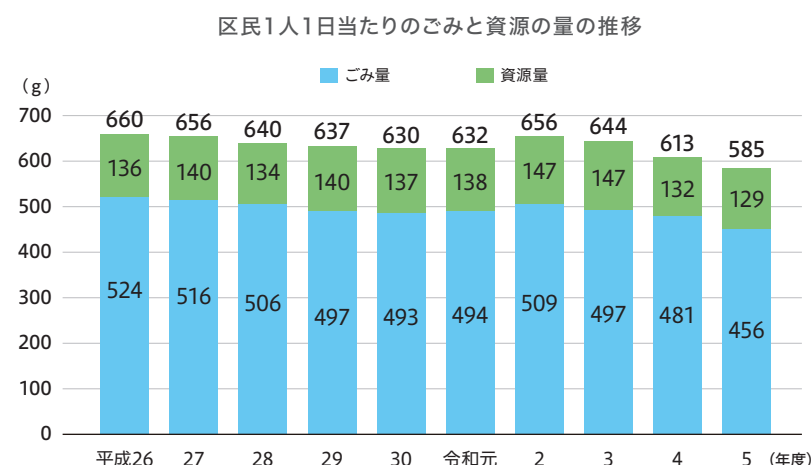
令和10年度
560g

令和14年度
524g

現状と課題

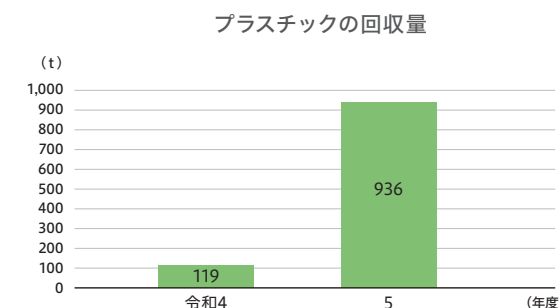
- 1 過去10年の区民1人1日当たりのごみと資源の総量は減少傾向にあります。また、令和5年度に実施した大田区一般廃棄物組成分析調査では、可燃物として排出されたごみのうち、新たに資源として取り扱っているプラスチックを含む資源物は29.6%であり、可燃ごみに占める食品ロス*の割合は10.4%でした。大田区

一般廃棄物処理基本計画において重点施策とした「プラスチックごみの削減」及び「食品ロスの削減」を中心とし、引き続き、資源やごみの適正排出を促進し、ごみの減量やリサイクルの推進について、普及啓発に取り組む必要があります。



資料：大田区一般廃棄物処理基本計画を基に作成

- 2 プラスチックの回収地域について令和4年11月から令和5年9月までを第Ⅰ期（約2万世帯）、令和5年10月からを第Ⅱ期（約12万世帯）として対象地域を拡大しました。また、第Ⅱ期において「プラ曜日」を設定したことで、^{ざんさりつ}残渣率（プラスチック以外の混入率）が第Ⅰ期と比較して約15%減少しました。第2次大田区環境基本計画で掲げる温室効果ガス*の削減に向け、令和7年4月からプラスチック回収の区内全域実施を開始します。今後、プラスチックが可燃ごみとしてではなく、資源として出される割合の向上をめざし、普及啓発に取り組む必要があります。



資料：大田区一般廃棄物組成分析調査を基に作成

施策の方向性

1 3R*+Renewable*の推進

区民や事業者に対して、発生抑制(Reduce*)、再使用(Reuse*)を心がけるよう、様々なツールを活用し、継続的かつ効果的な情報発信を行い、可能な限りごみを排出しない生活様式の定着を図ります。排出される不要物については、可能な限り再生利用(Recycle*)に向けた排出を促し、再生可能な資源を無駄なく循環利用(Renewable)することを通じて、区民や事業者の意識改革と行動変容を促進し、環境負荷の低減に努めます。また、サーキュラーエコノミー*実現に向けた事業者の取組を促します。



関連する個別計画

- ①第2次大田区環境基本計画 ②大田区一般廃棄物処理基本計画 ③大田区分別収集計画（第10期） ④大田区SDGs未来都市計画

用語解説

- 循環型社会…P216 ●食品ロス…P217 ●温室効果ガス…P210 ●3R…P217
- Renewable…P223 ●Reduce…P223 ●Reuse…P223 ●Recycle…P223
- サーキュラーエコノミー…P214

基本目標
3

施策
3-3

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

区内企業の 自己変革の促進

めざす姿

- 1 変化の激しい環境が続く中でも、区内企業が自社の本質的な課題を理解して、デジタル技術の積極的な活用や新たなビジネスの創出、環境にやさしいものづくりに挑戦することで自己変革が進み、国内外の需要を持続的に取り込んでいます。

指 標

現状値

中間目標値

目標値

区内全産業の
付加価値額

令和3年度
1兆9,208億円

令和8年度
1兆9,881億円

令和13年度
2兆576億円

付加価値額が増加した
区内企業の割合

令和6年度
42.4%

令和10年度
45%

令和14年度
50%

デジタル化の
取組意向のある
区内企業の割合

令和5年度
57.8%

令和10年度
65%

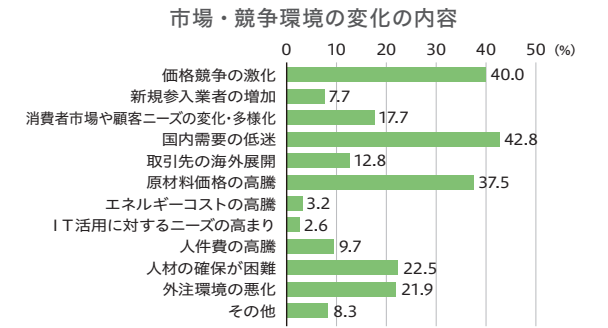
令和14年度
70%

現状と課題

- 1 国際情勢の変化をはじめとする不確実性の高まりやニーズの多様化など、区内企業は多岐にわたる課題に直面しています。環境変化に対応するための自己変革力を向上させるとも

に、大田区産業が成長・発展するための機会と捉え、ビジネスチャンスにつなげていく必要があります。

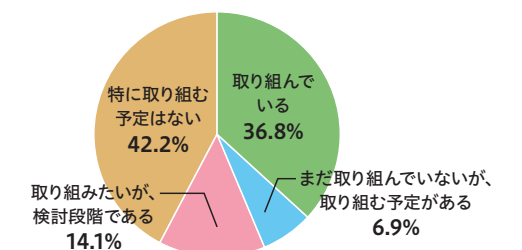
2 産業構造の変化に伴い、既存市場の縮小が懸念されています。特に、ものづくり企業を取り巻く市場環境では、価格競争の激化、国内需要の低迷といった変化が見られます。区内企業の強みである卓越した技術と提案力、仲間まわしネットワーク*を活かした販路拡大・顧客開拓のため、マーケティング力*を強化し、国内外への多角的な市場展開を推進することが求められます。



資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

3 業務を効率化して競争力を高めるために、デジタル技術の活用は不可欠ですが、デジタル化を進める上で、個々の企業や個店の取組には限りがあります。企業規模や経営課題等に適合するとともに、経営戦略に則った最適なデジタル化を進めることで、業務効率化やビジネスモデルの変革を図る必要があります。

ITを活用した業務効率化・生産性向上



資料：大田区の景況（令和5年7月から9月期）を基に作成

施策の方向性

1 変化への対応・高付加価値化

各種経営支援の実施やマーケティング力の強化支援を実施することで、区内企業の稼ぐ力を強化します。区内企業の強みである「仲間まわし」及び試作・開発力を活かしたプラットフォームの拡大の推進、海外展開支援等により、区内企業の新分野進出、販路拡大に加え、新ビジネス・イノベーション*の創出を促進します。

2 脱炭素*化・デジタル化の促進

脱炭素化への取組や、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性の向上と、高付加価値化を実現するための取組を推進します。脱炭素化への取組支援施策に加え、ものづくり企業や商店街・個店をはじめとして、多様な産業のデジタル化・キャッシュレス*化を促進します。

関連する個別計画

- ①大田区産業振興ビジョン ②大田区 SDGs 未来都市計画

用語解説

- 仲間まわし（仲間まわしネットワーク）…P220
- マーケティング力…P221
- イノベーション…P210
- 脱炭素…P218
- キャッシュレス…P211

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

ものづくりの次世代への 承継と立地支援

めざす姿

- 1 日本の産業を支え、牽引するものづくり産業集積*地の一つとして、多様な基盤技術と職人・匠のノウハウや知恵が維持され、次世代へ着実に継承されています。また、次世代を担う人材が確保・育成され、さらに地域での新たな変革や連携を先導することで、区内の産業競争力が高まっています。
- 2 企業の成長段階に応じたハード・ソフト両面のきめ細かな支援により、ものづくり産業とそれを支える幅広い産業が重層的に集積しています。「産業のまち大田区」として、住工の調和*がとれた操業環境が維持され、大田のものづくりの認知度が向上することで、企業立地や人材確保などに好循環が生まれています。

指標

現状値

中間目標値

目標値

新規採用人数が
充足している
区内企業の割合令和6年度
28.8%令和10年度
30%令和14年度
30%事業承継の意向のうち、
事業承継について考えて
いない区内企業の割合令和元年度
34.2%令和10年度
30%令和14年度
25%区内製造業の
粗付加価値額令和3年度
1,850億円令和8年度
1,850億円令和13年度
1,850億円大田区のイメージ
について、
ものづくりのまち
を選んだ割合

なし

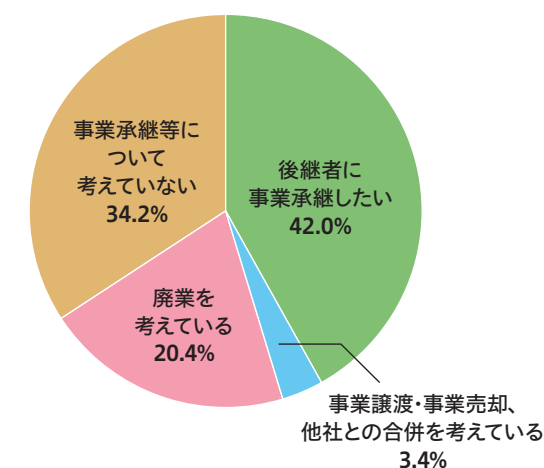
令和10年度
現状値
把握次第設定令和14年度
現状値
把握次第設定

現状と課題

① 区内ものづくり企業の数が増加しており、産業集積の維持に影響が出ています。産業集積の維持や高度な基盤技術、仲間まわしネットワーク*の維持のためには、事業や技術の承継が重要です。しかし、事業承継についての調査では、約20%の企業が廃業、約35%の企業

が事業承継について考えていないと答えており、事業承継についての意識が低いことがうかがえます。次世代への事業承継は、準備に時間がかかるため、事業承継に対する意識を高め、できるだけ早く具体的な準備につなげていくことが求められています。

事業承継の意向

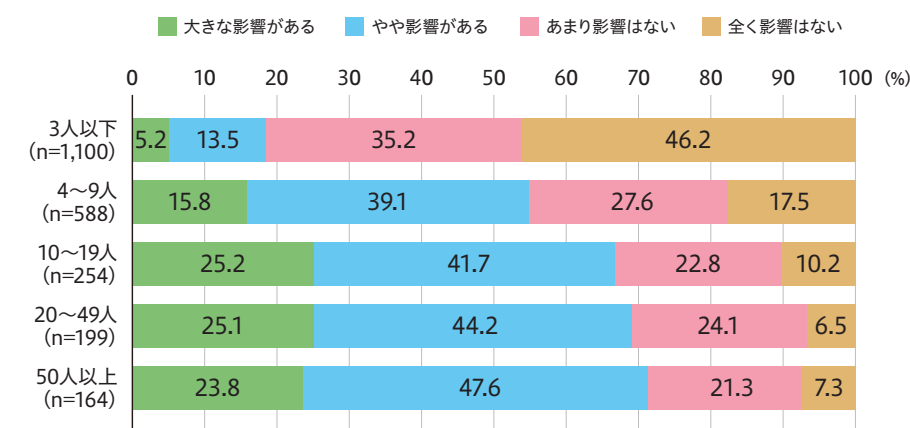


資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

② 少子高齢化により労働力人口が減少し、慢性的な人手不足が区内の中小ものづくり企業でも重要な経営課題となっており、企業規模が大きいほど、人材不足が事業展開に及ぼす影響が大きくなっています。また、区内企業は9人

以下が約70%を占めるため、賃金や就業条件面、町工場のイメージなどにより採用力が弱い状況です。就業環境の改善や人材育成の支援、採用機会の創出やマッチングのサポートなどの人材確保策が求められています。

人材不足が事業展開に及ぼす影響度＜会社全体の従業員規模別＞



資料：令和元年度大田区ものづくり産業等実態調査を基に作成

用語解説

- 産業集積…P214
- 住工の調和…P215
- 仲間まわし（仲間まわしネットワーク）…P220

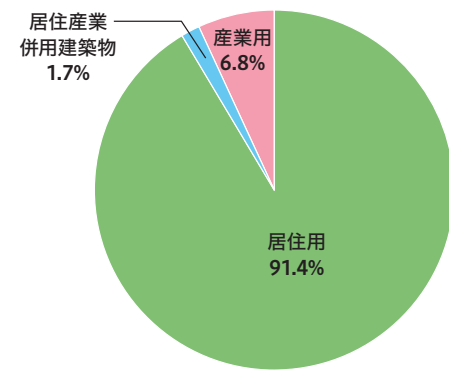
▶ 施策3-4 | ものづくりの次世代への承継と立地支援

現状と課題

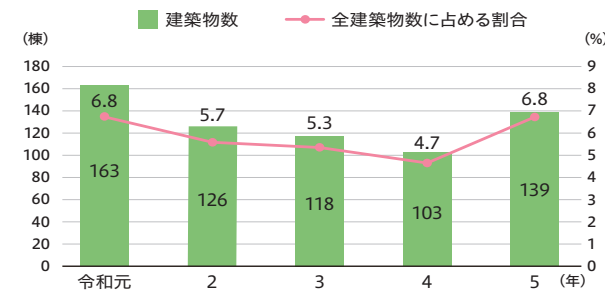
③ 羽田空港から至近、産業集積*の好立地、工場アパート人気などにより大田区の立地ニーズは高くなっています。一方で、住宅への転用などにより、産業立地や物件が不足しており、需要と供給が見合っていない。区内企業の留置、区外からの誘致を進めるため、貴重な区

内産業用地、物件を効率よくマッチングすることが求められています。また、ものづくりを支える関連産業や付加価値の高い企業の誘致により、地域経済への波及効果を高めていくことも重要です。

令和5年建築物数の構造による割合



産業用建築物数の推移

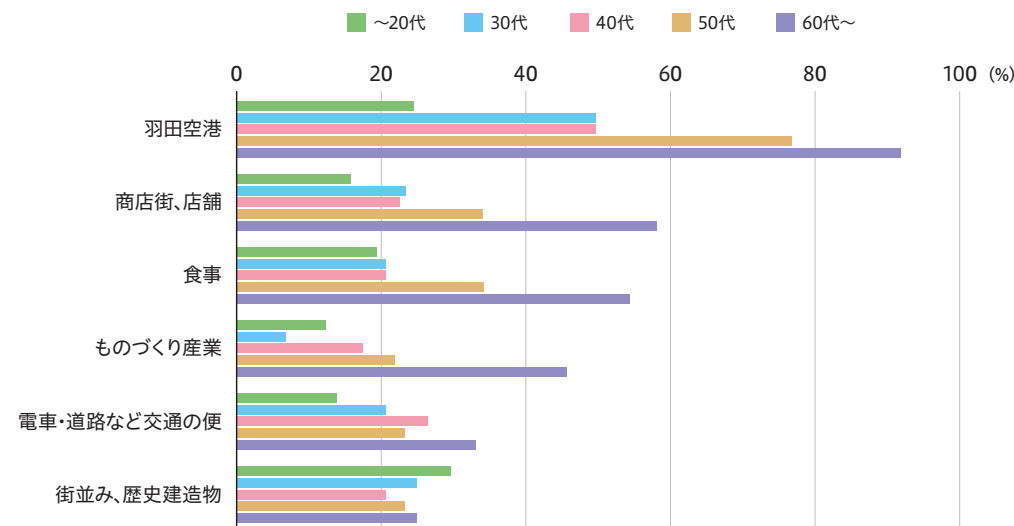


資料：建築着工統計調査（国土交通省）を基に作成

④ 工場跡地の住居転用が進んでいることに伴い、区民生活への配慮などがより重要となっているため、住民の理解、住工の調和*がとれた操業環境を維持していくことが必要です。また、若い層ほどかつてのものづくりのまちのイ

メージが低下しており、産業集積の強みを活かした経営や人材確保などへの影響が考えられます。そのため、次世代につながる若年層への訴求が求められています。

大田区の好きだと思うもの（年代別）



資料：令和5年度大田区シティプロモーション調査を基に作成

施策の方向性

1 基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保

小規模なものづくり企業の高密度な集積と、強みの仲間まわし*機能を維持するために、事業承継への意識を高め、具体的な行動に結び付くための支援体制を整備します。また、個社の強みを受け継ぐ次世代のものづくり人材を育成できるような教育・研修等を行い、関係各所との連携を積極的に推進する人材を確保・活用できる体制を整備します。



次世代を担うものづくり人材育成

2 立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和

企業の成長段階や幅広い産業分野に合わせた立地・拡張ニーズに対応するために、需要と供給をマッチさせる取組を実施し、企業誘致・留置を進めていきます。また、住工の調和がとれた操業環境を維持するために、ものづくり産業への区民の理解を深め、「産業のまち大田区」としてのイメージを確立させていきます。



本羽田二丁目第2工場アパート

関連する個別計画

①大田区産業振興ビジョン ②大田区 SDGs 未来都市計画

用語解説

- 産業集積…P214
- 住工の調和…P215
- 仲間まわし（仲間まわしネットワーク）…P220

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

新たな挑戦への支援と 企業同士の交流・連携機会の創出

めざす姿

- 新規創業や新分野進出等に意欲を持つ誰もが挑戦しやすい環境があり、継続的に新たな産業やサービスが生み出されることにより、区内により経済循環が生まれて産業が活性化しています。
- 羽田イノベーションシティ*を起点とし、区内企業はもとより、スタートアップ*などの国内外の多様な主体が集まり交流することで、区民生活の向上や地域課題の解決につながるイノベーション*が生まれています。

指 標

現状値

中間目標値

目標値

区内の新設法人数

令和5年度
1,051社令和10年度
1,114社令和14年度
1,167社

羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO*」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション*創出数

令和5年度
2件令和10年度
2件令和14年度
3件

羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数

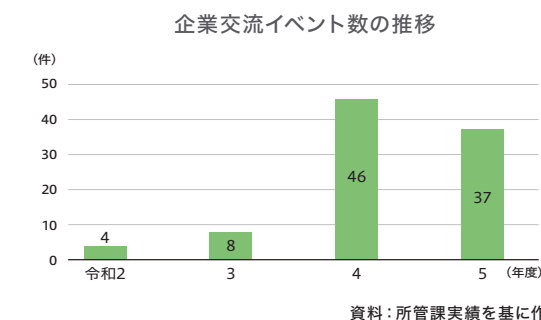
令和5年度
1件令和10年度
2件令和14年度
3件

現状と課題

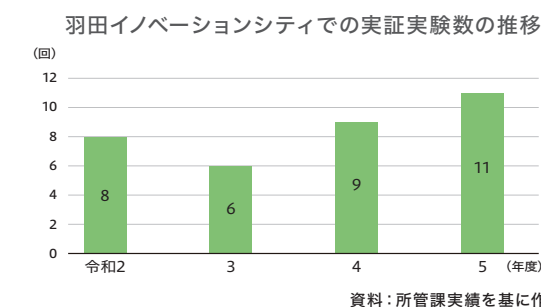
① 経営総合相談窓口として「PiOフロント」を設け、令和5年度は、年間884件もの創業相談に応じました。また創業支援施設「六郷BASE」では、新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図っています。地域経済へ

の波及、相乗効果を高めていくためには、継続的に新しい事業が生まれて、育っていくことが重要です。創業支援窓口や支援施設の活用を促し、区内での操業、立地につなげていくことが求められています。

② 羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」でのフォーラム開催時等に合わせて、国内外の様々な主体による企業交流イベントが開催されています。交流で終わることなく、交流をきっかけとした新製品・新技術の開発など、区内ものづくり企業の新たな取組をこれまで以上に促進する必要があります。



③ 羽田イノベーションシティは様々な実証実験を行う「テストベッド*」であることを活かし、地域課題解決に向けた実証実験を恒常的に行っています。羽田イノベーションシティでの実証だけに留めることなく、実際に課題を抱える区内現場での実装に向け、切れ目なく総合的に支援していく必要があります。



施策の方向性

1 新たな挑戦への支援（創業支援）

経営総合相談窓口「PiOフロント」にて創業相談を行うとともに、東京都等と連携し、区内での新たなチャレンジを支援します。また、創業支援施設「六郷BASE」では、区内における新規創業及び中小企業者の新分野進出の促進を図るための活動の場を提供します。



2 産業交流拠点の形成

羽田イノベーションシティや「HANEDA×PiO」で、（公財）大田区産業振興協会や企業が有するネットワーク等を活用したイベントを行うとともに、多様な主体のコミュニティ化と活発な交流を促進し、区内企業の新たな連携機会を創出します。また、羽田空港近接地であることを活かし、海外企業を区内へ誘引し、連携を生み出すためのプロモーションを行います。



3 イノベーション創出の推進

羽田イノベーションシティにおいて、公民連携により事業を進めることで、区内産業の活性化等の実現を図ります。また、羽田イノベーションシティで実証実験を行った企業等のうち、質が高く地域課題解決に資する技術について、区内での実証実験及び社会実装を支援・促進します。



関連する個別計画

①大田区産業振興ビジョン ②大田区 SDGs 未来都市計画 ③羽田空港跡地まちづくり推進計画

用語解説

●羽田イノベーションシティ…P220 ●スタートアップ…P217 ●イノベーション…P210
●HANEDA×PiO…P223 ●オープンイノベーション…P210 ●テストベッド…P219

豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

活気あふれる商店街づくりと 魅力ある観光資源の創出・発信

めざす姿

- 魅力的で繁盛する個店が増え、店舗や商店街に区内外から多くの人を訪れ、地域に元気と活気が生まれています。また、商店街の運営機能が向上し、主体的ににぎわいを創出するなど、商店街が地域コミュニティ*の中心としての機能を担い続けています。
- 区内来訪者向けのサービスが充実し、利便性が高くにぎわいのある魅力的なまちとなっています。羽田空港を擁する大田区が国内観光の拠点として認知され、国内外に区の魅力が発信・拡散されることで、来訪者の増加・地域経済の活性化につながっています。

指標

現状値

中間目標値

目標値

買い物や食事、
イベント等で商店街を
利用している区民の割合

令和6年度

89.8%

令和10年度

90%

令和14年度

90%

区内における
年間観光消費額の
推計値

平成29年度

1,325億円

令和10年度

1,650億円

令和14年度

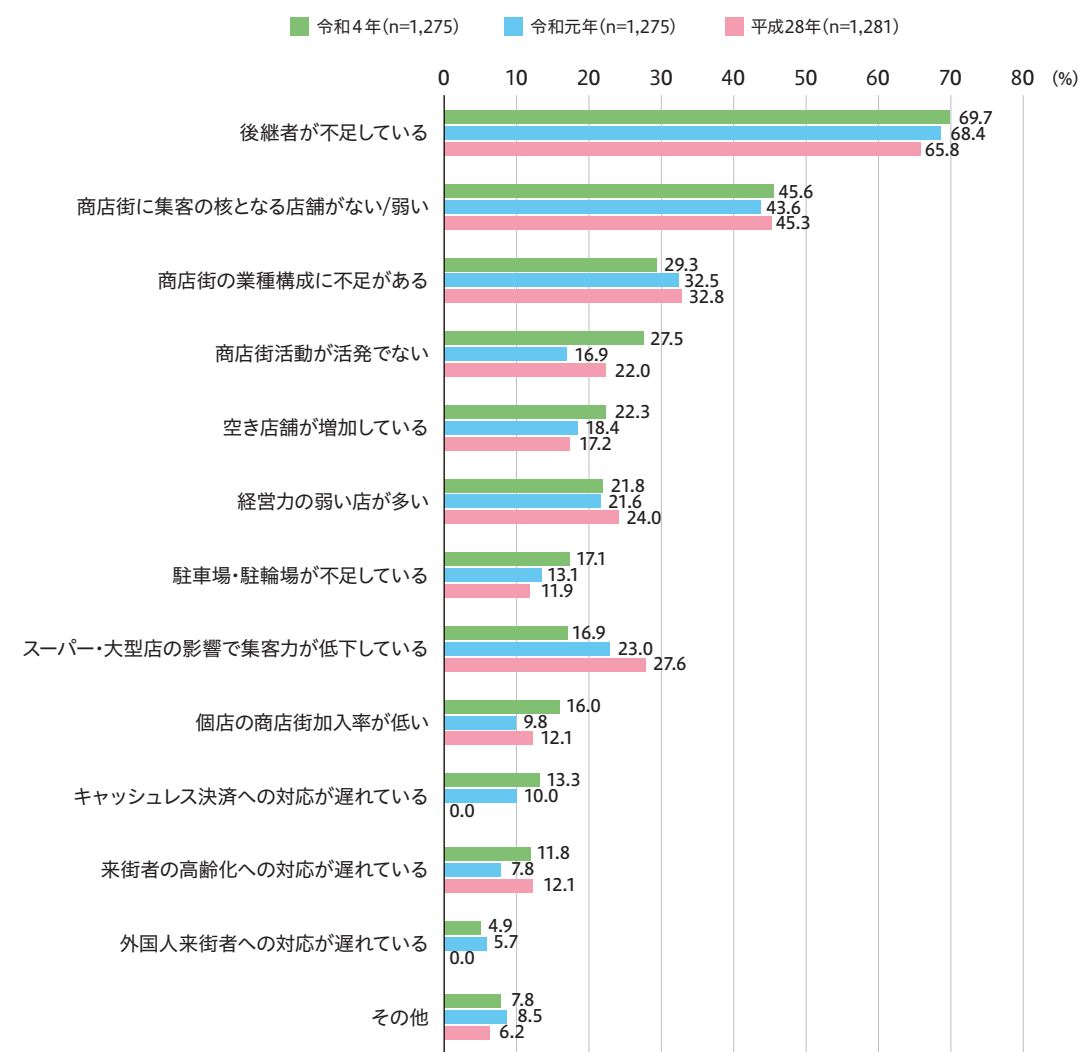
1,720億円

現状と課題

① 商店街は、身近な買い物の場としての機能に加え、地域のコミュニティとしての役割が期待されていますが、高齢化や若手人材不足などが商店街運営の大きな課題となっています。商

店街がにぎわいを創出し、地域コミュニティの核としての役割を担い続けるためには、商店街の組織力強化や運営を担う人材育成を図る必要があります。

都内商店街が抱える問題点



資料：令和4年度東京都商店街実態調査報告書（東京都産業労働局）を基に作成

② 消費者ニーズの多様化やデジタル技術の発展、大型店の展開など、個店を取り巻く経営環境は大きく変化しています。また、飲食店、小売業などの非製造業は、製造業と比べ労働生産性が低い傾向にあります。経営力があり魅力

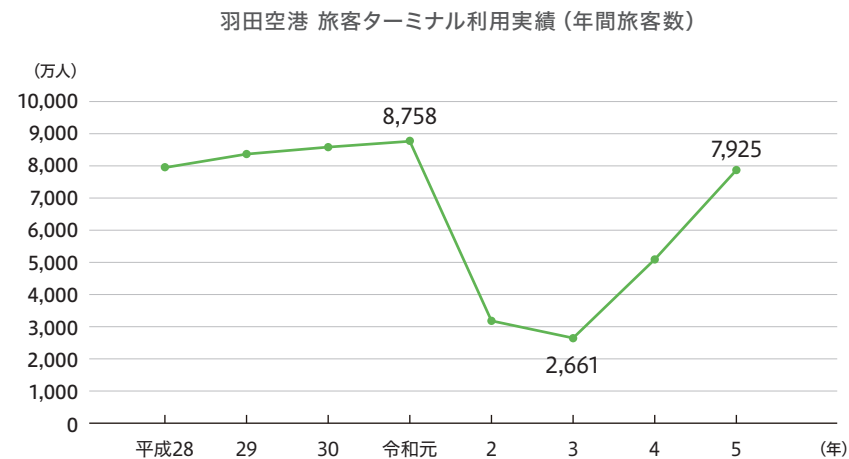
的な商品・サービスを提供できる店舗へ成長するためには、各個店が、事業計画の見直しや新規顧客獲得等、新たな取組に積極的にチャレンジしていく必要があります。

▶ 施策3-6 | 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信

現状と課題

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響でインバウンド*需要が消滅し、国内旅行需要も減少していました。現在ではこれらの需要が急速に回復し、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準を超える勢いです。また、羽田空港の乗降

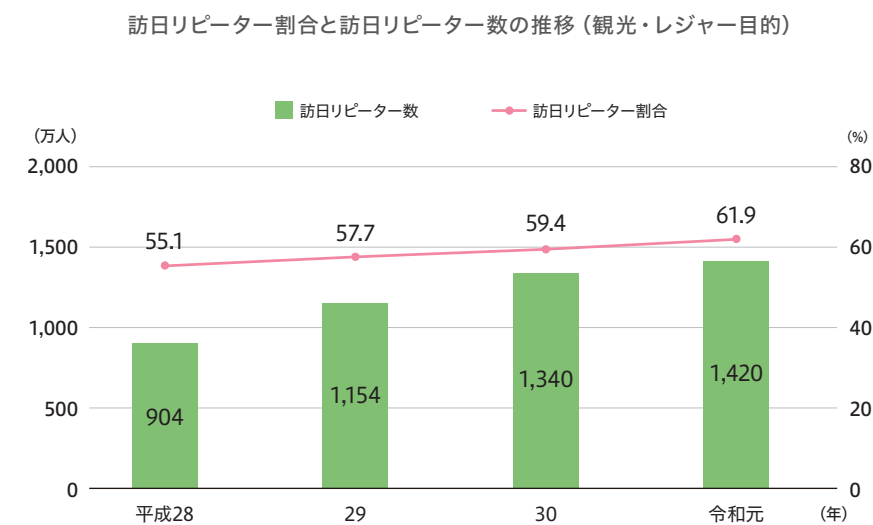
客数は右肩上がりの状況で、今後も堅調な推移が予想されます。しかし、来訪者は区外を目的地に設定しているケースが多く、区内での活動が限定的であることが課題です。



資料：羽田空港 旅客ターミナル利用実績（日本空港ビルディング株式会社）を基に作成

④ 訪日リピーター*が増加傾向にあり、主要観光地に加えて、地域固有の体験を求める傾向が強まっています。大田区は都内近郊の観光拠点として好立地であり、多種多様な目的を持った人々が訪れています。大田区は「観光

地」としての認知獲得は難しい一方、羽田空港を擁する立地特性から、国内観光の拠点となり得るポテンシャルがあります。来訪者が求める「大田区ならではの」魅力の創出と情報発信が必要です。



資料：令和元年訪日外国人消費動向調査（観光庁）を基に作成

施策の方向性

1 商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援

商店街環境の整備、地域の特性を活かしたイベントなど、商店街が起点となり主体的ににぎわいを創出する事業への支援や個店の継続的な成長につながる援助を行うとともに、商店街運営の効率化、次世代の担い手の育成等、商店街の自立的で持続可能な運営基盤を強化するための取組を進めます。



イベントでにぎわう商店街

2 区の魅力の発信と来訪者の利便性向上

大田区ならではの歴史や文化、食の魅力、銭湯や商店街など、地域資源を見える化し、磨き上げ、魅力を創出していくため、回遊促進*事業等の取組を引き続き行っていきます。

また、羽田空港を擁する大田区だからこそできる来訪者の利便性向上につながる取組等を、企業等との連携も視野に検討していきます。

観光関連情報を観光PRサイトや各種SNS*で積極的に発信し、大田区の更なる認知度向上につなげます。



池上本門寺五重塔と桜

関連する個別計画

①大田区産業振興ビジョン

用語解説

- インバウンド…P210
- 訪日リピーター…P221
- 回遊促進…P211
- SNS…P224

安全・安心で活気と やすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、
日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、
誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。
また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、
様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。
都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、
活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

施策4-1

災害に強く回復しやすい
減災都市の実現

施策4-2

地域力を活かした防災対策の推進

施策4-3

治安がよい美しいまちの実現

施策4-4

地域の魅力を活かした拠点づくり

施策4-5

誰もが移動しやすく利便性の高い
多様な交通ネットワークの形成

施策4-6

誰もが快適に暮らし過ごせる
都市基盤と住環境の整備

施策4-7

世界と日本をつなぐ
空港臨海部のまちづくり

施策4-8

多彩で魅力ある公園・緑地づくり

施策4-9

水とみどりのネットワークで
やすらげる環境づくり



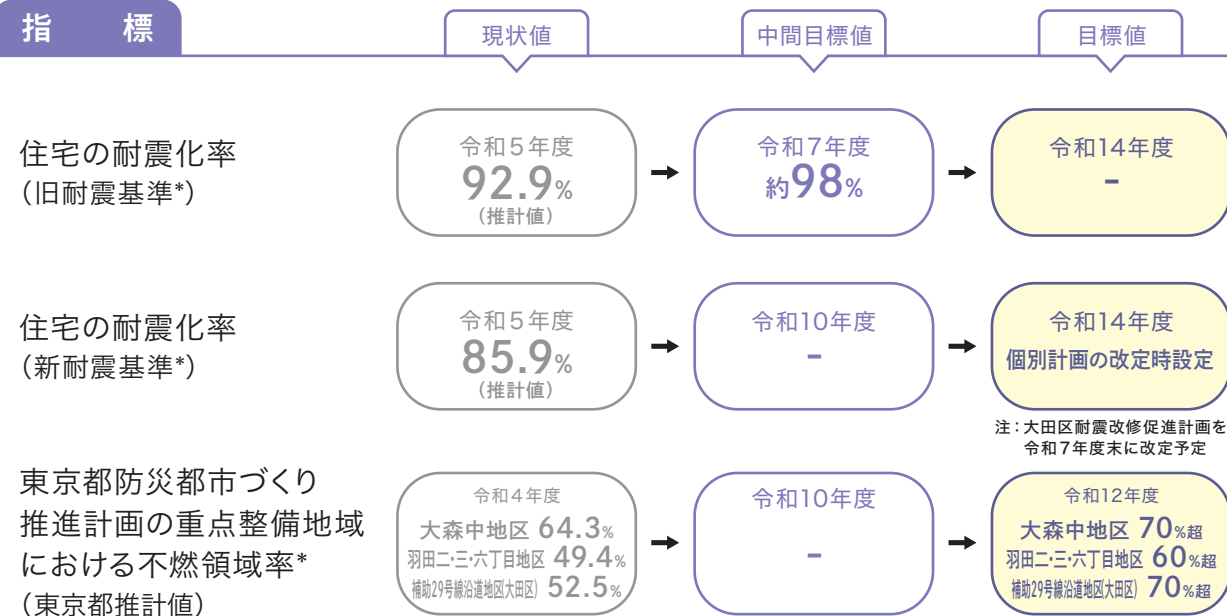
安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

災害に強く回復しやすい 減災都市の実現

めざす姿

- 区内住宅等の耐震化・不燃化が進むとともに、避難等に有効な道路幅員、延焼遮断や避難所・防災活動拠点等となる学校・公園などを有する市街地が形成されることで、区民の生命・財産を守る災害に強く安全・安心で良好な住環境が整えられたまちが実現しています。
- 橋梁をより強靱にすることで、区民の生命を守り、生活の再建を促し、企業活動の再開へとつながる道路ネットワークが構築されています。また、無電柱化の推進により、道路閉塞の一因を無くし災害早期復旧を可能にするなど、都市防災機能の強化、安全・安心で快適な歩行空間の確保とともに、良好な都市景観を創出します。
- 気候変動により激甚化・頻発化している水害の危険性に対し、建築物や公園など公共施設を活用した垂直避難*の場所が確保されています。また、高層階の公共施設がない場合にも、民間施設との協定を締結するなどして、発災時に区民の命を守る「高台*」が確保されています。

指標



耐震性能を把握した
橋梁数

令和5年度
39橋/156橋

令和10年度
59橋

令和14年度
75橋

耐震・強靱化を進めた
橋梁数(落橋対策)

令和5年度
30橋/156橋

令和10年度
35橋

令和14年度
39橋

無電柱化整備延長

令和2年度
13.47km

令和10年度
17.53km

令和12年度
20.79km

高台の充足数
(特別出張所単位)

令和6年度
10/18特別出張所

令和10年度
14特別出張所

令和14年度
18特別出張所

現状と課題

① 旧耐震基準の住宅等の助成開始から10年以上経過し、所有者の高齢化、集合住宅の合意形成等の課題で耐震化が困難な住宅等が増加傾向にあります。また、新耐震基準の木造住宅の耐震化で首都直下地震の全壊棟数、死者数は約80%減少すると推計されています。その

ため、旧耐震基準の耐震化率98%をめざし、各種助成事業の普及啓発、個別相談等の支援を進めるとともに、令和6年度から開始した新耐震基準の診断助成の結果も検証しながら、耐震化支援を更に拡充する必要があります。

② 新防火規制、不燃化特区による建替え等支援、羽田地区の道路拡幅等整備により、木造住宅密集地域の不燃化が進んでいますが、不燃領域率目標値70%（延焼焼失率がほぼゼロとなる値）までは達成していない状況です。引き続き、建築物不燃化の個別相談・建替え支援、羽田地区での災害時避難路確保、延焼防止となる道路軸・広場・公園等整備促進、無接道敷地解消等を進めて、不燃領域率70%をめざす必要があります。



防災広場

用語解説

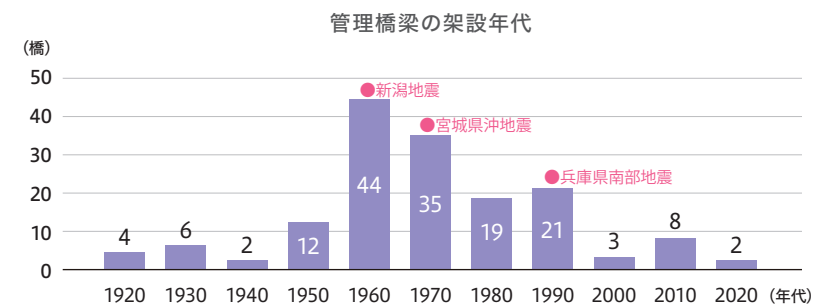
- 垂直避難…P217
- 高台…P218
- 旧耐震基準…P211
- 新耐震基準…P217
- 不燃領域率…P221

▶ 施策4-1 | 災害に強く回復しやすい減災都市の実現

現状と課題

③ 区が管理する橋梁156橋（公園橋は除く）のうち、約半数は昭和40、50年代に整備され、旧耐震基準*（昭和55年以前）が適用されています。耐震補強については、過去の地震、津波被害にも対応した耐震基準を基本に進めています。しかし、東京都や旧国鉄から移管さ

れた橋梁が多く、設計計算書や地盤情報が不足しているため、現行基準での耐震性能が不明であり、これを把握する必要があります。また、耐震補強の効果を踏まえた上で、地震に対する早急な対策が求められています。



資料：橋梁耐震整備計画を基に作成

④ 無電柱化は全国的に進められていますが、区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長（無電柱化率）は、令和2年度の時点で1.7%となっています。無電柱化（電線共同

溝*の敷設）に必要な道路空間の確保が難しく、高額な整備費用（約5.3億円/km）や長い工事期間（道路延長400mで設計から工事まで7年程度）を要しています。

⑤ 多摩川が想定最大規模で氾濫した場合、区の約37%のエリアで浸水が想定されており、区役所本庁舎やJR蒲田駅周辺も浸水区域内に立地しています。また、浸水エリアには、区の人

口の約60%が居住しています。区の高台*が不足している箇所への早急な対応が求められており、建物群、公園等公共施設、高規格堤防*を組みあわせながら整備する必要があります。

施策の方向性

① 倒れないまちづくりの推進

旧耐震基準で建てられた住宅等の耐震化を推進するとともに、新耐震基準*で建てられた課題のある木造住宅の耐震化を進め、首都直下地震など大規模な震災による被害を最小限に抑えられる、倒れないまちづくりを進めます。



② 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進

災害に強く安全で安心して暮らせる「燃えない・燃え広がらないまちづくり」推進のため、特に不燃化促進が必要な地区では、修復型まちづくり*の手法により道路拡幅整備や防災広場*・公園等整備を進めます。また、東京都の不燃化特区制度*を活用した建替え等支援により、不燃領域率*の向上を図ります。



不燃化されたまちのイメージ

③ 橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化

区が管理する橋梁の耐震性能を把握し、発災時における自宅から避難所までの円滑な避難や緊急車両の通行のリスクを最小化します。また、発災直後から刻々と変化する状況を仮想空間*でのシミュレーション等により想定し、実社会での道路ネットワークにおける路線の位置付けや耐震性能を踏まえ、優先対策橋梁の耐震整備を推進します。



④ 多様な整備手法による無電柱化の推進

電線共同溝方式以外の低コスト手法の採用や、道路外の公共用地等の活用を検討するとともに、緊急輸送道路*以外の区道における新たな電柱の設置抑制や、単独地中化*による無電柱化の推進を民間等開発事業者に要請するなど、区内における無電柱化を総合的に推進します。



⑤ 水害から命を守る高台まちづくりの推進

高台まちづくりの実現に向けて、短・中・長期での検討を行います。短期では、建築物を利用した垂直避難*、命を守る避難場所の確保の検討、中期では、高台の公園や建物を拡充した避難拠点の確保の検討、長期では、多摩川流域に高規格堤防を整備し、高台まちづくりを推進します。



高台まちづくりのイメージ

資料：ホームページ「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」（国土交通省）

関連する個別計画

①大田区都市計画マスタープラン ②大田区国土強靱化地域計画 ③大田区地域防災計画 ④大田区耐震改修促進計画 ⑤防災都市づくり推進計画（東京都） ⑥橋梁長寿命化修繕計画 ⑦橋梁耐震整備計画 ⑧大田区無電柱化推進計画 ⑨大田区高台まちづくり基本方針

用語解説

- 旧耐震基準…P211
- 新耐震基準…P217
- 不燃領域率…P221
- 垂直避難…P217
- 電線共同溝…P219
- 修復型まちづくり…P216
- 仮想空間…P211
- 緊急輸送道路…P212
- 高台…P218
- 防災広場…P221
- 不燃化特区制度…P221
- 単独地中化…P218
- 高規格堤防…P212

地域力を活かした 防災対策の推進

めざす姿

- 大規模災害発生時、消防・警察・自衛隊・医療関係機関等の連携により、要救助者が救助され、病院・緊急医療救護所*等で傷病の程度に応じた医療が提供されるとともに、区民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識のもと、隣近所の協力や助けあいによって地域力が高まり、要配慮者*を支援できる社会が実現しています。
- 大規模災害発生時にも、全区民が安心して生活を継続できるよう、避難の形態にかかわらず、必要とする方に支援物資が行き渡る強靱な物流体制や、生活環境の保全と公衆衛生を確保できる災害廃棄物処理体制が構築され、1日も早い生活再建と安定の事前対策が整っています。

指 標

総合防災訓練*と地域の
自主防災訓練との
訓練成果の共有率

令和5年度

0%

令和10年度

100%

令和14年度

100%

災害から身を守るために
取組をしている
区民の割合

令和6年度

85.6%

令和10年度

100%

令和14年度

100%

災害ケースマネジメント*
を担う関係機関との
協議数

令和5年度

2団体

令和10年度

7団体

令和14年度

11団体

現状と課題

① 現行の関係機関の体制(※)で、首都直下地震発生時に予想される被害者を救助するためには、区災害対策本部の情報収集、指揮・統制能力を向上させ、関係機関の能力・特性に応じた適切な勢力配分により、救命・救助率を高めていく必要があります。また、災害拠点病院等が発災時の混乱により機能不全に陥ることのないようトリアージ、軽症者処置を行う緊急

医療救護所(軽症者救護所*)の体制を構築していますが、こうした災害時医療救護体制の運用には、スタッフ側のスキルアップに加え、地域住民の緊急医療救護所等に対する認知度の向上が必要となります。

※消防 【区内4署(大森・田園調布・蒲田・矢口)・消防救助機動部隊の一部】
警察 【区内5署(大森・田園調布・蒲田・池上・東京空港)】
自衛隊【第1普通科連隊1個小隊(約30人)】

② 令和6年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査において、14.4%の方が「(災害から身を守るための取組を)特に何もしていない」と回答しました。区の防災対策や日頃の備えの重要性について広く周知していくために、区の防災に関わるすべての事業と地域の自主防災訓練等を連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる環境を構築し、防災意識の高揚を図る必要があります。避難行動要

支援者*(約1万7千人)に対しては、区が優先的に支援する対象者と本人・家族が作成する対象者との区分し、個別避難計画*の作成を進めています。より多くの方に個別避難計画の作成を進めることで福祉避難所や要配慮者スペースの整備・拡充など計画の実効性確保に努めています。また、地域住民とともに要配慮者の避難・誘導・避難生活訓練を実施することも必要です。

③ 災害時、支援物資を民間事業所に集積し、各種避難所ごとに仕分けを行ったのち、放射線状に輸送する物流システムを令和6年に構築しました。災害時、支援物資を必要とする方に滞りなく供給するためには、平時の備蓄管理体制を整備するとともに、帰宅困難者*をはじめ在宅避難者*や要配慮者にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築してい

く必要があります。また、首都直下地震発生時には、区のごみ総排出量の19年分に相当する災害廃棄物の発生が予想されます。このうち、し尿や生ごみを含んだ生活系廃棄物の長期堆積は、生活環境を悪化させる要因となります。区民の生活環境の保全・公衆衛生を確保するためには、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制の構築が必要となります。

④ 住家被害認定調査拠点や、り災証明書*交付拠点を複数設置するとともに、各業務のシステム導入や、災害の規模に応じたゾーニングによる業務戦略確立により、調査・交付体制の迅速化を進めています。さらに、専門知識を持つ関係機関と定期的に研修会を開催し、ワークショップにより、被災者支援の「相談窓口業

務」の理解を深めてきました。生活再建に必要な支援は多岐にわたるため、専門分野を持つ様々な機関と連携を深め、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握し解消する「災害ケースマネジメント」を推進する必要があります。

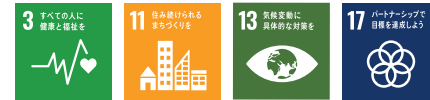
用語解説

- 緊急医療救護所…P212
- 要配慮者…P222
- 総合防災訓練…P218
- 災害ケースマネジメント…P214
- 軽症者救護所…P212
- 避難行動要支援者…P220
- 個別避難計画…P214
- 帰宅困難者…P211
- 在宅避難者…P214
- り災証明書…P222

施策の方向性

1 区民の生命・身体を災害から保護する
救命・救助・救護体制の構築

デジタル技術なども活用した区（災害対策本部）の情報収集体制を強化し、関係機関（消防・警察・自衛隊・医療関係機関等）との高度な連携訓練の積み重ねにより、区の指揮・統制能力の向上を図り、強靱な救命・救助・救護体制を確立します。また、実災害等から得た教訓を迅速に防災対策に反映できる検証サイクルを確立し、区民の生命・身体を災害から保護します。



本部運営訓練

2 多くの区民が成果を共有できる
普及環境の構築と防災意識の高揚

区の応急対策の検証と区民の声を反映することを目的とした「総合防災訓練*」と、地域で計画する自主防災訓練や防災に関わる各種事業を密接に連携させ、より多くの区民が訓練等の成果を共有できる普及環境を構築します。

これにより、区民一人ひとりの防災に関する意識の高揚を図り、自らの判断で避難行動等をとれることをめざすとともに、区と地域及び事業者の連携で要配慮者*等の避難を協力して助けあえる関係づくりをめざします。



起震車を用いた地域訓練

3 必要な方に物資を供給できる物流体制と
生活系廃棄物処理体制の構築

大規模災害発生時、区の備蓄を必要とされる方に供給できる備蓄管理体制を整備するとともに、学校防災活動拠点に緊急支援物資を滞りなく届けられ、在宅避難者*や要配慮者はもとより帰宅困難者*等にも、きめ細かに支援物資を供給できる強靱な物流体制を構築します。

また、し尿や生ごみ等の生活系廃棄物を優先収集する体制を構築し、地域の集積所や各種避難所に長期間堆積される状態を回避し、生活環境の保全と公衆衛生を確保します。



災害時物流訓練

4 災害ケースマネジメント*の
実施準備

平時から災害ケースマネジメントの実施について検討を行い、連携が想定される機関と顔の見える関係を構築し、事前に災害時の連携協定を締結するなど、発災直後から円滑な連絡・調整を実施できるよう準備を進めます。

これらの体制が整った段階で災害ケースマネジメントを地域防災計画に位置付けるほか、デジタル技術なども活用した円滑な被災者の生活再建と、1日も早い復興のための事前対策を推進します。



関連する個別計画

①大田区地域防災計画 ②大田区災害廃棄物処理計画

用語解説

- 総合防災訓練…P218
- 要配慮者…P222
- 在宅避難者…P214
- 帰宅困難者…P211
- 災害ケースマネジメント…P214

治安がよい 美しいまちの実現

めざす姿

- 1 地域団体、関係機関と連携して犯罪を許さないまちづくりを推進するとともに、区民に防犯対策が普及・浸透することにより、防犯意識が高まり、区民の安全・安心が実現されています。
- 2 区民一人ひとりの消費者力*が高まり、悪質商法などによる消費者被害が防止されています。
- 3 分煙環境の整備が進み、区民や地域団体等の様々な主体が自主的に美化活動に取り組んでいる清潔で美しいまちが実現しています。

指標

治安のよさの満足度
(体感治安*)

令和5年度
60.4%

令和10年度
65%

令和14年度
70%

区内特殊詐欺
被害件数

令和5年
151件

令和10年度
112件

令和14年度
72件

消費者相談の
解決率

令和5年度
98.6%

令和10年度
99%

令和14年度
99%

蒲田駅東西口の喫煙禁止
重点対策地区*における
路上喫煙者数

令和5年度
16人

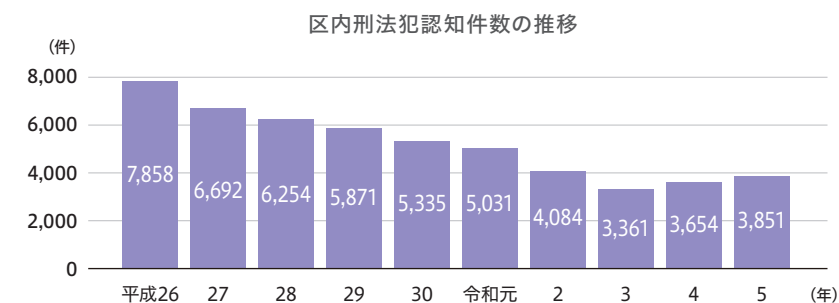
令和10年度
11人

令和14年度
7人

現状と課題

① 区内刑法犯認知件数は令和3年まで減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いたことによる人流復活に伴い、近年は増加傾向にあります。そのため、

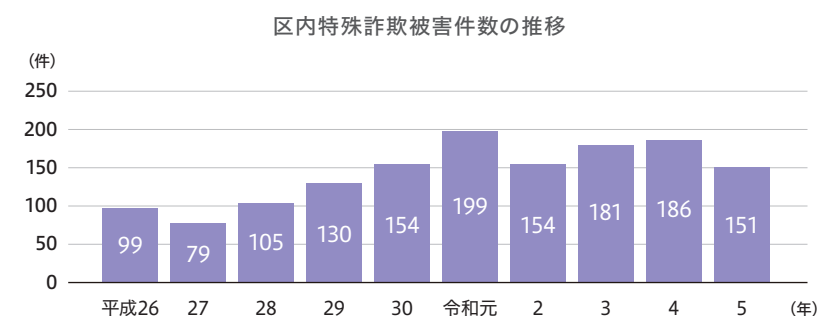
自治会・町会*などの地域団体や警察などの関係機関と連携・協力の上、社会全体で犯罪を許さない環境をつくる必要があります。



資料：警視庁資料を基に作成

② オレオレ詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺は、全国的には増加傾向にある一方で、区内ではほぼ横ばいですが、撲滅までには至っていません。手口が巧妙化する特殊詐欺においては、電話にすぐ出ないなど、犯人との接点を無くす取組が必要となっています。

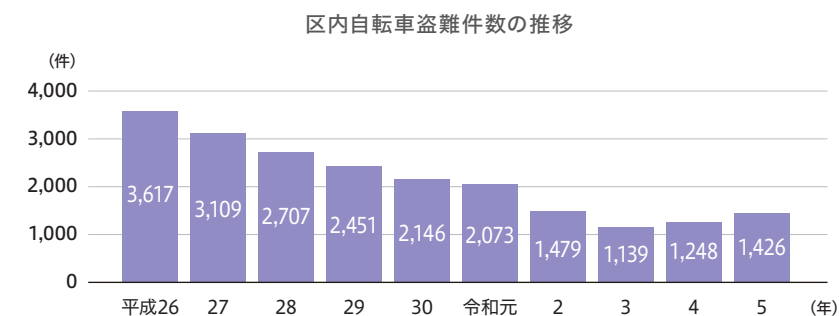
せん。手口が巧妙化する特殊詐欺においては、電話にすぐ出ないなど、犯人との接点を無くす取組が必要となっています。



資料：警視庁資料を基に作成

③ 令和5年における区内自転車盗難件数は1,426件で、区内刑法犯認知件数の約40%を占めており、近年は人流復活に伴い、増加傾向にあります。また、盗難に遭った自転車の約60%は無施錠であり、自転車利用者の防犯意識を高める必要があります。

向にあります。また、盗難に遭った自転車の約60%は無施錠であり、自転車利用者の防犯意識を高める必要があります。



資料：警視庁資料を基に作成

用語解説

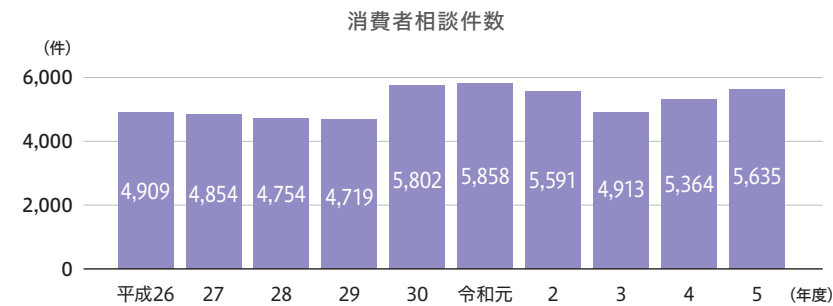
- 消費者力…P216
- 体感治安…P218
- 喫煙禁止重点対策地区…P211
- 自治会・町会…P215

▶ 施策4-3 | 治安がよい美しいまちの実現

現状と課題

④ デジタル社会の進展と個人投資への関心の高まりなどに伴い、従来にない契約トラブルが発生しています。成年年齢の引下げやオンライン取引が急速に増えていることにより、悪質事業者のターゲットとなりやすい消費者が増加し

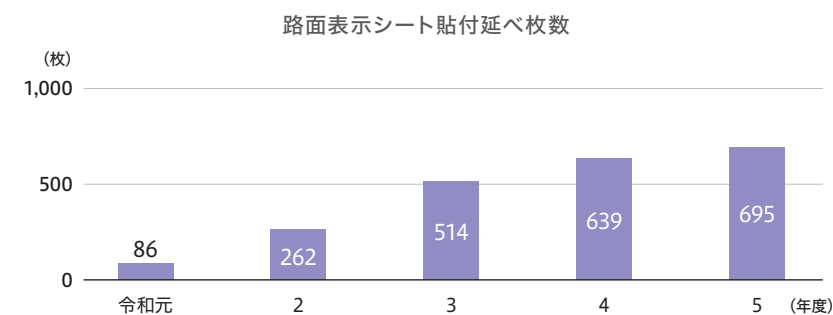
ています。そのため、新たな契約トラブルにも対応可能な消費者相談体制を整え、啓発を強化するとともに、行政、福祉関係者、自治会・町会*などの連携により、消費者被害防止及び見守り活動を進める必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

⑤ 令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、たばこを吸える場所が減る一方、分煙環境に対する区民の意識は高まっています。公衆喫煙所の設置・運

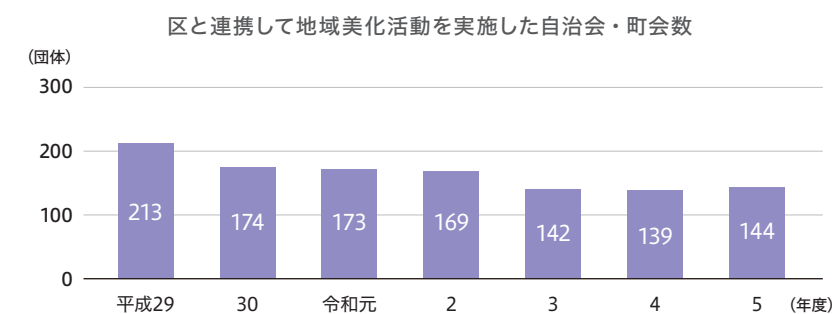
用による分煙環境の整備を進めるとともに、喫煙マナー指導員の派遣、路面表示シートの貼付を行うなど、より一層の喫煙マナー周知が求められます。



資料：所管課実績を基に作成

⑥ 地域美化活動支援として、自主的清掃活動へ支援用品の配布を行っています。しかしながら、清掃活動を行っている層が固定化されてい

るため、清掃活動に興味がない方への更なる啓発が求められます。

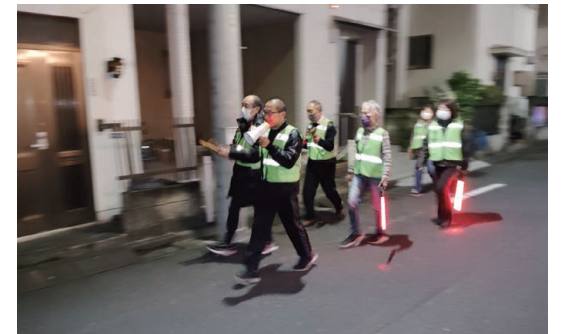


資料：所管課実績を基に作成

施策の方向性

1 地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保

区民が安全・安心に暮らせるまちを実現するために、地域団体による自主防犯活動などを支援し、積極的な情報交換等を通じて警察をはじめとした関係機関との連携をより強固にします。また区民の防犯意識を高めることで、社会全体で犯罪を許さないまちをつくり、体感治安*の向上を図ります。



地域防犯パトロール

2 特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化

特殊詐欺に対して有効な対策ツールである自動通話録音機の普及活動及び特殊詐欺被害、消費者被害防止対策に関する広報啓発活動を推進し、被害防止や解決に向けた対応力向上を図ります。

また、インターネットを通じた犯罪、消費者トラブルに巻き込まれやすい若者や高齢者などに対する家族や地域による見守りを促進します。



自動通話録音機

3 喫煙対策及び環境美化の推進

喫煙する人とならない人が共存できる環境の実現に向け、喫煙マナーを周知徹底するとともに、分煙環境の整備など総合的な取組を推進します。

また、区民や地域団体等の様々な主体による自主的な美化活動を支援し、地域の美化を推進します。



雑色駅前公衆喫煙所

関連する個別計画

①大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画【おおた高齢者施策推進プラン】②第2次大田区環境基本計画 ③大田区自転車等総合計画

用語解説 ●自治会・町会…P215 ●体感治安…P218

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

地域の魅力を活かした拠点づくり

▶ 拠点

まちづくりにおける拠点とは、その都市や地域の中心的な役割を果たすエリアのことで、商業、文化、行政などの主要な機能が集積している地区のことを指す。

めざす姿

- 1 地域特性を踏まえながら、限られた空間を最大限有効に活用した魅力的な都市づくりが進んでいます。また、拠点駅では交通結節点*や憩いの場となる駅前広場等、安全・安心かつ快適で利便性の高い都市空間が計画的に整備されています。

指標

住んでいるまちが魅力的であると
感じる区民の割合

現状値

令和5年度
68.5%

中間目標値

令和10年度
70%

目標値

令和14年度
72%

駅周辺の整備が
進んでいると感じる
区民の割合

令和6年度
43.6%

令和10年度
46%

令和14年度
48%

現状と課題

1 「大田区都市計画*マスタープラン」に基づき、複雑化する都市の課題解決に向け、設定した都市づくりのテーマや各部門に対して横断的・戦略的に都市づくりを推進しています。大

田区を取り巻く状況や東京都・周辺区市の動向、将来の変化等を予測した都市づくりを進めていく必要があります。

2 蒲田駅周辺では、東口駅前広場の地下自転車駐車場の整備が進められ、新空港線*整備を契機とする中長期的な都市基盤施設整備や、まちの機能更新、建築物の共同化*・再開発等による市街地の更新を検討しています。また新

空港線整備のほか、既存の公共施設の再編も視野に、現在のまちの姿を快適性、利便性、魅力の向上という視点で整備し、中心拠点として持続的に発展する蒲田の再生が求められています。

3 大森駅周辺では、東口駅前広場の暫定整備が終了し、地域団体がイベント等で活用しています。駅西側は、補助線街路第28号線（池上通り）と大森駅西口広場の整備が都市計画事業として進められています。駅西側の整備を踏まえ、駅舎や暫定整備となっている東口駅前広場も含め、まちの将来像と中長期的な基盤施設整備を示し、にぎわいの創出や良好なまちなみ形成など中心拠点としてのまちづくりを推進する必要があります。



大森駅東口駅前広場（交通島）を暫定整備（令和2年3月）

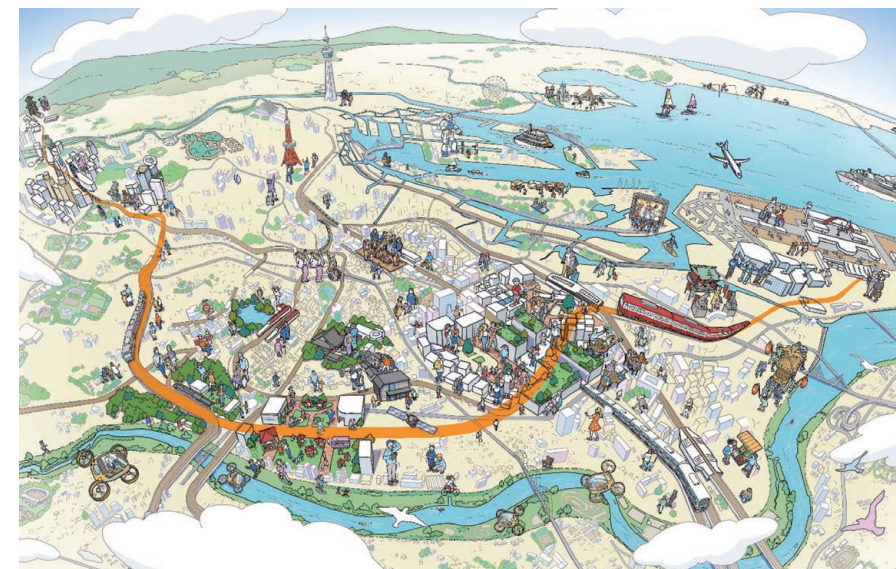
4 下丸子駅・池上駅・洗足池駅・平和島駅の拠点駅周辺では、地域の状況や特色を踏まえたまちづくりの検討が進められています。今後は地域の課題解決に向けてまちづくりへの機運を高め、区民や事業者など多様な主体の参加と連携により、財政状況を踏まえながら計画的にまちづくりを進める必要があります。



下丸子まちづくり座談会の様子（令和5年12月）

5 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」に基づき、地元団体や関係地権者などと協働*でまちづくりを進めています。多様なライフスタイルに応じ、「まちづくりの基本理念」の実

現に向けて、地域住民をはじめ地域に関わる様々な主体が、それぞれの責務を果たすことにより、暮らしやすさの向上や地域の課題解決を図る必要があります。



新空港線と沿線まちづくりのイメージ図

用語解説

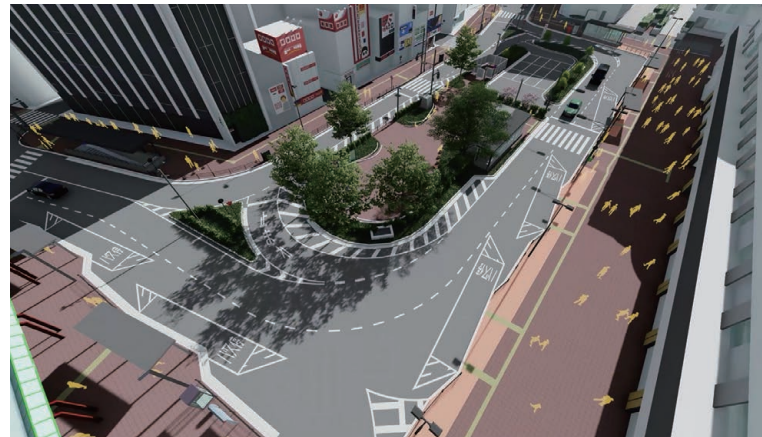
●交通結節点…P213 ●都市計画…P219 ●新空港線…P217 ●共同化…P211
●協働…P211

▶ 施策4-4 | 地域の魅力を活かした拠点づくり

施策の方向性

1 蒲田駅周辺のまちづくり

羽田空港を擁するポテンシャルを最大限に活かし、関係事業者と連携を図りながら、新空港線*整備と連動した蒲田駅周辺の都市基盤施設整備（東西駅前広場・東西自由通路など）やまちの機能更新を一体的に進めます。また、蒲田駅及び京急蒲田駅周辺では、地区計画や都市開発諸制度など、まちづくりの様々な手法を活用しながら、建築物の共同化*・再開発等を促進し、土地の高度利用*と市街地の更新を図ります。



蒲田駅東口駅前広場の初期整備イメージ

2 大森駅周辺のまちづくり

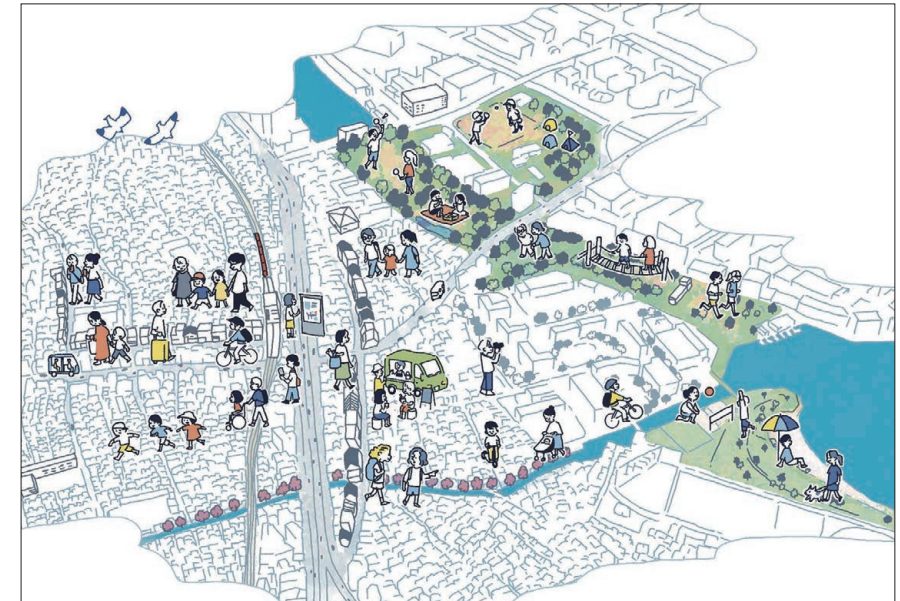
中心拠点の一つである大森駅周辺のまちの機能更新・強化を図るとともに、歴史・文化、景観などまちの魅力を向上させるため、補助線街路第28号線（池上通り）の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。



大森駅西口広場の整備イメージ

3 身近な地域の魅力づくり

下丸子駅周辺地区では、下丸子1号、2号踏切の法指定踏切*対策について、駅周辺のまちづくりとともに、踏切解消に向けた取組を推進します。池上駅周辺地区、洗足池駅周辺地区、平和島駅周辺地区ではグランドデザイン*等に掲げる将来像の実現に向け、地域とともにまちづくりに取り組み、まちの魅力や機能向上を図ります。



平和島駅周辺地区グランドデザインに掲げる将来イメージ



地域のまちづくりに関連する個別計画

関連する個別計画

- ①大田区都市計画マスタープラン ②おおた都市づくりビジョン ③大田区景観計画 ④大田区鉄道沿線まちづくり構想 ⑤蒲田駅周辺地区グランドデザイン ⑥大森駅周辺地区グランドデザイン ⑦下丸子駅周辺地区まちづくり構想 ⑧池上地区まちづくりグランドデザイン ⑨洗足池駅周辺地区まちづくり方針 ⑩平和島駅周辺地区グランドデザイン

用語解説

- 新空港線…P217
- 共同化…P211
- 高度利用…P213
- 法指定踏切…P221
- グランドデザイン…P212

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

誰もが移動しやすく 利便性の高い多様な 交通ネットワークの形成

めざす姿

- 1 新空港線*整備に向けた機運が高まっており、第一期整備（矢口渡～京急蒲田間）の工事が着実に進められています。
- 2 公共交通不便地域*への対策が進むとともに、こどもから高齢者まで区民誰もが、安全・安心・快適に利用できる交通ネットワークが形成されています。
- 3 区民・事業者・区が、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー*整備を進めることで、「移動しやすいまち、使いやすい施設でみたされる街」になっています。

指標

蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合

現状値

令和6年度
35.9%

中間目標値

令和10年度
45%

目標値

令和14年度
50%

区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合

現状値

令和6年度
89.2%

中間目標値

令和10年度
91%

目標値

令和14年度
92%

「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率

現状値

令和5年度
75%

中間目標値

令和10年度
-

目標値

令和13年度
100%

現状と課題

① JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅は約800m離れており、鉄道での移動ができない状態です。そのため、羽田空港への移動も便利とは言えません。区内の東西方向の交通が分断されていることから、この区間に鉄道路線を整備し、分断を解消することが求められています。また、羽田空港へ直通するためには、東急線と京急線の軌間幅（線路幅）が異なる課題を解消する必要があります。

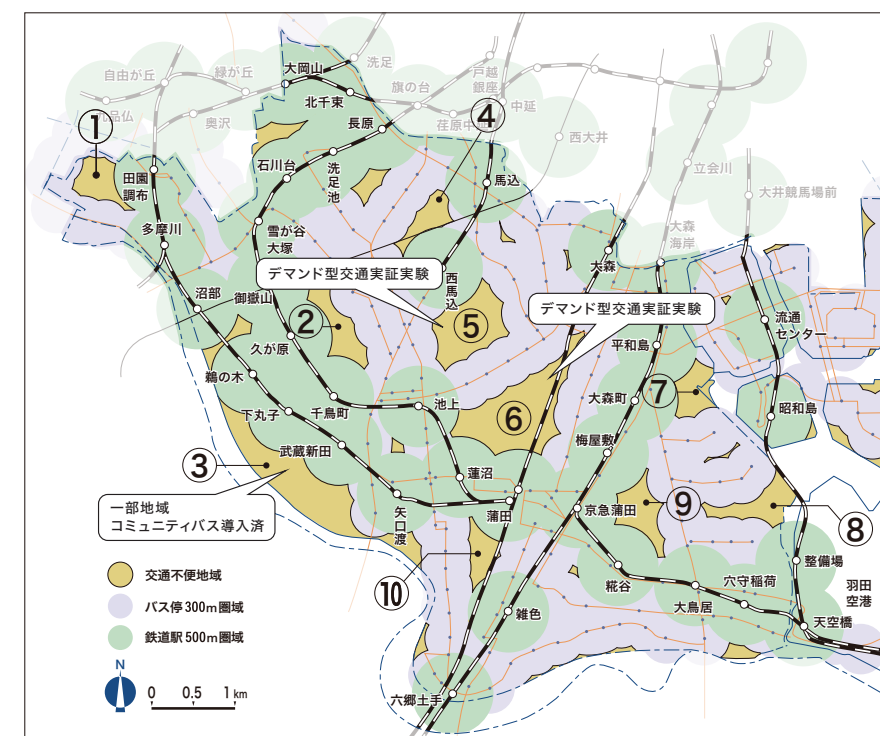


資料：大田区ホームページ

② 区内には10か所に公共交通不便地域があり、平成21年度より矢口地域でコミュニティバス（たまちゃんバス）を導入し、現在は本格運行となっています。また、令和5年7月より1年間にわたり南馬込地区・西蒲田地区でデマンド

型交通*実証実験を実施しました。引き続き、公共交通不便地域の改善のため、既存の公共交通の充実を図るとともに、区民の交通へのニーズに十分対応する必要があります。

公共交通不便地域



資料：平成19年度 大田区コミュニティバス導入検討会報告書を基に作成

用語解説

- 新空港線…P217
- 公共交通不便地域…P212
- バリアフリー…P220
- デマンド型交通…P219

▶ 施策4-5 | 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成

現状と課題

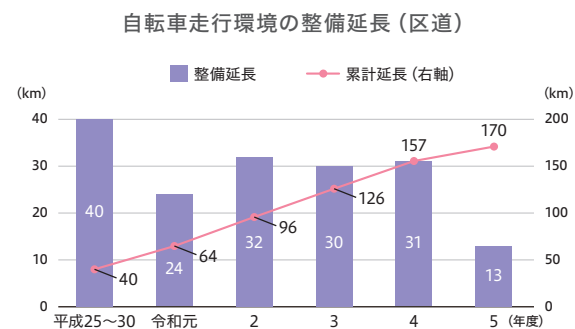
③ 都市計画*道路の整備は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、整備路線を選定して事業を進めています。第四次優先整備路線策定（平成28年度～令和7年度）から8年経過していますが、区施行路線で着手しているのは約36%（817m/2,290m）と低く、早期の整備完了が求められています。

第四次優先整備路線（区施行）延長一覧表

路線名	計画延長(m)	着手済延長(m)
補助線街路第34号線	970	206
補助線街路第43号線	560	234
補助線街路第44号線	700	317
大田区画街路第7号線	60	60
合計	2,290	817

【参考】区内全体の都市計画道路では、区内総延長約107kmに対して整備済延長は約52kmと約49%（令和5年度末時点）の進捗です。
資料：東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、着手済延長は所管課実績を基に作成

④ 「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく区道の自転車走行環境の整備（約170km、主にナビマーク・ナビライン）が令和5年度におおむね完成しました。一方、区内の国道・都道等の整備は完了していません。ネットワークを確保するためには国道・都道等の整備について、道路管理者である国・都と連携し事業展開を図るとともに、連続性や効果の検証を行う必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

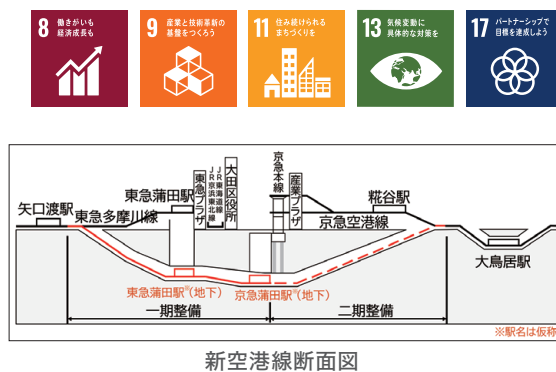
⑤ 「大田区移動等円滑化促進方針」及び「大田区バリアフリー*基本構想」を策定し、区における面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すとともに、具体的な施策を定め、街なかのバリアフリー化を推進しています。バリアフ

リー整備を進めるに当たり、事業の検討を行っていても、施設の構造や予算上の課題から、整備時期が未定な事業があります。そのため、整備を行う事業者と連携・協議を図りながら、継続的な検討が必要です。

施策の方向性

1 新空港線*の整備促進

JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の第一期整備に向け、羽田エアポートライン株式会社*の取組を支援するとともに、京急蒲田駅から先の第二期整備に向けた検討を進めます。



2 区内公共交通の改善

電車やバスなどの既存公共交通の利便性向上を図るとともに、次世代モビリティ*など、多様な移動サービスとの連携を推進することで、実証実験等の結果も踏まえ区内公共交通の改善を進めます。

3 広域的な道路ネットワークの整備推進

広域連携軸*を構成する幹線道路のうち、事業中区間の都市計画道路の早期完成と未整備区間の早期解消を図り、他区・隣接県を広域的に連絡する道路ネットワークの形成を進めます。

4 誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備

自転車を安全で快適に利用できるようにするための自転車ネットワーク整備について、これまでの整備に対する効果検証を踏まえ、今後の方向性について検討します。あわせて、関係機関と連携しながら、未整備の都市計画道路や国道・都道等における自転車ネットワークのミッシングリンク*解消をめざします。

5 街なかのバリアフリー化の推進

区におけるまちづくりの動向を踏まえ、鉄道や公共施設等の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を対象に、区全域の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

関連する個別計画

①大田区都市計画マスタープラン ②おおた都市づくりビジョン ③大田区鉄道沿線まちづくり構想 ④蒲田駅周辺地区ランドデザイン ⑤蒲田駅周辺地区基盤整備方針 ⑥大田区交通政策基本計画 ⑦東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）⑧大田区自転車等総合計画 ⑨大田区自転車等総合計画前期アクションプラン ⑩大田区自転車ネットワーク整備実施計画 ⑪大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針 ⑫大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン

用語解説

- 都市計画…P219 ●バリアフリー…P220 ●新空港線…P217
- 羽田エアポートライン株式会社…P220 ●次世代モビリティ…P214
- 広域連携軸…P212 ●自転車ネットワークのミッシングリンク…P215

誰もが快適に暮らし過ごせる 都市基盤と住環境の整備

めざす姿

- 生活に密着した道路や狭あい道路*の整備が進むとともに、橋梁の劣化や損傷の発生がデジタル技術の活用等により予測・予防されており、いつでも、誰もが安全・安心に過ごせる快適な市街地が形成されています。
- 生活様式の多様化や社会情勢の変化に適応しながら既存住宅の良質化が進み、誰もが安心して住み続けられる住環境が整備されています。また、空家等*が所有者やその関係者により適切に管理されています。
- 誰もが正しく交通ルールやマナーを守っています。また、自転車等駐車場が適切に整備され、放置自転車が無く安全かつ快適に自転車が利用できるまちになっています。

指標

住んでいるまちの
生活環境における、
道路整備に対する満足度

現状値

中間目標値

目標値

令和5年度
63.6%

令和10年度
65%

令和14年度
70%

狭あい道路の区内総延長
261km（両側522km）に
対する拡幅整備率

令和5年度
21.6%

令和10年度
24.6%

令和14年度
27%

橋梁点検における
健全性判定*Ⅱ以上
の割合

令和5年度
97%

令和10年度
100%

令和14年度
100%

住んでいるまちの
生活環境における、
住宅事情に対する満足度

令和5年度
71.5%

令和10年度
76%

令和14年度
80%

区が把握している適切に
維持・管理のできていない
空家等の件数

令和5年度
742件

令和10年度
707件

令和14年度
679件

放置自転車台数

令和6年度
307台

令和10年度
毎年減少

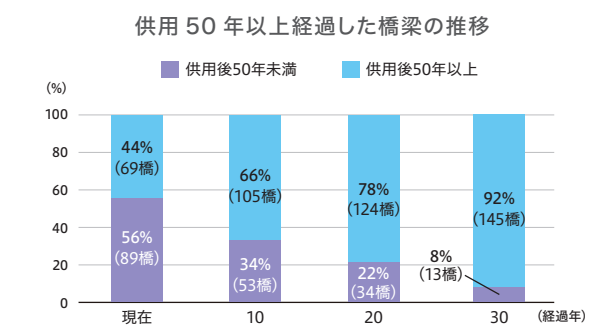
令和14年度
-

現状と課題

① 区が管理する道路等のインフラの数量は増え続けており、近年では労務単価や諸経費率の上昇により、維持管理コストが上昇しています。また、幅員4m未満の狭あい道路は、防災、通風、採光などの面で十分とは言えず、緊急車両等の円滑な通行に支障をきたしています。今後もサービスの質を維持・向上するため

には、新技術や新手法の活用によるコスト削減を図り、持続可能な道路の維持管理を進めていく必要があります。なお、狭あい道路の拡幅には、建築物等の移動が伴い、建替えの機会を捉え、建築主等と円滑に協議を進め、工事を実施することが必要です。

② 区が管理する橋梁156橋（公園橋は除く）のうち、建設後50年を経過する橋梁は44%を占め、30年後には92%に達する状況となっています。供用期間が長くなることで、偶発的な損傷が発生する可能性が高くなり、これに比例して修繕対策に必要な対策費が上昇を続けるため、修繕対策費の抑制、縮減に努める必要があります。



資料：橋梁長寿命化修繕計画（令和4年度一部改定版）を基に作成

③ 安全で快適な住まいづくりを支援するため、既存住宅の良質化や長寿命化を支援する必要があります。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者*に対する、住まい探しや入居後における複合的な支援体制を整える必要があります。安全・快適に住み続

けられるための住宅リフォーム助成の見直し、高経年分譲マンションの適正管理に必要な支援の拡充、住宅確保要配慮者の住まい確保のため、貸主等が安心して住宅を貸すことができる支援体制の整備が課題です。

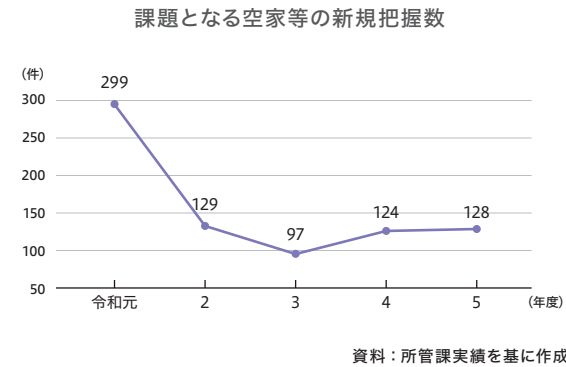
用語解説

- 狭あい道路…P211
- 空家等…P210
- 健全性判定…P212
- 住宅確保要配慮者…P216

▶ 施策4-6 | 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備

現状と課題

4 区が把握している課題のある空家等*の数は、令和5年度末現在742件となっています。所有者不在や相続問題、建物の維持管理や解体費用が捻出できないなどの理由から適切に管理されていないものも多くあります。適正に管理されていない空家等は周辺環境に悪影響を及ぼすことから、早期対応や空家等の発生予防が重要です。民間企業等とも連携した区民等への啓発活動や所有者等への働きかけのより一層の充実が課題です。



5 区営自転車等駐車場の収容台数の確保については、基本的に既存施設の活用により進めています。ただし、駐輪需要の高い駅や放置自転車が集中している駅など、現時点で駐輪問題が発生している駅周辺地域については、その問題の程度に合わせて効果的・効率的な対策が重要です。駐輪需要に対して既存施設での収容に限界があるため、将来需要に対応し

きれない駅が発生し、また施設の老朽化が進む中で、施設の廃止、長寿命化等を含めた方針を定める必要があります。また近年、環境負荷の少ない自転車の需要が高まる一方、自転車事故も増加傾向にあり、自転車活用の推進と同時に安全運転・マナー啓発の強化を図る事業展開が課題です。

施策の方向性

1 生活道路等の整備

ユニバーサルデザイン*のまちづくりの視点を踏まえ、日常生活に密着した道路の整備や維持管理、狭あい道路*の拡幅等を推進することで、区民の歩行のみならず、日常的に車が利用しやすく、緊急車両の通行も確保された環境を整備します。

2 新技術等を活用した
予防保全型の橋梁の維持管理

区が管理する橋梁に対して新技術やデジタル技術を活用した点検や管理を段階的に導入します。また、橋の構造や環境条件、定期点検結果や耐震性能等を踏まえて、予防保全の手法を選定することで、橋梁の健全性の維持向上を図ります。



ドローンによる橋梁点検

3 安心で快適な
住環境の確保

住宅の長寿命化や分譲マンションの維持管理の支援を進め、長期にわたり使い続けられる住まいの「質」の確保を推進します。また、民間賃貸住宅への入居に課題がある住宅確保要配慮者*に寄り添い、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう、住宅確保に向けた支援を推進します。

4 空家等対策の推進

区民等への啓発活動や所有者等を対象とした相談体制を充実させるなど、適正に管理されていない空家等の発生を予防するとともに、早期の働きかけにより管理不全空家*や特定空家*の発生を抑止します。また、空家等を地域資源として捉え、公益的に活用する取組を促進します。

5 年齢層に合わせた
交通安全教育機会の充実

交通安全教育は、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なりますが、高校生や社会人においては十分な環境が整っていないことから、こうした年齢層にも交通安全教育を受ける機会を充実し、また既に取り組んでいるこどもや高齢者への交通安全教育については、コンテンツの充実を図りながら今後も継続していきます。



保育園での交通安全教育

6 自転車等利用総合対策の推進

自転車等駐車場の利用状況や、放置自転車の状況などに基づき将来需要予測を行い、時代の移り変わりに適切に対応した柔軟性のある駐輪環境の整備を進めます。また、蒲田駅東口地下自転車駐車場の整備を契機とした指定管理者制度*の導入の検討や、デジタル技術の活用等により放置自転車対策を強化します。さらに、安全かつ快適に自転車を利用できる仕組みづくりなどを行い、自転車等利用総合対策を推進します。

関連する個別計画

①大田区公共施設等総合管理計画 ②橋梁長寿命化修繕計画 ③大田区住宅マスタープラン ④大田区空家等対策計画 ⑤大田区自転車等総合計画 ⑥第11次大田区交通安全計画

用語解説

- 空家等…P210
- ユニバーサルデザイン…P222
- 狭あい道路…P211
- 住宅確保要配慮者…P216
- 管理不全空家…P211
- 特定空家…P219
- 指定管理者制度…P215

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

世界と日本をつなぐ 空港臨海部のまちづくり

めざす姿

- 1 埋立島部*や羽田空港等からなる空港臨海部の「東西軸」「南北軸」「周遊軸」の交通網が強化・形成され、産業・観光・レジャー・自然が調和したまちづくりが進んでいます。
- 2 空港に隣接し、みどり*と水辺に囲まれた立地を活かした、多様な人々が行き交う新産業創造・発信拠点として、世界とつながるまち「HANEDA GLOBAL WINGS*」が形成されています。

指 標

空港臨海部に
魅力を感じる
区民の割合

現状値

中間目標値

目標値

令和6年度
46.0%

令和10年度
50%

令和14年度
55%

HANEDA GLOBAL
WINGSへの来街者数
(1日当たり)

令和5年度
8,885人

令和10年度
10,800人

令和14年度
11,200人

現状と課題

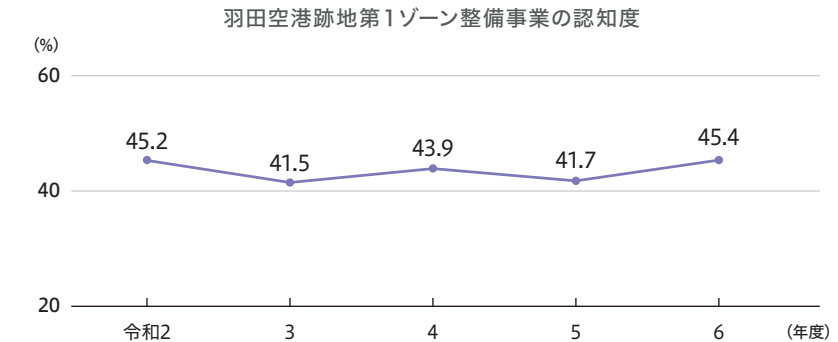
1 臨海部の主要幹線道路は、慢性的な交通渋滞が発生しており、かつ、島部へのアクセスは路線バスが主流ですが、交通渋滞やバスの運転手不足により運行本数が減便になるなど、利便性が高いとは言えない状態です。また、主要幹線道路の整備が進み、物流拠点の強化が図

られ交通量はますます増加する可能性があります。そのため、内陸部と臨海部におけるアクセス改善のため、新たなモビリティの導入やバスの利用環境改善などによる持続可能な地域旅客運送サービス*の確保が必要です。

2 レクリエーション施設の点在、低未利用な公有地など、にぎわいの場所としてのポテンシャルを十分発揮できていません。公園やスポーツ

施設など点在する魅力ある資源を十分に活用できる散策路整備等、にぎわいを創出するための施設整備、機能強化が必要となっています。

3 羽田空港跡地*について、羽田イノベーションシティ*のオープンやソラムナード羽田緑地等の整備など各計画を基に事業を着実に進め、まちづくりを推進している一方、整備事業への認知度は40%台を推移しています。世界中から誰もが訪れたいような魅力あるまちづくりを進め、整備した事業を積極的に情報発信することで、空港臨海部のにぎわい創出につなげていく必要があります。



資料：区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査を基に作成

施策の方向性

- 1 移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として
魅力ある空港臨海部の形成



内陸部と臨海部における交通アクセス改善のため、次世代モビリティ*の導入検討を進めるとともに、国道357号線の立体化及び多摩川トンネルなどの整備を促進します。また、「産業資源」などを活用した観光や、既存の公園や海域にレジャー環境の整備等を進めることで、空港臨海部の「働く場」「遊ぶ・憩う場」としての魅力を高めます。

- 2 HANEDA GLOBAL WINGSの
まちづくり



羽田空港に隣接するHANEDA GLOBAL WINGSの特性を最大限に活用し、公園やソラムナード羽田緑地等において、民間活力を活かして、多様な人々を呼び込む魅力的なまちづくりを進め、憩いとにぎわいを創出します。また、羽田空港跡地第1ゾーンを世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外に日本のものづくり技術や日本各地域の魅力を発信する「新産業創造・発信拠点」の形成を進めます。

関連する個別計画

- ①大田区都市計画マスタープラン ②空港臨海部グランドビジョン 2040 ③大田区交通政策基本計画
④羽田空港跡地まちづくり推進計画 ⑤羽田空港跡地第1ゾーン整備方針 ⑥羽田空港跡地かわまちづくり計画 (国土交通省)

用語解説

- 埋立島部…P210 ●みどり…P221 ●HANEDA GLOBAL WINGS…P223
- 地域旅客運送サービス…P218 ●羽田空港跡地…P220
- 羽田イノベーションシティ…P220 ●次世代モビリティ…P214

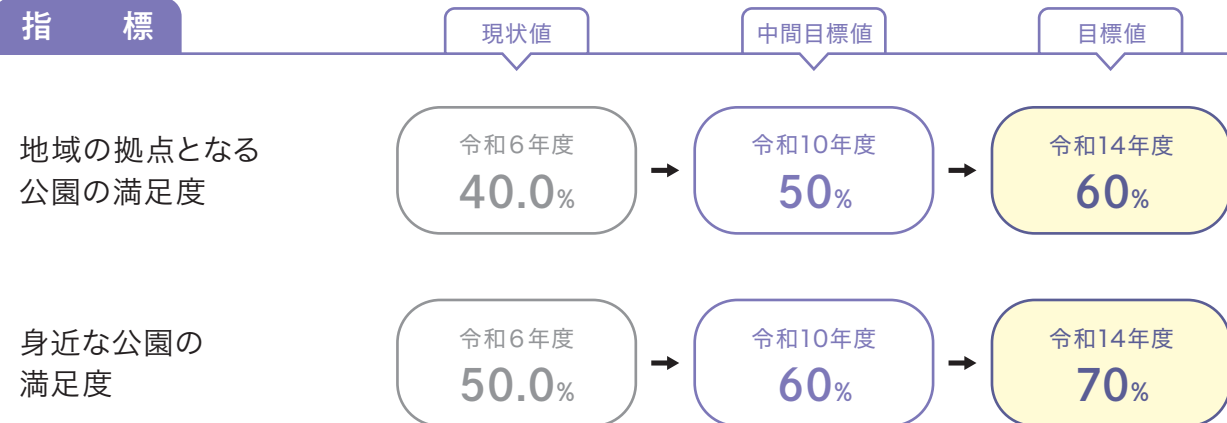
安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

多彩で魅力ある 公園・緑地づくり

めざす姿

- 1 年齢や障がいの有無、国籍、区民・来訪者等を問わず、誰もが、レクリエーションや余暇、スポーツなどを自由を楽しめ、充実した時間を過ごすことができるような魅力ある大規模公園・緑地づくりが進んでいます。
- 2 地域に身近な中小規模の公園では、子育てや健康づくりがしやすく、子どもたちが楽しく自由に遊べるようになっていきます。また、地域が主体となった活動が盛んに行われるなど特色のある公園づくりが進んでいます。

指標



現状と課題

1 令和5年度区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査の結果によると、公園でしてみたいこととして、「自然を楽しむ」や「ゆっくり休憩する」、「カフェ等で飲食する」、「手軽な運動」、「キッチンカー等で飲食物を買って公園内で食べる」等ニーズが多岐にわたっています。少子高齢化の急激な進行など、区を取り巻く社会情勢が変化する中、多様化するニーズに応えられる公園づくりが求められています。



キッチンカーの試験導入



子育てひろば公園

2 区立公園のうち約60%が1,000㎡を下回る公園である上、大半が市街地内に整備されていることから、敷地条件や周辺の影響に配慮した画一的な整備となり、公園が利用されていない状況です。公園は、都市部でみどり*を体

験できる貴重な憩いの場でもあるとともに、地域の交流の場としても利用できる場所です。今後、小規模な公園を再整備するなどして魅力ある場としていく必要があります。

3 地域の方々が身近な公園の日常清掃・花壇づくりなどにより公園の利活用等を行っている「ふれあいパーク活動*」の団体数は、団体会員の高齢化やコロナ禍*の影響もあり近年減少傾向にあります。公園は都市部において、貴重な

みどりを有するオアシスであり、地域の方々の日常生活に潤いを提供する場です。今後、公園が荒廃し、オアシスとしての機能を損なわないよう、公園の利活用を推進していく必要があります。

施策の方向性

1 誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり



区を取り巻く社会情勢や多様化するニーズに対応し、地域から愛され、誰もが利用したくなる公園の実現に向けて、地域で公園を育む仕組みを含めた公園・緑地づくりの羅針盤となる計画等を策定します。策定した計画等を踏まえて、やすらぎや防災などの公園が持つ様々な機能が最大限発揮された、魅力ある公園の整備や活用を推進します。

2 大規模公園・緑地の魅力向上



都市計画*事業などによる計画的な整備推進や民間の知識・ノウハウ・資源等を活用する公募設置管理制度*や指定管理者制度*といった公民連携手法を取り入れることによって、多様なニーズに応え、誰もが訪れたくなる魅力ある公園づくりを進めます。

3 身近な公園・緑地の魅力向上



地域に身近な中小規模の公園を対象に、子どもから人気の高いボール遊びができる公園、子育てや健康増進等に寄与する公園への機能転換や再編、公園を有効活用する地域団体の支援等といった利用促進に取り組みます。また、清潔で安心して利用できるトイレや遊具といった既存施設の更新や地域の意見要望を踏まえ、計画的な公園拡張を推進することで公園の量と質を向上させ、子どもから大人まで多くの人に望まれる多様な特色を持つ公園をつくります。

関連する個別計画

①大田区都市計画マスタープラン ②大田区緑の基本計画グリーンプランおおた

用語解説

- みどり…P221
- ふれあいパーク活動…P221
- コロナ禍…P214
- 都市計画…P219
- 公募設置管理制度…P213
- 指定管理者制度…P215

基本目標

4

施策

4-9

安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

水とみどり*のネットワークでやすらげる環境づくり

めざす姿

- 1 区内のみどりが増え、身近な場所で水やみどりに親しむことができ、多様な生物も息づくやすらぎのあるまちづくりが進んでいます。

指標

身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合

現状値

令和6年度
58.8%

中間目標値

令和10年度
60%

目標値

令和14年度
65%

緑被率*

平成30年度
18.32%

令和10年度
21%

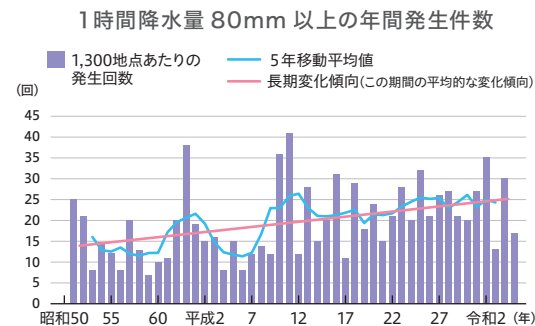
令和12年度
21.5%

現状と課題

- 1 土地利用の転換や枯死などにより、緑被率が20.47%（平成21年度）から18.32%（平成30年度）に減少するなど、区内のみどりが減少しています。みどりを守り未来につなげるため、地域課題を整理しながら改善策を検討

するとともに、既存のみどりを最大限活用した効果的・機能的なまちづくりが求められています。また、区民・事業者・区がそれぞれの役割を把握し、連携して行うみどりの取組を充実・強化する必要があります。

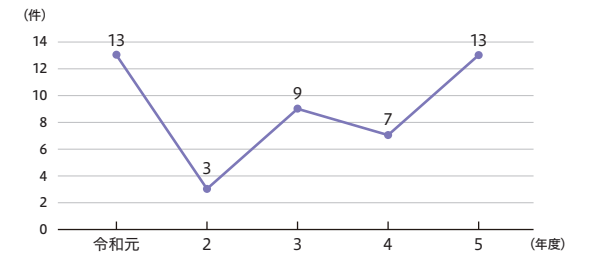
- 2 近年、猛暑日や集中豪雨の増加、台風の勢力拡大など、気候変動の影響が顕在化しています。今後も、気候変動に伴い、気温上昇と降水量の更なる増加が見込まれ、風水害の激化につながる可能性があります。CO₂の吸収、ヒートアイランド現象*の緩和、生物多様性*の保全、まちの景観を形づくる骨格としての役割、雨水の浸透機能*など、みどりが持つ多くの機能を最大限活用することが求められています。



資料：気象庁ホームページを基に作成

- 3 呑川のBOD*は70mg/L近くまで悪化していましたが、下水道をおおむね100%整備したことにより、環境基準の8mg/L以下に改善しました。総合的な水質浄化対策を講じていますが、区民が不快と感じるスカム*や悪臭は春から秋にかけて未だに発生しており、更に浄化対策を進め、これらを縮減する必要があります。

呑川に関する区への苦情件数



資料：所管課実績を基に作成

施策の方向性

- 1 みどりの保全、創出、活用の推進



新たなみどりの創出や水とみどり空間*の保全・活用により、みどりの取組を「量」と「質」の両輪で進めることで、防災対策や地域振興等に寄与するまちづくりを推進します。また、みどり空間を活用する「グリーンインフラ*」の普及を図るとともに、みどりの魅力向上を計画的に推進するため、「みどり基金*」の運用を図ります。

- 2 魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充



河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水とみどりのネットワークの形成・拡充を推進します。また、グリーンインフラが持つ多様な機能に着目しながら、散策路整備等を進めることにより、安全で快適な都市環境を形成し、魅力あるまちづくりを推進します。

- 3 河川の水質浄化対策の推進



呑川をはじめとする区管理河川において、水環境の改善を図るため関係機関と連携し、河川対策や下水道対策など総合的な水質浄化対策を推進します。

関連する個別計画

- ①大田区緑の基本計画グリーンプランおおた ②大田区景観計画 ③第2次大田区環境基本計画

用語解説

- みどり…P221 ●緑被率…P222 ●ヒートアイランド現象…P220
- 生物多様性…P217 ●雨水の浸透機能…P210 ●BOD…P223 ●スカム…P217
- みどり空間…P221 ●グリーンインフラ…P212 ●みどり基金…P221

第6章

資料編

- 1 基本計画策定の経過
- 2 大田区基本構想
- 3 個別計画一覧
- 4 指標一覧
- 5 施策の方向性とSDGsゴールとの関係



1 基本計画策定の経過

(1) 大田区基本計画懇談会の概要

ア 大田区基本計画懇談会条例

令和6年3月11日
条例第2号

- (設置)
- 第1条 大田区の基本計画及び実施計画を策定するに当たり、その参考となる意見を求めるため、区長の付属機関として大田区基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。
- (所掌事項)
- 第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 基本計画及び実施計画の基本的な考え方及び政策体系に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。
- (組織)
- 第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する33人以内の委員をもって組織する。
- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員
- (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱をした日から令和7年3月31日までとする。
- (会長)
- 第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。
- (会議)
- 第6条 懇談会は、会長が招集する。
- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (委任)
- 第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
- 付 則
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

イ 大田区基本計画懇談会委員名簿

	氏 名	ふりがな	区 分
会 長	牛山 久仁彦	うしやま くにひこ	学識経験者
会長代理	奥 真美	おく まみ	学識経験者
委 員	澁谷 昌史	しぶや まさし	学識経験者
委 員	有村 久春	ありむら ひさはる	学識経験者
委 員	石渡 和実	いしわた かずみ	学識経験者
委 員	西脇 祐司	にしわき ゆうじ	学識経験者
委 員	小林 真理	こばやし まり	学識経験者
委 員	下村 芳樹	しもむら よしき	学識経験者
委 員	中西 正彦	なかにし まさひこ	学識経験者
委 員	松山 知規	まつやま ともき	有識者
委 員	森 英男	もり ひでお	団体代表者
委 員	中島 寿美	なかじま すみ	団体代表者
委 員	深尾 定男	ふかお さだお	団体代表者
委 員	広瀬 安宏	ひろせ やすひろ	団体代表者
委 員	北見 公秀	きたみ ただよし	団体代表者
委 員	西 義雄	にし よしお	団体代表者
委 員	牧野 ふみよ	まきの ふみよ	団体代表者
委 員	三木 伸良	みき のぶよし	団体代表者
委 員	星山 知之	ほしやま ともゆき	公募区民
委 員	浜 洋子	はま ようこ	公募区民
委 員	赤星 剛史	あかぼし たけし	公募区民
委 員	永井 隆	ながい たかし	公募区民
委 員	松原 秀典	まつばら ひでのり	区議会議員
委 員	大橋 たけし	おおはし たけし	区議会議員
委 員	えびさわ 圭介	えびさわ けいすけ	区議会議員
委 員	田島 和雄	たじま かずお	区議会議員
委 員	佐藤 伸	さとう しん	区議会議員
委 員	三沢 清太郎 (令和6年11月1日まで)	みさわ せいたろう	区議会議員
委 員	犬伏 秀一	いぬぶし ひでかず	区議会議員
委 員	おぎの 稔 (令和7年1月1日まで)	おぎの みのる	区議会議員
委 員	庄嶋 孝広	しょうじま たかひろ	区議会議員

ウ 大田区基本計画懇談会及び専門部会の開催経過

	開催日	主な内容
第1回懇談会	令和6年 5月31日	• 新たな大田区基本計画・実施計画の策定について • 今後の進め方等について
第1回専門部会 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4	8月19日 8月23日～9月2日(※) 8月23日～9月2日(※) 8月26日～9月3日(※)	• 施策内容について • 区民ワークショップの開催結果
第2回懇談会	10月10日	• 第1回大田区基本計画懇談会のご意見について • 専門部会の検討状況報告について • 共通課題について • 行政評価について
第2回専門部会 基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4	11月8日 11月11日 11月13日 11月14日	• 修正した施策内容について • 主要事業について
第3回懇談会	12月12日	• 大田区基本計画・実施計画（素案）について

※ 第1回専門部会基本目標2・3・4は、台風10号の影響により、書面開催としました。

(2) 区民参画の概要

ア 区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査

調査対象	大田区内に居住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
調査方法	配付は郵送方式、回答収集は郵送又は電子申請方式
調査期間	令和6年8月1日～8月22日
調査の内容	① 区の施策における満足度及び重要度に関する調査 ② 区の施策における指標の現状値に関する調査
有効回収数	① 671件（郵送 464件＋電子申請 207件） ② 713件（郵送 445件＋電子申請 268件）

イ 新たな大田区基本計画・実施計画の策定に向けたワークショップ

開催日	会場	対象者
令和6年 7月27日(土)	池上会館 集会室	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方
8月1日(木)	大田区民ホール・アプリコ 展示室	区内在住・在学の小学校第5学年～ 中学校第3学年
8月3日(土)	オンライン開催	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方
8月6日(火)	大田区民ホール・アプリコ 展示室	区内在住・在勤・在学の高校生以上の方

意見交換の内容：基本構想に定める4つの基本目標を実現するために優先的に取り組むべき課題と重要な取組について



ワークショップの様子

ウ 大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）

期 間	令和6年12月27日～令和7年1月17日
閲覧場所	区ホームページ、企画課窓口、区政情報コーナー、特別出張所、図書館、 区民センター、文化センター等

2 大田区基本構想

(1) 基本理念（基本構想全体を貫く考え方）

基本理念とは、基本構想全体を貫く考え方です。平和で、人権が尊重される社会を前提とし、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方として、以下の基本理念を掲げます。

1 地域力を高める

地域のつながりを強化することは、防犯・防災対策、安心して子育てできる環境づくり、暮らしの活力の創出など、多様な分野の課題解決につながります。区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」をより一層高め、区民、企業、地域団体や行政など、組織や世代を越えて大田区に関わるすべての主体が連携・協働することにより、安心して暮らせるあたたかいまちをつくれます。

2 多様な個性が輝く

一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくれます。

3 豊かなまちを未来へつなげる

区の歴史や文化を引き継ぎ、未来にわたって持続的な発展をしていくためには、先を見据えながら、変化の激しい時代にしなやかに対応することが重要です。区の特徴を踏まえ、長期的な視点を持って、柔軟かつ利便性の高いまちづくりを進めることにより、誰もが豊かに暮らし続けることができるまちを次世代に引き継ぎます。

(2) 将来像

2040年ごろ（令和22年ごろ）の大田区のあるべき姿として、以下の将来像を掲げます。

心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区

これまで築いてきた地域のつながりを大切にし、暮らす人・働く人・学ぶ人・訪れる人の誰もが、安心して心穏やかな日々を送ることができるまちをつくれます。

また、子どもから大人まで、誰もが夢や希望をもち、未来を切り拓くことができる活力あるまちをつくれます。

日々のやすらぎと未来への希望により、笑顔があふれるまちの実現をめざし、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像として掲げます。

(3) 基本目標（将来像を実現するためのまちの姿）

基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

子どもたちが、よりよい未来を創り出す力をもち、笑顔で元気に育つことが、大田区の明るい未来へとつながります。

また、子どもたちが豊かな愛情に包まれ、自分らしく成長することにより、まちは思いやりと活気に満ちあふれます。

明るく活力のある社会を築くためにも、子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまちをめざします。

- こどもの権利が守られ、子どもたちが将来に希望をもって育っています。
- 子どもたちが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所や楽しくのびのびと遊ぶ場所が充実しています。
- 子どもたちをあたたかいまなざしで包み、こどもの声に耳を傾けながら、地域全体で子育て・子育てを支えています。
- 希望する誰もが、安心して子どもを産み、育てることができ、子どもたちが愛情を注がれて健やかに成長しています。
- 世界の人々と積極的に関わりながら、よりよい未来を創り出す人財が育っています。
- 一人ひとりに寄り添う学びにより、すべてのこどもが自分らしく輝いています。

基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

心と体どちらも健康でいることは、いつまでも充実感のある毎日を過ごすことにつながります。

そのためには、文化や芸術といった、心を豊かにしてくれるものとふれあい、それらを伝え育むことで、笑顔あふれる暮らしを送ることが大切です。

また、すべての人々に活躍の場があり、つながりあえることで、元気に暮らせる社会をつくることも重要となります。

子どもから高齢者まで、障がいの有無や、性別、国籍などにかかわらず、個性をお互いに認めあいながら、生涯にわたり、誰もが笑顔でいきいき暮らすまちをめざします。

- 一人ひとりに、社会の中での役割や生きがいがあり、誰もが自分らしい暮らしを送っています。
- 社会全体で包み込むように支えあう考え方が日常に溶け込み、つながりを感じるあたたかさあふれるまちになっています。
- 言語や慣習をはじめ、属性の異なる人々がお互いを尊重しあい、笑顔で自然に交流しています。
- 気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。
- 多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。
- 自由に学びを深められることで、質が高く心地よい暮らしを送ることができています。

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

環境は、経済・社会などわたしたちの暮らしの基盤です。地域社会のすべての主体が環境に配慮した行動をともに起こし、将来の世代によりよい形で引き継いでいくことが大切です。

そして、環境が守られた上で、国内有数の産業集積の維持・発展と新産業の創造を通じ、産業が持続的に成長することが、区の活力を将来にわたって高めていくことにつながります。

一人ひとりに環境への意識が浸透して具体的な行動につながるとともに、多様な産業がたえまなく成長することで、持続的に発展するまちをめざします。

- 自分の行動が未来の環境を大きく左右するという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践しています。
- 次世代クリーンエネルギーや新技術の活用を含む脱炭素への積極的な行動により、カーボンニュートラルの実現に向けた歩みを着実に進めています。
- 資源を無駄なく利用する意識が浸透し、循環型社会が形成されています。
- 区内企業が社会環境の変化に柔軟に対応することにより、生産性の向上や産業集積の維持・発展につながっています。
- 誰もが新たにチャレンジできる環境で、業種の垣根を越えたより一体的な協力関係の形成により、新たな産業やサービスが生み出され、区内企業の「稼ぐ力」が向上しています。
- 磨き上げられた「大田区ブランド」が世界の人々を魅了し、多くの人々が訪れることで、にぎわいや経済の活性化につながっています。

基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

安全だけでなく安心であり、日々の生活を心穏やかに快適に過ごせることは、誰もが住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

また、23区で唯一空港を有している強みをはじめ、様々な地域の特色をまちの活力につなげていくことも重要です。

都市の強靱化を進めるとともに、多様な地域特性を踏まえて、活気とやすらぎのある快適なまちをめざします。

- 強靱な都市基盤の整備と地域の連携の強化により、心から安心できるまちになっています。
- 利便性の高い交通ネットワークの整備により、誰もがどこへでも気軽に移動できるようになっています。
- 鉄道沿線から広がる活気あるまちづくりや、空港を持つ強みを活かしたまちづくりを通じてにぎわいと交流が生み出されています。
- 安心で快適な住環境の整備により、ずっと住み続けたいまちになっています。
- 地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実しています。
- 身近な場所でふれあえる水やみどりがあり、やすらぎを感じられるまちになっています。

(4) 基本構想を実現するために

基本構想を着実に実現するために、区の方針を以下のとおり掲げます。

1 基本計画の策定

基本構想で描いた将来像を実現するためには、その道のりを未来から現在へさかのぼり、戦略的に政策体系を整理した基本計画を策定し、着実かつしなやかに推進することが重要です。

基本構想の目標年次である2040年ごろ（令和22年ごろ）だけでなく、2030年SDGsの達成や2050年脱炭素社会の実現といった、他の重要な目標の達成年次や社会情勢等を踏まえた上で、戦略的に政策を展開します。

また、計画の進捗状況について評価・分析を行うとともに、社会情勢の変化等に応じて適時見直しを行うことで、不確実性の高い時代においても、基本構想の実現に向けた取組を着実に進めていきます。

2 持続可能な自治体経営

区を取り巻く社会経済状況が変化する中においても、基本構想で描いた将来像を実現するためには、将来にわたり区政の持続可能性を確保することが重要です。

その実現に向け、人材・財源などの区が有する経営資源の最適化や、デジタル技術を用いた業務の抜本的な変革など、生産性向上に資する取組をまとめた具体的な戦略を策定し、実践します。

3 区民や地域団体、企業との連携・協働

基本構想で描いた将来像を実現するためには、大田区に関わるすべての人々が力を合わせてともに取り組んでいくことが重要です。そのため、様々な機会や手段を通じて、迅速かつ着実に情報発信を行うとともに、区民の様々な声を大切にし、区政への区民の主体的な参画を推進します。

さらに、自治会・町会、企業、団体・NPO及び学術機関等の様々な主体による連携・協働を一層推進し、多様化する地域課題に迅速に対応します。

また、企業等と行政のそれぞれが持つ強みを活かし、新たな価値を創出するとともに、区民・企業等・行政の真の「三方良し」を実現します。

4 シティプロモーションの強化

基本構想で描いた将来像を実現するためには、住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくことが重要です。そのため、多様な魅力や地域資源を踏まえた戦略的なプロモーションにより、区の認知度やブランドイメージを向上させます。

また、大田区での暮らしに愛着や誇りを持てるよう、区民に対しても積極的に区の魅力を伝えていきます。

5 職員一人ひとりの意識・資質の向上

基本構想で描いた将来像を実現するためには、職員一人ひとりが、自ら考え、行動することが重要です。

社会変化や技術革新の動向も見据え、職員は、区政を担うプロフェッショナルとして職務に取り組むとともに、常に区民目線に立ち、丁寧かつスピード感を持って対応していくことが求められます。

新たな知識や技能の習得だけでなく、幅広い視野や経営的な感覚を持ち、多様化する行政課題への迅速・的確な対応に向けた専門性の向上を図ることで、区民サービスの質の向上につなげていきます。

3 個別計画一覧

計画名	根拠法令	策定（改定） 年月	計画期間	備考
基本目標 1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち				
大田区子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	令和3年3月	5年	
大田区子どもの貧困対策に関する計画【おおた 子どもの生活応援プラン】	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱	令和4年3月	5年	
第5期大田区次世代育成支援行動計画、第3期大田区子ども・子育て支援事業計画【大田区こども未来計画】	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て支援法 こども基本法	令和7年3月	5年	
大田区児童館構想		令和7年3月	なし	
第4期大田区教育振興基本計画【おおた教育ビジョン】	教育基本法	令和6年4月	5年	
大田区こども読書活動推進計画（第四次）	子どもの読書活動の推進に関する法律	令和6年10月	おおむね 5年	
第2期大田区教育ICT化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律	令和5年3月	5年	
大田区幼児教育振興プログラム（2024）		令和6年4月	5年	
大田区立学校における働き方改革推進プラン		令和2年3月	5年	
大田区学校施設個別施設計画	公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針	令和6年6月	37年	
大田区いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法	令和3年4月	なし	
大田区不登校対策基本方針	義務教育段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律	令和3年2月	なし	
基本目標 2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち				
大田区サイン整備基本方針		令和元年8月	なし	
大田区案内誘導サイン整備指針		平成29年3月	なし	
大田区再犯防止推進計画	再犯の防止などの推進に関する法律	令和3年3月	5年	
大田区障がい者活躍推進計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	令和2年8月	6年 （当初5年）	

計画名	根拠法令	策定（改定） 年月	計画期間	備考
第8期大田区男女共同参画推進プラン	男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	令和3年3月	5年	大田区配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画、大田区女性の職業生活における活躍推進計画を包含
大田区区民活動との連携・協働に係る基本方針		平成16年10月	なし	
おおた生涯学習推進プラン		令和4年3月	5年	
「国際都市おおた」多文化共生推進プラン	出入国管理及び難民認定法 日本語教育の推進に関する法律 等	令和6年3月	5年	
大田区文化振興プラン	文化芸術基本法	平成31年3月	7年 （当初5年）	
大田区スポーツ推進計画（令和7～令和11年度版）	スポーツ基本法	令和7年3月	5年	
大田区国民健康保険第3期データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	令和6年3月	6年	
大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度等利用促進基本計画	社会福祉法 成年後見制度の利用の促進に関する法律	令和6年3月	5年	
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針		平成23年3月	なし	
大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプランVer.3		令和6年3月	5年	
ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン		平成29年3月	なし	
大田区高齢者福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画【おおた高齢者施策推進プラン】	老人福祉法 介護保険法 高齢者の居住の安定を確保する法律	令和6年3月	3年	
大田区障害者計画、第7期大田区障害福祉計画、第3期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画【おおた障がい施策推進プラン】	障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法	令和6年3月	3年	

計画名	根拠法令	策定（改定） 年月	計画期間	備考
おおた健康プラン（第三次）	健康増進法 食育基本法 自殺対策基本法 母子保健計画について（平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等	平成31年3月	7年 (当初5年)	大田区食育推進計画、大田区自殺対策計画、大田区母子保健計画を包含
大田区感染症予防計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	令和6年3月	6年	
基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち				
大田区産業振興ビジョン		令和6年3月	10年	
大田区観光案内サイン計画		平成22年1月	なし	
第2次大田区環境基本計画	環境基本法 地球温暖化対策の推進に関する法律 生物多様性基本法 気候変動適応法 食品ロスの削減の推進に関する法律	令和7年3月	6年	大田区地球温暖化対策実行計画[区域施策編]、大田区生物多様性地域戦略、大田区気候変動適応方針、大田区食品ロス削減推進計画を包含
大田区脱炭素戦略		令和5年3月	なし	
大田区役所エコオフィス推進プラン（第6次）	地球温暖化対策の推進に関する法律	令和6年3月	7年	大田区地球温暖化対策実行計画[事務事業編]に該当
大田区役所グリーン購入ガイドライン		令和4年4月	なし	
庁有車等の調達に係る環境配慮方針		令和4年4月	なし	
大田区電力の調達に係る環境配慮方針		令和2年4月	なし	
大田区電力調達方針		令和2年4月	なし	
脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針		令和6年9月	なし	
大田区一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和3年3月	10年	
大田区分別収集計画（第10期）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	令和4年6月	5年	

計画名	根拠法令	策定（改定） 年月	計画期間	備考
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち				
大田区国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	令和4年3月	5年	
大田区地域防災計画	災害対策基本法	令和4年7月	なし	
大田区業務継続計画（震災編）	災害対策基本法	平成30年4月	なし	
大田区業務継続計画（新型インフルエンザ編）	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成27年3月	なし	
大田区要配慮者及び避難行動要支援者支援計画（全体計画）	災害対策基本法	平成29年3月	なし	
大田区国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	令和4年3月	なし	
大田区新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成26年10月	なし	
大田区都市計画マスタープラン	都市計画法	令和4年3月	おおむね20年	
おおた都市づくりビジョン		平成29年3月	2030年代	
空港臨海部グランドビジョン2040		令和4年3月	おおむね20年	
大田区交通政策基本計画	交通政策基本法	令和6年3月	10年	
大田区景観計画	景観法	平成25年10月	なし	
大田区色彩ガイドライン	景観法	平成25年10月	なし	
大田区建築物景観ガイドライン	景観法	平成25年10月	なし	
大田区緑の基本計画 グリーンプランおおた	都市緑地法	令和5年3月	20年	
大田区グリーンインフラ事業計画		令和7年3月	5年	
大田区高台まちづくり基本方針		令和7年3月	2040年代	
大田区建築物再生可能エネルギー利用促進計画	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律	令和7年3月	なし	

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和7年3月	10年	
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和5年3月	10年	
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン 特定事業計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	令和5年3月	10年	
案内誘導サイン整備 ガイドライン		平成29年3月	なし	
視覚障害者誘導用ブロック整備 ガイドライン（区道編）		平成29年3月	なし	
大田区耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例	平成28年3月	10年	
大田区住宅マスタープラン	住生活基本法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律	令和5年3月	10年	大田区マンション管理適正化推進計画を包含
大田区営住宅等長寿命化計画	公営住宅法 等	平成30年3月	10年	
大田区空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	令和3年7月	5年	
蒲田駅周辺地区 ランドデザイン		令和4年4月	20年	
蒲田駅周辺地区基盤整備方針		令和4年10月	20年	
蒲田駅周辺再編プロジェクト		平成25年12月	20年	
大森駅周辺地区 ランドデザイン		平成23年3月	15年	
池上地区まちづくり ランドデザイン		平成31年3月	なし	
平和島駅周辺地区 ランドデザイン		令和7年3月	20年	
洗足池駅周辺地区 まちづくり方針		令和2年3月	なし	
下丸子駅周辺地区 まちづくり構想		令和5年3月	20年	
大田区鉄道沿線 まちづくり構想		令和6年3月	30年	

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
大田区駐車場整備計画 （蒲田地区）	駐車場法	令和6年10月	20年	
羽田空港跡地利用基本計画		平成20年3月	なし	
羽田空港跡地利用O T A 基本プラン		平成20年10月	なし	
羽田空港跡地まちづくり推進計画		平成22年10月	なし	
羽田空港跡地第1ゾーン整備方針		平成27年7月	なし	
大田区自転車等総合計画	自転車法 自転車活用推進法	令和4年3月	10年	
大田区自転車等総合計画前期 アクションプラン	自転車法 自転車活用推進法	令和4年3月	5年	
大田区自転車ネットワーク整備 実施計画	自転車法 自転車活用推進法	平成28年8月	10年	
第11次大田区交通安全計画	交通安全対策基本法	令和3年11月	5年	
橋梁耐震整備計画	地震防災対策特別措置法 災害対策基本法 等	令和2年3月	5年	
橋梁長寿命化修繕計画	道路法 河川法	令和2年3月	5年	
大田区無電柱化基本方針	無電柱化の推進に関する法律	令和2年3月	なし	
大田区無電柱化推進計画	無電柱化の推進に関する法律	令和3年3月	10年	
大田区災害廃棄物処理計画		令和2年3月	なし	
持続可能な自治体経営				
大田区におけるS D G s 推進 のための基本方針		令和4年3月	なし	
大田区S D G s 未来都市計画		令和5年12月	3年	
大田区アウトソーシング指針		平成23年6月	なし	
大田区公民連携基本指針		令和4年1月	なし	
大田区職員定数基本計画		令和7年3月	4年	
大田区外郭団体等に関する 基本方針		令和4年3月	なし	
大田区補助金適正化方針		平成28年3月	なし	
施設使用料の基本的な考え方		令和6年7月	なし	

計画名	根拠法令	策定（改定）年月	計画期間	備考
大田区情報化推進指針		令和7年3月	10年	
大田区DX推進計画		令和7年3月	4年	
大田区公共施設等総合管理計画		令和4年3月	20年	
大田区公共施設個別施設計画		令和3年3月	40年	
大田区公共施設改築・改修等中期プラン		令和5年3月	10年	
既存区有施設高効率照明導入計画		令和4年3月	10年	
マイナンバーの利活用に向けた基本的な考え方		平成28年9月	なし	
大田区シティプロモーション戦略		令和7年3月	8年	
大田区シティプロモーション戦略アクションプラン第1期		令和7年3月	4年	
大田区内部統制取組方針	地方自治法	令和元年6月	なし	
大田区情報セキュリティ基本方針		平成16年1月	なし	
大田区人材育成・確保基本方針		令和7年1月	なし	
大田区職員の「心の健康づくり計画」		令和4年11月	5年	
2021-2025 職員のワーク・ライフ・バランス推進プランー第二次・次世代育成支援のための大田区特定事業主行動計画（後期）ー女性活躍推進に関する大田区特定事業主行動計画（後期）ー【職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン】	次世代育成支援対策推進法 女性活躍推進法	令和3年4月	5年	
大田区公金管理運用方針	地方自治法	令和5年3月	なし	

4 指標一覧

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち					
施策1－1 こどもの権利が守られ、子どもたちが自分らしく育つ環境づくり					
1	相談できるところを知っているこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「相談できるところを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 小学生 74.0% 中学生 78.6% 高校生世代 82.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「相談する所を知っているこどもの割合」)	85%	100%
2	自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所があるこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたには、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
3	居場所を複数箇所選択したこどもの割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、指標②で「ある」と回答したこどものうち、「あなたが、自分らしく過ごせたり、居心地がよいと感じる居場所は次のうちどこですか。」という設問に対し、複数回答したこどもの数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
4	将来の夢や目標を持っているこどもの割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「将来の夢や目標を持っていますか。」という設問に対し、「持っている」と回答したこどもの数/調査回答総数×100	小6 80.7% 中3 66.1% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +1ポイント 以上
施策1－2 子ども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり					
5	子育てに関して孤独や孤立を感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに関して孤独や孤立を感じていますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 23.9% (令和5年度) (大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査「子育てに関して孤独や孤立感を感じている区民の割合」) ※就学前児童の保護者対象	22%	20%

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
6	妊娠・出産・子育てについて相談できる人がいる、又は、相談先を知っている区民の割合	乳幼児健康診査時（4か月児健康診査）のアンケートで、「妊娠・出産・子育てについて相談できる人はいますか、又は、相談先を知っていますか。」という設問に対し、「はい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし 【参考値】 78.4% (令和4年度) （すこやか親子21アンケート（4か月児健康診査時）「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている区民の割合」）	85%	95%
7	子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは子育てに悩んだり困ったりした時に相談できる人、又は、相談できる場所がありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
8	地域に見守られてこどもが成長していると感じる保護者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「地域に見守られてこどもが成長していると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した保護者の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
9	住んでいる地域がこども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「お住まいの地域はこども・子育て家庭をあたたく見守っていると感じますか。」という設問に対し、「強く感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	51.1% (令和6年度)	54%	56%
施策1－3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成					
10	5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 79.3% 中3 81.4% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +1.5ポイント 以上

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
11	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 78.1% 中3 73.9% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +2ポイント 以上
12	自分とはちがう文化や考えを持つ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自分とはちがう文化や考えをもつ外国の人などと積極的に英語でコミュニケーションをとって話しあいたいと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
13	学級の児童（生徒）との間で話しあう活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「学級の児童（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 83.0% 中3 84.6% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +1ポイント 以上
14	自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数/調査回答総数×100	小6 83.4% 中3 83.8% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +2ポイント 以上
15	全国学力・学習状況調査における国語の平均正答率	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）における、教科に関する調査の結果（国語の平均正答率）	小6 71% 中3 59% (令和6年度)	東京都 平均以上	東京都平均 +1ポイント 以上
16	全国学力・学習状況調査における算数・数学の平均正答率	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）における、教科に関する調査の結果（算数・数学の平均正答率）	小6 68% 中3 54% (令和6年度)	東京都 平均以上	東京都平均 +1ポイント 以上

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策1－4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備					
17	障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思う児童・生徒の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「障がいのある人もない人も誰もが平等に学べるようになっていると思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した児童・生徒の数 / 調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定
18	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年）で、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか。」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の数 / 調査回答総数×100	小6 64.4% 中3 66.4% (令和6年度)	全国平均 以上	全国平均 +2.5ポイント 以上
19	築年数が80年を超えない学校が整備されている割合（ くたい 躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く）	築年数が80年を超えない区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く） / 全区立小中学校数（躯体の健全性調査結果を踏まえ、80年を超えて使用する学校を除く）×100	100% (令和5年度)	100%	100%
基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち					
施策2－1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備					
20	地域とのつながりを実感している高齢者の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたの日々の暮らしの中で、地域とのつながり（住民同士の助け合い・支え合い等）を実際に感じることはありませんか。」という設問に対し、「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した60歳以上の区民の数 / 60歳以上の調査回答総数×100	46.7% (令和6年度)	50%	55%
21	要介護・要支援認定を受けていない高齢者（75歳以上85歳未満）の割合	厚生労働省「介護保険事業状況報告」で、介護保険第1号被保険者（75歳以上85歳未満に限る）のうち、要介護・要支援認定を受けていない人の数 / 介護保険第1号被保険者（75歳以上85歳未満に限る）の数×100	82.6% (令和5年度)	82.8%	83.0%

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
22	社会参加の状況	大田区高齢者等実態調査で、「以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。」という設問に対し、「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」「収入のある仕事」で、「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」「年に数回」と回答した高齢者の数 / 調査回答総数×100	スポーツ関係 22.7% 趣味関係 27.0% 収入のある仕事 32.3% (令和4年度)	スポーツ関係 24% 趣味関係 28% 収入のある仕事 35%	スポーツ関係 25% 趣味関係 30% 収入のある仕事 40% (令和13年度)
23	地域密着型サービスの整備状況	地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護）の拠点数と定員数	認知症高齢者グループホーム 43拠点・844人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5拠点（看護）小規模多機能型居宅介護 8拠点 (令和5年度)	認知症高齢者グループホーム 45拠点・880人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 8拠点（看護）小規模多機能型居宅介護 10拠点	—
24	介護サービス従事者の離職率の縮小（定着率の向上）	介護サービス従事者の離職者数 / 起算日に在籍していた職員数×100	16.3% (令和4年度)	全国値を下回る	全国値を下回る
施策2－2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進					
25	成年後見制度の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、『『成年後見制度』を知っていますか。』という設問に対し、「内容まで知っている」と回答した区民の数 / 調査回答総数×100	32.8% (令和6年度)	40%	45%
26	成年後見制度の利用者数	東京家庭裁判所の区市町村別成年後見制度の利用者数	1,293 件 (令和5年度)	1,350 件	1,400 件
27	大田区DV相談ダイヤルの認知度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区では、『大田区DV相談ダイヤル』を設置し、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関する相談を受け付けていることを知っていますか。」という設問に対し、「知っている」と回答した区民の数 / 調査回答総数×100	30.0% (令和6年度)	34%	38%
施策2－3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実					
28	障害福祉サービス等利用者の満足度	大田区障がい者実態調査で、現在利用している障害福祉サービスの満足度について、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した人の数 / 調査回答総数×100	75% (令和4年度)	85%	90% (令和13年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
29	障害者差別解消法の理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、『障害者差別解消法』を知っていますか。」という設問に対し、「内容まで知っていて、合理的配慮を行った経験がある」「内容まで知っているが、合理的配慮を行った経験はない」と回答した区民の数/調査回答総数×100	20.3% (令和6年度)	28%	36%
施策2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり					
30	自治会・町会への加入世帯数	自治会・町会への加入世帯数	244,470世帯 (令和5年度)	244,000世帯	244,000世帯
31	自治会・町会が連携・協働した地域の企業、団体、NPO等の団体数	地域力推進活動負担金の実績報告により、地域の企業、団体、NPO等と連携・協働した件数	1,951団体 (令和5年度)	2,125団体	2,300団体
32	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「あなたは、現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思いますか。」という設問に対し、「現在参加している」「ぜひ参加したい」「きっかけや条件が整えば参加してみたい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	47.9% (令和5年度)	50%	55%
33	ユニバーサルデザインの理解度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「『ユニバーサルデザイン』という言葉を知っていますか。」という設問に対し、「定義までよく理解している」「定義はなんとなく理解している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	67.6% (令和6年度)	70%	85%
34	普段の生活について、孤立感や孤独感がないと感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「普段の生活について、『孤立感や孤独感がない』はどの程度あてはまりますか。」という設問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.6% (令和6年度)	70%	72%

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策2-5 人々の相互理解と交流の促進					
35	日本人と外国人が互いに認めあい、暮らしていると思う日本人・外国人区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査又は大田区多文化共生実態調査で、「あなたは、大田区では日本人と外国人が互いに認め合い、ともに地域社会の構成員として暮らしていると思いますか。」という設問に対し、「とても思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した日本人・外国人区民の数/調査回答総数×100	日本人 57.5% (令和6年度) 外国人 79.8% (令和4年度)	日本人 60.5% 外国人 84.8%	日本人 63.5% 外国人 88.8%
36	現在住んでいるまちが暮らしやすいと感じている外国人区民の割合	大田区多文化共生実態調査で、「現在住んでいるまちは暮らしやすいですか。」という設問に対し、「とても暮らしやすい」「暮らしやすい」と回答した外国人区民の数/調査回答総数×100	85.0% (令和4年度)	88.5%	91.3%
37	家庭生活における男女の地位が平等であると思う区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思いますか。」という設問に対し、「平等になっている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.1% (令和5年度)	50%	55%
38	今の日本は、人権が尊重されている社会だと思う区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「あなたは、今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか。」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和6年度)	68.5%	70.5%
施策2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実					
39	65歳健康寿命(要介護2)	65歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。本指標では、障がいを要介護2以上とする。	男性 82.35歳 女性 85.75歳 (令和4年)	延伸 (65歳平均余命の延伸分を上回る)	延伸 (65歳平均余命の延伸分を上回る)
40	特定健診受診率(国民健康保険被保険者)	40歳から74歳の大田区国民健康保険加入者のうち、特定健康診査を受診した人の数/40歳から74歳の大田区国民健康保険加入者数×100	38.8% (令和5年度)	39.8%	40.0% (令和11年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
41	主観的健康感	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「現在のあなたの健康状態はいかがですか。」という設問に対し、「とてもよい」「よい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	64.5% (令和6年度)	増やす	増やす
42	かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局はありますか。」という設問に対し、「かかりつけ医、歯科医、薬局いずれもある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	29.5% (令和6年度)	31%	32.5%
施策2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備					
43	区民スポーツ実施率	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「スポーツや運動を実施した頻度は週どのくらいですか。」という設問に対し、「週3日以上(年151日以上)」「週2日(年101～150日)」「週1日(年51～100日)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	66.5% (令和6年度)	70%	72%
44	区のスポーツ環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「あなたは区のスポーツ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	22.5% (令和6年度)	26%	30%
施策2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承					
45	区の文化芸術環境に対する満足度	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「あなたは、区の文化芸術に親しむ環境に満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	19.2% (令和6年度)	25%	40%
46	区の文化や歴史に触れる機会があった区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「あなたは、これまでに区の文化や歴史に触れる機会がありましたか。」という設問に対し、「あった」と回答した区民の数/調査回答総数×100	38.0% (令和6年度)	40%	50%

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策2-9 生涯にわたる学びの支援					
47	最近1年間に生涯学習を行った区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「あなたは、最近1年間に生涯学習を行ったことがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.5% (令和6年度)	45%	50%
48	年1回以上図書館を利用する区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区 区民意識調査で、「1年間で大田区立図書館又は文化の森情報館(電子書籍貸出サービスを含む)をどのくらい利用しますか。」という設問に対し、「週1回以上」「月2回程度」「月1回程度」「2～3か月に1回程度」「ほとんど利用しない(年1～2回程度)」と回答した区民の数/調査回答総数×100	48.6% (令和6年度)	55%	60%
基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち					
施策3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承					
49	大田区における温室効果ガス排出量の削減率	オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定結果。基準年度である平成25年と比較して算出。	▲13.9% (令和3年度)	▲44%	▲55%
50	大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率	大田区役所エコオフィス推進プラン実績調査の算定結果。基準年度である平成25年と比較して算出。	▲31.5% (令和5年度)	▲45%	▲56%
51	「生き物の豊かさ」の満足度	大田区環境基本計画の策定に係る区民アンケート調査で、「あなたは、大田区の環境をどのように感じていますか？(項目：生き物の豊かさ)」という設問に対し、「満足」「やや満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	27.2% (令和5年度)	—	40% (令和12年度)
52	みどり率	大田区みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積＋水面が占める面積＋公園内のみどりで覆われていない面積/区面積×100	25.3% (平成30年度)	27%	28% (令和12年度)
施策3-2 持続可能な循環型社会の構築					
53	区民1人1日当たりのごみと資源の総量	大田区一般廃棄物組成分析調査による算定結果	585g (令和5年度)	560g	524g

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策3-3 区内企業の自己変革の促進					
54	区内全産業の付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」の算定結果。企業の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、売上高（総生産額）から原材料費・燃料費・減価償却費などの中間投入額を差し引くことによって算出。	1兆9,208億円 (令和3年度)	1兆9,881億円 (令和8年度)	2兆576億円 (令和13年度)
55	付加価値額が増加した区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「前年に比べて付加価値額が増加した」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	42.4% (令和6年度)	45%	50%
56	デジタル化の取組意向のある区内企業の割合	大田区の景況の調査で、「ITを活用した業務効率化・生産性向上の取組状況」に、「取り組んでいる」「まだ取り組んでいないが、取り組む予定がある」「取り組みたいが、検討段階である」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	57.8% (令和5年度)	65%	70%
施策3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援					
57	新規採用人数が充足している区内企業の割合	大田区の景況の調査で、製造業の企業が希望する求人数に対して、新規採用人数が「充足している」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	28.8% (令和6年度)	30%	30%
58	事業承継の意向のうち、事業承継について考えていない区内企業の割合	大田区ものづくり産業等実態調査において、「事業承継の意向」のうち、「事業承継について考えていない」と回答した区内企業の数/調査回答総数×100	34.2% (令和元年度)	30%	25%
59	区内製造業の粗付加価値額	総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」の算定結果。売上高（総生産額）から減価償却費を差し引かないで算出した付加価値額のこと。	1,850億円 (令和3年度)	1,850億円 (令和8年度)	1,850億円 (令和13年度)
60	大田区のイメージについて、ものづくりのまちを選んだ割合	大田区シティプロモーション調査で、「あなたは大田区に対してどのようなイメージや印象をお持ちですか。」という設問に対し、「ものづくりのまち」と回答した区民及び区民以外の数/調査回答総数×100	なし	現状値把握 次第設定	現状値把握 次第設定

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出					
61	区内の新設法人数	大田区新設法人件数調査の結果によって把握	1,051 社 (令和5年度)	1,114 社	1,167 社
62	羽田イノベーションシティ及び「HANEDA×PiO」を活用した交流・連携による区内企業とのオープンイノベーション創出数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	2 件 (令和5年度)	2 件	3 件
63	羽田イノベーションシティを起点とした新技術の区内実装数	産業振興協会へのヒアリング及び羽田イノベーションシティモニタリング報告書の結果によって把握	1 件 (令和5年度)	2 件	3 件
施策3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信					
64	買い物や食事、イベント等で商店街を利用している区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「買い物や食事、イベント等で商店街を訪れることがありますか。」という設問に対し、「ある」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.8% (令和6年度)	90%	90%
65	区内における年間観光消費額の推計値	観光庁の「観光入込客統計調査に関する共通基準及び調査要領」に基づき算出	1,325億円 (平成29年度)	1,650億円	1,720億円
基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち					
施策4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現					
66	住宅の耐震化率（旧耐震基準）	平成30年住宅・土地統計調査等に基づき算出した平成30年9月末時点の耐震化率をベースに、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出	92.9% (令和5年度推計値)	約98% (令和7年度) ※おおむね解消	—
67	住宅の耐震化率（新耐震基準）	平成30年住宅・土地統計調査等に基づき、新築戸数の加算及び解体戸数の減算等により算出 ※大田区耐震改修促進計画を令和7年度末に改定予定	85.9% (令和5年度推計値)	—	個別計画の改定時設定
68	東京都防災都市づくり推進計画の重点整備地域における不燃領域率（東京都推計値）	東京都の算定結果 (空地率 + (1 - 空地率/100) × 不燃化率 (%))	大森中地区 64.3% 羽田二・三・六丁目地区 49.4% 補助29号線沿道地区（大田区） 52.5% (令和4年度)	—	大森中地区 70%超 羽田二・三・六丁目地区 60%超 補助29号線沿道地区（大田区） 70%超 (令和12年度)
69	耐震性能を把握した橋梁数	耐震性能照査が完了した橋梁数	39橋/156橋 (令和5年度)	59橋	75橋

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
70	耐震・強靱化を進めた橋梁数 (落橋対策)	耐震補強工事が完了した橋梁数	30橋/156橋 (令和5年度)	35橋	39橋
71	無電柱化整備延長	区が管理する区道の総延長に対する無電柱化整備延長	13.47km (令和2年度)	17.53km	20.79 km (令和12年度)
72	高台の充足数 (特別出張所単位)	特別出張所ごとに、「避難対象者数」と「高台※の受入人数」の需給分析により算出（大田区高台まちづくり基本方針の短期目標） ※水害時緊急避難場所と緊急安全確保先	10/18 特別出張所	14 特別出張所	18 特別出張所
施策4-2 地域力を活かした防災対策の推進					
73	総合防災訓練と地域の自主防災訓練との訓練成果の共有率	「総合防災訓練」と地域（区内各地区）の「自主防災訓練」を連携させ実施した数と、その成果を共有することができた地区の数の合計（累計）/18地区×100	0% (令和5年度)	100%	100%
74	災害から身を守るために取組をしている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「災害から身を守るためにどのような取り組みをしていますか」という設問に対し、「特に何もしていない」と回答した区民の数/調査回答総数×100を、100 から引いた割合	85.6% (令和6年度)	100%	100%
75	災害ケースマネジメントを担う関係機関との協議数	毎年1回以上、実装に向けて協議した、「災害ケースマネジメント」の実施に当たって連携が想定される関係機関・民間団体数	2団体 (令和5年度)	7団体	11団体
施策4-3 治安がよい美しいまちの実現					
76	治安のよさの満足度 (体感治安)	大田区政に関する世論調査で、「治安のよさ」という設問に対し、「満足している」「ほぼ満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	60.4% (令和5年度)	65%	70%
77	区内特殊詐欺被害件数	警視庁資料を基に算出した区内特殊詐欺被害の件数	151件 (令和5年)	112件	72件
78	消費者相談の解決率	相談が解決した件数/相談件数（処理不要・処理中除く）×100	98.6% (令和5年度)	99%	99%
79	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区における路上喫煙者数	蒲田駅東西口の喫煙禁止重点対策地区内で、週1日平日に、18時から20時までの間、30分間調査した人数の平均値	16人 (令和5年度)	11人	7人

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり					
80	住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合	大田区政に関する世論調査で、「住んでいるまちが魅力的であると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	68.5% (令和5年度)	70%	72%
81	駅周辺の整備が進んでいると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「区は、『大田区鉄道沿線まちづくり構想』において示した、沿線のまちの将来像やその実現に向けた道筋に基づき、官民が協働し、地域特性や限られた空間を最大限有効に活用しながら、安全かつ快適で利便性の高い個性的な都市空間を創出するよう取り組んでいます。現在、大田区内の駅周辺の整備が進んでいると感じますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	43.6% (令和6年度)	46%	48%
施策4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成					
82	蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を望む区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「早期に実現してほしい大田区内の公共交通対策」という設問に対し、「鉄道路線の充実（蒲田駅と京急蒲田駅をつなぐ鉄道路線の新設を含む）」と回答した区民の数/調査回答総数×100	35.9% (令和6年度)	45%	50%
83	区内の公共交通機関が利用しやすいと感じている区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「自宅の近くにバス停や駅があるなど、公共交通機関が利用しやすい環境ですか。」という設問に対し、「とても利用しやすい」「まあまあ利用しやすい」と回答した区民の数/調査回答総数×100	89.2% (令和6年度)	91%	92%
84	「大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン」における特定事業の進捗率	毎年度末に行う特定事業の進捗調査で、「事業が完了した」又は「継続して取り組んでいる」と回答のあった事業の数/大田区バリアフリー基本構想にて位置付ける特定事業の総数×100 ※特定事業とは、バリアフリー法第2条にて定める、ハード整備又はソフト対策によるバリアフリー化に関する事業のこと。	75% (令和5年度)	—	100% (令和13年度)

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
施策4－6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備					
85	住んでいるまちの生活環境における、道路整備に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「道路の整備」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	63.6% (令和5年度)	65%	70%
86	狭あい道路の区内総延長261km（両側522km）に対する拡幅整備率	狭あい道路の区内総延長に対する、狭あい道路拡幅整備工事が完了した割合	21.6% (令和5年度)	24.6%	27%
87	橋梁点検における健全性判定Ⅱ以上の割合	区が管理する橋梁（公園管理橋は除く）に対して5年間に1回のサイクルとして実施した定期点検の診断結果の割合 ※健全性判定Ⅱ以上とは、予防保全の観点から対策が不要な状態もしくは必要に応じて対策の実施が望まれる状態であること。	97% (令和5年度)	100%	100%
88	住んでいるまちの生活環境における、住宅事情に対する満足度	大田区政に関する世論調査で、住んでいるまちの生活環境における「あなたご自身の住宅事情」という設問に対し、「満足」「ほぼ満足」と回答した区民の数/調査回答総数×100	71.5% (令和5年度)	76%	80%
89	区が把握している適切に維持・管理のできていない空家等の件数	陳情等により課題のある空家等として把握した現存数	742件 (令和5年度)	707件	679件
90	放置自転車台数	「駅前放置自転車等の現況と対策調査」によって把握した放置自転車台数 ※例年10月、晴天の平日のうち任意の1日、おおむね午前11時ごろの駅周辺における放置自転車台数。	307台 (令和6年度)	毎年減少	—
施策4－7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり					
91	空港臨海部に魅力を感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「遊ぶ場所、働く場所として空港臨海部に魅力を感じますか」という設問に対し、「感じる」「やや感じる」と回答した区民の数/調査回答総数×100	46.0% (令和6年度)	50%	55%

No.	指標名	指標の説明	現状値	中間目標値 (令和10年度)	目標値 (令和14年度)
92	ハネダ HANEDA グローバルウイングス GLOBAL WINGS への来街者数（1日当たり）	携帯電話端末のGPS位置情報データを用いて算出した、1日当たりのHANEDA GLOBAL WINGSへの来街者数	8,885人 (令和5年度)	10,800人	11,200人
施策4－8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり					
93	地域の拠点となる公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「野球場、キャンプ場、アスレチック等がある大きな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	40.0% (令和6年度)	50%	60%
94	身近な公園の満足度	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「住宅街によくある小さな公園について、どの程度満足していますか。」という設問に対し、「満足している」「やや満足している」と回答した区民の数/調査回答総数×100	50.0% (令和6年度)	60%	70%
施策4－9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり					
95	身近な場所で水や緑に親しめると感じる区民の割合	区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査で、「身近な場所で水や緑に親しめると感じていますか。」という設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した区民の数/調査回答総数×100	58.8% (令和6年度)	60%	65%
96	緑被率	大田区みどりの実態調査で、航空写真におけるみどりに覆われた面積/区面積×100	18.32% (平成30年度)	21%	21.5% (令和12年度)

5 施策の方向性とSDGsゴールとの関係

(1) SDGs17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう

【貧困をなくそう】
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

5 ジェンダー平等を実現しよう

【ジェンダー平等を実現しよう】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

2 飢餓をゼロに

【飢餓をゼロに】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

6 安全な水とトイレを世界中に

【安全な水とトイレを世界中に】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

3 すべての人に健康と福祉を

【すべての人に健康と福祉を】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

4 質の高い教育をみんなに

【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

8 働きがいも経済成長も

【働きがいも経済成長も】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

【産業と技術革新の基盤をつくろう】
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10 人や国の不平等をなくそう

【人や国の不平等をなくそう】
各国内及び各国間の不平等を是正する

11 住み続けられるまちづくりを

【住み続けられるまちづくりを】
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

12 つくる責任 つかう責任

【つくる責任つかう責任】
持続可能な生産消費形態を確保する

13 気候変動に具体的な対策を

【気候変動に具体的な対策を】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

14 海の豊かさを守ろう

【海の豊かさを守ろう】
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

15 陸の豊かさを守ろう

【陸の豊かさを守ろう】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

16 平和と公正をすべての人に

【平和と公正をすべての人に】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

17 パートナリープで目標を達成しよう

【パートナーシップで目標を達成しよう】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：持続可能な開発のための2030アジェンダ(外務省仮訳)を基に作成

(2) 関係性対応表

各施策の方向性がSDGsのどのゴールにつながっているかを一覧で示しています。

						
1-1 こどもの権利が守られ、こどもたちが自分らしく育つ環境づくり						
こども・若者の意見を尊重する取組の推進	●	●	●	●		
こどもの命と安全を守る児童相談支援体制の構築	●		●	●		
こども・若者が安全・安心に過ごせる多様な居場所づくり	●	●	●	●		
「貧困の連鎖を断ち切る」相談支援体制の充実	●	●	●	●		
1-2 こども・子育て家庭を地域や社会全体で支える環境づくり						
妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支える支援の充実			●			
こどもの健やかな成長を支える保健体制の充実			●			
仕事と子育ての調和がとれた暮らしの実現			●		●	
こども・若者の健やかな成長と子育てを支える地域づくり			●	●		
1-3 豊かな人間性と確かな学力を身に付け、グローバル社会を創造的に生きるこどもの育成						
予測困難な未来社会を創造的に生きる力の育成				●		
世界とつながる国際都市おおたを担う人財の育成				●	●	
確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成			●	●	●	
こどもたちの可能性を引き出す学校力・教師力の向上			●	●		
1-4 一人ひとりが自分らしく学べ、個性と能力を伸ばす教育環境の整備						
自分らしくいきいきと生きるための学びの支援	●			●	●	
柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境づくり			●	●		●

										
			●						●	●
			●						●	●
									●	●
									●	
	●								●	
				●					●	●
	●	●		●						●
			●	●	●	●				
			●						●	
	●									
			●						●	
●		●		●				●		

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
2-1 高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備						
高齢者の見守り体制の強化・推進			●			
共生と予防を軸とした認知症高齢者への支援			●			
高齢者の就労・地域活動の支援	●		●			
介護人材対策の推進と介護サービス基盤の充実			●			
2-2 本人の意思に寄り添う権利擁護の推進						
権利擁護の正しい理解と周知啓発			●		●	
地域の担い手の育成と相談体制の拡充			●			
地域連携ネットワークの強化			●			
2-3 障がいの有無等にかかわらず、安心して暮らせる支援の充実						
相談支援体制の充実・強化			●			
障がい者等の地域生活の支援			●			
障がいへの理解の推進			●			
2-4 人や地域とのつながりでお互いに支えあう体制づくり						
多様な主体が参加する 支えあいのネットワークの構築			●			
自治会・町会との連携・協働の更なる推進						
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			●			
分野横断の包括的な支援体制の強化	●		●			
2-5 人々の相互理解と交流の促進						
国際理解・国際交流の推進				●	●	
コミュニケーション支援及び 外国人区民も暮らしやすい生活環境整備	●		●	●		
人権と多様性を尊重する意識の醸成					●	

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
				●						●
			●	●						
	●			●						
	●			●						
			●						●	
									●	
									●	
			●							
			●	●						
			●	●						
				●						
	●	●	●	●					●	●
			●	●						●
			●							

	1 貧困をなくそう	2 ゼロ飢餓を ゼロに	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に
2-6 地域全体での健康づくりの推進と地域医療の充実						
生涯を通じた心身の健康づくりの推進			●			
科学的根拠に基づく健康啓発の展開			●	●		
健康に関する安全・安心の確保			●			
2-7 スポーツの楽しさが広がる環境の整備						
誰もがスポーツを楽しめる機会づくり			●	●		
ニーズに即したスポーツ環境の整備			●	●		
2-8 心ときめく豊かな地域をつくる 文化資源の創造と継承						
文化芸術に親しむ機会の創出				●		
地域の文化資源の保存・活用の推進				●		
2-9 生涯にわたる学びの支援						
個人の学びの充実				●		
学びを通じたつながり・活用の場の創出				●		
地域の学びを支える環境整備				●		
図書館機能の充実				●		

7 エネルギーもみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	●									●
				●						
				●						
				●						
			●							
			●							
			●							
			●							

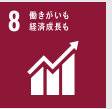
	1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
3-1 脱炭素化の推進と豊かな自然の継承						
脱炭素ライフスタイルへの転換						
脱炭素まちづくりの推進						
豊かな自然の継承						●
3-2 持続可能な循環型社会の構築						
3R + Renewableの推進						
3-3 区内企業の自己変革の促進						
変化への対応・高付加価値化						
脱炭素化・デジタル化の促進						
3-4 ものづくりの次世代への承継と立地支援						
基盤技術の維持、次世代への承継とものづくり人材育成・確保				●		
立地・拡張ニーズへの対応と、産業と暮らしの調和						
3-5 新たな挑戦への支援と企業同士の交流・連携機会の創出						
新たな挑戦への支援（創業支援）						
産業交流拠点の形成						
イノベーション創出の推進						
3-6 活気あふれる商店街づくりと魅力ある観光資源の創出・発信						
商店街の持続的な運営とにぎわい創出等の支援						
区の魅力の発信と来訪者の利便性向上						

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
●		●		●	●	●				●
●		●		●	●	●				●
				●		●	●	●		●
				●	●	●	●			●
	●	●								
	●	●								
	●	●		●						
	●	●		●						
	●	●		●						
	●			●						●

	1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
4-1 災害に強く回復しやすい減災都市の実現						
倒れないまちづくりの推進	●					
燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進	●					
橋梁の強靱化による発災後の道路ネットワーク確保、復旧の強化	●					
多様な整備手法による無電柱化の推進	●					
水害から命を守る高台まちづくりの推進						
4-2 地域力を活かした防災対策の推進						
区民の生命・身体を災害から保護する救命・救助・救護体制の構築			●			
多くの区民が成果を共有できる普及環境の構築と防災意識の高揚			●		●	●
必要な方に物資を供給できる物流体制と生活系廃棄物処理体制の構築			●		●	●
災害ケースマネジメントの実施準備			●		●	
4-3 治安がよい美しいまちの実現						
地域団体及び関係機関との連携・協力による区民の安全・安心の確保						
特殊詐欺被害、消費者被害防止に向けた取組の強化						
喫煙対策及び環境美化の推進			●			
4-4 地域の魅力を活かした拠点づくり						
蒲田駅周辺のまちづくり						
大森駅周辺のまちづくり						
身近な地域の魅力づくり						

7 エネルギーもみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		●		●		●				
		●		●		●				
		●		●		●				
		●		●		●				
		●		●		●				●
				●		●				●
				●		●				●
				●		●				●
				●		●				●
●	●	●		●		●				●
●	●	●		●		●				●
●	●	●		●		●				●

						
4-5 誰もが移動しやすく利便性の高い多様な交通ネットワークの形成						
新空港線の整備促進						
区内公共交通の改善			●			
広域的な道路ネットワークの整備推進	●					
誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境の整備			●			
街なかのバリアフリー化の推進			●		●	
4-6 誰もが快適に暮らし過ごせる都市基盤と住環境の整備						
生活道路等の整備	●					
新技術等を活用した予防保全型の橋梁の維持管理						
安心で快適な住環境の確保	●		●			
空家等対策の推進						
年齢層に合わせた交通安全教育機会の充実						
自転車等利用総合対策の推進						
4-7 世界と日本をつなぐ空港臨海部のまちづくり						
移動しやすく、働く場所・遊ぶ場所として魅力ある空港臨海部の形成						
HANEDA GLOBAL WINGS のまちづくり						
4-8 多彩で魅力ある公園・緑地づくり						
誰もが利用したくなる魅力ある公園の実現に向けた仕組みづくり						
大規模公園・緑地の魅力向上						
身近な公園・緑地の魅力向上						
4-9 水とみどりのネットワークでやすらげる環境づくり						
みどりの保全、創出、活用の推進			●	●		
魅力的な水とみどりのネットワークの形成・拡充						
河川の水質浄化対策の推進						

											
	●	●		●		●					●
				●		●					
		●		●		●					
				●		●					
			●	●							●
				●	●						●
					●						
				●							
	●	●		●		●					
		●		●	●						●
				●							●
				●		●	●	●			●
				●		●		●			
				●							

大 田 区

持続可能な自治体経営実践戦略

第1章 策定の背景と目的

区は、平成20年に策定した基本構想を実現するための基本計画の着実な推進に向け、大田行政経営プラン（平成21～23年度）、大田区経営改革推進プラン（平成24～26年度）、新大田区経営改革推進プラン（平成27～30年度）を策定し、様々な経営手法を取り入れながら不断の経営改革に取り組んできました。

その後、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。そのような中、令和3年7月に「持続可能な自治体経営*に向けた取組方針」を定め、限りある経営資源*を効果的・効率的に配分し、新たな価値と魅力を生み出しながら、この大きな困難を乗り越えてきました。

令和6年3月に新たな基本構想を策定し、区がめざすべき将来像実現のため、この度、基本計画を策定し、基本目標を実現するための施策を定めたところです。その施策を推進するために実施計画で定めた事業の実施に当たっては、区の経営資源を最適化し、最大限に活用することで、持続可能な自治体経営を実践する必要があります。このため、持続可能な自治体経営実践戦略（以下「本戦略」という。）を策定します。



第2章 経営理念

本戦略を進めるため、区として持続可能な自治体経営を実践する上で、最も大切にする考え方や価値観としての「経営理念」を次のとおり定めます。

すべての活動でSDGsに貢献

- ✓ SDGs未来都市*として、SDGsとのつながりを重視し活動します。
- ✓ 区民、地域団体、民間企業等、多様な主体とSDGsを共通目標とした連携・協働*を進めます。

徹底した区民の目線で質の高いサービス提供

- ✓ 区民ニーズを精緻に把握し、効果検証を徹底することで施策を研ぎ澄まし、区が持つ経営資源を最大限活かして心あたまる質の高いサービスを提供します。
- ✓ 職員一人ひとりが高い倫理観を持って、区民の目線で考え行動し、区民からの信頼感のもと区民満足度を向上させます。

時流の変化をいち早く捉えたしなやかな対応

- ✓ 庁内が連携し、スピード感を持って変化に対応することで、進化を続ける組織を構築します。
- ✓ 将来にわたり選ばれる自治体であるために、先を見据えた施策展開により、新たな価値と魅力を生み出します。
- ✓ これまでの経験を活かした備えを平時から徹底することで、災害や新たな感染症の蔓延など突発的かつ緊急的な事態においても、柔軟かつ力強く対応します。

第3章 取組の柱

本戦略では、次の視点を柱に据えて、持続可能な自治体経営*を実践します。

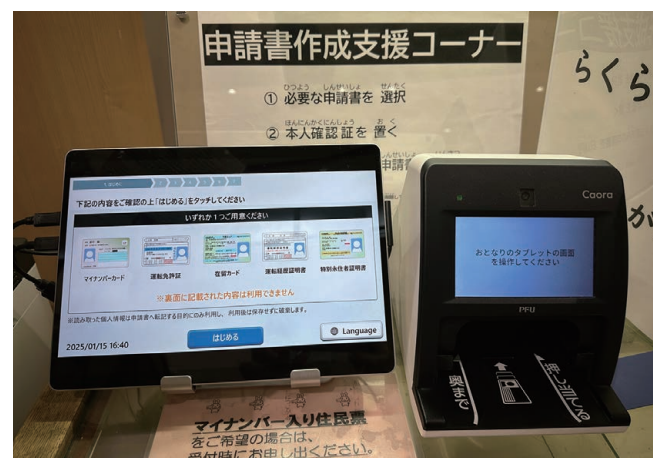
1 職員力に基づく組織力の向上と業務の効率化

少子高齢化による労働力人口の減少に伴い、計画的な職員の確保がより困難になることが予想される中、区の施策を着実に推進するには、職員が高い意欲を持ち、いきいきと働き続けられる環境が重要です。そのため、職員一人ひとりを重要な資本と捉える人的資本経営の発想を取り入れ、職員が能力を最大限に発揮できるよう、エビデンスに基づく政策立案（EBPM*）能力の向上をはじめとした人材育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備し、組織力の向上につなげ、質の高い区民サービスを提供します。

また、区民サービスの向上に加え、業務の効率化に資する「自治体DX*」やアウトソーシング*手法を活用するとともに、「効果（アウトカム）」を重視した事業の検証・評価等により効果を最大化し、既存事業の統廃合を含めた事業の見直し・再構築を進めます。



新任主任研修（政策形成基礎）



「書かない窓口」を実現する申請書作成システム

取組の例 人材育成、自治体DXの推進、EBPMの推進、行政評価、アウトソーシング手法の活用と検証 など

2 多様な主体との連携・協働*の推進と戦略的な情報発信

満足度の高い区民サービスを提供するためには、区民の声を区政に反映するとともに、大田区に関わる多様な主体それぞれが持つ特性や強みを活かすことが重要です。そのため、区民活動団体や民間企業等との連携・協働を更に推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を実現します。

また、地域ブランディングを一新し、区内外にまちの魅力を発信する戦略的なシティプロモーション*により、区のイメージや価値を高め、人やモノ等と呼び込み、定住性の向上、転入の促進等につなげるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、ホームページやSNS*など多様な媒体を活用し、様々な世代やターゲットに合わせた、誰にでも伝わる情報発信に取り組みます。



基本計画・実施計画策定に向けた区民ワークショップ

取組の例 区民協働、公民連携、シティプロモーションに資する情報戦略、誰にでも伝わる情報発信 など

3 強靱な財政基盤の構築と公共施設マネジメント*の推進

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。そのため、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率*の適正水準を維持するとともに、計画的な基金*残高の確保や特別区債*の戦略的な活用など、財政対応力の堅持に向けた努力と工夫を行い、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。



大森北四丁目複合施設（スマイル大森）

また、公共施設全体の状況を把握し、長寿命化改修、既存施設の有効活用、複合化・多機能化の推進、公民連携手法の活用など、人口構成や地域の状況の変化を捉えた効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進します。

取組の例 基金運用、受益者負担*の適正化、補助金の適正化、施設マネジメント・施設評価 など

用語解説

- 自治体経営…P215 ●EBPM…P223 ●自治体DX…P215
- アウトソーシング…P210 ●協働…P211 ●シティプロモーション…P215 ●SNS…P224
- 公共施設マネジメント…P213 ●経常収支比率…P212 ●基金…P211 ●特別区債…P219
- 受益者負担…P216

用語解説

用語解説

あ行	
アウトソーシング	民間事業者等の有する事業運営上のノウハウを活用し、区民サービスの向上をめざす取組。
アウトリーチ	「手を伸ばすこと」を意味する英語から派生した言葉で、公的機関や文化施設などによる地域への出張サービスのこと。
空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定められた、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
イノベーション	「技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」など定義は多岐にわたるが、総合計画では地域課題解決につながる新たな技術等のことをいう。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的によい状態にあることで、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。
雨水の浸透機能	緑地、植栽、農地等の土壌や透水性の舗装等により、雨水を浸透・貯留させる機能。
埋立島部	平和島、東海、昭和島、京浜島、城南島を指す。
オープンイノベーション	「技術を求める組織と、技術を持つ組織が出会い、新しい価値を創造するための手段」など定義は多岐にわたるが、総合計画では単なる受発注関係にとどまらず、新たに生み出したい価値を共有した上で多様な主体と区内企業とが連携して新製品等の開発に取り組むことをいう。
オープンスペース	一般に開放されている公共性の高い空間。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス（二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、フロンガス等）。
か行	
カーボンハーフ	温室効果ガス排出量を50％削減すること。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることによって、排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた中期目標として設定されることが一般的である。区では「大田区脱炭素戦略（令和5年3月策定）」において、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比でカーボンハーフをめざすことを定めた。

外国語教育指導員	外国語活動における指導の提案や英会話の実演を行う、原則として英語を母語又は公用語として使用する指導員。
回遊促進	地域内を渡り歩き移動する・歩き回るといった行動を促すこと。
かかりつけ医	健康に関することを相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
核家族化	夫婦のみの世帯、または夫婦（ひとり親の場合も含む）と未婚のこどものみの世帯が増加する現象。
仮想空間	インターネット上に構築された三次元の仮想世界。ユーザーがアバターを通じて自由に活動し、他者と交流することが可能。メタバースともいう。
管理不全空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項で謳われている、適切な維持管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家に該当することとなるおそれのある状態にある空家等をいう。
基幹財源等	区の歳入の基幹となる特別区税・特別区交付金・税連動交付金等のこと。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられるものであり、財源の年度間調整を図る機能の一つのこと。
帰宅困難者	大規模地震の発生により、公共交通機能等が当分の間停止又は低下した場合、区内に滞在している外出者のうち、自宅が遠距離にあること等により、容易に徒歩で帰宅できない人。内閣府中央防災会議では、おおまかな定義として、帰宅距離が10km以内は全員「帰宅可能」、10kmを超えると「帰宅困難者」が現れ、20kmまで1kmごとに10％ずつ増加、20km以上は全員「帰宅困難」としている。
喫煙禁止重点対策地区	「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」に基づき、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認められ、指定される地区のこと。喫煙禁止重点対策地区では、歩行中及び自転車等運転中に限らず喫煙が禁止される。
技能系	自動車運転・介護指導・警備・調理・用務等の職務。
キャッシュレス	現金を使用せず、口座振替やクレジットカード、電子マネー等の利用により支払いを行う決済方法のこと。
旧耐震基準	昭和56年5月31日まで用いられていた耐震基準。
狭あい道路	建築基準法第42条第2項の規定により指定された幅員4m未満の道路のこと。
協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供しあい、協力して取り組むこと。
共同化	総合計画では、複数の宅地を一つの宅地（敷地）にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用することをいう。

協働的な学習 (協働する学習)	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら行う学びのこと。
緊急医療救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね72時間までの間、災害拠点病院等病院の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ(傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること)と軽症者の治療を行う場所。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。
ランドデザイン	めざすべきまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性と取組を示したもの。
グリーンインフラ	住みやすいまちをつくる社会基盤施設(インフラ)に、海、河川、池、緑地等の自然環境(グリーン)が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組。
グローバル人材	「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー」を主な要素とし、このほか、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等を兼ね備えた人材のこと。
経営資源	継続的・計画的に事業を実施するために必要となる、ヒト・モノ・カネ・情報などの資源。
軽症者救護所	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災直後からおおむね72時間までの間、学校の敷地内等に開設し、地域医療関係者と連携してトリアージ(傷病者の状態の重症度や緊急度を判定して治療の優先度を付けること)と軽症者の治療を行う場所。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減できない経常的経費に、地方税等の経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定するものであり、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標のこと。
現員数	現に在職する職員数から休職、育児休業などの大田区職員定数条例で定める定数外職員を除いた職員数。
健全性判定	損傷の種類や範囲、数などから橋の健康状態を判定すること。
権利擁護支援検討会議	支援者が権利擁護に関して悩むケースや複雑な課題のあるケースに対して、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で今後の支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、専門職等から助言を得ることを目的とした会議。
広域連携軸	幹線道路及び鉄道等を骨格とした都市間の連携や交流の促進及び強化に資する広域交通ネットワーク。
高規格堤防	従来の堤防より幅が広く(堤防の高さの30倍程度の長さを堤防として整備)、災害発生時において壊滅的な被害を防ぐことができる堤防のこと。高規格堤防の上には、新たに良好な住環境が形成でき、周辺住民等の避難場所としての機能を発揮する。
公共交通不便地域	大田区では、鉄道駅から500m以上かつバス停からも300m以上離れている地域を、公共交通不便地域と設定している。

公共施設マネジメント	自治体経営の視点から、公共施設を総合的かつ計画的に管理・運用及び利活用する仕組みのこと。
合計特殊出生率	1人の女性(15歳から49歳)が一生の間に出産するこどもの平均人数。
公債費負担比率	地方債の返済に充てられる経費が、区の一般財源全体に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標のこと。
交通結節点	異なる交通機関(又は同じ交通機関)が相互に連絡し、乗換えや乗継ぎができる駅などの場所。
高度利用	都市計画又は建築基準法に基づき、道路、公園、広場等の適正な整備と併せて建築物の容積率又は高さの制限を緩和することにより、土地をより高度に利用すること。都市部など土地利用が限られる場所で、土地や建物を最大限に活用するための方法。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園の質の向上・公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法として、飲食店・売店等の設置と、そこから生じる収益を活用してその周辺の園路・広場等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。民間事業者の資金の活用により、公園管理・運営に関する行政の財政負担軽減も期待できる。
合理的配慮	障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のこと。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における「合理的配慮」は、障がいのある人や家族等から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施に当たり、過重な負担がないものとされている。
コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因(死亡、出生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。
国際都市おおた	区では、「世界中の人々が訪れたい魅力やおもてなしの心と、誰もが暮らしやすく平和で豊かな生活、そして羽田空港を通じた世界との多彩な連携により生み出される産業や文化のにぎわいを、地域力を活かして創造する都市」と定義している。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。
子育て	こどもが主体的に育つこと。
こども施策	こどもの健やかな成長に対する支援や子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための支援を主な目的とする施策に加え、これらと一体的に行われる施策を含む、こどもや若者に関する幅広い取組。
こどもの権利	日本を含む世界196の国・地域が締結している「児童の権利に関する条約」では、18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。4つの大切な考え方として、①差別の禁止、②こどもの最善の利益、③命を守られ成長できること、④こどもの意見の尊重、がある。

こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
こども（・若者）の最善の利益	こども・若者にとって最もよいこと。
個別避難計画	災害発生時に避難行動要支援者が避難できるよう「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方」等を記入する計画。
コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉。

さ行	
サーキュラーエコノミー	製品、素材、資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、生産と消費における資源の効率的な利用を促進することによって資源利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生及び有害物質の環境中への放出を最小限にする経済システムのこと。
災害ケースマネジメント	被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組。
再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー（自然エネルギー）のこと。石油、石炭などの化石エネルギーと異なり、CO ₂ （二酸化炭素）を排出しないクリーンなエネルギー。
在宅避難者	単に災害時に自宅等で生活を行っている人を広く指すものではなく、災害によるガスや水道といったインフラの途絶や物流網の途絶、家屋への被害等のため、自らの備蓄を利用し、あるいは何らかの支援を受けて避難生活を送る人。
サプライチェーン	商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、商品が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」のこと。
参加支援	本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援。
産業集積	一つ、あるいは複数の産業に携わる企業群が地理的に集積して、一つの産業構造を形づくること。
自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していかうとする態度や考え方。
次世代クリーンエネルギー	有限な資源である化石燃料に代わり、CO ₂ 排出量が少ない、またはCO ₂ を排出しない新しいエネルギーのこと。再生可能エネルギーや将来的に社会実装が期待される水素エネルギー等を含む。
次世代モビリティ	自動運転に代表される先端テクノロジーを活用した進化型の移動手段。
自然共生社会	生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる「自然と共生する社会」のこと。

自治会・町会	住民が住んでいるその土地（地域）を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助けあいと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
自治体経営	自治の権能を与えられた公の団体について、持てる資源を効果的・効率的に配分し、活動を持続させること。
自治体DX	行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。
自治体SDGsモデル事業	SDGs未来都市の中で実施予定の先導的な取組として選定されるもので、地方公共団体によるSDGsの基本的・総合的取組の中でも特に注力的に実施する事業。また、SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業のこと。
指定管理者制度	公共的団体に限らず民間事業者やNPO法人なども、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。施設の運営に民間の保有する多様な人材やノウハウを活用することで、区民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としている。
シティプロモーション	区の直面している現状や課題を踏まえて地域ブランドを捉え直し、内外にまちの魅力を発信することで、区のイメージや価値を高め、人やモノなど呼び込み、地域経済の活性化や住民協働の醸成などにつなげる活動。広報活動やPR活動を行うことなどがその内容である。
自転車ネットワークのミッシングリンク	自転車ネットワーク計画路線のうち、未整備区間によりネットワークが途切れ、連続性が確保されていない箇所のこと。
児童虐待	保護者によってこどもに加えられた行為の中で、こどもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為。大きく4つ（①身体的虐待、②育児放棄（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待）に分類される。
児童相談所	区市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される行政機関。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シニアステーション	高齢者の元気維持・介護予防のための事業であり、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターとの強い連携により、相談から適切なサービスへの切れ目のない支援を提供している。
社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）	貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方。「社会的排除」の解消を表す言葉。
住工の調和	工業の発展を図りながらも住環境への影響にも配慮して、工場と住宅が共存し、調和した環境を築くこと。

重層的支援会議	社会福祉法に基づき、一つの制度利用や支援機関だけでは解決が難しい課題を持つ区民（世帯）に対して、関係支援機関が集まり、チームで支援する体制を検討する会議。
重層的支援体制整備事業	令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する事業のこと。
住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条で定められた低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。
修復型まちづくり	地域コミュニティを壊さずにまちづくりを着実に進めるため、個別の事情を尊重し、協力が得られたところから道路拡幅や、不燃化建替え等の事業を推進するまちづくり手法。
終末期医療	病気や老衰で余命がわずかな人たちの残りの人生を充実した豊かなものにするケアのこと。人生の最期を自分らしく過ごし、満足してそのときを迎えることを目的としている。
受益者負担	公共サービスの提供を行うには、施設の維持管理費や人件費などの経費が伴うため、サービスを利用する人（受益者）に応分の対価を負担いただく考えのこと。
主観的健康感	医学的な健康状態ではなく、自らの健康状態を主観的に評価する指標。
主体的な学習	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていくような学び。
循環型社会	第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
省エネ	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源を守るため、エネルギーを無駄なく効率よく使うこと。「省エネルギー」の略。
省エネ機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するもの。省エネ機器等助成事業では、都市ガスから電気とお湯をつくる家庭用燃料電池（エネファーム）等のこと。
情操	美しいもの、すぐれたものに接して感動する、情感豊かな心。道徳的・芸術的・宗教的など、社会的価値を持った複雑な感情のこと。
消費者力	安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために必要な情報を集め、その集めた情報を活用し消費者自らが主体となってよりよい選択をする力。また、消費者被害の防止・救済に向けて「気づく」「断る」「相談する」という実践的な力。加えて、周囲をサポートし、エシカル消費（地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動）など社会への参画や共創・協働の当事者として地域に働きかけていける力。
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。

食品ロス	本来食べられるにもかかわらず廃棄される食べ物のこと。食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費、廃棄等の各段階において発生する。食品ロス削減は、単に「まだ食べられるのにもったいない」だけではなく、ごみ量の削減や廃棄処理に伴う温室効果ガス発生抑制など多くの課題解決につながる。
シルバー人材センター	60歳以上で、自らの能力や経験を活かした仕事をしたい方が会員となっている公益社団法人で、会員向けに短期又は軽易な就業の機会を提供している。
新空港線	平成28年の交通政策審議会答申第198号に示された「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置付けられた鉄道路線の1つ。区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、羽田空港及び都心部、埼玉方面へのアクセス強化などの効果が期待される。
人口ピラミッド	国や地域の人口分布を、男女別・年齢別にグラフにしたもの。
新耐震基準	昭和56年6月1日に導入された耐震基準。
垂直避難	浸水位よりも建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所に移動すること。
スカム	川底に堆積した汚濁物質が、有機物の分解などによって発生する硫化水素やメタンガスの浮力によって水面上に浮上したもの。
スタートアップ	新しい技術等を有し、成長をめざす企業のこと。
ステークホルダー	利害関係を持つ人や組織。
スポーツ健康都市	区がめざすまちの姿を広く意思表示するために示した宣言の名称。区民がスポーツを通じて健康で豊かに暮らし、賑わいと活力に満ちているまちのこと。
スポーツ推進委員	スポーツ基本法に基づき、区におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。
スリーアール 3 R	「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指す。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。
生成AI	大量のデータを学習し、文章や画像などを自動生成する人工知能技術。新しいコンテンツを人間のように作り出す。
成年後見制度	認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者に、本人の契約や各種手続を法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面でも支援し、本人の権利や財産を守る制度。
生物多様性	様々な生態系が存在すること、及び生物の種間・種内に様々な差異が存在すること。今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

ゼロエミッション	あらゆる廃棄物や原材料などを有効活用することにより、人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすること。
創エネ	太陽光発電、水力発電、風力発電等により電気を自ら創ること。「創エネルギー」の略。
総合防災訓練	大規模災害から区民の命と財産を守るために、区、防災関係機関、地域住民等が相互に連携し、有事に際して即応できる体制の確立と、防災意識の普及啓発を図ることを目的に実施する訓練。
た行	
体感治安	刑法犯認知件数などでは測れない、区民の治安に関する認識のこと。
退職不補充	退職者に代わる新規採用を行わないこと。
耐震性能照査	地震に対して構造物の安全性がどの程度確保できているのかを確認すること。
高台	浸水位よりも地盤や建物等の床が高く、浸水に対する安全性の高い場所。
脱炭素	人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させ、排出量を実質ゼロにすること。
多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
団塊ジュニア世代	昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれの人。
男女共同参画	男女がお互いに人権を尊重しあい、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。
単独地中化	各電線管理者が自らの費用で管路設備を敷設し、無電柱化する方式のこと。管路等は道路占用物件として、電線管理者が管理する。
地域共生社会	平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、こども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働意識を持った住民による社会。
地域づくり支援	地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援。
地域包括ケアシステム	高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組み。
地域包括支援センター	介護や生活支援が必要な高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療、介護、保健の専門職が連携してサポートするための相談機関。
地域旅客運送サービス	路線ネットワークの構築や、運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便増進を図る事業。

地域連携ネットワーク	地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討、支援等を専門的な観点により多角的に行うネットワーク。
蓄エネ	蓄電池等により電気を蓄えること。「蓄エネルギー」の略。
中央図書館	図書館サービス網の中核として地域図書館を統括するとともに、時代の変化に応じたサービス向上に取り組めるよう、図書館全体を牽引していくセンター的役割を持つ図書館。
定時償還方式	特別区債の元金を毎年度償還していく返済方式のこと。
デジタル受発注プラットフォーム	大田区企業の強みである「仲間まわし」及び試作・研究開発力を活かしてより良質な案件獲得をめざす、デジタルツールを活用した受発注相談の仕組みのこと。
デジタルデバイド	情報通信技術を利用できる活用能力や活用機会の有無によって生じる格差のこと。
テストベッド	新技術の開発における実証実験の場のこと。
デマンド型交通	利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
電線共同溝	設置及び管理を行う二以上の電力線、通信線等を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと。
東京ベイeSGプロジェクト	東京都が推進している、ベイエリア（臨海副都心エリア、中央防波堤エリア）を舞台とした大規模な都市開発及び再開発プロジェクト。
特定空家	空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定められた、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
特定健診	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
特別会計繰出金	一般会計から特別会計に資金を繰り出す場合に、会計間の振替支出の性格を持つ経費のこと。
特別区交付金	都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため都が交付するもの。
特別区債	施設整備等の資金調達に伴い負担する債務（一会計年度を超えるもの）、財政支出と財政収入の年度間調整や、住民負担の世代間の公平のための調整を図ることを目的とするもの。
都市計画	適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

な行	
仲間まわし (仲間まわしネットワーク)	金属加工において、切削、穴あけ、研磨、メッキなどの各工程を近くの工場にまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする共同生活住居。
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。凄まじい速度で生き物が絶滅しているなど「ネガティブ」の状態を、生物の種の数が増え回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくこと。生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月閣議決定）においては、令和12年（2030年）までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。
は行	
配分定数	各部局の所管する事務事業に係る職員数の合計。
はちまるごーまる 8050問題	ひきこもりの長期化により、子どもと親がともに高齢化し、社会的孤立から生活が立ち行かなくなる問題のこと。80代の親がひきこもりの50代の子の生活を支える状況に代表される。
羽田イノベーションシティ	大田区が、羽田みらい開発株式会社と公民連携によりまちづくりを進め、開業したまち（令和2年7月まち開き、令和5年11月グランドオープン）。
羽田エアポートライン株式会社	新空港線整備事業（第一期整備：矢口渡～京急蒲田間）の整備主体となることを想定し、大田区と東急電鉄株式会社の出資により設立された会社。
羽田空港跡地	羽田空港の沖合展開事業及び再拡張事業の実施に伴い発生した跡地。戦前までは行楽地として栄え、多くの人々が暮らすまちがあったが、戦後には連合国軍の接收によりこの地に暮らす3,000人あまりの人々が48時間以内に強制退去を強いられた歴史がある。現「HANEDA GLOBAL WINGS」のこと。
バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。
ヒートアイランド現象	都市独特の気象現象で、都市中心部の気温が局地的に高くなる現象のこと。人口の都市への集中による大気を冷やす森林や畑の減少、エアコンなどの人工的な排熱の増加で、都市部に熱が溜まるために起こる。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある方など、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
標準化死亡比	人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。ある集団の死亡率が、基準となる集団と比べてどのくらい高いかを示す比。
福祉教育	身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のため行動する力を養うことを目的として行われる教育のこと。

扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者の生活維持を図る目的で支出される経費のこと。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、建替え等の助成により不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
ふれあいパーク活動	地域住民及び企業等のボランティアが、区と協働して公園を自主的に管理することにより、公園が地域の財産として愛され、有効に活用されることを目的とした活動。
包括的相談支援	本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受けとめ、支援関係機関全体で行う支援。
防災広場	密集改善や通行における視界の確保（クランク部分）、延焼防止、消防活動場所の確保など防災性の向上に寄与する公共施設として整備している広場。大田区においては、羽田地区を中心に整備を進めている。
法指定踏切	踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定されている踏切。
訪日リピーター	訪日回数が2回以上の外国人の来訪者のこと。
ポストコロナ	新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の社会、経済、文化、生活様式などを指す概念。

ま行	
マーケティング力	商品が大量かつ効率的に売れるように、市場調査・製造・輸送・保管・販売・宣伝などの全過程にわたって行う企業活動の総称。市場活動。販売戦略。
マイクロプラスチック	一般的に5mm未満とされる微細なプラスチック。不法投棄やポイ捨てされたプラスチック製品は、紫外線や海の波の力など様々な自然環境によって劣化し、細かく砕かれてマイクロプラスチックとなる。マイクロプラスチックは非常に細かく、海中や海岸から回収することは困難な上分解されないため、半永久的に自然界に残る。海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。
みどり	大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで用いる「みどり」は、樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼などの「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校などの「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地などの「民間の緑の空間」に加え、そこに息づく様々な生き物、まちなかの歴史・文化資源など、都市の環境、暮らし及び文化などを支える幅広いもの。
みどり基金	区民・事業者と連携し、「大田区らしさを表すみどり」の保全・活用やグリーンインフラの事業推進など区内のみどりの魅力向上につなげることを目的とした基金。
みどり空間	公園・緑地や散策路など、豊かなみどりが整備されている空間のこと。

みどり率	緑被率に、水面が占める面積の割合と公園内の緑で覆われていない面積の割合を加えた割合。平成12年12月に東京都が策定した「緑の東京計画」に取り入れられた指標。
民生委員	厚生労働大臣の委嘱により、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の相談に応じ、援助を行い、社会福祉の増進に努める方々。児童委員を兼ねる。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
要介護・要支援認定	介護保険サービスの利用希望者が、介護が必要な状態であるか、どれくらいの介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、区が認定すること。介護保険の対象外の「非該当」、予防的な支援が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けられ、要介護5が最も介護が必要な状態。
要配慮者	高齢者、障がいのある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報の把握や一人で避難することが難しく避難行動が遅れたり、慣れない避難生活による病状等の悪化の可能性があるなど、避難生活などに配慮を要する人。
ら行	
ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計のこと。
リーマンショック	平成20年に米国の投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに起きた世界的な経済危機のこと。
り災証明書	地震、水害、風害など自然災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき区が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明する書類。
緑被率	緑の総量を把握する方法の一つで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のこと。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれる。
レファレンス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいは必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、調査等を手伝うこと。
65歳健康寿命	65歳の人が何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したもの。本指標では、障がいを要介護2以上とする。
65歳平均余命	65歳の人が平均してあと何年生きられるかの期待値。

アルファベット	
A I	人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。Artificial Intelligenceの略。
BOD	河川の水質汚濁の指標。水を汚している有機物を微生物が分解するときに消費する酸素量の値。生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略。
DV	配偶者（同居の交際相手も含む）など親密な関係にある者、又は以前親密な関係にあった者からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などもDVに含まれる。ドメスティックバイオレンス（Domestic Violence）の略。
DX	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。
EBPM	合理的な根拠に基づいて政策を立案すること。Evidence-Based Policy Makingの略。
ハネダ グローバル ウイングズ HANEDA GLOBAL WINGS	羽田イノベーションシティや都市計画公園をはじめとした羽田空港及び市街地との近接性を有する「第1ゾーン」と、羽田エアポートガーデンやソラムナード羽田緑地など、国際線地区に直結する「第2ゾーン」から成るエリアを指す。
HANEDA×PiO	区が羽田イノベーションシティ内に設置したイノベーション拠点。コワーキングスペースやイベントスペースの機能があり、交流からイノベーションを創出するためのスペース PiO PARK（交流空間）と社会課題の解決や新たなチャレンジに取り組む企業等が入居するテナントゾーンがある。
I C T	情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称で、それぞれの頭文字を取ったもの。
N P O	自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。特定非営利活動団体（Non Profit Organization）の略。
PB	公債費以外の歳出が、特別区債以外の歳入で賄われているかどうかを見るものであり、基礎的財政収支とも呼ばれるもの。プライマリーバランス（Primary Balance）の略。
PDCA	政策立案（Plan）、事業執行（Do）、検証・評価（Check）、見直し（Action）のことで、それぞれの頭文字を取ったもの。PDCAサイクルは典型的なマネジメントサイクルの一つである。
Recycle	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること。
Reduce	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を抑制すること。
Renewable	再生可能な資源に替えること。例えば、プラスチック製の袋や容器を、植物由来の素材で微生物により分解される性質も持つバイオマスプラスチック製に替えることなどを指す。
Reuse	使用済み製品やその部品等を繰り返し使用すること。

SDGs未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定される内閣府の制度。
SNS	インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。

令和7年(2025年)3月

発行 大田区 企画経営部
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電 話：03-5744-1735(直通)
FAX：03-5744-1502
<https://www.city.ota.tokyo.jp>
